京濱商工雜誌

第壹號

明治二十七年四月十八日發兌（毎月一回發行）

京濱商工雜誌社

京濱商工雜誌

第一號

明治二十七年四月十八日

發行の趣意

十九世紀の文明は急流直下の勢を以て世界を擧て一國とあし生存競爭の渦亂中に進入せしめ亦た昔時の如き長夜の安眠を許さず此の時に方りて我國は果して何等の針路を取りて之が競爭場裡を凌ぐべきか或は曰く我國は四面環海天然商業に適するの國なれば宜しく商業を以て立國の基礎とすべしと或は曰く我邦人は工藝美術の質に富む須く工業を以て立脚の地となすべしと又或は曰く我國は古來農を以て產業の要素とす宜しく之を以て根據とすべしと而して各個の問題に至りては輸出稅全廢論者あれば之に反對するものあり自由貿易論者あれば干涉貿易論者あり大仕掛工業を主張するものあれば小仕掛工業を唱導するものあり群議紛々乎として殆ど適從する所を知らず此時に際して吾人は本誌を發行して聊か經濟社會の指導を以て自ら任ぜんとす而して其の主旨とする所は一局に偏せず一派に局せず眼を經濟の全局に注ぎ時機の緩急に應じ問題の輕重に因りて以て之が方策を講ぜんとす何とあれば饒密複雜なる經濟界の事情は一局一派の理論によりて以て之を律すべからざるを知ればなり要するに今日の時勢は世界を擧て經濟的競爭の活劇中なれば期する所は優勝の彼岸に到着するにあり吾人究竟の目的は此經濟の大勢を利用して凌歐駕米光榮ある戰勝者たらんとするにあり而して其の方法の如きは臨機應變物により品に應じて畫策する所あらんとす若し夫れ本誌にして識者の贊助を得以上の目的に副ふことを得んか豈に獨り吾人の滿足のみならんや

祝辭

京濱商工雜誌ノ發刊ニ就テ

今ヤ帝國ノ臣民既ニ庶ナリ、內ハ製造ヲ興旺シ外ハ貿易ヲ擴充シ以テ富力ノ增進ヲ企圖セサルヘカラス、商工ノ業豈ニ忽諸スヘケンヤ、頃ロ高橋開作君京濱商工雜誌社ヲ設ケ、經濟ノ學理ト實勢トヲ記述シ以テ我カ商工業者ヲ利セントス、夫レ新聞雜誌

ノ事業タル自然看客ノ嗜好ニ投合スルニ流レ易ク而シテ實利實益ノ事ニ至テハ記シテ詳カナラス論シテ精シカラサルノ憾アル者亦尠ナカラス、商工雜誌果シテ能ク活眼ヲ開テ經濟ノ理勢ヲ通觀シ細大論述以テ營業生財ノ道ヲ指示シ以テ國家富強ノ基ヲ大成シ得ルヤ、苟モ實業雜誌トシテ刊行セラルヽモノハ理論ニ偏セス實際ニ暗カラス記事ヲ精確ニシ言責ヲ愼重ニスルヲ要ス、蓋シ社運ノ消長ハ其發行雜誌ノ實業社會ニ信用セラルヽト否トニ關スル甚タ大ナリ勵精努力セサルヘカラス、乃チ一言ヲ贈リテ之ヲ規シ以テ祝辭ニ代フ云爾

明治廿七年四月　　若宮正音

實業海の暗礁

首藤文雄

暗礁は動もすれば船舶を覆す者あり航海家の之を恐るる素より其處なり然れども有形の暗礁は豫め其所在を知るを得べく隨て又觸衝豫防の道おのづから非ずと雖も獨り無形の暗礁に至ては其所在を豫知すること難く隨て觸衝豫防の事亦甚だ困難なり無形の暗礁とは何ぞや實業海の暗礁即ち是れなり詳かに之を言へば嗜好の變化、物價の激動、秋收の豊歉、同業者の競爭等あらゆる經濟社會の變亂即ち是れあり

抑も經濟社會の事たる關係頗る複雜にして其進路を定むるの容易あらざること海路航行の比に非ず二三の實例を擧げて之を言へば東印度の紡績業者は我邦の同業發達の爲めに近年俄かに一大顧客を失ひたり是れ即ち競爭の暗礁に觸れたるなり而して昨年は又幣制改革の爲めに支那の大賣主を失ひたり是れ政變の暗礁に觸れたるなり其他支那茶の印度茶に壓せられ販路大に縮小せしは嗜好變化の暗礁に觸れたるなり昨年本邦生絲の輸出振はざりしは物價變動の暗礁に觸れたるあり若し頻はしきを厭はずして遂一此般の實例を擧示せんか恐らくは千百を以て算ふるに至らん而して此種の暗礁は今後も尚ほ續出すべく殆んど底止する處なかる可きあり

一二の輸出品たる生絲製茶等の如きも今後十年

二十年の間幸ひに觸礁することなく尚ほ其盛況を持續するを得べきか北海道の水產は魚類の爲めに壓せられ支那香港の市場より驅逐せらるゝことは無かるべきか燐寸、地席、陶器、磁器、漆器其他の雜貨類は販路尚ほ擴張せらる可きか天保時代の老商は輓近商化せる士流の爲めに得意を奪はるゝことは無かるべきか人口は次第に增加して四千百余万人に達したりと雖も移住殖民の事業は尚ほ振ばず人口充溢し職業缺乏を告くるの憂ひは無かる可きか彼れを思ひ之を想へば前途尚ほ幾多の大暗礁あるが如し實業海を航行する者豈に深く思はざる可けんや今や京濱間の有志者相謀り實業奬勵の目的を以て特に京濱商工雜誌發行の擧あり余は國家の爲めに深く之を悦ぶ者なり即ち所感を寄せて以て祝詞に代ふ

論說

商工業者よ告ぐ

維新以來甚だ進歩したるが如くにして其割合に進歩せざるは我商工業社會なり、彼等の多くは覇々たる洋館に店舗を張るに至れり、外人と直接に取引をなすに至れり、彼等は文明國民として天下に立ち世界の同業者と馳騁するに於て多くの後れを取るべき缺點を有す、斯く言はゞ世人或は先づ資力の缺乏を唱へん、然り、彼等は比較的に資力に乏し、然れども是れ必ずしも我商工業の進歩を遂げざる大原因には非ざるべし、其故は泰西商工業發達の歴史を鑑みば自ら釋然たらんのみ、英國商民が五大洋を商路とし六大洲を得意として商威を天下に奮ふ者は最初より饒多の資本を有せしに因るか、將た彼の工民が恰かも宇宙を礦穿して其生產物を海陸到る所に充滿せしむるに至れるは唯一個の資本の力に由りしか、何人も單に是れのみとは信せざるべし、彼等は實に異群の冒險心を有せり、非常の耐忍力を有せり、加ふるに世界的觀念を抱きつゝ愛國的共同進取の氣象を以てす、是れ彼等が自ら今日あるを致せる所以

ん、

然るに飜つて我商工業者を見るに、彼等は尚ほ鎖國的姑息の精神を脫する能はずして事をなすに常に山と誤魔化とを以てす、冒險心と耐忍力とは殆んど彼等に於て見るべからざるなり、剩さへ今は世界を以て自家の競爭場裏としながら、猶ほ自ら其地位を悟らずして苟且の設計に安んじ單獨に利己是れ事として復た我邦全體の利害如何を憂念せざるもの〻如し、看よ輕卒にも事業の設計をなして前途の時變も慮らざりし其結果は忽ち外國爲替相場の變動に遭遇して醜體百端、延ひて我邦商工業上の名譽を痛く毀損するもの往々あるにわらずや、外商の謀略と專恣とに對して嚴然共同的福利を鐵壁として之れと相對する能はず、獨り竊かに外商に結んで僅かに其の腹を肥しつ得たり顏するの猾商多々なるにわらずや、彼等の工業は畢竟外人の糟粕を模擬して其進步を衒ふに過ぎざるのみ、何ぞ進步とするに足らん、彼等の商業は畢竟外商の鼻息を窺ふて其顧使を甘んずるに過ぎざるのみ、何ぞ發達と云ふを得んや、苟くも志あるの商工業者は猶つて是等の弊事を治するに务めざるべからず、

就中京濱の商工業者は我邦商工業の代表者なり、諸氏の一舉一動は我邦一般の商工業如何を識別するの標榜たるべきものあり、諸氏の留意如何は大に我邦商工業の發達に關係すべし、諸氏請ふ苟くも世界的觀念を忘る〻勿れ、愛國的共同進取の德義を缺く勿れ、則ち庶幾くは商工業隆盛して國家富强なるを得ん歟、

新に實業家たらんとするものに勸告す

高橋生

輓近實業ある熟語は大に我社會に持囃さる〻に至りたるに或は官吏を止め或は政治家を止め或は學者を止めて爭ふて實業社會に乘出さんとするに至れり是れ古來利を云ふ事を以て士人の恥辱となしたる社會に取りては甚だ喜ぶべき現象なり殊に吾國は歐米各國との比較上諸般無形的の文明に至りては或は優るあるも劣ることなきも獨り富力の一點は遠く各國の下方に位し口惜しき次第あれば社會の傾向が斯くも富力の基本たる實業に注意するに至りしは誠に國家の爲め賀すべき事共なり乍併是等の徒は果して能く實業の眞髓を穿ち國富を增進せしむる點に於て亦た遺憾なきか予輩をして少く觀察する所あらしめば明治の始め諸侯其の封土を奉還せし後ち數十万の士族は其の附與されし僅々の秩祿によりて衣食し得ざるに至り往々公債証書を賣却し之を資本となして商業等を營むや元來無經驗の徒あれば如何でか滿足の効果を奏することを得ん失敗踵を旋さずして至り活路を失するもの許多ありしは世間皆な知る所なり之れ畢竟實業の素を養はずして輕舉盲動に出し結果なりと稱せざるを得ず今日實業に熱心し新に之に着手せんとするものは必ず多少の經驗を有し又は學問として之を修業したるものなれば決して所謂士族の商業の如き覆轍をば踐まざるべきも其の結果は殆ど同一に歸して進んでは國害を增進すること能はず退ては一家を起すこと能はさるに至らざるやを恐れざるを得ず其故は彼の新に着手せんとする者共を見るに往々今日の眞正の實業家等が巨萬の富を重ね一家福利に飽くを見て宋人の苗を扳くが如く直ちに之に模擬せんことを欲して彼等が幾多の千辛萬苦を經て今日の結果を得居るに着眼せず換言すれば富なるものは徹衣粗食勉勵力行の秋實なるを覺らずして所有方便に依賴して一攫以て之を得んとす此を以て是等の徒の利する所は必ず他の眞正ある實業者の損する所たり而して結局は失望蹉跌を以て終るに過ぎざるあり

左れば予輩が是等の徒に向つて警戒せんと欲するは大凡物は必ず相當の順序によりて進行するものあれば一足飛びに紳商となる希望を止めて着實漸進主義に依據して以て其の業に從ふにあり何とあれば社會の業體は何れも專門ありて酒屋は酒屋餅屋は餅屋なれば如何に辯說に巧に世才に長ずるものと雖も新に實業に就かんとするに方りては始よりの和尙なく矢張素人たるを免れさるを以て居常實業家の生徒たる覺悟にて能く諸般の業體に注目し經濟の道理に準據して地堅き實業家とならんこと肝要なりとす

若し然らずして始より政商的に若くは役人風に又は無鐵砲なる投機的に實業界を航せんとするか必ずや暗礁に乘り上て無慘なる最後を遂ぐると恰も彼の士族の商業と同じく失敗の代名詞たるに終らんは知るべきのみ希くは新に實業に就かんとするもの能く愼重の注意を以て事に從ひ直接には一家の繁榮を圖り間接には國家の富力を增進せしめられんことを

寄書

左の一編い熱心生が昨年の夏季取調べたるものな

りとて本社に寄せられたり之を寄書欄に掲げ以て大方の瀏覽に供す　記者識るす

我國外國貿易に對する藥材製藥類の位置　熱心生取るに原料多く製するに技術者のなき國に於ては望むも詮なしと雖も本邦の如く氣候温和にして植物繁茂するの國に於て生産物より生じ來る所の利益を收むるに敏ならざるは吾人の甚だ遺憾に堪へざる所なり、而して藥材、製藥類（染料、彩料を含有す以下之に倣ふ）の貿易品に至つては殊に最も其盛の多きものあり、試みに明治元年以來我國の貿易統計表を開ひて見よ、總輸出の金額は總輸入の金額に超過して些少の利益だも他邦に歸することあるを知らん、然りと雖も詳かに其内情を調査し來れば生絲、茶、羽二重等の如き主要品か與つて此の勢に至らしめたるものにして、其他のものに至つては輸出減少の姿を呈したるなり、若し一家揃ふて商業を營み兄に於て非常の利益を得たるも弟に於て多額の損失をなしたりとせんか、畢竟何の益する所かあらんや、弟たる者宜しく兄に劣らざるの奮發心ありてこそ一家の盛運も望むべく一國の繁昌も期すべきあり今日ありと雖も明日の知る能はざる我國外國貿易上に於ては生糸、茶等の製造者が銳意その業の發達に盡力するを藥材、製藥類の製造者が傍觀拱手してその業を勵まざるのみあらず甚だしきに至つては自己の物品をして外に擴むるの勇氣は少しもあるあく、却つて得意顔に外品を取次ぎて、我は日本屈指の藥材商なり、貿

年次	總輸出	總輸入
	圓	圓
元年	一五、五五三、四七三	一〇、六九三、〇七二
二年	一三、九〇八、九七八	二〇、七八三、六三三
三年	一四、五四三、〇一三	三三、七四一、六三七
四年	一七、九六八、六〇九	二一、九一六、七二八
五年	一七、〇二六、六四七	二六、七一四、八一五
六年	二一、六三五、四四一	二八、一〇七、三九〇
七年	一九、三一七、三〇六	二三、四六一、八一四
八年	一八、六一一、二一一	二九、九七五、六二八
九年	二七、七二一、五二八	二三、九四一、六七九
十年	二三、二四八、五二二	二七、四二〇、九〇三

既往廿五年間輸出入價額一覽

年次	輸出	輸入	差引超過●は輸出○は輸入
	圓	圓	圓
元年	二四七、八〇八	二〇六、六六一	四一、一四七●
二年	二六五、四〇三	三七二、二六九	一〇六、八六七○
三年	五六七、三四八	三二七、〇二二	二四〇、三二七●
四年	三〇二、四二三	五八六、六〇七	二八四、一八四○
五年	二六八、七三二	八五九、二七三	五九〇、五四一○
六年	三〇三、四一三	九四〇、四八九	六三七、〇七六○
七年	四七七、九四	九四九、一〇四	四七一、一〇〇○
八年	三八五、三六一	一、三三九、二二五	九五三、八六四○
九年	四七九、〇五八	八八二、三二八	四〇三、二七〇○
十年	五九三、九三三	一、一七九、四九二	五八六、五六九○
十一年	七三五、八二四	一、四一七、〇三六	六九一、二二三○
十二年	八八七、八五三	一、四七九、〇一〇	五九一、一五八○
十三年	一、〇七三、四三五	一、八六七、〇五七	七九三、六三二○

我國明治元年より一昨廿五年までの廿五ヶ年間に於ける外國貿易の輸出入は前表出せる如くにして總輸出九億千百餘万圓、輸入は九億二千餘万圓、合計卽ち貿易高は十八億三千二百餘万圓、廿五ヶ年を通計すれば輸入の輸出より多かりしと九百餘万圓にして一目輸出の少き樣に思はるれども明治十五年以來廿三年を除くの外は一年たりとも輸入の多かりし年あく一昨廿五年の、

年次	輸出	輸入
	圓	圓
元年	二、五五、八〇八	二、九八、二四〇
二年	二、六五、四〇三	二、八一、七五七、七七〇
三年	三、五六七、三四八	三、二八、七三一、七五一
四年	三、〇二、四二三	三、六、二六八、〇二〇
五年	二、六八、七三二	三、三、八七二、四六六
六年	三、〇三、四一三	三、七、一四六、九九一
七年	四、七七、九四	四、八、八七六、三一三
八年	三、八五、三六一	五二、四〇七、六八一
九年	四、七九、〇五八	六五、七〇五、五一〇
十年	五、九三、九三三	七〇、〇六〇、七〇六
十一年	七、三五、八二四	五六、六〇三、五〇六
十二年	八、八七、八五三	七九、五二七、二七二
十三年	一〇、七三、四三五	九一、一〇二、七五四
合計		九一一、五三四、四八三
平均		三六、四六一、三七九

如きは二千万圓内外の輸出超過を見るに至れり此を以て推算すれば今後我邦の外國貿易は非常の災害あき限りは益々盛運に向ひつゝあることを知り得べきなり

以上は總貿易の盛況を示したるものなり降て藥材製藥類の輸出入價額比較一覽表を掲ぐれば近年に至つて幾分か輸出輕少の傾きあるを知る卽ち左の如し

自明治元年　廿五ヶ年間藥材製藥及染料彩
至仝廿五年　料類輸出入價額比較一覽表

藥材製藥類の品名價額を掲ぐれば左の如し

明治十五年中藥材製藥及染料彩料類以上の貿易品

輸出之部

品名	價格	品名	價格
樟腦	一、二七五、七四五	人參	三五、三三一
苓油	三四、四五五	蒲公英	五六、三三一
樟腦油	三四、九三一	參	五六、三三一

輸入之部

品名	價格	品名	價格
木蘆巴爾撒木	八六、七五六	石炭酸	二一、六八四
甘草	一八、九五五	硫酸	一〇一、三九一
甘草根	一二、九三一	硝酸	三三、四七四
草烏頭	二、八五一	酒石酸	一〇、三四一
藥種雜品	一〇、五六五	明礬	三五、四五一
硼砂	四三、八八一	丁幾	三四、六九一
硫酸加里	一〇、三三〇	龍腦	三三、八三五
硫酸苦土	四、八八一	香油	一四、六五一
硫酸亞鉛	二六、九七五	膠糊	三五、三三一
硫酸銅	一八、九五五	糊精	一〇、三三一
硫酸鐵	一、三三〇、六五一	酢酸	一〇、三四一
硫酸曹達	一〇、三三〇	酢酸曹達	三五、三三一
硫酸苦土	四、八八一	酢酸亞鉛	一〇、三四一
硫酸銅	一八、九五五	酢酸鐵	一、三三〇、六五一
硫酸鐵	一、三三〇、六五一	酢酸曹達	一〇、三三〇
硫酸曹達	一〇、三三〇	酢酸苦土	四、八八一
硫酸亞鉛	二六、九七五	酢酸銅	一八、九五五

以上掲ぐる如く我邦の貿易は旭日昇天の勢を以て年一年進歩せるにも拘らず藥材製藥類い孤城落日の姿にて一昨廿五年の如きは反て輸出の減少を見るに至りたり當業者たる者宜しく其原因を探究して其發達に盡力し早晩生糸茶等の地位に達し以て我國輸出をして一層の光輝を發するに至らしめざるべからず是れ吾人が玆に此題を掲げて當業者の前途を氣遣ひ併て奬勵する所以なり

演說及談話

◎伊藤伯の實業教育奬勵演說

伯は去月十六日松岡、牧野の両次官、江木縣治局長、末松法制局長官及びその當時上京中ありし各府縣知事と共に井上文部大臣に帝國ホテルへ招待せられ、晩餐の饗應を受けたる由にて、食後伯は起立して一場の演說をなしたりと云ふ、其演說の大意は左の如し

弱肉強食の今日其競爭場裡に介立して能く一國の獨立を保ちて益々開國進歩に赴かしむるには其國に於ける富力を增進せしむるを以て最良の武器ありと信ず、而して其富の力を增進せしむるに就きて我國土の形勢、國民の資質如何を顧みれば、實に工業を措きて他あらざるなり、故に今後益々實業教育就中、工業教育を奬勵し、他日我が日本をして東洋の英國たらしめざるべからず、左れば政府は先づ是等實業教育の奬勵發達を計りて實業教育費國庫補助法案を提出したる等專ら其進歩發達を企圖しつゝあれば、地方長官に於ても十分此意を體して縣下の實業教育に關しても最も注意奬勵せられんことを望む云々

◎金子農商務次官の談話

或る人一日往て現農商務次官金子堅太郎氏をその邸に訪ふ、氏徐ろに語て曰く、

立國の大本は經濟の道を整理して農工商業の發達を謀るより先なるはなし、然れども今の日本は日本の日本にあらず、實に世界の日本なり、故に日本内地に於ける經濟上の大勢のみを視、若くは日本内地に於ける農工商業の發達のみを見て直ちに之が施設策畫を施すあらば、遂に國家の發達を害して寧ろ經濟上の退歩を招くことあるべし、彼の先年直輸出に失敗し製茶の保護に失敗したる皆以て好鑑となすに足る、苟くも今日に於て我國家經濟を談ずるものは、須らく先づ宇内の經濟に通曉し宇内の經濟と併行して相悖らざるの方法手段を執りて進むべし、之を爲すには先づ歐米に於ける農業の發達したる歷史及び商工業の發達したる歷史を能く調査して今日我國に於ける進度は彼れの如何なる時代に於ける進度と相匹敵し居るかを見、然る後ち徐ろに之れが策を立つべし、若し然らずして歐米に農商工業の發達を助くべき最良法あるを見出したりとて直ちに之れを我國に實施するが如きことあらんには、うの進度の相適應せざる爲め彼れに在ては最良法をなすもの寧ろ我に大害を與ふるの結果となることあるべし、今日現在に行はるゝ同業組合の法の如き商工業の發達を助くる良法たるに相違なしと雖も、商にして工を兼ね農にして商を兼ぬる如き分業の畔域相錯雜せる今日に於ては、利害の相反對せるものを同業と見做さゞる可らざるの弊ありて之れを充分に利用し眞正に商工業の發達を助くること甚だ難きが如し、余は元來農商工業を進歩せしめて一國經濟の基本を確立せしむることは年來心掛け置きたることもあり、幸に今の地位に居る間に能く彼我の發達歷史と内外の情勢とを精査し少なくとも一の大本を定めて之を國内に實施し、希くは以て尸位の誹りを免れんと目下種々の取調べに從事し居れり云々

◎高桑大尉、片桐大主計の孟買貿易に關する談話

高桑海軍大尉、片桐大主計は去月十七日神戸商業會議所に於て河原吉野艦長に代り、二百餘名の來會者に對して孟買貿易に關する概況を述へたるが、高桑海軍大尉談話の大要は左の如し

軍艦吉野は英國より日本迄一万三千哩の波上を無事歸航したり其途上政府の命により印度孟買に寄港したるが孟買港は英國より六千五百哩、日本よりは五千五百哩にして吉野は二月中旬に該港に着し遙に之を望めば殆んど英國ロンドンの如く之に近づき見れば大家宏樓櫛比して歐洲大都にも劣らざる程なり途上の往來人は千差万別にて白晳黄種混交し居れり此港の停車場を起點として八千四哩の百鐵道を敷設したるが抑々印度孟買は英領中の一大都會にして其人民は專ら宗教によりて社會を組織しパラモン、マホメット、パーシーの三教ありて宗教を異にすれば相互に交際せざるのみか相爭ひ相鬪ひ商業の盛衰も一に天の然らしむる所となして敢て顧みず人心支離し同胞相爭ふ愛國團結杯の心は毫も存せざるのみか同國は年中熱帶にて耕作の收利多く人民糊口に苦まざるため凡て懶惰にて骨組逞しく背高きも肉落ち痩せこけたれば勞働等には中々堪へ得ざる有樣にて面積は日本の十倍程なり人口は二億より三億近くありて今は追々增殖せる實況なり又山川に富み運輸に便なれども北方人種の侵入は益々多く隨つて異種異教の人も混雜し同國の人氣性質風俗も隨て區々に分れたり印度の英國を侵略するは兵力によらず專ら各人種の競爭に任せて自然に滅亡せしむるの策を取れり元來歐洲人の印度に交通せしは四百年前にて最初はポルトガル人交通し次ぎに和蘭等ありしが今は英國の專領する所となれり印度は凡て八連邦に分れ一連邦に大守を置き其下に參事官ありて此官は英印両人種

より選出し太守の上は印度法皇にて稱したれども其實權は全く英國の手に握られたり目下現在兵は英兵八万印度兵十四万にて國内に三大學校あり中學校の設けもありて大學校の程度は英國と同じく官吏登用試驗法も設けられたるが印度人の服裝は上に風呂敷樣の物を被り下に腰卷をなし女は赤き切れを達摩の如く被り跣足あり宗教はバラモン、マホメット、パーシーの三教にて輸入品は英國の物品最も多かりしかゝる大國かゝる繁華の地も未だ日本のあるを知らざりしに吉野艦寄港以來印度人はかゝる大國あるやと感動しピーオー會社對日本郵船會社の航路競爭に就てもかの大會社を相手取り日本人の膽力勇力はまた世間にあるまじ杯と土人中心あるものは云ひしが隨分豪家あれども何れも金は土中に埋むるか又は裝飾に用ひ居る由にてかの支那人も孟買に跋扈し商業間に立入りて貧婪の所爲ある由あれば日本商人は注意せざるべからざる云々

次に片桐大主計が爲したる談話の要領は左の如し

印度歐洲大陸の交通は隨分古きとにて目下各地の鐵道は其延長一万七千哩ありと其費用は日本紙幣十一億万圓を要し印度は連邦國の私設鐵道もありたるが各國の内租稅及兵役人夫を出すの外は全く獨立して人民を支配せり印度は一年中八ヶ月は大風大雨ありて之が爲め諸川溢れて泥芥を打揚げ沿岸の田畑は自然に肥料となり年中熱帶あれは耕作も間斷なく其收利も莫大にて同國の産物は米麥ァヽン棉花金銀銅等にて米の一年中輸出の代價は八千五百ルーピーに及び麥は北方産にし明治十五年輸出稅を廢してより其輸出高は非常に增加し耕作地は二千エークルに及び印度人の食物は重に粟にて種油と近來佛國より注文多く之れ亦た輸出を增加したるが綿は英のマレースカーなる織物地に輸出して更に織物となし再び印度に輸入するものにて粗惡の上に高價なれば日本の浴衣地等を輸入せば隨分見込あるならんが綿の輸出高百分の八十は英國にて殘り二十分は日本佛國等に輸出するものにて甚だ微々たるものなり石炭は日本英國より輸入せるが英の石炭は十八ルーピーより二十一ルーピーにて日本石炭は十一ルーピー位にてかく廉價の石炭も一向賣捌け惡るく矢張高價の英石炭を買ひとりをるは畢竟同國の慣習として一旦買ひとりて良きと信じたる上は容易に變更するを好まざるものなれば日本商人も團結の上に忍耐信用の途を開きなば當に棉花買ひとりの如には止まらすして隨分適當の資料を全國に得難きにあらざるべし

懷古叢談

◎明治十五年頃より於ける銀價下落

今は十餘年前の昔となりぬ、明治十五年頃歐洲諸國に及び濠洲に新鑛山を發見して銀を多產すと謂ひ、第二日耳曼にて銀貨を廢したるより銀の賣出夥多あるとの說あり、第三佛、白、伊、希の數國に於て自由銀貨鑄造の數を限り、第四印度より英國に銀を送ること年々多きを加ふる等なり、而して新鑛山より歐洲に輸送するの銀量も格別に多からず、日耳曼より賣出す所の銀量も亦世界の銀貨を實際に動かす程のことにあらざるべしと論斷する者ありと雖も、市上の恐慌は尙ほ止まず八年より十二年六月までは銀價の高低甚だしく九年六月には定位銀一「ヲンス」は我金貨の一圓五錢に下り十年一月には一圓二十錢に上れり、茲に倫敦の地金銀商なる「ピイキスレー」及「アベル」社の調査に據り遠く五十年前の昔即我が天保四年(千八百三十年)に溯り此年の平均價を見るに定位銀一「ヲンス」に付五十八片十六分の三嘉永四年(千八百五十一年)には六十一片なり爾來明治三年(千八百七十年)までは六十片强の價を保しにこの年や普佛の戰ありて銀市上を攪動し明治四年(千八百七十一年)には普佛の間平和に歸し「ハンスタウン」に黃金を送り出せしもの八百五十万磅、明治五年(千八百七十二年)に又八百五十万磅を輸送す夫れ是年を以て銀貨下落の始めとす、明治六年(千八百七十三

益々沈降して四十八片に至れり、是を銀貨下落の極とす、然るに五月より稍々進昂の勢あるは全く日耳曼にて銀の資出を止め「カリホルニヤ」鑛山の産額減じたるを見込みしに由る、明治十三年(千八百八十年)には南印度に金の大量ありとの報ありて且つ英國三朱利附の國債証書も併て百磅に上りしとなかりしに此際百磅四分の三に達せし程なれば銀價は下向なからも頗ふる平穩にして常に五十一二片の間を往來せしのみ、十四年には巴里に金銀両本位の會議ありけれども實地の決議に至らずして止み銀價又下向し、十五年(千八百八十二年)埃及の戰ありて金を要すること多く十二月には遂に五十片四分の一に下れり或は金銀両本位を採用せば斯くまでの下落はなかるべしと云ふ者あり、然れども通貨の變動に慣れたる人々より金銀の差を見れば只是市場の穩波敢て驚くに足らざるが如し、金銀直接の關係は既に斯の如きを以て金の物貨に對するも亦此割合に隨て昇降せざるを得ず、是亦物價下落の一因なり、今金銀價昂低景況を約すれば前期八年より十二年六月まで五十四ヶ月間は低點以上一割七分一厘の間を上下し、後期には低點より以下五分の間を蜿蜒し前後平均して我金貨一圓九錢八厘二の價を保ち本年(十五年)

年)に一千万磅を送出したり是年日耳曼政府銀貨の廢止を布告す此の如く事情頻りに迫りければ銀價漸々退歩せざるを得ず、明治七年(千八百七十四年)には佛蘭西銀行に地銀の增加するもの大約二千二百万磅なりと云ふ、明治八年(千八百七十五年)には商人中に破産倒行多く且つ日耳曼に黃金を輸出すること愈々大にして銀價の下落する愈々止まず、明治九年(千八百七十六年)には倫敦より印度に向ふ爲換の打歩と地銀の相庭とに非常の變動あり是年日耳曼より銀を賣り出すと尙ほ止まず之れに加ふるに「スペス」堀割を買取る等にて金貨拂底なるが爲めに銀價は又々下落して平均五十二片四分の三と云ふ未曾有の低點に陷落す、此年六月倫敦「エコノミスト」は銀價下落の憂ふべからざるを論じて曰く銀價にして下落せば東洋の物産を廉買するを得べきを以て忽ち銀は東洋に融通して遂に平價を得べしと、果して印度貨物の輸入を促し年末に及んでは貨幣鑄造の爲めに米國より銀の買注文あり旁々意外にも五十七片に引上げ、明治十年(千八百七十七年)には印度大に飢へ得土に戰ありて五十四片十六分の十三とある、明治十一年(千八百七十八年)には一般に商業不景氣且つ「グラスゴー」銀行の閉店あり延て十二年三四月までは

來は市上平穩なりけれとも十二月に至つてゝ少しく下落したり云々

◎明治十四年下半季の商業

去る明治十四年の下半季は商業上にも政治上にも人心頗ふる激昂したり、是年を以て開拓使の委任期限滿るに際し同使官有物拂下の件に就き新聞紙に演說に罵々說をなし或は此機に投じて國會の開設を促すものあり、世間一時騷然たりけれども同年十月に及んで拂下取消の一令出でゝより萬額瘡條復た之を言ふものなし、九月生絲賣買の舊弊を掃蕩するの目的を以て橫濱に聯合生絲荷預所を設立したりしに、在留外國生糸商人は之を不便なりとし三十餘人同盟し荷預所よりは一切生糸を買ふ可らずと議決し、荷預所の聯合を破らんと試み內外に其非を流傳しけれは內地の商人も之に抵抗し互に相對峙して生糸の取引を停廢せしもの殆んど六十餘日、卒に舶來品引取商人等の仲裁に依つて漸く此紛議を解くを得たり、抑も生絲荷扱所の設立たるや其基固より不條理にあらずと雖も初めや用意周到ならず、葛藤起るに至つて貧富强弱の相及はざるを察せず內外人の紛擾を釀せしのみにて全國生絲商賈が損失の罪をして輒もすれば荷預所の設立に負はしめたるの惜むべき事共なり、翌十五年には苟くも筆舌を以て世に立つ程のものは政黨團結に政談演說に宛も狂するが如く頗る時俗を驚かしければ左らぬだに不景氣に恐怖したる實業者をして益々殖產商業を勉むるの精神を阻喪せしめ復た振ふべしとは見えざりき

◎六十餘日の紛議二百万圓の損耗

別項に記す如く去る明治十四年の下半季は商業上にも人心頗る激昂したるを以て、橫濱に於ける生絲の取引を停廢せしこと六十餘日に及びしかば其前市況活潑をりし生絲取引も和解に至り定る時は、已に歐米市場の不景氣にて外商買進ます自然安直に傾けり、加之銀貨は大下落を告げ藏入中の利子は積んで頂少の額に非ず、金融閉塞甚だしく荷主の困難實に名狀すべからず茲に至つて外商等奸策を逞ふし充分に押直して引取れり、故に絲商人の損失せしこと莫大にして全州の損耗を概算すれば無慮二百万圓を下らざるべし、殊に信州一圓の損失は右二百万圓の半に近かるべし之れに次ぐは上州一圓ならんと云ふ、六十餘日の紛議空しく二百餘萬圓を損耗す

◎白瀧姬の逸話(上州養蠶、機業の祖人)

八百年前の昔、上州桐生といへる所に山田某なる者あ

り、偶々時の都に用向ありて罷り越しけるに、一日のこと宮仕の女白瀧姫を見染め矢の如く傳文をなしたれど、姫は官女の身分あれば斯かる猥りケ間敷ことは、針ほどもすまじとて傳文あどは一切御無用とキッパリ断りたるを、時の主上は他の官女よりこの事を聞こし給ひ、之れを不愍に思し召され、白瀧姫を下し給ひて夫婦となさしめたり、山田は主上の御取り計らひにて己が一生の望み叶ひ、嬉しきと限なく姫を伴ふて桐生に歸りたるも、何一つ職業とてこれあかりしゆゑ、姫は養蠶と機業を手づから取りてこの土地の婦女子にも同業を授けたり、姫は此地に來りてより初めて白絹を織り之れを源氏の大將軍に献じたりと云ふ、源氏の白旗の稱はこの時に始まりしとあり、是れより白絹は凡て免税となり、源家にては白旗用として年々五百反づゝ注文したる由にて、此事は現に老人の口碑に傳ふるのみあらず桐生に白旗神社と稱する社ありて同地人民が崇め奉れりと云ふ

傳記

我國にて豪傑とし云へば政治上または軍陣間の人にのみ用ふる名稱の如く思ふもの多けれども、豪傑とは豈たゞ政治家軍陣者流のみの專有すべき名稱ならんや、何れの業、何れの道にまれ、敬ふべき精神と尊ぶべき功業のある人は皆な眞の豪傑と申すべし左れば商業家にも豪傑あり、工業家にも豪傑あり、今その傳を記し以て商工後進者を裨補する所あん

阿部孝助氏の傳

氏は嘉永元年小石川區小日向水道町に生る幼名を吉太郎と稱す、氏の父は堀山吉兵衛とて家世々呉服商を以て業となせり、君幼なきより心ばへ敏く十二歳の時初めて今の川越屋呉服店の奉公人とはありぬ、蓋しその當時は如何に生家が資産家にもあれ一度他人の手に成育せずんば、人間の中に齒せられざるこそ是非なけれ、氏も亦その一人ならんと思はる、氏は性來機敏なるが故に萬事に拔目なく立ち働くより大に主人の意に叶ひ猶も一生懸命に仕事する所より主人は益々見て取り、この見こそ我家を興すものならんと、茲に於て乎氏を迎へて養子とましたり時に明治四年なり、氏は夫より益々其恩に感じ孜々として業を勵み家を興すに汲々としてつとむるの外餘念なき折柄早や暦は明治八年とあり、この歳養父川越屋の主人阿部孝助氏は病を以て遂に逝きぬ、氏は養父の不歸と共に家財悉く擧げて

譲られたり、氏はこの時正しく一家の主人となりたれどその責任の重且つ大なるを知れり即ち養父より遺托せられたる資本を增殖するの外他事あるを知らず、唯營々として殖資の方針を執れり、茲に於て氏は養父の名を襲ふて孝助と改稱せり、而して光陰は矢の如くといふ喩へに漏れず歳月の變遷は將さに明治十七年を報せり、氏が數年間一意專念家業に勵みたるの結果は空しからず商業廣まり隨つて夥多の貯蓄も出來たれば、先づ保養所として適當の別莊を設る爲め地を小石川傳通院の近傍に相し、家を建て、庭を造り、井も堀れたり、其井戸は殊に深しと聞く氏は一見せばやとて非邊に近づく間もあらばこそ、數日間の連雨と戰ひ疲れ弱りたる新井の周邊、何でうタマるべき忽ち崩壞して崩土と共に氏は井中に埋づめられたり、居合せたる人々は早速氏を井中より救ひ上げ種々手當てを施したるも何にせよ、足は三折れとなり如奈ともする能はざれば釣り臺に耩りて千住にある有名の接骨家名倉彌次兵衛氏に治療を委ぬたり、然るに如何に有名の名倉氏も氏の生命は萬死一生も覺束なしと診せり、之れを聞ける家人等の悲歎實に思ふべし、然りと雖も名倉氏に少しも怠らず治療したる甲斐ありて稍々恢復の望みを得たり、爾來名倉氏は鋭意專心盡力する所ありて最早や失命の憂ひなきを見定めたり、蓋し幸に外部に傷所なきを以てなるべし、前の悲歎に沈める家人等の喜び思ひ計りて餘は餘りあり、治療すること殆んど一ケ年にして全く恢復するを得たるは豈に獨り氏一家の幸福のみならんや、國家の幸福また大なりと云ふべし、而して治療中は店事一切を擧げて番頭に委托し親戚等も到底氏の生命は殆んど覺束なしと見えしかば此際家政を整理せんとまでなしたり、然るに思ひきや氏が病は一點の缺所なく恢復せしは全く接骨術の長技に因れりとは申しながら、氏をして國家の爲めに力を盡さしめんとて生命を保護せし神靈ありしに由つておらん、知るべし氏が國家に盡さんとするの念慮を生じたるは全く此時に胚胎せしことを、氏以爲らく自分は一旦死せしも同然なれば是れより一身を犧牲に供し國家の爲めに盡すべし云々、と是れ氏が第一に海外貿易輸出入の事に着目したる所以なり、取り分け織物に關するものを先きにせんとしたり、時恰かも洋服非常に流行し之れを着せざるものは男子に齒せざりし位えなり是れぞ明治十八年頃にてありき、然るに洋服地は從來の日本織物にては其用をなさず皆な外國より輸入を仰がざるを得ず實に浩歎するの外なし何とかして製絨の方法を案出し之れが輸入を防禦せざるべからず、その當時本邦に於ける製絨所は千住官立製絨所あるのみにて僅かに陸軍々服の用を達するに過ぎざりし、然るに斯の如く洋服流行することなだしく進み來らんには實に際限なし其影響する徒らに輸入を增加し隨て金銀の亂出は免かれず是れ國家經濟上に取りて最も忌むべき事あり、何か好材料はなきやと種々考案中フト胸に浮びしは牛毛の

一事なり、是れぞ良原料ならんと思ひたり、當時北岡某氏等の設立したる製革所ありて牛革を製造すると共に毛は皆お捨つるか又は肥料に供する外なかりし、然れども肥料には自づから時機あり夏季は寧ろ肥料の加ふべきものなく殊にこの頃は流行病甚だしく所轄管廳にても衛生に注意し嚴しく取締りたる結果淺草、近傍にては牛毛の取り片付を命せらるゝもの多く、或は穴を堀つて埋むるもあり、船に積んで海に流すもあり殆んど困難せるを見るより氏は之れを無代價にて貰ひ受け、船もて之れを向島に送り紡績器械杯に掛けて百貫目の牛毛より一割位ゐの良毛を選び製造を試みたるに、繊糸も製し服地も亦造くることを得たれば相當の器機を購求して服地等の製織に着手したりければ、忽ち世間の評判となり非常の利益ゐるが如くに言ひおし同業を興すもの陸續として生じ延て原料の競賣起りたり、茲に於て氏は以爲らく我國にては年々牛毛が幾何斤出來得るかと云ふ事を統計表に就て取調べたるに全國にて僅かに三万斤に過ぎず、而して不完全の器械にては多くの工費を要するに依り外國より新たに紡績器械を購ふとするも、僅かに三万斤の原料にては迚も收支相償はざるを以て何か好き原料はなきかやと種々考案を廻らしたる末、羊毛もて羅紗を製するとを案出せり、依て氏は友人川崎八右衛門、宮部久、柿沼谷藏の諸氏に協りたるに皆な賛成を得たり、時に明治二十年なり、尚は西洋より器械を購ふて盛んに製造するには

數十万圓の資金を要するも一は國家の爲めにもあり、且つ利益もあるとなればとて遂に同年十一月頃に至り三十五万圓の資金もて一大製造所を起すことゝあり、向島にある現工場を擴張せんとせしも適當の地にあらず止むを得ず位置を轉じて王子字石端の水田一万三千坪を購ひ工場設置の地と定めたり、氏は翌廿一年三月ろの器械買入れの爲め水上彦太郎、宮部敏行の二氏を隨へ印度洋を經てマルセーユ港に着し夫より佛の里昂に赴き工業の盛否如何を見渡すに絨業の如き誠に寥々たり、順路に依り巴里に出で暫らく滯在し夫れより英の倫敦に赴むき是亦數日滯在し兩大都の各工場を巡覽し終つてマンチエスターに行き永く足を此地に留めたり、蓋し該地は工業最も盛んにして參考となすべきもの勘なからず殊に綿絲、金巾更紗染等の如きものは大概此地にて製すると云ふ、尤も工場はろの近傍にありて此處は唯多く問屋のある所あり、金巾の如き製造高中々多く倫敦に出張店を所有し同店よりマンチエスターに注文し東洋向きと夫れ〳〵定める由なり、氏は此地の有力なる工場所有者の宅に宿泊し凡そ四五週間も滯在したり此時は如何なる方法に依りて製するか唯經驗とては牛毛をもて製せしことゐるのみ、時に水上氏は肺患に罹りたるを以て轉地療養せしめたり、尚は氏はこの近傍は既に見聽したるを以て更らに獨逸に赴くと云ふ考を生じたるは千住製絨所の井上省三氏が獨逸に留學し居るを以てなり、然るにサーカ

ンに行きしに豊圖らざりき井上氏は死去したり、同氏は此地の染屋の娘を娶りて妻となせりと、氏は此の妻君の紹介に依りて諸所の工場を見るを得たり夫れよりコットブスに赴むき友人野澤泰次郎氏の男某氏が製絨研究の爲め此地に滯在しありしを以て同氏の紹介に依り諸所の工場に就き取調ぶるの便を得たり、尚はブレスラウ(露國に接近の地なり)と云ふ一都會に出で此地の工場等も悉く見終り此間殆んど二ケ月間も費したり夫より獨のハンブルク及び伯林を經て英のハルに着し無事マンチエスターに歸りたり、扨て氏は是等幾多の工場に就て實地に檢ずるを得たるを以て最早器械を購ふに於ても大いなる便利を與へられたり、茲に於て乎氏は英獨製の器械に就ての利害を研究したるに英國の遙かに完美せる考を起したるのみならず、内地に販路を開くにも英國製の方信用ありと云ふより英國製を採りたり、然りと雖も氏がこの器械を購ふに當りては、從來あり振れたるものは成るべく買はざることゝし專ら新發明に係る專門の特許品を求めしを以て今日製紙所に於ける器械の運轉は實に巧妙と云ふの外なし、隨行員水上氏は肺病に襲はれて終に異境の客舍に斃れたり、然るに氏は益々自ら勇氣を起し之が研究を終り翌廿二年一月器械注文萬端を宮部、水上の兩氏に托して歸朝したり、歸着以來氏は王子の地所を埋め立て建築に着手し其他種々の準備をなし居たるに同年六月頃英國より器械到着したるを以て該器械を据ゑ付け翌廿三年七月に至り初めて開業の式を擧げたり、左れど何分手初めの事業とて職工は慣れず製品は好結果を奏せず當時の困難は實に名狀すべからざるあり、之れに依りて廿三四両年は全く損耗のみ打續けり、然るに株主等はこの非常なる困難を察すればこそ誰一人の不服を唱へざるものとてはなかりしも道理、株主を募集するに當り非常の利益あるを以てしたればあり、氏は法律上は兎も角徳義上の責任は全く己のが一身に集りしを以て此時より身を捧げて犠牲に供したるより、友人等の各有力者も氏の精神に感じて一層盡力することゝあれり、蓋し前の困難は後の反動劑とあり大なる進歩を現はしたり、製品も日增に完全となり隨つて需用者も多く相成りたれば終に昨廿六年の下半季には利益を見るの幸運に達せり、氏の苦心空しからずその効を致せしは豊に唯株主の利益のみならんや、國家經濟上に一大利益を與へしと云ふべし、而して陸軍には千住製絨所ありて軍服の用達をおすも海軍には造船、軍器を製造する所あるも軍服を製造する所なければ海軍は一昨年度より警視廳は去る廿五年度より氏の組織せる製絨會社に御用を命せられたり、官途の方も數年前なれば餘程利益あるも會計法制定以來入札法に依るを以て同業者と競爭上甚だ困難ありしも、今日の處にては多額の製品を造り出すを以て自然廉價となりたれば實に好結果と云ふべし、而して氏は目下普通取締役となり會社の實務は宮部敏行氏に譲りたる由、右は氏が商業的に

利係せる亂輸入防遏の精神より起したるものにして唯利を見んが爲めのみならざりしあり、又一は輸入物防遏の一方法として日本織物會社を設立したる事なり、卽ち南京繻子の輸入を防がんとせり、明治十七八年の頃には南京繻子の輸入高は年々八九十万圓の高額なりし、ろの用方如何と云ふに女子の袖口、帶又はエリ等に用ふるに過ざりしと雖も年々八九十万圓以上の輸入を海外に仰ぐに至りては實に莫大の金額と云ふべし、故に氏は率先して之れが輸入を防がざるべからずとて終にこの會社を設立するに及べりその結果、昨年の如きは大に輸入を減し僅かに十餘萬圓の少額とは尤も防遏の効は擧げて同會社の績に歸する能はざるも其力は同會社與つて大ありと云ふべし、同會社目下の事業は氏は專ら東京に於て佐羽喜六氏は桐生にありて頻りに業務の擴張に盡力しつゝありと云ふ、尙ほ本年七八月頃には同會社を擴張してスヰツランドより織物器械八十八臺を取り寄せタン〳〵ビース（縱絹綿絹にて現に洋服裏、帽子裏又鉢卷に用ふ）盛んに製造して輸入を防ぐ筈なりと、而して氏は海外より歸朝して間もなく田中喜三郎氏と共に日本メリヤス會社を設立して是亦輸入を防遏せんとし今尙ほ盛んに事業を經營し居ると云ふ、氏が國家に盡さんとして既に着手したる事業は大凡ろ以上の如しと雖も、將來益々奮起して當初の精神を完ふせんと力めつゝあれば遠からずしてその効績を見るに至るべし、また玆に特書し置かざるべからざる者あり、そは別儀ならざる氏が養父に托せられたる財産を增殖するに餘念なき折柄、不測災難に遇し最早回復の見込なき人となりしに金快したるを以て、爾來一身を擲擲に供し國家の爲めに盡さんと決心したる際、養父の遺産に十ケ年の利子を見積り氏の後相續人に托する分と定め其餘を以て右等事業の資本金に供したりと云ふ事是れなり、是れ實に通常人のあし能はざる所あり、扨てまた氏が公共事業に就て盡力したる事柄は實に枚擧するに遑あらずと雖も、その重なるものを擧ぐれば左の如し

明治十七年三月廿八日下谷區會議員當選、同廿三年二月一日府會議員當選、同年四月十一日東京商工會員加入、同年四月三十日第三回內國勸業博覽會審査官被仰付、同年七月區徵兵參事員當選、同年九月三十日第三回內國勸業博覽會審査官トシテ格別勉勵ニ付其賞トシテ銀牌一個金三十圓下賜、同廿四年十二月十五日臨時博覽會事務局評議員被仰付、同年五月十五日所得稅調査委員當選、本年二月衆議院議員當選

雜報

◎東京商業會議所の臨時總會

同會議所は去月下旬坂本町銀行集會所に於て定式總會に乘ね臨時總會を開き離隔地取引に關する慣例取調の結果に付て討議せしも當日は右の取調べに從事したる人々の缺席多かりし爲め次回の總會に於て審議することゝなり次に最きに大藏大臣か煙草稅則施行細則第十九條但書中「又は貨卷」の四字を削除したる爲め當業者の困難一方ならざるより商業會議所は之が四字を復活せしむることを決議しろの建議案を起草中の處大藏大臣は更らに大藏省令第五號を以て右細則に改正を加へられたるを以て右建議は見合すことに決したりと云ふ

◎發信主義と受信主義の衝突

離隔地取引の慣例に關し法典調査會より全國商業會議所に對し從來の慣例及び會議所の意見を附して回答すべき旨照會ありたるにつき東京商業會議所にては過般來委員の手に於て精密に調査を遂げたる上委員會に於ては遂に發信主義に決し提供者は其申込が被提供者に到着せざる前は勿論到達したる後と雖とも被提供者が之に對して未だ承諾の報を發せざる間は何時にても之を取消し得ることとあし而して被提供者は一旦其承諾の報を發したる後は如何なる事由を問はず之を取消し得ざるとに規定するを以て相當なりとの意にて之れを前日の臨時總會に附して確定議となさんとせしに中野武營氏は之に反して受信主義を唱へ論理上に於ても受信主義の發信主義に優れたるのみならず實際の慣例に於ても亦然り何ぞ敢らに此の慣例に背戻して不便不當なる發信主義に規定せんとするの必要あらんやと述べ益田克德氏は原案者として之を反駁辨明し議論百出容易に決すべくも見ざるより前項にも記せし如く更に審議の上次期の總會に讓ることとはなりたり

◎各商業會議所の正、副會頭

各地商業會議所の正副會頭の姓名は左の如し

澁澤榮一、奥三郎兵衛（東京商業會議所正副會頭）
田中市兵衛、金澤仁兵衛（大坂同）
山本德太郎、岡田元太郎（神戸同）
奥田正香、鈴木總兵衛（名古屋同）
渡邊福吉、岡本太郎右衛門（岐阜同）
桐原恒三郎、岡野七右衛門（廣島同）
藤本善太郎、大西五一郎（堺同）
濱岡光哲、中村榮助（京都同）
正會頭（缺）谷與三右衛門（金澤同副會頭）
村田六之助、四村卯兵衛（大津同正副會頭）
寺田亮、小西助吉（高知同）
早川智寛、遠藤敬止（仙臺同）
岡崎唯雄、堀部直臣（熊本同）
小河久四郎、中尾卯兵衛（博多同）
伊藤房次郎、松尾寅三（赤間關同）
小林年保、北村五郎右衛門（靜岡同）
今井彌一郎、小野權右衛門（龍崎同）
橋本吉兵衛、石井準三（尼ノ道同）
谷川達藏、村上長藏（岡山同）
安田和助、田中清兵衛（大垣同）
加藤六藏、三浦碧水（豊橋同）
鵜見信平、中村忠七（濱松同）
關野善次郎、田中清次郎（富山同）

井島茂作、伊藤傳七(四日市同同)
川喜田四郎兵衛、橋本清助(津同同)
富里正靜、安田爲啓(鹿兒島同同)
橋爪宗左衛門、平野美純(桑名同同)
大塚惣十郎、石塚新吾(坂水同同)
上野松次郎、田中勝次郎(宇都宮同同)
尤も福井、博多、青森、長崎、松江の五商業會議所正副會頭は未だ定らざる由あり

◎全國取引所大會

今回大坂に於て開會せる全國取引所大會に現はれたる問題は全國取引所の申合規約を設くること第一の目的にして又一昨年來各地取引所の發起人が辛苦を嘗め遂にその目的を達したれば其祝意を表する爲め懇親會をも合せて催ほすべしとのこと尙ほ取引所稅輕減の相談もあるべしと云ふ

◎横濱三品取引所

屢きに認可となりたる横濱三品取引所の景氣は非常に宜しく一口拂込の株を四十五圓にて賣手あき有樣あり尙ほ齋藤修一郎氏も同取引所の爲めに大に盡力する由

◎東京株式取引所の掲示

關西鐵道株式會社の賣買約定に關し東京株式取引所は左の掲示をなしたり

關西鐵道株式會社より新株一株に付金七圓五十錢來る六月十六日より廿五日迄に於て拂込候旨通知有之候間六月限賣買の分より左の拂込の價格(一株に付き二十四)を以て約定すべし

◎大坂二取引所

銅鐵取引所は去月廿五日同地安堂寺橋通りの假事務所に集會を催ほし委員長米浪長兵衛氏上京中の報告、株券募集、同所營業細則及び役員上任等の諸件を協議したり

◎樟腦混合事件

神戸商業會議所にては疑ひさに同港外商十二名よりの建議に依り役員會を開らき彼の本邦樟腦に台灣樟腦を混合して販賣する者あるより、是れが爲め從來の信用を失ふの恐あり故に同業者は申合規約を定め且つ同會議所に於ても台灣樟腦の長崎、大坂、神戸等に輸入したるときは其管轄府縣及商業會議所に於てその集散を取調べ同業組合に報告すべき手續をなすとに決したり、其規約大要は左の如し

一台灣樟腦を輸入し又購入せし同業者を發見したるときは向後取引を拒絶する事
一若し同業者外に輸入せしものあるときは其販路に注意する事
一神戸其他の各港に台灣産を輸入する者あるときは同業者互に報告して是を購入せざる事
此場合に於ては居留外人に報告する事
一目下大坂某商店に台灣樟腦を購入し貯藏し居るとの事あれば其處置を明にする迄は某商店の取引を中止する事

◎久留米穀取引所

は資本金三万圓、之を六百株に分ち一株を五十圓とす

◎高松米糖取引所

は去月廿三日役員上任、定款の認可及び設立免許を得

◎京都蠶絲取引所の創立申請

同地蠶系業者卅四名署名の上其筋へ創立申請書を出すせり、但し株券は五十圓券として差當り二圓を證據金として拂込ましむる筈なり

綿、木綿取引所　の仲買人は同地各區に散在し居り取引上至極不都合なるより理事長中村惣兵衛氏は役員と協議の上同所構内に仲買店を新築せんとて目下計畫中なり

◎八王子織物取引所創設の計畫

八王子織物商組合員中の人々は從來の織物市場外に織物取引所を設立せんとの計畫ありと云ふ

○坂田商品取引所

香川縣坂出町は我國鹽の本場にて屢きに取引所の認可ありしに今回又米穀をも取引に加ふるの許可を得たるより一層人氣引立ち信認金三圓拂込みのものが九圓となる

◎小田原取引所

の發起認可の申請は神奈川縣小田原町今井廣之助氏等より出でたり、資金は合せて六万圓、商品は當分米穀のみ

◎全國取引所役員一覽(所謂既設の分)

東京米穀取引所

理事長　米倉一平　理事　關根親光
理事　林　勝吉郎　同　森本元彰
監査役　松澤與七　同　石崎政藏
同　永山正平
大坂米穀取引所
理事長　玉子弘通　理事　伊藤正信
理事　辻　忠右衛門　同　那須東五郎
支配人　高山圭三　監査役　田中市兵衛

京都米穀取引所

理事長　平松武兵衛　理事　井上德七郎
理事　廣瀬長藏　同　山島市三郎
監査役　辻　重義　同　小池佐一郎

神戸米穀外五品取引所

理事長　池田貫兵衛　理事　澤野定七
理事　北風正造　同　澤田清兵衛
監査役　十菱常七　同　小島長四郎
同　泉谷文七　同　鈴木岩次郎
同　藤本安兵衛　同　有馬市太郎
同　村上織五郎

新潟米穀取引所

理事長　本間新作　理事　坂口仁一郎
理事　清水金三郎　監査役　藤田文二
監査役　鍵富卯一郎　同　堀　治作

高岡米穀取引所

理事長　正村平兵衛　理事　島山敬二郎
理事　正村兵太郎　監査役　菅野傳右衛門
監査役　瑞井莊藏

博多米穀取引所

理事長　野村久一郎　理事　門司　帆
理事　長野嘉平　同　立石善平
監査役　吉田又吉　同　社家間善次郎

佐賀米穀外二品取引所

米詳

理事長　芳岡　六左衛門
理事　門田利助　同　朝田喜三郎
支配人　寺井榮三郎　監査役　荒尾松三郎

德島米穀取引所

理事長　岡島武三郎　理事　佐藤義郷
理事　二木章平　監査役　久住久平
監査役　二木順次郎

名古屋米穀取引所

理事長　吉田禄在　理事　堀部勝四郎
理事　山本新治郎　同　長谷川太兵衛
監査役　村瀬庫次　同　宮地寛助

近江米穀取引所

理事長　逸見嘉平治　理事　藪田勘兵衛
理事　辻卯兵衛　同　曾我播
監査役　北村兵藏　同　中村伊助

金澤米穀取引所

理事長　今村勇次郎　理事　谷與三右衛門
理事　越野申平　監査役　山本直次
監査役　加藤庄三郎

酒田米穀取引所

理事長　加藤孫平

桑名米穀取引所

米肆

東京株式取引所

理事長　大江卓　理事　伊藤幹一
理事　中島行孝　同　相良剛三
監査役　加藤德三　同　山中隣之助
同　濱

大坂株式取引所

理事長　磯野小右衛門　理事　廣岡信五郎

◎倫敦商業會議所萬國貨幣會議再開の建議

昨年來より銀貨益々下落して歐米金貨諸國に一大影響を與へたるが、本邦に於ても物價俄然騰貴し、紡績製絲業の如きは忽ちその面目を一新せし折柄、英國倫敦商業會議所は同政府に對し、銀貨の大下落より經濟界に及ぼす痛苦は最早忍ぶ可らざるものなれば、政府は歐米諸國と協議して白耳義國ブラッセル府の萬國貨幣會議を再びするの準備を急施すべしとの建議を提出したりと云ふ、この建議たる固より正當にして緊要なる事あり、英國政府は如何に之れを處置するや、吾人は豫じめ推察するに、英國に勢力ある倫敦商業會議所の建議と云ひ、且つは銀貨下落は世間の緊急問題となり居れば、無論同政府はこの建議を容れて萬國貨幣會議の再開に着手するならんと信ず、若し果して斯くの如くなりとすれば、倫敦商業會議所の銀貨下落救治策より生ずる結果は如何と云ふに、世界の市場に銀價昂低して動搖常あきの現狀を呈するに至らん、今後銀貨の動搖は意外の波瀾を經濟界に惹起すべきを豫想す、實業家たる者宜しく茲に注意して怠るべからず

◎英領諸植民地の銀貨鑄造希望

銀貨を法貨とする東洋の英領諸植民地に於ては英國鑄造の一弗銀貨を製して經濟を便せんとの議論をなすものあり、近頃新嘉坡の諸銀行は書を同地の商業會議所に送り詮議の上英國政府へ請願の手續をなさんことを求めたるが其書面の要旨は重量も性質も墨西哥銀貨と同樣の英貨を製し以て墨銀の不足より遇れる不便を救ふべしと云ふにあり、新嘉坡商業會議所は去月九日の委員會に於て評議の上その書面を公にし討議の爲め同會議所の總會を開らくことに決せりと

◎ベルシヤ政府非銀令を發す

同政府は去月上旬官報を以て金銀の鑄造を廢止すること、今後銀の輸入を禁止すること及び造幣局は一ヶ月以前より注文せられたる銀は凡て非貨品として取扱ふべし云々

◎マンチエスター商業會議所また建議す

倫敦商業會議所が英國政府に向つて萬國貨幣會議の開會を建議したることは別項に記載するが如し、是れと同時に豫て兩本位說を主張するマンチエスター商業會議所にても兩本位萬國貨幣會議の開設を同政府に建議したりと云ふ

◎獨逸國銀貨問題調査委員會

同問題調査委員會は去る二月十二日國會議事堂に於て其第一回會議を開きたり、委員長大藏大臣ボサドウスキー、ウエチル伯は述べて曰く獨逸政府は固より金本位制度を守る者ありと雖も銀價下落は大に其關心する所にして其下落の原因に就き充分の調査を遂ぐべき必要あるを認むる者あり是れ此委員の設ある所以にして其目的は各種の業務に屬する識者の意見を叩き以て銀の價格を維持し其變動防衛の策を講ぜんとするにありと辨じ終に臨みて同伯は本委員會議は右の目的を達せんが爲め好結果を呈するに至るべきを信ずと蓋し獨逸が此程銀貨問題調査會を設け委員を任命して銀貨問題の調査を始めたるは人の注目する所なるが同會は同國の大藏大臣ボサドウスキー、ウエチル伯自ら委員長となつて專ら銀貨問題に關する調査を爲すを目的とし氏は其開會に臨んで

即度及び米國に於て近頃其貨幣政畧を革めたるも銀價の頽落さは小にしては我國の商工業次にしては世界金絲の經濟に至大の影響を及すに至れり是れ此會を開ける所以なり云々

と陳述せる位あれば同國政府の眞に前途を慮る所ありて同會を開きたるに外ならざるは世人の想像する所なれども一說には同國に於ける兩本位論者の喧囂を鎭めんがために同政府之を開きたるに過ずと言ふ者あり果して如何

◎獨逸銀貨調査委員討究の要點

同委員會の討究すべき重要ある問題は左の四件あるべしと云ふ

第一、將來の金塊產出額は同貨鑄造用の需要に充つるに十分なるや否や

第二、金の缺乏及び其價格の騰貴より惹起したる各物價の下落は金貨國にて於も感觸せらるゝや否や
第三、銀價浮沈の事實は獨逸の貨幣及び經濟上の位地に如何ある影響を及ぼしたるや
第四、如何にせば現行貨幣制度に就いて獨逸國に惹起されたる不幸及び危險の事實を排除又は減却し得るや其方法如何
右調査委員の決議如何は同國經濟事情にゝ大關係ある事あれば目下歐洲各地の財政者等は熱心に同會の決議に注意しつゝありと云ふ

◎橫濱貿易商臨時會合す

橫濱共同倉庫株式會社發起者の一派なる改革派に屬する貿易商中の重立ちたる人々數十名は三百餘名の同業者を代表し去る三日貿易商組合會館に臨時會合をなし彼の共有財產處分事件に付左の如く議決したるがこの事たる固より至當の請求にして之れが仲裁處分の任に當れるものは速かに決行することこそ穩當なれ

一、仲裁處分決行者原善三郎茂木保平外廿四名をして斷案決行を急速ならしむる爲め督促狀を發し併て委員を撰定し決行遲延の理由を質問する事
二、督促狀は貿易商組合員鵜野政吉外三百餘名總代の資格を以て發起人總代四十二名署名する事
三、商業市場の機關として橫濱貿易商組合員の大多數が希望する共同倉庫株式會社は現發起人三百餘名に於て斷行し方法を定め橫濱市に共有財產讓與の後市に向て直ちに交涉する事
四、川田氏の物告に基き共有財產を全市に引渡し直ちに貿易商組合を解散し聯合會を設立する事

◎貿易商組合より除名せられんとす

別項に記載する如く改革派の人々は斷案決行を急速ならしめんとするに維持派の人々は反て川田總代の處分案に對し異議を唱へ終には川田總裁へ仲裁委任取消しを申込みしなど不穩の擧動をなし折角公平に纏まらんとするものを妨害せしを以て此人々には貿易商組合第八條の規定に依り之れを除名し無資格者となすべしとの噂さあり

◎公債の償還三百餘万圓

政府は去月廿六日の官報を以て左の如く告示せられたり

一四分利付新公債七十万圓
一五分利付金錄公債三十三万二千九百圓
一五分利付海軍公債一万圓（以上去る六日抽籤執行）
一五分利付鐵道費補充公債二百万圓

は本月中に悉皆償還す右諸公債償還元金交付の日限は日本銀行をして更らに通知すると云ふ

◎公債利子の下渡と經濟社會

本年は公債の利子下渡しと共に元金の償還をなすため彼れ是れ九百万圓近くの現金は民間に降り來りたるを以て實業社會へ多少の影響を受くるあらんと云ふ

◎毎月會の組織

先頃資本金二十万圓を以て募集し商業倶樂部を創立せんとて盡力中なりし澁澤榮一、川田小一郎、岩下清周、池田謙三、豊川良平の諸氏は其後種々協議を遂げしに當初より商業倶樂部を組織し以て儀式的の集會を爲すよりも寧ろ平易の談話會を設くるに若かずとの說ありて遂に每月會と名け商業に關係ある種々の人々を蒐め每月一回談話會を開き徐々と商業倶樂部設立の計畫を爲す筈なりと

◎政府紙幣及び銀行紙幣流通高

大藏省の調査に係る明治二十七年二月二十八日より同年三月一日へ越す政府紙幣及び銀行紙幣流通高は三千八百二十六万五千四百五十一圓七十五錢にして前月に比し政府紙幣五万六千七百二十六圓五十錢銀行紙幣二十三万五千三百十二圓を減せり其細別左の如し

種類	金額
政府紙幣　一圓以上	一二、二五二、五五二、五〇〇
同　上　（半圓五十錢）以下	三、七二五、三一一、七五〇
小　計	一五、九七七、八六四、二五〇
銀行紙幣	二二、一八〇、三〇〇、〇〇〇
銀店銀行紙幣	一〇七、二八七、五〇〇
小　計	二二、二八七、五八七、五〇〇
總　計	三八、二六五、四五一、七五〇
前月流通額と比較減	二九二、〇三八、五〇〇
內譯 政府紙幣	五六、七二六、五〇〇
銀行紙幣	二三五、三一二、〇〇〇

◎貨幣調査委員招待會

渡邊大藏大臣は去月廿二日午后七時より貨幣調査委員諸氏を永田町の官邸に招待したり當日は彼の印度幣制を視察して此程歸朝したる濱田市助氏も來會したるとて印度幣制に關する談論頗る盛んなりし由此際濱田氏は印度貨幣に關して種々珍奇ある物語を爲したる由なるが中に云へるとあり曰く印度は銀貨の自由鑄造を廢止したる爲め却て銀貨の增加を來し一層其信用を害するに至れり元來銀貨の自由鑄造を廢止せしは銀貨の增加を制し其下落を支へんとするが爲ありしに事玆に至らずして却て反對の結果を來せしは蓋し英國の當事者が印度の事情に精通せざりしに因らずんばあらず其を如何にといふに抑々印度人なるものは從來其人物に就ての信用なく只金銀貨を多く貯蓄し金銀の裝飾を多く身體に附着するものを以て富豪とし尊敬するの有樣なるより人々皆ルーピーを土中に埋めなどして苟も之を費消せざらんとを勉め居りしに過般計らずも自由鑄造の廢止に逢ふて銀貨の增殖を見ざるに至れるより彼等は次第に其埋め置ける貨幣を掘出し久しく浮世の風に吹かれざりしものを遽かに市場に出すことゝありたれば爰に銀貨は再び鑄造せられざるにも拘はらず俄かに其增加を來せし所以なり是等は開明國人の到底想像し能はざる所にして眞に意外の結果といふべしと

◎米國に於ける倒產銀行

銀價下落の影響として昨年米國に起りし恐慌に付て倫

敦經濟雜誌の報ずる處によれば昨年に於て倒産せし銀行及び資産の總數を擧ぐれば左の如くなりと云ふ

	銀行數	資産額 弗	負債額 弗
ニユー、イングランド諸州	一六	九、八五二、八九五	一二、五四六、〇〇〇
中部諸州	三五	四一、四六〇、〇八九	四三、四七八、六一八
東南諸州	八二	二九、一一一、八四二	三二、一九五、一四
西南諸州	六二	二六、二五四、一五四	二九、七〇三、七七六
中央諸州	一四九	三八、七六六、三七八	三七、四五七、九六三
西部諸州	二八	五七、二六四、四二七	三九、五五四、二九八
太平洋附近諸州	八二	三一、六三四、七五二	二六、一三八、六三九
計	六四三	二三四、三四五、五三七	二一、九九八、八〇八

二億三千餘万弗の資産を有し二億千余万弗の負債額を擁する六百四十二の銀行にして一時に倒産す恐慌襲來の勢も亦凄まじかりきとや謂はん尤も倒産せる國立銀行百六十一行（此負債額六千七百六十七万三千八百七十四弗）の中七十七行即ち約を半數は負債額三千六百万弗、州立銀行二百行の中四十八行は負債額約り三百三十万弗即ち全額の六分の一、私立銀行二百二行の中三十行は負債額約そ三百三十万弗即ち全額の七分の一を以て再び營業を始めたりと云ふ

◎關西銀行者大會の議案

去る十六日より二日間神戸商業會議所に於て開會する關西銀行者大會の議案は國立銀行期限に關する件及荷爲替擴張法案の二にして營業期限に就ては延期を請願するか紙幣消却を日本銀行に附托方を請願するかの二あり又爲替方擴張法案の旨趣書は神戸港の貿易も日を逐て增進し取引頻繁に赴くと同時に爲替及荷爲替も益々增加するを以て之に對する便利の方法を講ずるにありと云ふ

◎橫濱銀行集會所及び同倶樂部

橫濱に於ける各銀行本支店の銀行は正金銀行を初めとし此數十二の多きに及びたれど未だ銀行集會所の設けあく業務上の調査打合せ等をなすの機關なきを遺憾とし各銀行協議の上同市南仲通り四丁目舊橫濱病院を買受け集會所を設立することゝあれり又右設立と共に銀行倶樂部を設け各行員交際諮詢の便を計らんとて集會所の一部を倶樂部に充つる事とし同倶樂部員たる者既に七十六名に及べりと云ふ

◎近江銀行

下鄉傳平、田村正寛の諸氏が資本金五十万圓を以て近江銀行と名くる私立銀行を大坂に設立せんとし兼て發起の許可を得たるに付直ちに役員を撰舉し定款を起草して設立認可の儀を出願中なりと云ふ

◎津、幅下兩銀行の開業式

三重縣津農業銀行は去月二十日、名古屋幅下銀行は同廿一日を以て開業式を擧行し就れも來賓者數十名ありき

◎閉鎖銀行發行紙幣交換期日

銀行閉鎖と共に流通を差止められたる銀行紙幣は爾來日本銀行に於て交換中なるが其期日も追々近寄りたれば注意の爲め左に掲ぐ

第百廿六國立銀行　大坂　　金廿七年六月廿日限り
第百八國立銀行　須賀川　　金廿七年十二月三十日限り
第二十六國立銀行　大坂　　金廿八年六月三十日限り
第三十三國立銀行　東京　　金廿八年七月十九日限り

◎京都刺繍業組合昨年中の製造高

同組合に於ける昨年中の製造高及び價格種目は左表の如くなりと云ふ

種目	製造高	製造價額
屏風幟り	八万八千五百八十二枚	十八万二百六十一圓七十六錢
窓掛	千六百七十一枚	一万二千七百六十九圓
寢臺掛	四千四百二十九枚	一万八千十九圓九十五錢
テーブル掛	五千九百四十四枚	一万七千四百二圓五十二錢
卓掛	七千〇六十七枚	三千三百九十七圓七十九錢五厘
半襖	十八万三千七百十枚	一万千六百七十五圓六十二錢五厘
重箱	三千七十六枚	一万二百八十三圓三十七錢
巻尺	四千九百二十枚	五千九百二圓八十一錢
打掛	二千九百三十九枚	千九百七十四圓三十三錢
計	廿万二千三百廿八枚	廿六万八千六百八十七圓廿四錢

此内外國に需要多きは屏風捲りの内の壁掛にて次は窓掛、寢臺掛、枕掛等なりと因に記す刺繍工業者の數は三百四十五戸、賃業者百廿五戸、職工三百四十七人、弟子八百餘人なりと

◎里昂の絹業

佛國里昂商業會議所の報告に據り昨千八百九十三年の同府絹物製造價額を前年に對比すれば實に左表の如くなりと云ふ

	千八百九十二年		千八百九十三年	
純絹織物	一五六、〇〇〇、〇〇〇	法	一六五、〇〇〇、〇〇〇	法
同時機の織物	三五、五〇〇、〇〇〇		三〇、八〇〇、〇〇〇	

絹織混合織物	一二三、三〇〇、〇〇〇		一二五、三〇〇、〇〇〇
同時機の織物	二四、〇〇〇、〇〇〇		二一、一〇〇、〇〇〇
印度及地中海東岸諸國向の織物	四、五〇〇、〇〇〇		五、五〇〇、〇〇〇
緒絲綫條等	二八、六〇〇、〇〇〇		二四、〇〇〇、〇〇〇
錦繍及刺絲	一〇、五〇〇、〇〇〇		七、五〇〇、〇〇〇
合計	三八二、四〇〇、〇〇〇		三七九、二〇〇、〇〇〇

右の如く昨年製造價額は前年に比し凡一割を減せしも此減少は市價の下落に原因するものにして製造高に至りては反て前年よりも凡ち七分の增加を現せり

◎綿絲紡績聯合會請願委員諸氏の訪問

谷川達海、小松原慶太郎、朝次英二、端善次郎、澁澤榮一の五氏は此頃渡邊大藏大臣を其官舍に訪ひ紡績絲輸出稅免除の件、棉花輸入稅免除の件、戻稅法案の件政府案として提出せらるべきや否や右三件に對する政府の意向如何を質したるに同大臣は紡績絲輸出稅免除案は前期の議會に於て衆議院を通過し貴族院に於ても彌〻審査を完ふしたる後正に議事日程に上らんとするに際し休會となりたることなれば國民の意向も粗ぼ明白なるを以て本期の議會に同案丈政府案として提出する等なりと答へたるにぞ委員等一同は尙ほ免除の必要に就て縷々陳述したる由にてうの翌日同大臣より聯合會に向つて左の件々を調査して差出すべき旨達せられたる由

二十六年中各紡績會社に於て使用せる左の諸國綿花

の量(但繰綿)

日本、印度、支那、米國、安南及西貢、埃及、其他合計			
及日本綿中等印度綿支那綿及米國綿の二十六年毎月の平均相場二十六年中聯合紡績會社に於て製出せる絲の高但左の如く番手別の出來高を要す			
三乃至九手、十手、十一手以下に準す			
二十六年中の綿織絲相場上半季及び下半季とも英絲一番二番三番、天竺絲大太天竺、本邦十六手廿手廿六年來紡績會社錘數(リング及ミュール)を區別す			
右に對し東京出張所に於て調査せし昨廿六年度繰綿需用高及管絲出來高並に綿絲平均價格を示せば左の如し			

廿六年度繰綿需用高管糸出來高

	上半季		下半季		合計	
繰綿需用高	七、二六二、〇〇八	貫	四、六八二、九四〇	貫	二、九四四、九四八	貫
管糸出來高	六、一七五、二九二		四、〇二三、六三〇		一〇、一九九、〇二二	
落綿出來高	七四九、五六二	匁	五一一、八九六	匁	一〇、一九九、〇二二	匁
一日一錘平均出來高	堅針 一〇九	匁	一〇	匁	二一九	匁
	斜針 七五		七七		一五二	

同綿糸平均價格一梱の價格

英糸 一番	二九、四八	圓	二八、九二	圓	二四八、五〇	圓
英糸 二番	二二、六三		二四、七五		二三六、四二	
英糸 三番	一〇〇、五八		一〇五、二五		一〇五、八三	
笠糸(二十手)	八四、八六	圓	八八、一七	圓	一七三、〇三	圓

桐生重目物の如きは甚だ不向きとなりたるが輕目物を製するには工費を要すると重目物に比して多きより此點に付桐生地方の當業家中苦心し居る者ありと云ふ當業者は宜しく常にこの點に着眼して變遷の大勢に處し流行の勢に後るゝが如きことなきを慮ること肝要ならん

◎歐米諸國の絹業及び職工賃銀

近頃瑞西の統計雜誌はバーゼルの統計及び經濟協會に於て絹業の沿革に就き某氏のあしたる有益の演說を掲げたれば之を摘譯して記載せんに、

右演說に據れば現今伊國に於ては生絲操製業に從事する者十萬人以上に達して多くは女工に屬す、絹業中其他の工業も亦紡績業に於けると同しく大に進歩して其面目を改めたり、即ち絹絲製造業の如きは其一例にして千八百四十八年ベルガモーに於て百六箇所の製絲所ありしが千八百七十二年には其數減して五十八箇所と爲りしも其製絲高は反て百六の製絲所に於ける過時の製絲高よりも二倍の增加を致すに至れり現今伊國に於て製絲業に從事する職工の總數は凡そ七萬乃至七萬五千人佛國に於ては其數三萬五千乃至四萬人なりと云ふ

絹業の最も盛大なるは里昂なるが其每年の製造價額は四億法に達し同府現在の織機の總數八萬五千臺の內機械織の構造に係るもの二萬臺あり、織物所は都合百八十八箇所あり此內里昂府製造家の所有に屬するものは三十四箇所のみ殘り百五十四箇所は所謂請負織物所と稱するものにして他の企業者の注文を引受けて營業するものなり、同府に於て絹業に從事する職工の總數は四十一萬人に下らず其賃銀は一日に付き二乃至四法の間にあり昨年冬季に於ては通常職工の賃銀は二法半乃至三法に當り上等工にありては四法乃至四法半に當れり絹絲業に於ける女工の賃銀は府內に於て二法半乃至三法府外に於て一法七十五參乃至二法半あり

獨逸に於て絹業に從事する職工の總數は三萬乃至四萬人にして其賃銀として每年支拂ふ所の金額は二千五百萬乃至三千萬法に達す、天鵞絨織物業は千八百九十年に於て六百萬馬、九十一年に於て四百萬馬の賃銀を支拂ひたり

英國にありては既に前世紀に於て絹業に從事せる職工の數三十萬人に達したるも千八百八十五年には其數大に減して四萬二千九百九十五人と爲り、其一年間の賃銀は一人に付き平均六百八十法に當れり但し現今男工は每週凡そ二十法、女工は十法の賃銀を得

北米合衆國の絹業は英國に反し益〻盛況を呈し、其製造價額は千八百六十年に於て三千萬法に過ぎりしも現今に於ては三億法の巨額に達するに至れり、織機の總數二萬四千二百十六臺の內機械織の構造に係るもの二萬二千五百六十九臺あり、絹業に屬する諸工場の數は四百七十二箇所ありて之に從事する職工の總數は五萬九百十三人、其一年間の賃銀總額は一億法に達し一人の賃銀は一年間平均千九百法に當るなり千八百九十年に於ける各種職工の賃銀は一週間織工二十五弗乃至三十五弗、同女工二弗乃至十八弗、絲繰女工六弗乃至七弗、幼年女工二弗乃至三弗なり

○織物外四品京都大會創立委員

去る十五日より京都に於て開會せる織物、鴻、銅、漆器、製紙の五品全國當業者大會創立委員は左の諸氏ありと云ふ

京都商業會議所理事(西陣織物商)京都市參事會員(裝組陶器業)	西村治兵衛	
京都漆器工頭取	井上松兵衛	
京都商業會議所副會頭	西村彦兵衛	
京都市會議長	中村榮助	
關西貿易株式會社取締役		
京都貿易商組合長	龍川登	
京都商業會議所會員	今西平兵衛	
四陣織物業頭取(銅器業)	紹美榮祐	

京都商業會議所會員（紙　商）　申井三郎兵衛
京都陶器株式會社取締役　內貴甚三郎
京都商業會議所會員
京都市參事會員
京都美術教會幹事　雨森菊太郎
京都市部會議長
京都市會議員

◎湖北に絹織物製造所起る

清國湖北省に於て江南諸省と同じく蠶桑の利を興すの方針を執りしは最近十年間に在り、而して今や同省産絲の東下するもの年一年より盛大に赴むき漢口は其輸出地となり小民の利賴する者多し、然るに絲の産出鉅額に上るも此地に於て織製するにあらざれば未だその利益を盡したりと云ふべからざるを、昨年同省城の蠶桑局內に機を立て綢緞を試製せしが結果頗ぶる良好なりしを以て今回右製造所を新設するの計畫あり、清曆正月上旬會道臺を總理委員となし顧下の委員を江南に派し織機及織工を調集することに着手したり、また同製造所は漢口牙釐局の左側に新築する筈なりと云ふ

◎諏訪に於ける羽二重織（前途好望）

長野縣下信州諏訪郡の大製絲場開明社の林國巖氏は昨年來羽二重織の機業を創め、越前福井より五十余名の工女を聘して盛んに織り出し過般代價一万餘圓の羽二重を橫濱に送附し輸出商人に賣り込みたるに、大に好評を博し尙ほ續々注文を受けたるに付本年は一層工場を擴張し益々盛大に執業する由にて諏訪に於ける同業の前途は甚だ好望ありと云ふ

◎日本全國織物業團體成らんとす

京都五品大會の開會を機とし日本全國織物業組合を組織し、以て全國の織物業者一致結合して海外輸出上の便宜を圖らんとて京都の西陣機業人見勝助、今西平兵衛、植田利七等の諸氏之が計畫をなし居る由

◎博多帶十九万五千餘圓

昨十六年中筑前博多にて織出せし帶地は、男物五万六千九百六十六本、この代價十六万四千四百六十圓八十四錢二厘、女物二千五百七十七本、この代價三万千百十七圓二十七錢五厘、合計五万九千五百四十三本、同代價十九万五千五百十八圓十一錢五厘の多額なりと云ふ

◎棉種試作成績報告の要項

棉作奬勵會にては、今回アップランド棉花種を全國五百餘人に分配し試作せしむるに付、農科大學教授玉利農學士が撰定せる陸地棉栽培法心得を棉種と共に分配する筈にて、愈々內地に於て効果を得るに於ては大に奬勵して益々擴張播殖を計り目下大部分を占むる棉花の輸入を防遏し大に紡績業者の需用に充てんとの計畫にして、試作者よりは左の試作成績に關する報告をなさしむる由なり

試作成績報告の要項

一栽培地の土質、前作物及肥料
一播種日、播種法、作付反別、種子の分量、畦幅、株の距離
一肥料の品類、分量、施肥法
一除草、中耕間引、灌水の回數及方法
一發芽、開花、開裂、摘取の時日又初日及收穫終りの日、不開莢の割合
一收量、繰り子の分合、品質、評價者くは市價、種實の檢量
一氣候は播種より初回の中耕までを第一期とし初回中耕より第一開裂までを第二期とし第一開裂より收穫の終末までを第三期として各其如何に該棉作に影響せしかを併記すべし
一試作の陸地棉と日本棉種栽培法とを以て其收支計算を對照比較すべし
一近傍農家の陸地棉に於ける評判及び該棉花の販路
一右の他に必要と認めたる事項は記載すべし且つ記事の順序は必らず前例を追ふ能はざるものなれば自ら前後する所あるべきも其條項は脫漏なきを要す但し評價市價の如き之れを缺するの道なきに於ては已むを得ず記入せざるも可なり

◎日本郵船會社と彼阿會社の競爭

我が日本郵船會社が孟買航路に對し彼阿會社と競爭して勝を制せんとするは甚だ至難の事業なることの言ふまでもあらざることあり、然れども此事たる獨り會社の利害に關するのみならず、苟くも我が航運權の伸張如何に影響を及ぼすべきを以て我が郵船會社は勿論最も本件に密接の關係ある紡績業者は目前の利に惑はされざる宜しく永遠の計を講ぜざるべからず、而して全國紡績業者は大坂聯合會議の結果愈々一致協力して郵船會社を助くることに決し淺田正文氏は同航路幷に孟買に於ける彼我兩會社の事業審査として出發したり、今郵船會社が前後二回に於ける利益の增減を開くに初航の利益金二万一千餘圓、次航の利益は一万七千餘圓なり、之れに依つて見るときは次航は初航に比し四千餘圓を減じたり、右の比例よりするときは今後四回の航海迄は幾ばかの利益を見るを五回目の航海よりは毫も利益を見ること能はざるのみならず彼阿會社が今日の勢を以て尙ほ運賃を引下げ結局無運賃とも爲し非常の決心を以て競爭せば之れに打ち勝つことは到底能はざるべしと唱道する者あるも、要するに彼阿會社が今日の如く運賃を引下しは最早最後の手段なれば此間に於て被りたる損失は實に少なからず、之れに反して郵船會社は尙ほ四回の航海までは幾分の利益を見ることを得べし、如何に彼阿會社と雖も尙ほ此上非常の損失を來すをも願みず競爭を試むるが如き愚は學ばざるべし、縱し之ありとするも我は當初に於て幾分の利益を得つゝあり、彼は當初より損失の一方にのみ向つて業を執り居れるを以て到底永く之を持續すること能はずして止むは火を睹るより明かなり、故に我が郵船會社にして今後五六回の競爭をなすことあらば其航權を我が一手に歸せしむるの結果を生ずるに至るべしと云ふ、我が郵船會社は宜しく彼れに打ち勝つの名案を講考すべし

◎孟買線の新造汽船

日本郵船會社が孟買航路に充つべき新造船の內一艘は曩きに英國に注文し最早竣工を告げ不日グラスゴを解纜して橫濱に入港する筈にて右は和泉丸と名くる者にて四千噸以上の大船なるが他の一艘は多分英國より借り受くる者なるべしと孟買間の航路は右兩船の入港と共に六艘十以てピーオー會社の競爭に充つる由尤も是れは棉花の時季のみにて他は常に四艘を定期船となす

等ありと云ふ

◎孟買棉花の輸出先き

我棉花商及び紡績業者は好んで孟買棉花を需用するにも拘はらず歐洲に輸出するもの增加して東洋諸國に輸出するもの減少せり、試みに之れを既往二ヶ年の出荷高に比較するに即ち左の如し

英國其他歐洲大陸に輸出したる高

	千八百九十四年	千八百九十三年	千八百九十二年
	俵	俵	俵
一週間	二七二	三二、九五二	二〇、八一八
一月一日ヵ二月十五日迄	一三二、五八一	一一五、四三五	六七、六〇六

カルコッタ、支那其他東洋諸島に輸出したる高

	千八百九十四年	千八百九十三年	千八百九十二年
	俵	俵	俵
一週間	一、〇六九	三、三〇一	五、二三一
一月一日ヵ二月十五日迄	二〇、二二八	一七、四八七	

◎孟買航路に關する調査結了す

先き頃より東京商業會議所に於て調査中ありし孟買航路競爭に關する件は此程略ぼ調査濟とありし由なれど該件は最も秘密に取調たるを以て其詳細は知るに由なきも會議所は多分ヵ六議會に向て相當の國庫補助金を與へられたき旨を建議するならんと云ふ

◎共濟五百名社組織の變更

府下の安田善次郎氏等は曩きに共濟五百名社の組織を變更して會員組織の生命保險會社となさんとて去月廿五日ろの臨時總會を開らき組織變更に決し左の決議をなしたり

共濟五百名社組織改革の件

第一　本社の組織を改革し一大生命保險會社と爲す事

第二　前項の目的を達する爲めに一旦五百名社を解き共濟生命保險會社なるものを創立する事

第三　本社の社員中新設合資會社の社員となり其資本の一部を負擔せんと欲する者あらば千圓以上より其申込に應ずべき事

第四　出資申込總額二十萬圓を超過する時は最高額のものより削減して二十萬圓に止むる事

第五　本社々員は總て別紙（當共濟五百名社員に對する規定）に從ひ新設合資會社の被保人となるべき事

第六　本社々員にして此際總社員の拂込みたる持寄金及月懸金を標準とし本社現在の財產を割當て返戻すべき事

但次期社員に對しては其第一期前員が拂込たる持寄金及月懸金を標準とする事

◎東京瓦斯會社

同會社は漸次需用者の增加すると同時に充分手を擴げて電燈と競爭を試みん爲め來る六月以降規模一變せん

◎品川電燈會社

從來十万圓の資本を以て營業し來りし同會社は更らに十万圓の增資を議決せり右は營業次第に盛んあるため

◎日本織物會社

同會社は定式總會を開きて阿部（孝助氏）會長前季間に於ける事務及び決算報告す、積立金一千圓、株主配當金八千圓、役員賞與金一千圓、役員は從前の如く再撰す

◎大島與業會社（株式）

鹿兒島縣下大島は製糖業の盛んなれば大に製糖業を振興せんと計畫す資金十五万圓發起人非後良濱上謙翠氏

◎屯田兵鑛種を製造す

北海道札幌郡江別村の屯田兵は、數年前より養蠶の業に從事しつゝありしが、その業も年々進歩－現今は蠶卵紙の製造も亦た巧みとなり、本年は之れを各地方へ試みん爲め、已に右の種紙を福岡、熊本、愛知其他の諸縣へ配布したりと

◎横濱絹業協會

横濱絹商諸氏か組織せし絹業協會い今回規模を擴張し談話會又は協議會を開きて斯業の發達を計ると云ふ又同會は不日海外より絹業に關する報告を取り寄せ會員に頒與する等ありと

◎鐵道彙報

新鐵道會社起らんとす　金融緩慢となるや新會社の勃興することは殆んど例あるかごとし、而して近來金融少しく緩慢とありたるより新會社を起さんとて奔走するものある由なるが、聞く所に由れば兩毛鐵道會社株主有志者及び武州熊谷町幷に秩父町の有力者相計り、百二十万圓の資本金を以て新鐵道會社を起さんとて目下計畫中ある由、而してその線路は兩毛鐵道線の桐生近傍を起點とし夫より武州熊谷町に至り日本鐵道會社の線路に連絡し秩父町に至るものにて、また武州近傍公衆の便益を謀るにありと云ふ

全國私設鐵道懇話會　同會は去月廿五日九州鐵道會社其他人とありて熊本市に開らきたり、扨て同會の出席者は北村英一郎（炭鐵）渡邊洪基外二名（兩毛）小野義眞外七名（日本）三浦泰輔外二名（甲武）白石直治外五名（關西）小本南（參宮）中西保外三名（南和）今村勤三（奈良）伊達尊親外二名（攝津）武田忠作外八名（大坂）佐伯勢一郎外四名（坂界）今西林三郎外四名（山陽）井手正光（伊豫）景山甚右衛門外一名（讚岐）草鄉淸四郎外八名（筑豊）直澤直行外七名（豊州）高橋新吉、今村淸之助外三十一名の諸氏なり、井上前鐵道長官、石丸技師の二氏も特別員として之れに列し、幹事九州鐵道會社々長高橋新吉氏以下社員五名夫々議席に就き、午前十一時より兩毛鐵道の渡邊洪基氏を議長として左の討議をなせり

第一號大坂鐵道會社提出協議案私設鐵道會社停車場に係る地方稅及郡市町村稅の免除若くは減稅を各社所屬府縣知事又は郡市參事會町村長へ請願の件、各鐵道會社職員退職の際本人の請求により品行證明書を附與する件、私設鐵道大株主へ其會社全線路自由乘車券贈與の件、は何れも各社適宜に任せるとに決し鐵道懇話會報告發刊の件は否決したり第二號山陽鐵道會社提出協議案私設鐵道會社共通事件交涉取扱年番設置の件は是亦否決し第三號九州鐵道會社提出協議案各社營業費勘定科目を一定し其節目に解疏を附する件は日本鐵道小野義眞、兩毛鐵道渡邊洪基の二氏取調の上鐵道廳に協議し其上各會社に照會して之を實施するに決し又鐵道懇話會規則改正の件は否決したるも懇話會申合規則第八條は提出案の如く各社に於て本會に提出すべき事項

ある時は少くとも開會凡三十日以前に協議案を草し同盟各會社へ添附し置く可但豫め回送するの暇なきときは直に本會へ提出す可と修正するに決したり又土地收用法改正請願の件は多數の賛成者ありて可決し其請願書は九州鐵道會社に起草を托し追て第六議會へ請願せん筈なり其請願の要旨を聞くに從來甲地買收に承諾せさる者ある時は之を審査委員會に提出せば其提出の日より規定の日限内に裁決を與へらるゝにより假令土地所有者其裁決に服せさるも起業者は其補償金を地方廳に預け置き土地を受取り工事に着手するとを得るも工事設計上に至りては當初より徒々無法の要求をあし其協議に困難々極むるのみならず審査委員會に於て其裁決を受くるも土地關係者に於て其裁決に服せず内務大臣に訴願する場合に於ては内務大臣の裁決を終る迄は起業者其工事に着手するを得ざるの法なるに因り鐵道起業者は此買收法の不完全なるが爲め事業の進歩を妨げらるゝ憂あり因て收用法の不完全なる事例を擧げて之が改正を政府及議會に求めんと云ふにあり同日議事結了の後非上子爵の鐵道談渡邊洪基の神苑會擴張談あり又豊州南和攝津三會社の新加盟を承諾し次回の會主は大坂鐵道會社と定め其開期は來る十月と決したり

三河鐵道敷設の計畫

愛知縣三河の有力者中尾十郎、加藤六藏氏等外十五名の人々は今般資本金四十七万圓を以て三河鐵道株式會社なる者を設立し、同國南設樂郡海老町上より新城町豊川町牛久保町を經て豊橋御油両停車場の中央伊那に於て東海道鐵道に接續し進んで寶飯郡前芝港に至り海濱に達する廿五哩四十四鎖餘の輕便鐵道を敷設せんと昨今專ら調査中の由なり尚ほ同鐵道は中央鐵道伊那線に決すれば勿論然らざるも將來海老以北へ線路を延長し行々信州伊那郡へ聯絡せしむるの目論見なりと

◎川越鐵道運輸開業の期

川越鐵道會社は目下頻りに工事を急き居る由にて來月中には悉皆竣工の見込あれば六月一日より運輸開業をなす筈なりと云ふ

◎房總鐵道延長線の實測

房總鐵道の曾我野大網間の工事は追々捗取りしを以て東一ノ宮間延長線實測設計の爲め同社長太田實氏は同技師時任工學士外十一人を隨へ去月下旬沿道町村の巡回を始めたりと云ふ

◎九州鐵道會社重役會議決議

同鐵道會社線路中熊本松橋間佐賀柄崎間及小倉行事間の工事は已に着手中なるも宇土三角間松橋八代間及柄崎長崎間有旧佐世保間の線路は未だ起工の時期すら定まらざりしが此程の重役會議に於て種々討究の末此等の線路も既成線路と合して將來相當收益の見込立ちたるを以て愈々豫定線の工事に着手するとに決し左の如く決議せり

一熊本縣下宇土三角間の工事は會社の要求する條件の確定次第着手すること

一熊本縣下松橋より八代に至る線路は引續布設に着手すること

一佐賀縣下柄崎より長崎縣下長崎に至る線路中柄崎川棚間及時津長崎間は引續布設に着手川棚時津間は追て時機の至る迄延期し置き其間は會社は滊船便を設けて鐵道に接續すること

一佐賀縣下有田より佐世保に至る線路は引續き布設に着手すること

一右各線路の工事竣工に先つるため新株を募集すること

◎田尻博士の全局經濟論

去月の國會新聞は田尻博士の全局經濟論と題し連日の紙上に掲載したり、吾社は甚だ有益の事柄なりと認むるを以て之れを轉載すること左の如し

全局經濟の組織をあさん、經濟的封建の組織を破らん

地價を修正し地租を輕減するとも土地所有者の一方より見れば有要ならん酒造税、煙草税の輕減猶且其一面より云ふときは有害なりと云ふ可らず棉花税、輸出税、菓子税、船車税の全廢輕減固より有用あるものあるべし監獄費國庫支辨、航路擴張、軍事の整理等の事不用なりと云ふ可らず雖然眼を財政全局に注射する時は其間自ら緩急度を異にし前後顧みる所なかる可らず一事に就て定全なる論結も全局より鑑察すれば陋見僻説となさいる可らざると多し吾國晩近財政の事は之を研究するもの多く其論の聞くべきものあり其材料の見るもの多く然して猶且つ偏見なるを免れず況や社會經濟の事に至ては其論區々其議片々一説として精しく一篇として正鵠を得たるものありと雖も未だ以て國家全局の經綸として實踐すべきもの涙し言を立るは全局を見ざるべからざる事を起す必ず眼を全面に注ぐべし全体に就て改築を必要とする家屋に向ひ一室一隅に對する造作に精巧を施すの無効なるを察せざる可らず鐵絲の改良稻田の開拓等我國の事態に於て固より必要なきにあらずと雖も姑息の陋見たるを免れざるなり何となれば吾國現在の經濟社會は一室一隅を修繕して滿足すべきものあらず其組織の根底より改革せざるべからざるものなればなり全体の組織を改革し生産の基本を變更せざるべからざるの必要あればなり

我國政治の統一は維新の改革を以て其成を告げたりと雖も社會經濟の事に至ては依然たる封建的組織なり全國に通ずる新組織の完成に至ざるを以て甲地に適當すべき物品は乙地に生産し關東東北等に適當すべき稻作は却て關西中國等に於て生産せられ九州四國に於て發達の見込あり氣象に恰好なる養蠶業は寧ろ關東一部落の特産に限らたるの遺憾あり人口は年を追て增加するにも係らず未墾の閑地未開の原野は却て一方に多くして制度の不完全と弊慣害習ありて寧ろ之を拓植するを妨ぐるものゝ如く甲地に必要ある商業は乙地に於て僅に保存せらるゝものあり大組織となすべき商業にして却て之を個人の内職に營み小仕掛組織に屬るべき精工業は却て大會社の組織となすを以て其弊害は人間をして牛馬的器械的の動作に供し人類の特質たる愛國心、廉恥心、面目品位等は擧て之を破却しまて漸く下等動物と近からしむ人權を尚ぶの日本人英米の奴隷制度を惡む

の大和民族にして現在の同胞を以て犬馬と業を同うし終世營々器械の補助役に甘んじ眼光り体生きたるの故を以て却て人世中苦痛の點のみを了得し佛者の所謂萬法皆苦と歸むるの外安心立命の地あきに至らしむるの慘劇に終らしむるに忍びざるなり是れ封建的の餘弊を受て地方的感情を以て經濟組織の革新を斷行せざるべからざるの要點なり請ふ序を趁ふて其概を云はん

農業經濟の基礎を定めよ、土地所有權を確定して人口增殖に備ふる所あれ

農業經濟の基礎を鞏定して國家の長計を畫し百年の大策を成さんと欲せば須らく又百ヶ動かざるの觀察を以てせざるべからざるなり農事の基礎とおすべきものは地質なり氣象あり而して倩ゝ我國の氣象を觀察するに農事の立計上に於て之を二大別とおすことを得べし乃ち一は西海、山陽、山陰、南海の四道なり二は關東、東北、北陸等の關左地方なり甲は南洋を捲て襲來する低氣壓の衝突最も激烈にして氣象上農事に不安全なる地方なり乙は此氣象上よりする所の不幸を免るゝもの之あり而して此氣象害の來るは每季七八月より十月迄の間となすを以て甲地方の農業は此被害時即ち七月より十月に至らざるに既に收藏し得べきものを以て主要物產とおさゝるべからず而して其の主要物產とおすべきものは大小麥及び蠶桑等晩春より初夏に於て收穫し終る者を以てせざるべからず乙地方即ち關左の平原耕地に於ては却て稻作等秋期收穫物を以て主產となすも甲地方の如く一朝の天災に依て一年の勞を空ふする等の憂ひあし況や甲地方に於て蠶桑及び大小麥等氣候地質の適順あるものあり關左は却て霜害等の天候蠶桑に不適順なるものあれば現在の組織を變改して四國九州中國等の關右は養蠶及び大小麥等を以て主產とおし關左地方は却て稻作を以て主要とおさゝるべからず

然りと雖も是れ個々自覺發明に依て此社會經濟の組織を革新し國家の大計百年の長策を確定するを得るに至るは所謂百年河淸を俟つと等しく列國交涉して經濟的戰場に進軍しつゝある所の我國情に於て計す可らざるものあり然らば即ち此の大組織を大成せんと欲せば國家の力を以てすると與獨等の土地改良に於けるが如くせざる可らざるあり所の農事革新のために應用すべき公力は時機其の宜しきを得ざるべからずと雖も今其概要を擧れば

一　土地抵當及び農業銀行を設立して低利長期の金融法を開き土地及び農事の改良を奬勵する事

二　水陸運輸の便を開き農業の生產力を增殖せしむる事

三　農產物輸出入の便路を開くと特に米穀輸出入貿易を奬勵する事

以上論述する所は日本の形勢に鑑み國土の氣象に察し農業革新の基本を鞏完せんと欲したるあり倘ゝ理に於て然りと推斷したるにあらず事實に徵證して意ゝ其誤りなきことを確信したりそも我國近來の天災たる實に非常にして往年紀州の洪水より引續き一昨年の德島岡山の如き昨年の鳥取岡山大分の諸縣にして低氣壓暴風雨の害を蒙りたるものは實に名狀すべからざるの悲慘を演したり紀州の洪水は十津川人士をして最愛最緣ある故園を離れ氷雪寒威の鄉(北海道)に居住を移すの止むを可らざる念慮を起さしめたる以て其の悲慘の事情察するを得べきあり

餘剩金なくんば如何　之を國家經濟の上より觀察するも悚然たらざるを得ざるものあり昨年の被害地に對し復舊工事補助とおすべきものゝみにても既に六百餘万圓あるべし此六百餘万圓は餘剩金中より假支出するを以て事或は一般人民に痛苦の念慮を起さしめざる乎も知るべからずと雖も之を租稅若くは公債等に依て辨するとすれば事隨分不容易の事なるべし其徵收案は勿論議會の承諾を得ざるべからず一度之を衆議院に提出せば如何農業地方の議員は之を商工業者に課すべきを論せん商業地方のものは之を土地農事に增課するの適當を云ふべく兎角一大紛擾に立到るべし

夫等の事情　は暫く措き我國に於て年々斯る天災わりて之を國庫の一部より見るも數百万圓の損失を受け其地方人士の悲慘を目擊しつゝ其支出方法の手續き位に就き彼是議論する者あるも長計大策を立てんとするものなきは國家のため憂ひざるを得ざるなり獨り其の天災の被害に對し妨害の方案を講せざるのみあらず甚だしきに此等の天災の被害地方を見て何の原因ある乎も知らず晏乎盲然只袖手するもの比々皆然り換言すれば此南洋より來る所の低氣壓の被害地は四國九州中國關西に專らにして沼澤邊に至ては餘波僅かに來るとある も關東、東北地方には全く無くして關西地方の不幸を辨ずるもの稀れなり是れ余が此議をなすの默止す可らざる所以なり

第二期工業時代を轉じて直ちに第三期時代の組織をおすべし

我邦人の敏捷活達なる赤揩兒百年の苦營を採て一朝僅かに之を修め彼等が發明創啓の功を誇りつゝ且其發明に隨伴する弊害に苦しみつゝあるの眞最中に在て彼等が發明の便を奪て彼等が苦む所の弊所を改良し安然其利を收め乎如其害を知らざるものは大和民族の優たる所にして將來に必ず宇宙の幸榮を擔ひ諸族に優勝たるべきの相今日既に見る所あり此優勝の智能は早く既に工業組織の上に應用せられんとするものあり即ち歐米現今の工業組織は第二期の組織とも云ふべくして自活的小仕掛生產時代を經過し機械的最大仕掛生產時代なり

大仕掛生產の利益　とする所は自活的生產時代と比較して其進步發達せしものあるとは今更云ふ迄もなしと雖も此利益と共に來る所の弊害も亦忍ぶ可らざるものあり大仕掛生產事業に於ては人類をして全然機械的に終らしむるものなり今其景況の一斑を序すれば一足の靴を製するに六十四部の分業となるを以て某種の土人

は終日終年機械に皮を當て合ふを以て業とあし某部に屬する職工は皮・墨を塗るを業となすを以て其他の仕事は之れを辨ずるに暇なく六十四部の職工皆此の如くなるを以て他業に轉じ若くは獨立して社會上に人間らしき生活を營むと能はざるなり生れて死に至る迄朝七時より夕六時迄器械の前に立續けにて別に智識を練磨するの必要もなく社會上の事を注意するの必要もなし學問も入らず道徳も無用と云ふ狀まなり人情として無用と不必要の事を修養するを好まぬもの故相率て人間的機械と成果るも理りあり茲に注意すべきとは斯る簡易無雜作の業なるを以て職工として便利あるものは婦女子及少男少女なり婦女子少男少女にして一人前の仕事の出來得る處より之に從事するものは此類のもの多く既に米國及獨逸抔にては此例多く壯年男子は却て家に在て小兒の傅や飯焚をするに止り幼年婦女は器械所に勞働するの奇怪千万なる狀を呈せり年少既に器械の前に立て終日を送り嘗て教育を受けず嘗て道徳の修養なく社會の關係も處世の要も知らざる者が一朝其事業の不景氣にて資本家其業を廢するに至らば如何無智無謀のストライキ抔を起し其極は始終自己の損失を招くと多し同盟罷工も資本家が不時の利潤を占めたるときにヤレば利目もあるが無暗に行ては結局自分で自分を切るとにならざるもの稀あり是等は社會上より觀察したる大仕掛工業弊害の一斑なるが

經濟的觀察に顯るゝの弊害

は決して之に劣らざるあり大仕掛工業は大資本を要するを以て成可く早く其資本を取戻さんと夜を日に次で全力を盡し其極非常の競爭を惹起し互に其器械の改良に注意し精巧練級を加ふるを以て一朝或る一工場にて新式發等の器械を使用するときは最大資本を卸たる舊式器械は之を地金とあして更に資本を以て新式器械に改良せざるべからず斯くする事數次なるを以て固定資本に吸收するもの次第に多くなりて動資本との權衡を失し經濟上堪ふべからざる弊害を蒙るを免れべからず

幼年職工の增加日に多きは晩近社會上の一現象なり我邦の工及場び個人營業に於て「幼年者に適當なる授業をなす其給料は三錢より二十五錢迄を與ふ」など云ふ廣告は到る處にあり人生大切なる勉學養氣の幼年時代を乏食の一段階たる奴隷學校に入學せしめて顧みさるに至るは誰れの罪とも云ふべからず社會經濟上の自然に出でしなり是識者たる者の一顧を玆に借さざる可らざる問題あり米國のサンサス（國勢一斑樣のものにて十年毎に造るもの）に據て考ふるに該國にても幼年工の數非常に增多し織物職工の數十七万二千五百四十二人中十一萬二千八百九十九人は幼年及び婦女子なり社會組織上喜ぶべき事にあらず其大仕掛工業の弊所を云へば迚も一夕話しに盡すべからざる事なり是於乎我國の工業組織は此第二期大仕掛工業組織の時代を轉化して

小仕掛聯合組織的生產

とも云ふべき彼赤影兒が思て至らず案じて勵行するに遑まなき最進步的工業經營即ち第三期組織に進轉したきは余が熱心ある希望にして是非共玆に至らしめざる可らざるなり其詳細を云ふに遑あしと雖も其大要を云へば器械運轉の原動力は非常に重大なるものを一箇所に据付設き其力を分配して五人或は十人等にて獨立的事業を舉行する方法なり東京ならば九段阪上の如き場所を選み巨大の電氣力或は蒸氣力を興起し其力を各自聯合組織の工場にベルトの力を以て四方八面に分配する事なり日本の國勢を案するに餘程此事に恰好したる國柄ありと思ふなり今各地方の形勢に見るも山嶽多く水力利用には自然的便利を賦與せられたるものなり現に此方法は群馬、山梨、長野等に行はれありて實に至便なりとの事は余の見聞せし所あり

監察及び檢察の必要あり　右小仕掛聯合法を應用するに就て注意を要すべきの一事ありとは個々勝手次第の物品を製造し物品の不揃を來たし國產の發達を害すると是なり之を豫防せんと欲せば一國若くは一地方に於て同品質物を製造すべき規定を設けて同式の機械を使用せしむる事なり最も是非共斯くあすべしと命せずとも斯くなしたらば斯くの如き便利ありと云ふを善しとす例せば此の品質の生糸此種の物品には興業銀行にて手形の割引をなし爲替を組むと云ふ如き事にすれば自然之に依らしむるを得るとは雜事業にわらざるあり如斯して其事の舉行を檢する爲め事業の檢察人及び工業監察人を巡廻せしむる事恰も佛國里昂に於てするロンシーの如き方法を設けざる可らず於是乎工業組織にも亦公力應用の必要あり即ち

（一）工業銀行を設立して小仕掛聯合的工業者を發達せしめ且規定に準據して工業者に便利を附與する事

（二）取引所檢查所を設けて一定の制規に適合するものにわらざれば荷爲替を附せざるの方法を設けざるべからず

資本勘定的生產業となすの必要　我國經濟思想の幼弱ある工業と商業の區別判然せず大工業を營む者も其の製造等事業の本分に於ては年々不足を生ずるも原料買入等の非常に安價なりしが爲め又は物品賣却上に圖らず高價を獨占したるを以て僅かに維持するの利益ありしを辨せず本年の工業は儲かりたりと安心して工業上研究を怠り怠慢に過るものあり又養蠶生糸業者の如きは資本に對し何割の利益あり此生糸は何程（他の農業に比して）の仕上あり何圓に賣却すれば足るべし何圓迄あれば支那、以太利等と競爭するとを得べし等の計算あく只高く賣たいやうかして非常の價格に賣却したしとのみ考へるものあり是れ甚だしき間違あり元來外國貿易品として外に競爭品あるに於ては生產上熟慮すべき事は高價に賣たいと云ふよりも寧ろ安價に賣りたいと心掛ざるべからず安價に物品を製造し安價に賣却し得る事は商賈上安全の地步を占むるものあり他國の

同品と競爭するの要は彼より安價に賣却するにあるとは誰も疑ふものなきに

資本勘定に據らず　將來の信用如何をも顧みず一時一回の投機的利益にのみ運命を托するとは我國人の短所として此氣風は我國の商運を妨げ經濟の大目的を誤るものなり實に浩歎すべき事なり是れ畢竟經濟的組織に於て公同の信念なく地方若くは個々的觀念のみあるを以てあり余は茲に細目を云ふの時間なきを思へば只一言概括して農、商、工業の何を問はず個人的地方的感情を放棄して日本的公同的の精神を以て全國を經綸するの必要を思ふなり

◎我國の航運事業

航運業の安全を保護して航權を伸張するは海軍の責任にして而も其實を擧ぐるは軍艦にあるを以て軍艦にして完備せざれば獨り航業者のみ孜々として事業を營むも到底充分の効果を收むること難し故に海軍は陸軍と大に其趣きを異にし平時に在りては其行政部に在る者と軍政部に在る者とを問はず苟も職を海軍に奉ぜる者は本務の傍ら廣く海外に於ける航通貿易の事は勿論百般商業の狀況並に各國との關係等に就て常に注意を加へざるべからず然るに從來我海軍の方針は單に軍事の一方にのみ傾き以上の如きは措いて問はざるの有樣にて偶〻在艦將校中商事を談ずる者あるときは忽ち視て賤劣とせられ其極部内の屬望を失ひ爲めに上官の機嫌を傷ひ甚だしきは軍務を輕んずる者となし意外の責を蒙るに至りしこと往々ありしが近今に至り漸く悟る所ありて艦船等の海外各港灣を巡航するに當りては出來得る丈け百般商事の狀況に留意せしむるとゝあしたり左れば先般軍艦吉野の廻航に際し殊に命令を下して孟買に寄港し同地に於ける通商貿易幷に航運事業の實況を調査せしめ其結果は河原艦長より屢さに前海軍大臣に上申となりしが之に依て見るときは同艦の寄港こそ實に航路擴張に對し非常の利益を與へ愈〻我航權伸張の機運に近くを信ず何となれば航權の盛衰は海軍の力にあり而して彼れ外人等は常に思へらく日本海軍の微力且つ劣等軍艦を以て航權を保護し且つ之を伸張するが如きは今日にありて到底望むべくして行ふこと能はず左れば如何に郵船會社が必死を極めて事業に從事するも迚も永續の見込なし況んやピーオー會社と相爭ふに於ては前途甚だ覺束なしとの推想を下し在りて而して同港内には常に英佛獨諸國の軍艦十數隻列を正し互に艦体の良否を競ひ中にも英國の如きは其東洋に派遣すべきものは成るべく良艦を選ぶを以て常とするより各國軍艦中之が右に出るものなく獨り誇り顏ありしに我軍艦吉野の機關一聲港内に入るや各艦乘組員の視線は忽ち吉野に集り是迄誇り居たる英國軍艦すら我吉野に及ばざると遠く驅れも一驚を喫し其良艦たるを賞嘆して已まず尋いで彼れ軍人社會は互に相語て曰く日本海軍既に英國に向て一万五千餘噸の大鋼鐵艦二隻を注文し今又斯る無比の良艦を得たり其進歩實に驚くに堪べたり此有樣を以て航運事業に適當の保護を加へなば日本が航權の伸張を期する遠きにあらず誠に談ずるも又愉かしきことならずやと或は歎息する者あり或は奮激する者あり爲めに郵船會社は俄かに面目を改め昨日迄冷罵せし者忽ちにして媚を呈する等大に荷主間屈等の信用を得たるより會社の喜び一と方ならず同地代理店主は直ちに同艦を訪ひ懇篤なる謝狀を呈する等又各艦長又同地有志者等は交〻我艦を訪問し其盛美あるを賞贊する等實に未曾有の名譽を得たり、郵船會社が目前の小利害に頓着せず遠大の思想を懷き其の得たる名譽と信用とを以て航路の擴張を期するは實に此期にありと同艦乘組員中の某氏は語られたり

◎新茶貿易に對する當業者の見込と銀問題

數週間以前に横濱に於ける古茶の在荷は、僅かに九万斤ほどの少數にて、最早新茶の季節〝近づきたれば、古茶の取引不振なるは自然の勢ひと云ふべし、扨て新茶の見込は如何といふに、本年は季候暖氣なる爲め例年より一週間位あは出荷も早かるべしと云ふ、内外商等は已にその準備に着手せり、而して產地及び海外の模樣を聞くに、内地は昨年度茶貿易可なりの好結果を得たれば、肥料も充分に行き屆きたれば茶樹の枯死するもの少なく、隨つて產額も前年より多少增加する見込にて生產家もまた充分望みを屬し居る趣きなり、而して米國の實況なりと云ふを聞くに、彼の銀貨問題は一般の貿易に障害を與へ、昨年度の茶貿易も最初の如き盛況あく、稍や衰頽して價格の如き外國爲替低落の制合に上直を占むる能はずして、却つて古茶の市場に停滯するもの前年の當季より多きに在るものゝ如し、勞々本年の新茶も昨年の如き高直は占め得ざる模樣にて、第一番船と稱する初輸出の取引相場は凡そ駿州物上等三十七八弗見當あるべきか、去りながら一般貿易上より觀察せば、製茶の如き追々販路も開け加奈陀地方の需用多き今日なれば、敢て衰頽する程の不幸に遭遇することなかるべし、先づ本年も相應の直段にて隨分活潑の取引も出來すべし、唯茲に最も注意すべきは銀問題の成行きにして、我國爲替相場の高低は直接に新茶貿易をして一大變化せしむべければ、地方の生產家もこの一點には最も注意して進退を誤らざる事肝要ならん

◎茨城縣下に於ける粗製茶改良の遊說

茨城縣下水戸、猿島及び谷田部地方は從來製茶の產出地なるにも拘はらず、兎角粗製に流るゝの弊あるを以て、横濱の大谷嘉兵衛、渡邊庄次郎の両氏は、是等粗製品の改良を勸誘する爲め同地方へ赴むき、諸所に談和會を催ほし。改良に盡力せし由にて、農商務技手大森雄也氏も同行したりと云ふ

◎東京茶業組合聯合會正副議長及中央會議員

去月下旬東京茶業組合聯合會議に於て　同正副議長を撰擧せしに其結果議長に内山平二郎氏、副議長に深瀨眞一氏高點にて當撰す次に中央會議所議員の改撰を行

ひたるに從前の通り深瀬眞一、相澤喜兵衛の兩氏常撰せり

◎國別貿易の消長

本邦と各國との貿易は英、佛、獨、露、支那、香港等何れとの高を見るも殆んど增進せざるは無きに獨り米國及び朝鮮との貿易のみは衰退せり則ち合衆國と本邦との貿易高は去る廿四年の分三千六百餘万圓一昨廿五年は四千四百餘万圓なりしに昨廿六年分は三千三百餘万圓にして廿四年に比すれば凡そ三百万圓廿五年に比すれば無慮一千万圓以上の減退なり又朝鮮との貿易は廿四年に於て五百四十餘万圓なりしもの廿五年には減して四百四十餘万圓となり昨年は實に減じて三百三十万圓餘に下りたり

◎世界各國の保險事業

現今全世界に於ける生命保險會社の資本額は合計廿三億四百九十二万三十弗にして其内歐洲大陸の分は七億八十三万四千弗英國の分は五億七千二百九十二万一千弗加奈陀の分は二千五百十三万九千弗濠洲の分九千八百五十七万八千弗に過ぎず合衆國の分は九億七百四十四万一千弗にして則ち世界第一なりと云ふ左れば其保險金の如きも全世界の合計百七億四千八百七十三万五千弗の内加奈陀の分は一億五千四百七十万弗歐洲大陸の分は廿四億九千三百三十六万一千弗英國の分は廿八億六千四百六十六万六千弗濠洲の分は三億三千三百三十二万八千弗に過ぎざるに合衆國の分は四十八億九千七百七十三万一千弗にして其保險金の如きも亦た全世界の合計の半額に達せり

◎百万圓以上の輸出品

昨年一、二の兩月間に海外へ輸出せし物品の中其元價の百万圓以上ありしは生糸及び米の二種なりしが本年は生糸及び石炭の二品にして米は百万圓以内なりし今此の三種輸出品の最近五年間に於ける二ヶ月分の輸出數價を表示すれは左の如し

品名	年別	數量	元價
生絲	廿三年	六〇六、六二六	四、五〇九、三〇二、五一
	廿四年	八二七、八四二	四、五七五、七〇七、五七
	廿五年	八〇〇、五五五	四、四三二、四二九、六六
	廿六年	七四五、八七八	五、八三八、九二〇、四四
	廿七年	七〇八、八七九	五、一二六、七三七、二三
石炭及屑石炭	廿三年	二一三、四一五	九〇二、四七九、四一
	廿四年	二一〇、三二八	七七一、六八七、〇〇
	廿五年	二〇八、三〇七	七六一、七五六、一四
	廿六年	二三五、五八五	七三三、五六二、〇〇
	廿七年	三三三、二一九	一、一七九、九三一、四八
米	廿三年	三七、一三〇	一二九、一六五、三八
	廿四年	三八二、七九四	一、一〇八、二四六、六六
	廿五年	二八九、五六六	一、〇三二、〇三六、八五
	廿六年	四七二、八五六	一、四三七、一九八、〇二
	廿七年	二六〇、四一〇	九六二、〇八五、二九

◎百万圓以上の輸入品

昨年一、二の兩月間に海外より輸入せし物品の中其元價の百万圓以上に達せしは綿絲、綿織糸、米、白砂糖の四品にして石油は昨年よりも減したる代り米と砂糖は共に昨年よりも增加せり而して右五品の最近五年間に於ける二ヶ月分の輸入數價を表示すれは左の如し

品名	年別	數量	元價
綿絲	廿三年	七、四九五、三四五	一、二二一、八九八、五〇
	廿四年	五、六二四、二二二	八五五、六〇二、五六
	廿五年	六、五三八、七二二	九二二、二六七、二一
	廿六年	一、六、八四四、六五一	二、七一〇、九五二、四八
	廿七年	一、七、七二三、三三四	二、九一八、六二九、九五
綿織絲	廿三年	六、五〇〇、二一七	一、九七五、〇四七、四三
	廿四年	二、八五七、五二八	九二六、七八八、五三
	廿五年	二、五六四、三四〇	八四六、九〇九、五六
	廿六年	四、〇一六、一四八	一、二九二、一六九、四七
	廿七年	三、八二八、九〇二	一、八〇六、九九五、二四
石油	廿三年	六、二三九、八一〇	七三四、三七三、五二
	廿四年	五、八四〇、二九〇	六二二、六七四、九〇
	廿五年	四、一八三、八四九	四五三、〇二二、六〇
	廿六年	一、〇三六、九四五	一、〇七六、五九四、四八
	廿七年	七、七二六、八二九	五七九、一四三、二〇
米	廿三年	九七、四七七	二五四、四八五、六八
	廿四年	二九二、〇九六	六五二、四〇二、四五
	廿五年	一八六、九三九	四九一、二四七、四九
	廿六年	七四、九六四	一八二、四六七、〇二
	廿七年	四九三、三四九	一、二〇〇、九五三、六六

價の百万圓以上に達したるは綿絲、綿織糸、石油の三品に過ぎざりしが本年の二ヶ月間に百萬圓以上に達せしは綿絲、綿織糸、米、白砂糖の四品にして石油は昨年よりも減したる代り米と砂糖は共に昨年よりも增加せり而して右五品の最近五年間に於ける二ヶ月分の輸入數價を表示すれは左の如し

品名	年別	數量	元價
綿絲	廿三年	七、四九五、三四五	一、二二一、八九八、五〇
	廿四年	五、六二四、二二二	八五五、六〇二、五六
	廿五年	六、五三八、七二二	九二二、二六七、二一
	廿六年	一、六、八四四、六五一	二、七一〇、九五二、四八
	廿七年	一、七、七二三、三三四	二、九一八、六二九、九五
綿織絲	廿三年	六、五〇〇、二一七	一、九七五、〇四七、四三
	廿四年	二、八五七、五二八	九二六、七八八、五三
	廿五年	二、五六四、三四〇	八四六、九〇九、五六
	廿六年	四、〇一六、一四八	一、二九二、一六九、四七
	廿七年	三、八二八、九〇二	一、八〇六、九九五、二四
石油	廿三年	六、二三九、八一〇	七三四、三七三、五二
	廿四年	五、八四〇、二九〇	六二二、六七四、九〇
	廿五年	四、一八三、八四九	四五三、〇二二、六〇
	廿六年	一、〇三六、九四五	一、〇七六、五九四、四八
	廿七年	七、七二六、八二九	五七九、一四三、二〇
米	廿三年	九七、四七七	二五四、四八五、六八
	廿四年	二九二、〇九六	六五二、四〇二、四五
	廿五年	一八六、九三九	四九一、二四七、四九
	廿六年	七四、九六四	一八二、四六七、〇二
	廿七年	四九三、三四九	一、二〇〇、九五三、六六

◎合衆國の外國貿易に比較

北米合衆國統計局の統計表に依り昨千八百九十二年の輸出入貿易價格を昨年に比較すれは左の如し

千八百九十二年

		弗	弗
内國品輸出價額		九二五、二三七、三一五	八五四、七八一、六六一
外國品輸出價額		一五、一八三、三四五	二一、三六六、四六二
合計		九三八、四二〇、六六〇	八七六、一四八、〇二三
輸入價額		八四〇、九三〇、九五五	七七六、一四五、六八一
輸出超過額		九七、四八九、七〇五	九九、四〇二、三四二
金輸出價額		七六、五三二、〇五〇	七九、七六七、三五四
同輸入價額		一七、四五一、〇四〇	七二、七六二、三八九
同輸出超過額		五〇、〇八一、一一〇	七、〇〇四、九六五
銀輸出價額		三五、九七五、八三四	四六、二三〇、四三九
同輸入價額		二一、七二六、二五二	一八、二七四、八〇四
同輸出超過額		一四、二四九、五八二	二七、九五五、六三、五

主要輸出品の昨年に於ける輸出高を前年に比較すれバ小麥は前年の一億二千四百八十八万九千百九十九物(一物は凡そ一斗九升餘)此價額一億千百九十八万五千九百一弗に對し一億八百九十一萬八千五百六十二物此價額七千九百三十九萬三千百七十二弗、裸麥は前年の四百八十八萬八千七百十九物此價額四百四十六萬千五十三弗に對し七十六萬三千七百五十六物

此價額四十七萬八千七百六十一弗、玉蜀黍は前年の七千六百六十四萬千七百二十五物此價額四千八十七萬五千百二十四弗に對し五千三百八十二萬五千八百七十八物此價額二千六百四十八萬二千五百三十一弗大麥は前年の二百十五萬四百八十一物此價額百十三萬九千五百二十二弗に對し五百四十萬物此價額二百五十五萬五千四百十弗、燕麥は前年の五百十二萬三千七百十物此價額二百萬五千九百五十一弗に對し七百五萬二千七百十五物此價額二百五十五萬三千五百十九弗ありき

◎獨逸の輸出入貿易

英國の海外貿易は一昨年來餘程の減額にて昨年の統計發表されてより當業者は殊に其著しきに驚きたる由あるに後進の獨逸は前年よりも好結果を得たり乘ては斯程までにはあるまじとの評なりしが貿易年表の發布と共に意外に滿足なりしを喜ぶもの多しと云ふ即ち輸出は一昨年二十九億五千四百十萬マーク（一マークは金貨二十五錢）に對し昨年は三十一億二千四百六十マーク、輸入は一昨年の四十億千八百五十萬マークに對し昨年は四十億百三十萬マークなりし右輸出の內重なる增加は鐵類に於て二千九百萬、石炭に於て千百萬毛、及び毛織物に於て千六百萬、藥品類に於て千五百萬、皮及び其製品に於て七百万、硝子及び其器物に於て六百万マーク等あり又金銀の輸出入は

	輸入	輸出
千八百九十三年	一八三、五〇〇、〇〇〇	一五八、八〇〇、〇〇〇
千八百九十二年	二〇八、四〇〇、〇〇〇	一九五、九〇〇、〇〇〇

金銀を加へて總輸出入額は左の如し

	輸入	輸出
千八百九十三年	四、一八四、九〇〇、〇〇〇	三、二八三、四〇〇、〇〇〇
千八百九十二年	四、二二七、〇〇〇、〇〇〇	三、一五〇、一〇〇、〇〇〇

◎第四回內國勸業博覽會副總裁の訓示

明廿八年京都に於て開會する第四回內國勸業博覽會副總裁は出品人の注意すべき要綱を指摘し、去月中旬左の如く北海道廳及び各府縣長官に訓示せり

第四回內國勸業博覽會の開設に先ち出品者の注意すべき要綱を開示して其本旨を曉知せしむるは最も必要の事ありとす尤も是等に關する件々は既に前數回の博覽會に際し其都度反覆丁寧に懇諭して復た餘蘊を遺さず且つ從前數回の經歷を以てするも出品者に於て素より其要領を會得したるべしと雖も實際の事實間〻之に反するものあるは甚だ慨むべきあり之を第三回內國勸業博覽會の成績及び米國シカゴ市に開設したるコロンブス世界博覽會出品の實況に徵するときは往々其本旨を誤るものなきにあらざるが如し元來勸業博覽會なるものは名稱の如く勸業を目的とし大本旨と爲すものにして徒らに珍奇を衒ひ一時の奇利を僥倖するの機關にあらず故に之に出陳する物品は必ずや學理、技術、經濟の三要點に基きて成りたるものならざるべからず而して會場に出陳する物品も素より其品種部類に因り其性質一樣あらずと雖も其品種部類の何たるを問はず苟も此要三點に適合せざるときは卽世に實益なくして無用の長物たるを免れず彼の徒らに美觀を裝ひ巧緻を弄し淺薄なる考案を以て浮華の物品を製作し一時を瞞着せんとするが如き或は漫に褒賞を僥倖するの名利心を以て故らに一二の物品を精製して之を出陳し若し再び之が製作を求むれば復た之に應ずること能はざるが如きは實に博覽會の本旨に背戻するのみならず其自己の名譽を博し世上の需要を增し販路を內外國に擴張し我國力の充實を圖るの點に於て寸毫も益する所なし此の如きは本會の斷じて取らざる所なり

大凡美術品及び工藝品の如きは單に各自特得の技倆を示し本來の精妙を顯すに止らず其妙技を長養し其眞相を發揚すること極て緊要なり故に技術家たるものは自家の責任として務て心力を籠め高尙優秀なる精品を製出せざるべからず若し其標準を誤り徒らに外觀を裝ひ浮華に流るゝときは獨り一己の損失のみならず爲に大に將來の發達を阻礙し永久に莫大の損害を遺すに至るべし是れ當業者の最も猛省せざるべからざる所なりとす曾に美術工藝品のみを然りと爲すにあらず普通商品の如きも亦能く內外の情勢を洞察し時運の變遷を審究し專心一意眞品を廉價に鬻き同品を多量に製するの目的を離るべからず博覽會は天下の生產物を一場に蒐め其優劣を鬪はし其精粗を較べ彼是相比照して新智を交換すると同時に一面には在りては各自其標品を示して販路を求むるの廣告たらしむるものあるが故に國內の需要に供し海外の輸出に適すること能はざる物品を出陳するが如きは本會の斷じて望む所にあらざるあり

以上說示するが如く內國勸業博覽會は徒らに奇を弄し漫に虛飾を玩ぶものにあらずして智識を開發し實業の進步を圖るべき機關たるが故に之に出品すべき製作物は力の及ぶ限は其精巧を致し其妙技を奮ふべきは勿論ありと雖も恒に愼重着實なる思想を以て事に從ひ前記の三要點をして遺次も心頭を離れざらしめんことを要す夫の博覽會を借りて一時に奇利を貪らんと欲し爲に分外の價を負ひ若くは資產を傾けて物品を製作し儻に成りて之を出陳するも不幸にして之を購買する者あるを以て忽ち殘品の處分に苦み遂に家產を蕩盡するに至るが如きは實に博覽會の本旨を誤解するの甚しきものと謂ふべし前回の殘品の處分に關し政府幾分の補助を與へたりしも今回は斷じて之に干涉せざるを以て各出品者は當初より能く前述の趣旨を十分了解し徒らに多數の物品を出陳し既往の覆轍を踏むことあからんことを望む

◎堀之內辨護士

全辯護士は法律學の外兼ねて理財學を修め居り商工業の實情に通ずるを以て商法上の質義並に商取引に關して起る事件に付ては尤も得意とする處なりと云ふ

◎新刊雜誌

教林と云へる神教雜誌第九號は去月二十日麹町區有樂町二丁目二番地教林社より發行したるが斯道に取りて稗益ある好雜誌なり

統計

銀行創始以來の利益配當

本邦に於て始めて國立銀行を創立せしは今を去ること廿二年前即ち明治六年にして其嚆矢たる東京の第一國立銀行は仝年七月二十日を以て開業免狀を下附せられ即日開業せし者なるが爾來昨廿六年まで廿一ヶ年の間に於ける每半季の利益配當額は左の如くなりしと云ふ

國立銀行利益配當連年比較

年別	利益配當銀行數	資本金百圓に付配當額			
		上半季	下半季	上半季	下半季	仝年
六年				圓 二、二五	圓 二、二五
七年	三	一	四	四、三八	八、一九
八年	四	四	四	四、一七	七、四三
九年	四	四	四	六、九六	一二、〇八
十年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十一年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十二年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十三年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十四年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十五年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十六年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十七年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十八年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
十九年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
二十年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
廿一年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
廿二年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
廿三年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
廿四年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
廿五年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇
廿六年	四	四	四	一〇、〇〇	一〇、〇〇

◎國立銀行の資本及流通紙幣

本邦に於て始めて國立銀行の設立されしは去る明治六年なるが爾來昨年まで廿一ヶ年の間に於ける行數、資本、紙幣流通高等の增減を見るに行數の最も多かりしは十二、十三の兩年にして其數都合百五十一行拂込資金の多かりしは廿四年にして四千八百七十万圓餘紙幣流通高の多かりしは十三年にして三千四百四十二万餘圓なりしと云ふ今右廿一ヶ年間に於ける每年末の現數を示せは左の如し

國立銀行資本其他一覽表

年別	行數	拂込資本金	紙幣流通高
六年	四	三、〇〇〇、〇〇〇	一、三六二、二一〇
七年	四	三、四五〇、〇〇〇	一、九九五、〇〇〇
八年	四	三、四五〇、〇〇〇	一、四二〇、〇〇〇
九年	五	二、三五〇、〇〇〇	一、七四四、〇〇〇
十年	二六	二二、九八六、一〇〇	一三、三五二、七五一
十一年	九五	三三、五九六、〇六三	二六、二七九、〇〇六
十二年	一五一	五〇、六一六、〇六三	三四、〇四六、〇一四
十三年	一五一	五三、〇四一、一〇〇	三四、四二六、三五一
十四年	一四八	四九、八八六、一〇〇	三四、三九六、八一八
十五年	一四三	四四、二〇六、一〇〇	三四、二一二、八〇五
十六年	一四二	四四、三八六、一〇〇	三四、〇九二、八〇二
十七年	一四七	四四、五三六、一〇〇	三〇、九二四、一四八
十八年	一三九	四四、四五六、一〇〇	三〇、九三二、〇八
十九年	一三六	四四、四一六、一〇〇	二九、四九四、九〇五
二十年	一三六	四五、八三八、八五一	二八、五六五、八二九
廿一年	一三五	四六、八七七、六三九	二七、六四五、七七一
廿二年	一三四	四七、〇八一、三七九	二六、七一〇、二六八
廿三年	一三四	四八、六四四、六六二	二五、七八四、五八〇
廿四年	一三四	四八、七〇一、一〇〇	二四、八四六、四七九
廿五年	一三三	四八、三三五、六〇〇	二三、七五四、九六五
廿六年	一三三	四八、四一六、一〇〇	二三、七五六、一二九

◎內外烟草の優劣及輸出入

一昨廿五年五月中各府縣（東京府、沖繩縣及北海道は除く）收稅長より大藏省への報告に據れば當時全國に於ける烟草耕作者は自用の分六十八万三千二百六十二人、賣用の分三十万三千七百七十四人にして合計九十八万七千客三十六人なりしと云ふ左れは北海道、東京府、沖繩縣の分をも算し來らは少なくも百万人を下るとの無かる可きか又其作付反別は二万三千七百七十六町三段歩餘、收獲高は六百九十三万三千四百七十八貫餘にして平均一反歩の收穫廿九貫百六十一匁なりし由而して本邦產の烟草たる栽培製造共に宜しきを得す烟分乏しく香氣薄く品質大に外國產に劣るとは豫てより耳にせし所なるが維新以來昨年迄廿六ヶ年の間に於ける烟草輸出入の結果を見るに世評如何にも信すへきか如し即ち內國產の輸出高は去る明治五年にすら早く既に廿五万餘圓なりしとあり十八年の如きは三十九万餘圓にも及ひたる位あるに爾來次第に減少し昨廿六年分は十万四千餘圓に過ぎさりし然るに外國產の輸入高は元年より十九ヶ年の間に於て十万圓以上に達したるは只

一回即ち明治五年のみにして全年を除くの外は十九年の九万三千餘圓が最多額なりしに其翌二十年以來は年一年增進して昨廿六年は終に四十七万餘圓の多きに達したり勿論廿六ケ年の分を通計すれは内産の輸出は四百零四万餘圓にして毎年平均十五万餘圓なりしに外國産の輸入は二百九十四万餘圓にして毎年平均十一万餘圓に過ぎさりし勘定なるか故に差引輸出の超過は百十万餘圓にして毎年平均四万餘圓かりし勘なるも幷は畢竟輸出多く輸入少なかりし間をも通算せしが爲めなるのみ試みに最近五年間の出入を吟味するに輸出は合計六十六万餘圓にして毎年平均十三万餘圓に過ぎさりしに輸入は合計百四十八万餘圓にして毎年平均廿九万餘圓を下らさりし割合なり此くの如く内産の輸出は近年次第に減少し外産の輸入は年一年增進するに至りたるもの蓋し内産の品質粗悪にして外産に及はさる證據ならんか既往廿六ケ年間の輸出入元價左の如し

煙草輸出入廿六年間比較表

年別	内産輸出	外産輸入
元年	一〇、九二四、五五	四七、三四一、七三
二年	二八、一七九、一五	三七、〇六五、〇一
三年	四六、四九九、七三	四〇、六〇九、〇六

年別	内産輸出	外産輸入
四年	九六、八〇三、七一	五三、六六七、七八
五年	二五〇、〇七五、五四	一二九、五五八、三四
六年	二七九、四七二、六七	六二、六四一、三四
七年	二七四、〇六五、四七	七二、二九八、七五
八年	一八四、三〇九、七三	六〇、一三二、一九
九年	七九、四九四、四一	五三、八二六、九八
十年	二八九、二九三、七三	五〇、八七二、四六
十一年	一〇六、五三七、五八	五一、〇二四、八五
十二年	一四一、七〇〇、二一	五八、一九四、四六
十三年	二〇四、三四七、八一	五四、六九〇、七三
十四年	二三七、六一六、七三	四九、九五三、一〇
十五年	七六、九三〇、七二	四九、七四七、四八
十六年	一二四、七六四、六九	六五、八八二、九四
十七年	二四六、九八九、五一	五八、二二七、七七
十八年	三九九、一三八、一三	六八、九六二、九六
十九年	二三五、六七二、五一	九三、〇九八、七五
二十年	七八、七一一、〇四	一四九、八〇八、七二
廿一年	九〇、八三三、七九	一五三、三二〇、七五
廿二年	一九七、〇二〇、一九	二一〇、〇八五、二四
廿三年	一三四、五八七、二八	二一四、七五三、八三
廿四年	一〇七、一九九、五四	二七三、一四九、三六
廿五年	一二二、三四七、四五	三一三、三九〇、七二
廿六年	一〇四、八九九、九三	四七三、六三八、六四
合計	四、〇四八、四〇一、八〇	二、九四五、九四一、二三
平均	一五五、七〇七、七六	一一三、三〇五、四三

法律ニ關スル諸事件ノ依頼ニ應ス

辯護士 法學士 青木八重八

事務所 神田區今川小路二丁目十四番地

電話千百六十七番

汎ク民刑商事訴訟代理辯護

證書立案紛議仲裁法律上ノ質義等ノ依頼ニ應ス

法學士 得業士 理財學士 得業士

辯護士 堀之内松十郎

事務所 京橋區元數寄屋町四丁目五番地

民事刑事行政訴訟ノ代理辯護鑑定其他法律ニ
關スル事務一切ノ依頼ニ應シ事件ノ大小難易
ヲ問ハス尤モ懇切丁寧ニ又取扱ヲ又簡易
ノ方法ニ依リ地方ニ出張ス

辯護士 木八重八

事務所 東京市京橋區西紺屋町一番地 電話二百七十八番

辯護士 磯部四郎

事務所 東京市京橋區西紺屋町一番地 電話二百七十八番

本宅 東京市本所區龜澤町二丁目三番地 電話七六六

辯護士 齋藤孝治

事務所 東京市京橋區西紺屋町一番地 電話二百七十八番

本宅 東京市神田區裏神保町四番地 電話三四七

辯護士 村上武八郎

辯護士 今井忠治

辯護士 宮崎三之助

辯護士 西田秋作

○辯護士高木益太郎は政黨及社交上百般の煩累を絶ち專心斯業に從事する事玆に三年其間擔當したる民刑訴訟事件は幸に好結果を得たるもの多し就中上告辯護は殆ど其目的を達せざるなく昨年來大審院破毀の判決は當事務所最も多數を得たり爾今一層奮勵詳密ある調査と誠意熱心の辯論とを以て辯護士たるの本分を盡さんとす（但地方依頼者は郵便を申込も差支なし）

法科大學試驗及第生　法學士　和佛法律學校卒業生
判事登庸試驗及第生　辯護士　東京法學校卒業生　高木益太郎

（電話）五百十七番（事務所）日本橋區本銀町四丁目九番地（本宅）日本橋區大傳馬町一番地

明治廿七年三月三十日第三種郵便物認可

明治廿七年四月十七日印刷　東京市京橋區元數寄屋町二丁目七番地　高橋開作
明治廿七年四月十九日發行　東京市芝區金杉三丁目十九番地　編輯者　安島龜太郎
東京市日本橋區小網町四丁目二番地　京濱商工雜誌社　東京市京橋區十間堀二丁目三番地印刷者豊田芳三郎

明治二十七年五月十九日發兌（毎月一回發行）

京濱商工雜誌

第二號

京濱商工雜誌社

京濱商工雜誌　第二號　明治廿七年五月十九日發兌

目次

論說
●内地雜居の準備如何……孤鶴生
●宜しく製鐵所を起すべし……懷古叢談
●草棉の沿革
●明治元年より同十三年に至る幣制沿革の要領
●明治十四年頃銀價下落より生せし損耗
●明治十年紙幣の增發と物價騰貴と下落
統計
●維新以來の外國貿易
●十二年間の直輸出入
●最近五年間の國別貿易
●我國の航運事業
●船舶の增減
●昨廿六年中我國產茶國別輸出
演說及談話
●歡迎會に於ける前田正名氏の演說
●田邊工學博士の水力利用論
●大久保工學士の談話
傳記
●澁谷澁次郎氏の傳
●故堀越安平氏の立志傳
雜報
●橫濱貿易商紛議顚末錄●昨明治廿六年中海外輸出茶數量及び價格●國立銀行滿期後處分策●其他雜報數十件

社告

本誌印刷所繁忙の爲め第二號も亦發行期日に遲れ寔に諸君に對し申譯あき次第なり、第三號より每月十九日を以て發行期日と相定め申候間左樣御承知有之度候茲に發行の遲延を謝し併せて發行期日の變換を豫告す

寄書家諸君に告ぐ

本誌に寄書せんとする諸君は每月三十日までに其原稿を本社に投せられよ本社は取捨の上之れを掲載すべし若し掲載せざるもその原稿は返却せず

本紙定價

一部前金六錢〇十部前金五十五錢〇前金にあらざれば一切遞送せず但し東京市外は遞送料一冊に付五厘（郵券代用一割增）

廣告料（五號活字廿四字詰）

十行以下一回一行金十錢●十行以上二十行以下一回一行金八錢●二十行以上一回一行金七錢

明治廿七年五月十七日印刷
明治廿七年五月十九日發行
東京市京橋區元數寄屋町二丁目七番地
發行者　高橋開作
東京市芝區金杉町二丁目十九番地
編輯者　安島龜太郎
東京市京橋區三十間堀町三丁目三番地
印刷者　豐田稔吉
東京市日本橋區小網町四丁目二番地
發行所　京濱商工雜誌社

●蜂印香竄葡萄酒廣告
佛國萬國大博覽會
第一等金賞牌受領
はち印
登錄商標

●蜂印香竄葡萄酒は一度之れを飲めば精神を爽快にして身體滋養に特効ある事此の右に出づる飲料なし
●蜂印香竄葡萄酒の名聲全世界に聞ろく事は屢々海外大博覽會に於て賞牌を受領せしを以て知るべし
●蜂印香竄葡萄酒は明治六年に發明し十四年より官許を得て廣く發賣す
●蜂印香竄葡萄酒醸造の元祖とす
●蜂印香竄葡萄酒に僞造品類似品多し然れとも蜂印は政府の特許を得たる商標なれば何人も犯すを得ず
●蜂印香竄葡萄酒に極めて見擬はしき羽虫の商標を附して香竄葡萄酒と質不正の類似品あり
●蜂印香竄葡萄酒の眞正品を購はんと欲せば必ず蜂印と資捌元近藤利兵衛とに注意あり
●蜂印香竄葡萄酒は全國到る處に販賣せり蜂印の商標と近藤利兵衛とを極する品質不正の類似品あり
●蜂印香竄葡萄酒は一度之れを飲めば精神を爽快にして身體滋養に特効ある事此の右に出づる飲料なし
●蜂印香竄葡萄酒の名聲全世界に聞ろく事は屢々海外大博覽會に於て賞牌を受領せしを以て知るべし
●蜂印香竄葡萄酒は明治六年に發明し十四年より官許を得て廣く發賣す
●蜂印香竄葡萄酒醸造の元祖とす
●蜂印香竄葡萄酒に僞造品類似品多し然れとも蜂印は政府の特許を得たる商標なれば何人も犯すを得ず
●蜂印香竄葡萄酒に極めて見擬はしき羽虫の商標を附して香竄葡萄酒と質不正の類似品あり
●蜂印香竄葡萄酒の眞正品を購はんと欲せば必ず蜂印と資捌元近藤利兵衛とに注意あり
●蜂印香竄葡萄酒は全國到る處に販賣せり蜂印の商標と近藤利兵衛とを認めて購求あらん事を乞ふ
東京市日本橋區本町二丁目九番地
資捌所　酒問屋　近藤利兵衛
（電話四四三番）
●資捌元　洋酒
●資捌所は全國至る處に在り御最寄に於て御購求を乞ふ

辯護士高木益太郎は政黨及社交上百般の煩累を絶ち專心斯業に從事する事茲に三年其間擔當したる民刑訴訟事件は幸に好結果を得たるもの多し就中上告辯護は殆と其目的を達せざるなく昨年來大審院破毀の判決は當事務所最も多數を得たり爾今一層奮勵詳密なる調査と誠意熱心の辯論とを以て辯護士たるの本分を盡さんとす但地方依賴者は郵便を以て申込も差支なし

和佛法律學校卒業生　法科大學試驗及第生
東京法學校卒業生　判事登庁試驗及第生
辯護士　高木益太郎

（電話）五百十七番
（事務所）日本橋區本銀町四丁目九番地
（本宅）日本橋區大傳馬町一番地

辯護士小嶋忠里

事務所　東京市日本橋區上槇町八番地

電話　六百十八番

特別調査の依賴に應ず

本社特に調査主任を置き有志の望みに應じ實業に關する萬般の事を調査せしむ農工、商業、貿易等凡て經濟上の沿革、現狀、將來の見込、統計等に付調査を要する事あらば何時にても申越さるべし本社は極めて僅少の手數料を以て懇切其依賴に應ずべし京濱商工雜誌社

大藏省御編纂

外國貿易月表

代金十八錢市外郵稅四錢
六ヶ月前金一圓廿六錢
東京々橋區木挽町二丁目十一番地

發行所　鳳陽堂

弊舍東京米穀取引所附屬電報々知方、各米穀及商品取引所の電報發信用達、各新聞社商況原稿通信、印刷物配達受負、諸新聞廣告取扱、電話名儀書換讓受讓渡紹介諸商品委托買次、米株並諸物價景況電話電信書翰通信迅速確實に御報道仕候事は普く江湖諸君の熟知さるゝ所に御座候間何卒陸續御委托被成下度奉望候

事務所電話番號百七十一番　出張所電話番號三百六十八番

東京急報社本店

通信鼻祖一年郵便電信切手帖附高三万圓以上

山張所電話番號千六百二十
本店電話番號千七百廿七
東京米穀取引所構內

公商人　六角政太郎

京濱商工雜誌　第貳號

明治二十七年五月十八日

論說

内地雜居の準備如何

孤鶴生

二十年來我々國民の熱望せる條約改正の大事業も最早遠からずして成功すべく又成功せしめざる可らず近來余輩の耳にする處を以てすれば從來最も困難ありし英國との談判も今回は除程好都合に運びたる由なれば改正事業の大成を見る蓋し必ず近きに在らん我邦の實業家就中商工業者たる者は豫め方向を定め内地雜居の準備を爲さずんば時に臨で周章狼狽すると有らん世間一種の論者あり外人をして内地に雜居せしむるを非なりとし或は絶對的非雜居論を唱ふる者あり或は雜居尚早説を主張する者ありと雖も斯る議論の行はるゝを賴み萬一にも是が準備を怠るあらば他日必ず臍を噬むの悔あらん條約を改正するは自拙自屈の條約を廢棄して對等同權の條約を結ばんが爲めあり既に對等同權の條約を望む非雜居の論豈に容れらるゝの理あらんや何となれば内地雜居を非とするは畢竟外人を恐怖するが爲めにして己れ自ら後進國たり劣等國たるを白狀する者なればなり語を換て之を言へば歐米の人民は智あり勇あり資力あるも我邦の人民は智なく勇なく資力なしと稱し又彼は强者あるも我は弱者なりと吹聽し先づ自ら其歩を譲り先づ自ら其腰を折る者なればなり然らば則ち現行不利の條約を改め對等同權の新條約を締結すると云ふ事は取りも直さず外人に與ふるに内地雜居の自由を以てすると云ふ事の別語のみ耳くも改正を欲せざれば止む對等條約を望まざれば止む若し夫れ之を欲し之を望まば内地雜居の自由豊に之を與へざるを得んや我邦の商工業者は臆病風に吹立てられたる非雜居の俗論に迷ふと無く條約改正の事成ると同時に外人内地に入り來る可しと覺悟して急ぎ其準備を爲す可きあり條約改正愈〻成り外人の雜居愈〻始まらば其影響する處果して如何我邦の商工業は仍は依然として今日の狀態を保つを得べきか我邦の商工業者は尚は現在の地位を保つを得べきか其入來る外人は主として如何なる事業に着手すべきか如何なる手段方法を以て我邦の商工業者に當る可きか凡そ此等の問題を考究して豫め雜居論に備ふるは蓋し今日の最大急務ならん余輩熟ら考ふるに内地を開放して外人の雜居を許すは彼我の商工業

者をして肉薄苦戰以て雌雄を決せしむる者にして言は、實業社會の大革命なり而して工業者は其智其勇敢て外人に劣ること無く且つ所謂日本魂てふ一種の特性を有するが故に商戰愈よ始まらば快戰一番必ずや外軍の膽を寒からしめん特に外軍は遠來烏合の兵なり我軍一致之に當らば百戰百勝以て大和民族の腕前を顯さんと蓋し甚だ難からざる可し余輩は理論上實際上事必ず然るべきを信ずるなり而して內地雜居の事行はれ商戰いよ〳〵始まるも我軍利ある可きと斯の如しとせば今より汲々準備を爲す殆んど無用なるに似たりと雖も彼には彼の長所あり濫りに之を侮るは抑も不可なり試みに思へ內地の開放さるゝと同時に進て內地に入來るは彼れ自ら死地に入り背水の陣を布ける者なり其決心の堅かる可きは又疑ふを要せざるなり彼れ既に死を決して來り戰ふ、其龍憤虎怒の勢を以て我軍の中堅を衝くべきと亦豫め知る可きのみ我軍素より精銳なるも時に或は駭け惱まさるゝと無きを保せず敵假令小なるも之を侮るとを爲さず深く自ら戒しめずんば或は意外の敗衂を取るとあらん

注意せよ商工業者奮起せよ商工業者公等今日までの競爭は兄弟墻に鬩くの兒戲に過ぎざりしも內地雜居後の競爭は最早兄弟喧嘩に非ずして純然たる他人との鬪爭なり堂々たる優勝劣敗の公戰なり兄弟喧嘩に打負くるも恥は則ち恥なりと雖も其恥は尙ほ小にして其結果たる經濟上の損益は國家全體に波及すると極めて微なり他人との鬪爭に敗北するは男子畢生の恥辱たるは勿論爲めに蒙むる處の損失は國家全體の損失にして其影響の及ぶ處甚た大なり余輩敵軍の內情を探り豫め其軍略を覩ひ以て我軍の方向を定めよと言ふ所以のもの一に唯是が爲めのみ

（未完）

宜しく製鐵所を起すべし

社會の發達するに隨て鐵の使用する物質に變化を來たすものなり左れば蒙昧未開の世にありては重に草木土石を以て諸般の用具に充て鐵の如きは僅々たる日用器具に使用する外廣大なる需要なしと雖も文明世界に於ては人智進歩學理研究の結果より鐵及び電氣を以て社會必須の物質となし一切の文明利器は皆な之を以て辨ずるに至れり而して今後數十年の後はいざ知らず今日に在りては就中鐵を以て尤も重ものとなすを見よ鐵道汽船を始め軍器機械橋梁其他日用諸般の器具の如き一として皆な鐵にあらざるはなし左れば十九世紀の文明は鐵の世界なりと稱するも亦た經言にあらざるべし失れ然り此を以て歐米諸國に於ては競ふて製鐵事業を起し政治家實業家皆な各國實力の優劣強弱を比較するに單に製鐵業の隆否を以するに至れり斯るが故に英國の如き米國の如きは夙に之を國家事業となし獨逸佛蘭西伊太利等亦之に倣て盛に製鐵事業を營めり而て當初英國は尤も盛にして殆ど世界全體に對する供給の位地に立ちしが中比米國の競爭ありて互に牾角の勢なりしも晩近に至り獨逸は製鐵業に非常なる進歩をなし今や英米二國をして將に後へに擔着たらしめんとす彼の獨逸は血と鐵とより成れりとの一通語以て鐵が如何に國家の富强に影響し如何に各國が製鐵業に重きを置くやを見るべきなり現に文明の歩武尤も遲鈍なる支那に於てすら近時政府事業として製鐵所を起し行々は露國に向て同業の競爭を試みんとせり嗚呼亦た盛ありと謂ふべし顧みて我國を察するに文明の進歩に伴れて鐵道造船諸機械工場等勃然として隆起するにも關らず此等の原料たる鐵は依然として外品の輸入を仰ぐのみ乍併我國に鐵礦なきに於ては亦た止を得ざる儀なりと雖も農商務省の調査によれば充分製鐵所を設くるに足るの材料を有せるなり果して原料にして具備せん乎製鐵所以て起すべきなり然るに該事業たるや非常に困難にして多額の資本と熟練の技術とを要するものなれば迂濶に着手し得べきにあらず宜しく深思熟慮を要すべきものなり之をなす如何予輩は歐米各邦の例に倣ふて國家事業となすべしと云ふに躊躇せざるあり一派の論者は如斯民業的の性質を有する事業は今日國家のなすべきものあらず宜しく個人の自由事業となすべしと論ずると雖も如是は一個の政理論としては異議なきも今日我國の現狀にては民間人士未だ此等事業上の經驗に乏しく而して政府は比較的に熟練の技術家を有し諸般の便宜をも有するを以て國家事業として之を營み以て該業の指導者たらざるべからず雖然商工業家にして深く製鐵業の必要を知り進んで之が大任に當らんと欲するものは宜しく率先して着手するを要す豈に獨り一身榮利のみならんや兎に角起すべきは製鐵業なり設くべきは製鐵所なり時は鐵の世界なり供給を外邦に仰ぐは得策にあらず奮起せよ商工界一日も忽諸に附すべけんや

懷古叢談

草棉の沿革

前農商務省技師、今北洪川道應技師村上要信氏が近頃草棉沿革の事を調査したる由なるが今其梗概を聞き得たれば之を左に掲げん

昔時我日本人は土麻其に帛を衣る能はずして皆楽麻を以て服となせり、斯く楽なきが爲め嚴寒に際しては苦辛すること實に甚だしと云ふべし、偶々棉布あれば皆外國の輸入品にして之を服するものは極めて稀れなるのみならず其價無比の高格あるが爲め富家或は貴紳にあらざれば容易に之れを求むるを得ざるものゝ如し、故に草棉は素より本邦に非ざるや明かなり歐洲漢土に於ても太古の世に在つては我日本と同じく一樣にして草棉なきが爲め麻布と褐とを着し或は皮毛を以て衣とはなせり、和漢事始に曰く、梁の武帝の世（我武烈天皇の御宇西暦五百年代）のことに木棉兒帳下に吏焔か釋文に云ふ木棉は江南に多し春三月を以て種を下し既に生て一月に三たび蘖を出すと之に因て之を論ずれば梁の時既に草棉のあるあり丘文莊が草棉は元の世（我弘安年間西暦一千二百八十年代）に入るとの論は吏焔が説を知らざるものならんか、類聚國史に據るに延暦十八年（西暦七百九十九年）七月身長五尺五寸、耳長三寸餘年齢二十計りの者にして布を以て背を覆ひ猿鼻あり袴を着けず左の肩に緋色の布を着したるもの一人小舟に乘りて三河國に漂着す、救ふて其理由を尋ぬるに言語素より通せず何國の人種なるやを知るに由なし幸にして支那人居合せ之れを見て崑崙人と云へり後ち頗ぶる支那語に通じ固から天竺人（インヂヤ）と云ふ、常に一弦琴を彈じ或は歌舞哀楚す或日其資物を閲するに種實の如きものあり實ずに棉種と云ふ、願に依り川原寺に住居せしむ又所有の物品を賣却し以て小屋を營めり後ち近江國々分寺に遷られたり、翌十九年（西暦八百年）四月彼の棉種を紀伊、淡路、阿波、讃岐、伊豫、土佐及び太宰府諸國に播種す、是れ我日本に棉種を植ゑたるの根元にして支那よりは殆んど二百餘年遲し然れども目下地球上に國名を擧かしめたる英、佛及び米人等が北栽培に志を立つるに先んじて特り本邦人民は農事上缺くべからざるの至貴至重の物産たるとを確知せしは疑はざる所ありしが後ち棉種は其養法宜しきを得ざるが爲め竟に絶滅せり、洋々社談に寛元々年（西暦一千二百四十三年）の刊行に係る新撰六帖を引證して曰く、衣笠内府多良の歌を載せて「しき島の大和にはあらぬから人の植てし綿の種は絶にき」とある之れ全く棉種の絶ねたるを知るに足る又た延喜式に諸陵寮物に木棉二輛云々、護國遺稿に今木棉になぞらへ白紙をしでに切り伽に付らるゝ云々、棉帽子額をゆうと言ひて昔は染棉を用ゆる云々は皆木棉の來歴たるや明かなり、織和漢名數に漢の世（我天暦年間西暦九百四十年代）には遠夷より草棉を貢ぎて漢土にはその種子なし而して宋の紹興年間（我長承保延年間西暦一千百三十年代）に初めて草棉を作ると云ひ或は宋の初め（我應和年間西暦九百六十年代）南蠻（此國は漢乎として判然たらず）是れ各國互に交際の開けざるに據る思ふに南蠻とは東印度の諸州、呂宋、爪哇等を云へり尤も昔時の書籍には前の諸國の外に葡萄牙、西班牙、馬利亞等を指して說きたるものありと雖ども此の如きは素より地理に關する學術の開けざるに據るを以てなり）より江南に輸入したる棉實を以て作り初むと云ひ或は宋の末（我天治年間一千百二十年代）に於てすと云ひ其說區々にして何れも梁の世江南に作りしを知らざるの說なり、夫より數年を經歷せし後ちの說に江南に於て栽培せる處の草棉の高さは我山三四尺にして葉形は我「タツタモミヂ」の葉に於けるか如く三五の割れ目ありて秋に入り花を開き五葩淡黄色にして辨心に深紫色を呈す花は恰かも黄蜀葵の如く花落ちて實を結び其形桃果の如しと云ふことを說きしものあり、宋の哲宗の世（我寛治年間西暦一千〇八十年代）に東印度の占城國（チヤン）より草棉の種子を福州（フーチウ）に輸入し江南近隣に於ける地方其他泗川等の地方に之れが耕作をなせりとの說ありと雖ども是は之れ支那に初めて棉實を輸入せしに非す即ち之れが福州に於て草棉を初めて作れるの原因ならん、東國通鑑に朝鮮にては洪武廿二年（我元中六年西暦一千三百八十九年）大元より草棉の種子を入れ而して之を播種す是れ朝鮮に初めて草棉を作れるの根元たり、歐洲の伊太利、佛蘭西、弗蘭多斯（フランドルス）等に於て初めて承應明應の間（西暦一千四百年代）蠶絲、麻、毛類の紡織事業を起せし頃特り亞剌比亞人は地中海の海岸に棉絲の人力紡織機を備へ其製造所を設け以て其營業をなしたる者あり然れども該業は數年の間參靡振はざるなり、此頃歐洲各國に於ては漸く政權を張り專ら航業を起し眼を印度及び新世界（南北亞米利加洲を云ふ）に着するものありしが之れに反し特り東印度は草棉貿易會社を置き莫大の棉絮を歐洲人民に賣却せりと、斯く貿易の商勢益〻隆盛なるに從ひ一大弊害を惹起し以て賣奴の貿易專ら盛んとはなれり其情況や恰かも南瓜を賣買するが如く奴隷を船舶に搭じて一群數千金として賣却せりと、實に未開の時とはいへ當時他國に其比を見ず回顧して之れを察する時は實に歎はしき至ならずや、文龜年間（西暦一千五百年代）西班牙及び以太里に於ては初めて棉絮を輸入して棉布を織り初め佛蘭西に於ては手紡手織の工藝を勸奬して棉絲を東印度より直輸入し又「タバストリー」絲麗の織業に着手せり永正十六年（西暦一千五百十九年）西班牙の國會に於ては建議裁決の上墨是哥（メキシコ）より棉製の諸物を得之れを其國帝第五查列斯（チヤールス）陛下に獻せりと云ふ、蓋し我日本に於ては延暦十九年（西暦八百年）以降殆んど八百四十餘年の間は棉實を失ひ棉圃を作る能はずして全く棉業は絶へたるが爲め棉布棉絮共に國産なるものなしと云ふべし、天文十一年（西暦一千五百四十二年）葡萄牙人我豊後國に來る此時大友宗麟に各種の物産を贈り以て我日本人民と將來親しく通商を開かんとを乞ひ而して歸國せり、又其翌年來つて二種の棉種を

贈らる然れども宗麟が弘く之れを播種するを奬勵せしや否やに至つては推知し能はざる所なり、如何となれば當時我日本に於ては氏康が憲政の兵軍を破り義元は信秀と戰ひ義晴は兵軍を率ひて京に歸る等の擾亂ありて假令棉業に熱心して少しく棉圃を耕したるものあるにせよ數年間の內亂に遭遇したれば後世に敢て當時の農況を遺し置きたるものなし、然りと雖ども經濟要錄に據れば此種實は一時我諸州に傳はりたるもの、如し、該書に曰く、天文年間葡萄牙國人始めて皇國に通じ草棉の種子を傳へ之れを諸州に弘め皇國萬民の至寶となれる云々あり、然り而るに我養法は其宜しきを得ざるが爲めか數年を出でずして此種も亦竟に失ひたるもの、如く思考す、是よりして我人民は赤道直下又は之れに近づきたる地方に限り草棉は生長するものとのみ云ひ傳へ冷寒の季候ある邦國には適應せざること、唱へし故歐洲各國人が目今に至り委しく草棉の性質を解き歐洲人と雖ども草棉の原料は千里外に需めたりと云ひ又草棉は熱帶及び半熱帶地方の特產なりと云ふと雖も是等の理由は素より日本人民の知る所ありと思考す、然れども天文年間（西曆一千五百四十年代）は本邦に於ては殊に庶民は軍事を專務とし假令ひ農事の現業上に若干の實驗を遂ぐるも敢て之れが結果の理由を詳說せしものなし、是れ故に葡萄牙人より偶々貴重の棉種を得るも耕耘等の養法は質問せずして專ら砲術射的等の軍法を傳習せりと云ふ、同十二年（西曆一千五百四十三年）大友の臣にして齋藤某は葡萄牙に航し爾後該州に於て病死す、然るに某は當時何れの目的に向つて洋航せしや詳かあらずと雖ども大友特り專ばら外交を務めたりと思考す、又天文年間のことに草棉は薩摩國にのみ作りしものか又は輸入せしものか其理を詳らかにする能はずと雖ども農業沿革錄に據れば薩摩草棉と云ひて之れを稱ぎたることありと、之れ我日本に草棉の布を織り初めたるの根元となす、永祿、天正の間は信長が義元を桶峽に責めて之れを擊ち甲越川中島の戰あり元就が宗麟と和を結び天下少しく平穩に赴かんとすれば信長が美濃を取るの亂あり續きて信長が京に入るや否や忽ち伊勢を取りて越前を伐ち叡山を滅するの亂あり又之れに亞ぎて秀吉が姬路城を築き鳥取を取り文祿元年（西曆一千五百九十二年）朝鮮を征し明兵を破り而して我が琉浦に長崎奉行を置く等の如き內外に擾亂あり、故に當時の農況に至つては之れを確示したるものなしと雖も數多の古書に就きて予が思想を下すときは本邦に於て全く草棉の種子は滅却すること數年に及びたるが爲め再び文祿年間（西曆一千五百九十年代）に至つて多分の棉實を外國より輸入し之れを大和、河內、山城、攝津、和泉、播磨、備前、備中、備後等の諸國に移し夫れより四國に弘め漸次西南となく東北となく至る所に之れを下種せざるものなきに至りたるものとす、是れ則ち棉圃を作らば必ずや鴻利公益あるの理由を確知したる所以あり、和訓栞其他數多の典籍に草棉の種子は永祿天正の間（西曆一千五百六七十年代）に初めて我國に渡りたること、あれども決して然らず其然らざる所以のものは他あらし即ち前に說明せしを以て再び茲に喋々の辨を要せざるも必ずや看官之れを領解せらるゝこと、信ず、就中當時河內、和泉、攝津、播磨、備後の如き諸國に於ては苟くも土地豐饒なる處は五穀を捆き以て棉圃を耕すもの、夥多なるに至れりと、廣益物產考に草棉は多く作て豐家の大益となり商家の手に渡つて夫々の業となる故に人口を助け肌膚を覆ふの雖草なりと稱するも果して理の當に然るべきものならん貞丈雜記に蜷川記の「木綿袴云々」馬具寸法記に「もめん絲にて作りたる鞦（シリガヒ）云々」の事を引證せしが之れに因つて之れを考ふるも草棉の需用の廣きを知りしは昔時のことなりき、然れども草棉は國產の拙きを以て其供給に充つる能はざるが爲め將た人體の筋肉を強壯ならしむるに若き時に於て暖衣を着すれば自づから柔弱に陷ゐるを防ぐの方策なるが爲めか、之れ予の推知する能はざるありと雖ども當時は五十の鶴齡を添ふものに非れば帛絮を衣るを許さゞりし故に草棉の棉絮をも衣る能はざるの政法ありき、農業沿革錄に慶長年間（西曆一千五百九十年代）兎毛を棉絮に交せ織り名けて「兎羅棉と稱する云々」又肥前、肥後、豐後の織工等は棉布及び畔織棉布（ツヂオリモメン）を織り初めて帝都の織工も亦た「柳條棉布（シマモメン）」を織り初めたる云々」を說け

り、承應年間（西曆一千六百五十年代）亞剌比亞人が英國に棉布棉絲等西班牙國に草棉の種子を送りたることあり、此頃我日本には黃檗隱元大師が歸化せり此時も棉實を携ゑ來りしことあり、元和七年（西曆一千六百二十一年）北米合衆國に初めて棉種を移せり、寬永八年（西曆一千六百三十一年）英國の「マンチエスタル」府に始めて棉絮に關する一大製造場を開らき專ばら東印度より棉絮を輸入せりと、我日本に於ては此年初めて英國と通商を開らきたり英國の航業盛なりと云ふべし元祿寶永の頃（西曆一千六百九十年代より同七百年代まで）は同國至て平穩にして萬民能く德川幕府の政を遵奉し從つて農民も亦た其職業を務めて棉圃を耕耘するものも年一年に其數多きを加へりと、或る人の說に一反歩の棉圃より七十二斤の棉絮を得たり而て此價金一圓八十錢なり當時諸物の價格に比するも之れが右に出つるものは非ざりしと云ふ、歐洲に於ては寶永年間（西曆一千七百年代）特り英國人のみ棉絲を以て毛及び鐵絲に代用することを知れり、既に寶曆三年（西曆一千七百五十三年）棉製莫大小黑械一万四千個を英國の政府に備へり而して專ばら莫大小を製造して之れを歐洲の大陸諸國に向けて輸出せり又英國に於て明和三年（西曆一千七百六十六年）亞氏（アークライト）水紡黑幷に加氏（カアーライト）水車機杼其他玖氏（クロア）紡錘器等の發明あり之れに亞ぎて寬政二年（西曆一千七百九十年）蒸汽力を借りて棉布を製造するの機械を發明せり、明和四年（西

曆一千七百六十七年）前は英國に棉絮を輸入すること三百八十萬斤なりしが此年より二十年を經て天明二年（西曆一千七百八十六年）に至つては英國の工業も著しく進歩して一千八百四十萬斤を輸入せり之れを二十年前に比すれば百分の四十八より強し是年より二十五年を經て文化九年（西曆一千八百十一年）英國に於て消費せし棉量は九千萬斤にして之れを明和四年（西曆一千七百六十七年）前に比すれは二百分の三十餘に昇れり、抑も此理由を尋ぬるに初めは北米獨立の戰爭あり又歐洲大陸には露西亞國を除き爾他は那翁帝が大亂を起せしに據る、然るに英國政府特り人民と協力して發明の賞譽を貴び專賣の特許を重んじ輸出に關し保護を厚くして海關稅を廢し新式の良器械の輸出を制禁し保護奬勵の方法に頗ぶる注意を加え每歲少なくも三億四千萬圓を政費と軍資とにのみ備ゆ寛政十二年（西曆一千八百〇一年）より文化十二年（西曆一千八百十五年）までに英國の富有は二倍を加えりと、寛政十一年（西曆一千七百九十九年）より嘉永三年（西曆一千八百五十年）までに英國は他國と盛んに通商貿易の開くるの好機を得て秘藏の亞氏及び加氏等の發明機械を一時に輸出して之れを專ばら米佛の兩國に販賣し豫て熱望者の供求に充てたり、文政八年（西曆一千八百廿五年）より嘉永三年（西曆一千八百五十年）までの間東印度（イースト、インヂヤ）伯拉西（ブラジル）等少しく棉業の衰頽に際し英國の宰相「ロベルトピーク」は「ランカシール」（郡名）に一大紡織場を建設し玆に於て棉絲棉布を製造し之を東洋、亞非利加其他濠洲等の各國に向け盛んに輸出せり、此の如く英國人は其開明に達するに從つて益々棉業を擴張したるが爲め歐洲人の原棉は皆な印度其他熱帶國及び熱帶に近き諸國より輸入せんとするも皆な英國人の手を經たるものに非ざれば購買する能はざるの勢あり、此時米國は棉の製造よりも專ばら原棉を作つて英國に向け輸出せり、是故に歐洲に在つては佛國を始め瑞典、和蘭、比爾義、日耳曼、露西亞の如き諸國に至つては英國人の再輸出を恐怖し專ばら原棉産出の諸國より直輸入すべき方策を設け以て國家の經濟を議せりと云ふ、氏は是れより以後即ち明治年間に於ける沿革をも取調べられたる由なるが未だ其意を聞かざれば他日再報すべし、諸者之れを諒せよ

明治元年より同十三年に至る幣制沿革の要領

去る明治元年より同十三年に至る幣制沿革の事を記するは少しく奇異なるが似し、然りといへども世人未だ右年間に於ける幣制沿革の事を知らざる者多し、是に於て乎懷古子は右年間に於ける幣制沿革の要領を左に示さんとす、然るに尙ほ明治元年より同十三年を限りたる所以のものは維新以來今日に至るの間我國に於ける幣制上に沿革を施したるの多きは右年間を以て其最

ありとす、是れ玆に右年間を限りたる所以なり、併し亦た他日十三年以後の幣制沿革を掲ぐるの時機あるを信ず、扨て明治元年八月（新貨の部）英國より造幣器機を購入し之れを大坂に創置す、太政官札（紙幣の部）閏四月（金札十兩、五兩、一兩、二分、一分、二朱、一朱の七種を發す）、六月打貸を取るを禁ず、十二月金札は時の相庭を以て通用すべき旨布告す、同月諸上納見合相庭金百兩に付金札二十兩を以て當分上納すべき旨布告す、銅錢（古金銀及び銅鐵貨の部附洋銀）三月銅錢一文を以て鑄錢六文に當るを布告す、丁銀豆板銀、五月丁銀及豆板銀の通用を禁じ從來貸借銀名を用ゐあれば其年月の時價に據り金錢に換算すべし、古金銀交換、十月古金銀交換のことを布達す、洋銀の通用、二月洋銀の價を金三分と定め通用せしむ、閏四月洋銀を諸貨幣と同樣通用せしむ、明治二年、太政官札、（紙幣の部）正月民間に於て日々立相庭を以て取引すべく決して忌むべからざる旨を布告す、四月金札相庭を廢し正金同樣に通用せしむ同月諸物價相庭立てば金札を以てし正金を以てすべからず三目七分五厘札、六月一般融通の仕法商社より申立に依り三目七分五厘宛の引換切手を發せしむ（四年三月滿期停止す）、大坂爲換會社錢券、九月大坂爲換會社四種（一貫文、五百文、二百文、百文）の錢券を發行す（三年八月錢券を停む、殘札引換期限七年二月廿八日まで延期す）同上金券、同月五種の（百兩、五十兩、十兩、五兩、一兩）金券を發行す（六年十二月停む）

京都爲換會社錢券、九月京都通商司爲換會社四種の（種類大坂に同じ）錢券を發行す（三年六月停止す）、同上金券、十一月一兩の金券を發す（六年四月より交換し七年二月廿八日まで引換延期す）、東京爲換會社金券、十月東京爲換會社に於て金券（二十五兩、一兩を發行す（七年六月二十日まで引換延期す）、橫濱爲換會社金券、十月橫濱爲換會社金券（二十五兩、一兩）を發行す（引換七年五月三十一日まで延期す）、民部省金札、九月民部省通商司に於て四種（二分、一分、二朱、一朱）の金札を製造し大札と引換ふべき旨布達す、文久錢（古金銀及銅鐵貨の部附洋銀）三月文久錢を十六文に通用せしむ、錢相庭、七月布告錢相庭は金一兩に付十貫文と定む、惡金の交換、十月惡金貨（二分金）の內銀臺の分は百兩に付紙幣三十兩に交換すべき旨布告す、金銀貨及紙幣包座）二月金銀貨幷紙幣の包座を設け眞疑を鑑定せしむ、明治三年十一月始めて新銀貨を鑄造す、新潟爲換會社金券、正月新潟爲換會社に於て金券（二十五兩、一兩を發行す（七年四月引換殘札は六月三十日迄に引換ゆ）、敦賀同上、二月敦賀爲換會社金券を發行す（六年九月三十日限り引換ふべき旨布達（七年二月二十日まで延期す）神戶同上、三月神戶爲換會社金券（二十五兩の一種）を發行す（六年九月三十日限り引換ふべき旨布達）（七年二月二十八日まで延期す、洋銀券、四月橫濱第二國立銀行に於て洋券百枚及十枚の二種を發行するを許す、管內限紙幣、六月管內限り紙幣停止たるべき旨二年十

二月布告ありしに今以て通用するものは嚴重の處分に及ぶべき旨布達す、新紙幣、十月英國龍動に於て日耳曼國彫刻師「ピドンドルフ、シ、ナウマン」の名代人と上野大藏大丞と紙幣製造の約を結ぶ、錢相庭、七月錢價は時價を以て通用を許す然れども十貫文以內の買賣を許さず、古金銀引換、十月古金銀の內種類を限り引換の義を布告す、明治四年五月新貨鑄造のことを布告し新貨條例を頒布す、十一月新貨一圓を以て金札一兩と交用せしむ、同月新貨金札に多分の差相立ち不都合の次第に付自今一圓一兩の當を以て新貨金札取交せ通用致すべき旨布告す、新紙幣、十二月新紙幣發行の事を布告す、藩札、七月同月十四日の相場を以て藩札引換のことを達す、銀臺贋貨の交換、正月銀臺贋貨の交換期限過の分は金銀混合地金として齎し來るを許す、舊銅貨價格、十一月舊銅貨を新貨幣に比較せし價格を布告す、明治五年、太政官札、四月金札正金打を取り打を出すものは律令に照して處分すべき旨布告す、洋銀券、十月新洋銀券を以て舊洋銀券と交換す、藩札、六月新貨舊藩札の比較算則解を達す、七月舊藩札を比較表の通りにして行はしむ、八月五錢以上の分より交換を始め其以下は新貨相當の價位押印の上通用せしめ其五錢未滿一厘以上の分は銀及銅貨と交換せしむ、九六錢、三月九六錢の稱用を禁す、舊鐵錢、九月舊鐵錢の價位を定め新貨金札を交用せしむ、明治六年、銀行紙幣八月第一國立銀行に紙幣發行を允す旨布達す、十一月第四、五國立銀行また同じ、明治七年、新銅貨、二月辛未年所定の品位により銅貨を通用せしむべき旨布告す、三月新舊銅貨の間歩合あるべしと稱へ不融通を釀し不都合に付心得違ひせざる樣諭達す、銀行紙幣、八月第二國立銀行に於て紙幣を發行せしむへき旨布達す、洋銀購買の禁、二月洋銀時價の昂低を生ずるに付院省使各自之れを買ふことを禁す、舊金銀引換、八月舊金銀貨幣價格比較表及び引換方を布告す、明治八年貿易銀、一月是まで鑄造の一圓銀の量目を增し更らに貿易銀と稱す、貿易銀の數位は何枚何分何厘と計算すべしと布告す、摩損金銀貨再鑄、三月摩損金銀貨再鑄のことは新貨條例中に揭載す其劃目等にて流通不便の貨幣引換のことは五年十一月の公布あり更らに火災焚燒等の金銀貨幣相當の手數料を定め引換ゆる旨布達し同日其手續を達す、內外人輸入地銀、三月內外人輸入地銀は改正貿易銀に鑄造し下渡すべき旨布達す、同月新貨條例を改刻して貨幣條例と改む、太政官札、一月新紙幣を以て交換すべき布告す、通用は本年五月三十一日限り布告す、一兩以下は九年五月三十一日まで延期す、民部省札、本年五月三十日限り通用を停め新紙幣と交換を始むる旨布告す、六月通用期限を九年五月三十一日となす、新紙幣、一月新紙幣製造事業整頓せしに依り大藏省民部省發換證券悉皆新紙幣を以て交換せしむるに依り五月三十日限通用停止せしむ、舊金銀貿上及交換、十月摩損燒燼の舊金銀貨貿上方を達す、十二月

舊貨幣交換の期を延す、明治九年、贋貨取扱規則、四月鑄造金銀銅貨紙幣取扱規則を布達す、民部省札、二月交換期限を十年六月三十日まで延期す、明治十年、太政官及民部省札、六月太政官一兩以下幷民部省金札本年九月三十日まで延期す、明治十一年、貿易銀、十一月向後大坂造幣局へ輸入の銀地は貿易一圓銀に鑄造相渡すべき旨布達す、五月廿五日貿易銀一般通用貨幣と定め金銀兩本位に立らる、舊金銀交換延期、十一月舊貨幣新貨と交換十二年十二月まで延期布達す、明治十二年、舊金銀改鑄、二月今般價格二百圓以上の舊金銀貨幣を大坂國債局出張所へ齎らせば分析所に於て改鑄金貨幣貿易銀を以て可相渡旨布達す、明治十三年一月廿七日紙幣交換、客年二月第五號布告改造一圓紙幣を以て當今流通の一圓二圓兩種の紙幣と漸次交換の旨布達す

◎明治十四年頃銀價下落より生せし損耗

去る明治十五年頃に於ける銀價下落のことは前號の紙上に詳記したり、扨てその下落より生せし我國人の損耗したる一例を擧ぐれば、同年金に對する銀價の下落は歐米各國に於て單本位主義を確守し黃金の器用銀より多く而して銀の產額漸次增加せしに因れるは既に掩ふべからざるの原因にして黃金の貴きは卽ち諸物貨の賤しきを致せし祖因にあらざるはなし、然るに當時銀價の下落は我內國の取引には更らに痛痒なきが如くあれども橫濱に於て海外爲換の下落するときは我の英佛其他金本位の諸國へ拂ふべき金員ある人卽ち外債の利子在外公使館の費用其他貿買取引あるものは其損耗を被る幾何なるを知らず、例へば十四年度外債償還の利子雜費及び在外公使館の入費等を合せて二百五十萬千八百八圓を送金するに明治八年の爲換相場銀貨一圓に付五法二十四參四分の二あれば此金千七十六萬一千二百八法なり、然るに十四年の爲換相場四法七十九參五分の一替へありとすれば九百八十三萬一千七百八十五法に減ずべし、然ればその損耗は九十二萬九千四百二十三法卽ち九萬三千九百五十三圓餘なりと云ふ、銀貨の下落に對する今昔の感果して如何

◎明治十年紙幣の增發と諸物價騰貴と下落

明治十年紙幣の增發は當時我國物價昂貴の首謀にして卒に辯護するを得べからざるものあり、之れに加ふるに我國立銀行紙幣は公債證書を抵當として發行すと雖も世人か此紙幣の交換を望む時は輒ち政府の紙幣と交換ずるまでにて金銀貨に交換するにあらざれば卽ち我政府の紙幣と同一の性質に歸するを以て銀行紙幣の發行は（公債證書を抵當とするが故に其價格を保つにせよ）是亦物價昂貴の一因なり、故に紙幣と單稱せば政府紙幣と銀行紙幣とを併せて算せざるを得ず故に紙幣

の增發此に至りしは只に當時物價昂貴の淵源たるのみならず猶ほ後來物價變動高低の機軸なること從來の經驗に於て既に之れを盡せり、今復た細陳するを要せず尤も地租減額、公債證書の賣買、國立銀行設立の如き物價の騰貴を助けたるものなり、金祿公債證書の賣買を許されたるや其始めの所有者は一時に一億七千三百八十三万五千二百八十圓を恩賜せられたるものなれば恰かも貧人の暴富を致せしに異ならざりし、而して明治十五年の前年に比して物價（紙幣にて賣買せる）の下落せしは同十二年より十四年六月比まで物價を騰貴せしむる理由即ち以上の事情重疊して其騰貴の極に達したるの反動なり

統計

◎維新以來の外國貿易

本邦の外國貿易は近年非常に發達して昨廿六年の如きは無慮一億七千七百圓の多きに達し輸出は輸入より多きこと百四十五万餘圓ありしが遡て維新以來の經過を見れば前途尙は大いに警戒を要する者の如し讀者請ふ先づ左の一表に就て廿六年間の總勘定を見よ連年通計の上に於ては尙は輸出の方少なきこと七百八十三万餘圓なりしなり

本邦外國貿易價額連年比較一覽表

年別	輸出	輸入	差引超過
元年	一五、五五三、四七二・八七	一〇、六九三、〇七一・七九	出 四、八六〇、四〇一・〇七
二年	一二、九〇八、九七七・九九	一〇、七八三、六三三・〇九	入 七、八七四、六五五・二〇
三年	一四、五四三、〇一二・五一	三三、七四一、六三七・三六	入一九、一九八、六二四・八五
四年	一七、九六八、六〇八・六六	三一、九一六、七三七・六五	入 三、九四八、一一八・九九
五年	一七、〇一六、六四七・三三	三六、一七四、八一四・九三	入 九、一四八、一六七・七一
五年計	七八、〇〇〇、七一九・二五	一一三、三〇九、八四四・八二	入三五、三〇九、一六五・五七
全平均	一五、六〇〇、一四三・八五	二三、六六一、九七六・九六	入 七、〇六一、八三三・二一
六年	二一、六三五、四四〇・八五	二八、一〇七、三九〇・〇三	入 六、四七一、九四九・一八
七年	一九、三一七、三〇六・〇九	三三、四六一、八一四・四〇	入 四、一四五、五〇八・三一
八年	一八、六一一、一一〇・六一	二九、九七五、六二七・六二	入一一、三六四、五一七・〇一
九年	二七、七一一、五二七・五〇	三三、九六四、六七八・九六	出 三、七四六、八四八・五四
十年	三三、三四八、五二一・六〇	二七、四二〇、九〇二・九五	入 四、〇七三、三八一・三五
五年計	一一〇、六二三、九〇六・六五	一一三、九三〇、四一三・九六	入三三、三〇六、三〇七・三一
全平均	二二、〇二四、七八一・三三	二六、五八六、〇八二・七九	入 四、四六一、三〇一・四六
十一年	三五、九八八、一四〇・二八	三三、八七四、八三四、一七	入 六、八八六、六九三・八九
十二年	二八、一七五、七七〇・一九	三三、九五三、〇〇二、三九	入 四、七七七、二三二・二〇
十三年	二八、三九五、三八六・六六	三六、六二六、六〇一・〇〇	入 八、二三一、二一四・三四
十四年	三一、〇五八、八八七・九三	三一、一九二、二四六・〇二	入 一三二、三五八・〇九
十五年	三七、七二二、七五〇・五七	二九、四四六、五九三・九八	出 八、二七五、一五六・五九
五年計	一五一、三三九、九三五・六三	一六三、〇九二、二七七・五六	入一一、七五二、三四一・九三
全平均	三〇、二六七、九八七・一三	三三、六一八、四五五・五一	入 三、五五〇、四六八・三九
十六年	三五、二六八、〇一九・五九	二八、四四四、八四一・七八	出 七、八二三、一七七・八一
十七年	三三、八七一、四六五・八四	二九、六七二、六四七・四五	出 四、一九八、八一八・〇五
十八年	三七、一四六、六九一・四三	二九、三五六、九六七・九二	出 七、七八九、七二三・五一

年別	輸出	輸入	差引超過
十九年	四八、八七六、三二二・七九	三三、一六八、四三二・二六	出一六、七〇七、八八〇・五三
二十年	五二、四〇七、六八一・二五	四、三〇四、二五一・六九	出 八、一〇三、四二九・四六
五年計	二〇八、五七〇、一七〇・四六	一六三、九四七、一四一・一〇	出四四、六三三、〇二九・三六
全平均	四一、七一四、〇三四・〇九	三二、七八九、四二八・二二	出 八、九二四、六〇五・八七
廿一年	六五、七〇五、五一〇・二一	六五、四五五、二三四・〇一	出 二五〇、二七六・二〇
廿二年	七〇、〇六〇、七〇五・八二	六六、一〇三、七六六・六〇	出 三、九五六、九三九・二三
廿三年	五六、六〇三、五〇六・〇三	八一、七二八、五八〇・五〇	入二五、一二五、〇七四・四七
廿四年	七九、五二七、二七二・三四	六二、九二七、二六八・三八	出一六、〇〇〇、〇〇三・九六
廿五年	九一、一〇二、七五三・六三	七二、三二六、〇七九・五〇	出一九、七六六、六七四・一三
五年計	三六二、九九九、七四八・〇三	三四七、五四〇、九二八・九九	出一五、四五八、八一九・〇四
全平均	七二、五九九、九四九・六一	六九、五〇八、一八五・八〇	出 三、〇九一、七六三・八一
廿六年	九一、五三四、四八〇・〇二	九二〇、八二〇、六四六・四三	入 九、二八六、一六六・四一
全平均	三六、四六一、三七九・二〇	三六、八三二、八二五・八六	入 三七、一四四、六六六
廿六年	八九、七一二、八六四・五九	八八、二五七、一七一・七一	出 一、四五五、六九二・八八
通年計	一、〇〇一、二四七、三四四・六一	一、〇〇九、〇七七、八一八・一四	入 七、八三〇、四七三・五三
全平均	三八、五〇九、五一三・二五	三八、八一〇、六八五・三一	入 三〇一、一七二・〇六

◎十二年間の直輸出入

外國貿易は右の如く發達せしも直輸事業は尙は振はず去る十五年より昨廿六年まで十二ヶ年の間に於ける內國商人の直輸出は每年平均總額の一割二分四厘全輸入は一割五分三厘なりしに過ぎず他は皆な外國商人の經營せし處に係る乃ち左の甲、乙二表の如とし

（甲）輸出元價內譯明細表

年別	內商輸出	外商輸出	輸出非合 內商 外商
十五年	四、四二六、九二八・八七	三三、一六八、四三二・二六	出一六、七〇七、八八〇・五三
十六年	五、一四九、〇七八・五二	四、三〇四、二五一・六九	出 八、一〇三、四二九・四六
十七年	五、一二五、四五九・七七	一六三、九四七、一四一・一〇	出四四、六三三、〇二九・三六
十八年	三、三九四、三九八・二五	三二、七八九、四二八・二二	出 八、九二四、六〇五・八七
十九年	五、七一三、一五〇・八〇	六五、四五五、二三四・〇一	出 二五〇、二七六・二〇
二十年	六、九五五、四三六・五七	六六、一〇三、七六六・六〇	出 三、九五六、九三九・二三
廿一年	七、〇八一、三二四・四一	八一、七二八、五八〇・五〇	入二五、一二五、〇七四・四七
廿二年	六、七八一、五八七・九八	六二、九二七、二六八・三八	出一六、〇〇〇、〇〇三・九六
廿三年	六、一二三、九六一・五六	七二、三二六、〇七九・五〇	出一九、七六六、六七四・一三
廿四年	八、七七〇、七六四・八三	三四七、五四〇、九二八・九九	出一五、四五八、八一九・〇四
廿五年	一一、三九五、二一〇・四七	六九、五〇八、一八五・八〇	出 三、〇九一、七六三・八一
廿六年	一三、六五四、九八四・五一	九二〇、八二〇、六四六・四三	入 九、二八六、一六六・四一
通計	八四、一七二、二八六・五四	五九六、八五五、七四五・六一	入 三七、一四四、六六六
平均	七、〇一四、三五七・二一	四九、七三七、九七八・八〇	一二四 八七六

（乙）輸入元價內譯明細表

年別	內商輸入	外商輸入	輸入非合 內商 外商
十五年	九〇四、四四四・〇五	二七、九九五、四六五・二五	三二 九六九
十六年	一、三八三、一〇一・八五	二六、八五五、五八九・八六	四九 九五一
十七年	二、二八二、九一三・六二	二五、四〇三、〇三二・三六	八二 九一八
十八年	三、三四四、九八五・五八	二五、七五四、二四七・三五	八三 九一七
十九年	二、五六六、一五〇・七五	二八、三三三、七九九・七六	八三 九一七
二十年	五、〇三〇、二三〇・五〇	三七、八七一、四六五・五〇	九一 八八一
廿一年	八、四九九、七八八・六八	五三、八二〇、二四六・七八	一三六 八六四
廿二年	九、六四五、七六一・六九	五四、三四九、二四七・九六	一五一 八四九

廿三年	一九、五三一、七六四・七一	六一、〇三三、一〇九・九六	二四三	七五八		
廿四年	一四、二七六、三八〇・〇五	四七、六九二、八〇三・四五	二三〇	七七〇		
廿五年	一三、八一二、六九二・四五	五六、二六三、七四八・一五	一九七	八〇三		
廿六年	一三、六五四、九八四・五一	七三、九四二、一一〇・八一	一五六	八四四		
通計	九三、九二三、一二七・七四	五一八、八〇九、〇九四・七一				
平均	七、八二六、九二七・三二	四三、二三四、〇九一・二三	一五三	八四七		

◎最近五年間の國別貿易

本邦外國貿易上の第一の聯主は北米合衆國にして米國に亞くは佛國あり又本邦の最も恐るべきは英國にして英に亞くは印度なり請ふ最近五年間に於ける左の國別貿易表を見よ但し輸出とは本邦よりの輸出、輸入とは本邦への輸入にして共に五年間を平均したる一ヶ年の出入額なり

最近五年間平均國別輸出入年額比較表

國名	平均輸出年額		平均輸入年額		差引超過	
濠太剌利	七三、一六	四	二四、三九八	四	四四七、七七〇	
墺地利	三〇、四四〇		二、一六二	出	二九九、二七八	
白耳義	九六、七〇三		八九八、九九七	入	八〇二、二九四	
英領米國	一、一〇〇、二八二		二四、七六九	出	一、一七五、五一三	
支那	六、一一三、八二七		二、二九〇、六三九	入	五、一七六、八一二	
香港	二、六五二、〇八二		五、九八八、六〇三	出	五、六六三、四七九	
朝鮮	一、三〇四、三三八		二、九四三、一一五	入	一、六三八、七七七	
丁抹	五三八		四七、六六四	入	四七、一二六	
東印度	一、三六二、六五〇		七、六三九、九七三	入	六、二七七、三一三	
佛蘭西	一五、〇七一、七七三		三、三九二、六六〇	出	一一、六七九、一一三	
獨逸	一、二五三、五四五		四七、六九二、八〇三・四五		三三〇	七七〇
英吉利	五、五七〇、八八九		五六、二六三、七四八・一五		一九七	八〇三
布哇	七二、八四三		七三、九四二、一一〇・八一		一五六	八四四
和蘭	一〇六、八六九		五一八、八〇九、〇九四・七一			
伊太利	九一八、二八三		四三、二三四、〇九一・二三		一五三	八四七
秘露	五三六					
比律賓	二一、〇五七					
葡萄牙	四四五					
路西亞	四四〇、〇九九					
墨羅	八、六六一					
西班牙	六、五四八					
瑞典諸威	七〇二					
瑞西	一五九、三〇三					
土耳其	一三、三四五					
各衆國	二八、二六三、八九九					
其他諸國	九六二、二二四					
通計	七五、七四二、〇五七					

◎我邦の航運事業

我邦の航海事業は近年次第に進歩せるには相違なきも其の外國との貿易上に於ける經營力を見るに內國船の扱ふ處は常に一割許に過ぎず殘る九割許は始終外船の運輸する處に屬す最近十二年間の比較左の如し表中出は輸出、入は輸入の略なり

廿三年	出	五、九八〇、〇八四・七五〇	四八、九〇一、七二二・六三〇	一〇九	八九一	
	入	八、五九六、九九三・六六〇	七二、三九八、一〇二・八四〇	一〇六	八九四	
	計	一四、五七七、〇七八・四一〇	一二一、二九九、八一五・四七〇	一〇七	八九三	
廿四年	出	七、一二六、六八一・四〇〇	七〇、七八八、九四五・三〇〇	九一	九〇九	
	入	七、六六一、一三六・三一〇	五四、五八三、七六二・〇六〇	一三	八七七	
	計	一四、七八七、八一七・七一〇	一二五、三七二、七〇七・三六〇	一〇六	八九四	
廿五年	出	六、八二四、七六六・六六〇	八二、五一四、三六七・六〇〇	七六	九二四	
	入	八、八五一、九二二・四八〇	六二、〇四二、二八二・〇三〇	一二四	八七六	
	計	一五、六七六、六八九・一四〇	一四四、五五六、六四九・六三〇	九八	九〇二	
廿六年	出	六、八五五、〇二三・二六〇	八一、二六七、七七一・六一〇	七八	九二三	
	入	七、五七二、一二三・五〇〇	七九、八〇三、七四一・二一〇	八七	九一三	
	計	一四、四二七、一四四・七六〇	一六一、〇七八、五一二・八二〇	八二	九一八	
廿四年	出	六四、三二六、四四三・二一一	六一七、〇三八、六五九・三〇〇	九四	九〇六	
	入	六五、二〇五、三八二・〇三七	五五、一一二、九四四・八一四	一〇五	八九五	
	計	一二九、五三一、八二五・二四八	一、一七二、一五一、五五四・一一四	一〇〇	九〇〇	
平均	出	五、三六〇、五三六・九三四	五一、四一九、八八八・二七五	九四	九〇六	
	入	五、四三三、七八一・八三六	四六、二五九、四〇七・九〇一	一〇五	八九五	
	計	一〇、七九四、三一八・七七〇	九七、六七九、二九六・一七六	一〇〇	九〇〇	

◎船舶の增減

優勝劣敗の數は船舶の上にも現はれ來り汽船は次第に增加して帆船は漸次減少せり明治三年以來每年末の調査に係る本邦汽船帆船の現數左の如し

西洋形商船年末現數比較表

年別	汽船		帆船		合計		汽船		帆船		合計	
三年	三五	噸	一二	噸	四六	噸	一五、四九八	噸	二、四五四	噸	一七、九五二	噸
四年	七一		三一		一〇二		二〇、九三四		七、九〇九		二八、八四三	
五年	九六		三五		一三一		二三、三六四		八、三一〇		三一、六七四	

貿易品搭載價額內外船別比較表

年別		貨物搭載價額 內國船	貨物搭載價額 外國船	歩合 內船	歩合 外船
十五年	出	四、五九九、六八四・一六七	四 三二、九一九、七五九・六八四	一六三	八七七
	入	五、七一三、九六二・六五四	二三、五七六、八五六・〇四一	一九五	八〇五
	計	一〇、三一三、六四六・八二一	五六、四九六、六二一・七二五	一五四	八四六
十六年	出	四、六五三、八五〇・三五五	三〇、五四九、〇〇三・七九三	一三二	八六八
	入	四、四一三、四二六・三六八	二三、四四四、〇〇五・五五二	一五八	八四二
	計	九、〇六七、二七二・七二三	五三、九九三、〇〇九・三四五	一四四	八五六
十七年	出	三、六九六、三五六・一〇一	二八、九六一、七五〇・一八	一二三	八八七
	入	四、五六七、二七〇・七五九	二三、五七九、六三七・五九	一六四	八四六
	計	八、二六三、六二六・八六〇	五二、三二一、四〇九・五六三	一三六	八六四
十八年	出	三、九一四、五七一・一一八	三一、八六八、八三六・五二五	一〇九	八九一
	入	二、〇〇〇、八四九、一二六	二六、七一五、一八二・九六六	七〇	九三〇
	計	五、九一五、四二〇・一四四	五八、五八四、〇一九・四九一	九二	九〇八
十九年	出	五、一六六、七九五・八一〇	四二、一五〇、六七四・七三〇	一〇九	八九一
	入	二、三六九、五八六・三一〇	二九、九二一、六四五・九五〇	七四	九二六
	計	七、五三六、三八二・一二〇	七一、八四二、三二〇・六八〇	九五	九〇五
二十年	出	五、四六六、一一〇・七四〇	四五、〇八五、四一二・五一〇	一〇八	八九二
	入	四、〇五六、三五四・四六〇	三九、七一三、〇二九・一六〇	九三	九〇七
	計	九、五二二、四六五・二一〇	八四、七九八、四四一・六七〇	一〇一	八九九
廿一年	出	四、七二〇、三三六・七一〇	五八、九三一、二八六・七七〇	七四	九二六
	入	四、二五六、二八一・六六〇	五九、九三六、七〇四・八九〇	六六	九三四
	計	八、九七六、六〇八・三七〇	一一八、八五七、九九一・六六〇	七〇	九三〇
廿二年	出	五、三三二、一四〇	六三、〇九九、一三七・九六〇	七八	九三三
	入	五、一四五、四七九・八四〇	五九、九三七、九三二・七五〇	七九	九二二
	計	一〇、四六七、六七二・九八〇	一二三、九五七、〇六〇・七一〇	七八	九二三

六年	二一〇	三六	一四六	二六、〇八八	八、四八三	三四、五七一					
七年	二一八	四一	一五九	二六、一二〇	九、六五五	三五、七七五					
八年	一四九	四四	一九三	四三、三〇四	八、八三四	五一、一三八					
九年	一五九	五一	二一〇	四〇、二四八	八、七九〇	四九、〇三八					
十年	一八三	七五	二五八	四九、一〇五	一三、六四八	六二、七五三					
十一年	一九五	一二三	三一八	四三、八九九	一九、六二四	六三、五二三					
十二年	一九九	一七四	三七三	四二、七六三	二七、五五一	七〇、三一四					
十三年	二一〇	三二九	五三九	四一、二二五	四八、〇九四	八九、三〇九					
十四年	二九八	三七九	六七七	四一、〇四四	四三、五〇三	八四、五四七					
十五年	三四四	四三三	七七六	四二、一〇七	四九、〇九四	九一、一〇一					
十六年	三九〇	四一九	八〇九	四五、三五〇	四六、一八三	九一、五三三					
十七年	四一二	四〇二	八一四	四九、八四五	四四、三七六	九四、三一一					
十八年	四二一	五〇九	九七〇	五九、六一三	五二、六四三	一一二、二五六					
十九年	四六〇	六八八	一、一四八	六三、三一四	五六、九二七	一一〇、二四一					
廿年	四八六	七九八	一、二八四	七三、三二三	六〇、九七五	一三三、二九七					
廿一年	五三四	八九六	一、四二〇	八一、〇六六	六三、一二八	一四四、一九四					
廿二年	五六四	八四三	一、四〇七	八八、八一六	五四、二五二	一四三、〇六八					
廿三年	五八六	八六五	一、四五一	九三、八二二	五一、八八〇	一四五、六九二					
廿四年	六〇七	八三五	一、四四二	九五、五八八	五〇、一三七	一四五、七二五					
廿五年来	六四三	七七八	一、四二一	一〇二、三二三	四五、九九四	一四八、三一六					

（備考）十七年までは官船の調査あし

◎昨廿六年中我國產茶國別輸出

昨明治廿六年中我帝國產製茶を海外諸國に向つて輸出したる國名、茶名及びその價額は左の如しと云ふ

明治廿六年中海外諸國輸出茶其他一覽表

國名	茶名	籠焙茶	紅茶	番茶	磚茶	粉茶	玉茶	合計
合衆國	綠赤色茶	三、一八〇、三四九斤 八二六、八八、七六〇厘	八、六三一斤 二、〇二六、一五〇厘	四七、五〇六斤 三、五八七、九五〇厘	三〇、九六〇、六六九斤 一四七、一四三、〇〇〇厘	三六四、六七七斤 二一〇、八〇五、五九〇厘	二七、二五二、五二九斤 四八、〇九四、三一二	三四、五七一、二四一 六、三五〇、九二七
佛蘭西	—	—	—	七四 七、〇〇〇	—	一、〇五〇 五二、五〇〇	一、八七四 二二〇、七五〇	一一〇、二四一 六、三五〇、九二七
香港	—	—	—	二三、四一七 三、四八四、七七〇	—	一三六、一二四 二一、四九、八二〇	四二七、二八 三七、三五六、一〇〇	一一〇、二四一 六、三五〇、九二七
支那	—	—	—	三四三、九二一 三八、四九二、三七〇	—	五四八、四六九 一二、四九四、二二〇	一、五六九、二二〇 八〇、〇〇〇、五七〇	一一〇、二四一 六、三五〇、九二七
英國	—	—	—	二〇、三三五 六、五〇七、七〇〇	—	三四三 一七〇、六六〇	一二〇、九二九 三二、六八九、二〇〇	一一〇、二四一 六、三五〇、九二七
英領印度	—	—	—	二九、二四二 六、一八九、九七〇	—	五、一八五 一五四、六六〇	三八、七二五 六、九〇九、四五〇	一一〇、二四一 六、三五〇、九二七

演說及談話

◎歡迎會に於ける前田正名氏の演說

去月中旬京都において開會したる五品大會へ列席した る前田正名氏は去る十日歸京したるを以て乘ねて氏を歡迎せんとて組織したる歡迎會にては氏が新橋停車場に着するを待ち直ちに兩國中村樓に招き歡迎の宴を催はしたり、其節前田氏がなしたる演說及び歡迎委員の朗讀したる歡迎の文は左の如し

前田正名氏の演說大意

正名身を以て國に許す、死後一篇弔詞を受くると雖も之れは之れあらんかと自期したり、豈に圖らん今日生前に盛大なる祭遇を受く、事望外に出でたり感謝何ぞ禁へん(拍手)

抑々我固有品に關する實業は既往三十年間宜く收得すべき利益をも收め得ず、商戰場裏敗報荐りに臻る是れ蓋し兵に隊伍の組織あきが爲めにして連戰連敗終に國家の体面をも傷くるに至れり、豈に歎ぜべきの甚きにしきにあらずや(拍手)

於是乎我日本貿易協會首唱者となり、昨年九月十日靜岡に、本年二月十二日東京に全國蒸業者の大會を開き、又去る四月十五日京都に織物外六品の大會を開きたるに、每會全國實業の將校たる人々即ち一國の代表者とも云ふべき屈指人士の會合なるにも拘はらず、區休結合の事に至ては一言の異論なく結了せり、其勇其義無比大和魂の眞面目を現はせるは實に邦家の一大美事なりと云ふべし(拍手)

今や我實業者が多年計畫せる實業軍の隊伍漸く整備せり、是れ決して一人の力能する所にあらず、又決して一朝夕に成立し得べきものにあらず全く當業諸氏耐忍の强きに由らずんばあらざるなり(大喝采)

大勢已に定まれり又何の憂慮する所かある、思ふに前途困難の事蓋し多々ならん、盤根錯節に當りて利器を試むるは男兒の面目にして、眞利益は實に此困難の中より來る、我々實業者たるもの千困萬難を胃して此利益を收めんとす將來の幸福前途の快事之れより大なるはあし(拍手大喝采)

凡そ事、難事となせば百般難事あらざるなし、丈夫世に處す眼中難事あし、怒濤狂瀾視て平地の如くならずんば何れの日か能く彼岸に達するを得んや(拍手)

終りに臨み正名全國實業者を代表して一言諸君に誓はん、曰く吾人は必ず將來の目的を達し諸君が今日の盛意に答へんと欲すと、茲に聊か感謝の意を表す言、禮を盡さず幸に諒せよ、(拍手大喝采)

前田正名君歡迎の文

嗚呼前田君至誠盡忠身を忘れ國に盡す朝に野に二十有餘年其間妨害荐りに君の業に加はり誹譏交々君の身に集まり千難を侵して萬難を排し精神一到已に茶業者百二十万人を結合し又全國織物業六種の當業者を團結せし決して成功の偶然ならざるを知る

嗚呼君が身體已に病弱し家資亦竭盡せり世人は何を以て君の勞を慰め君の功に酬ひんとするか各地到る處人士歡迎歡を致し喜を表す固より當然の情誼あり仰で實業の泰斗と爲す輿望の歸する所呼で實業の救主と爲す衆評の同じき所今や實業界の重望を負へり一身万鈞より重し國家の爲め千万自愛せよ思溢れて言を盡さず、

五月十日　歡迎會員一同

◎田邊博士の水力利用論

我國の如きは水力を利用して工業の發達を期するは最も策の得たるものなりとは內外人の已に唱ふる所あり、而して水力利用論は今や學者の口より發せり、去月廿一日の經濟學協會月次會に於て田邊朔郎氏は水力利用論を演述せり、今その大意なりと云ふを聞くに

工場製造所に於ける器械の原動力は現時は一に之を石炭に仰き居れ其我邦の炭田の其含蓄高決して多からず若し今日の採堀の割合及び將來の需要の增加等より考察し來れば、タトへ目下の如き濫堀濫採の弊を抑止し得るにせよ、尙ほ今後の全炭田の運命は決して四五十年を超ゆ可からず、若し一旦斯の如き苦境に陷らんか我國の工業製造業は何に因りて成立するを得可きか、然に近年動力傳送の事就中水力を電氣力に變じて之を遠隔の地に傳送するの法大に發達し而して我國には瀑布急湍甚だ多きが故に、若し之を巧に利用する事を力めば石炭の欠乏も必しも憂ふるに足らざるが如きを見る、蓋し動力傳送の事は古來學者の考究する處なりしも傳送の距離遠きを得ずして其利用十分ならず偶ま帶に作りて之を遂ぐるの工夫を立てたる者あるも之れとて數哩の遠に達すると能はざりしなり、電力傳送の事も同じく學者の注意を引くこと乏しからりしも遠距離間に實施する困難と經濟上の不引合の爲め工業上に應用するとは一大難事と想像され居れり、今を去ること七年前獨逸フランクフルト、アン、マインの電氣學會に於て始めて百〇七哩を隔てたるライヘンより會場まで電力傳送したることあるも此時に於ても蒸汽動力より三倍の費用を要したるなり、然るに其後は右費用を節減するの方法大に備はり已に今日に於ては世界中米國に、墨西其に、瑞西に之を實施し居る處甚だ多し、殊に其中にて最も壯大なる設計は米國ナイヤガラ瀑布の水力を用ふるの企計にして米國側のものも加奈多側のものも共に目下就業最中にて其成功遠からず工事擔任者ブロッエツソル、フヲルブス氏等は三百哩四百哩程なる紐育パルチモーア邊りへもナイヤガラより動力を送り得ることを確證し居りとて氏は是より蒸汽力と電氣力費用に關する詳細ある計數表を說明し今日我國に於ても水力を電力に變ずるの費用一馬力に就き五十圓乃至百圓位ならば斯業を起すも必ず有利なる事を證明し進んで、東京に右電力を引かんには函根よりすると最も近く(距離六十哩)該地には總計一万馬力の水力あり、大坂には武庫川の上流(十三哩)より導くべく茲には少くとも三千馬力の水力あり此等は先づ第一に實用さる可きものあらんか、蓋し東京に於ては一馬力百五十圓(朝日新聞の電燈會社より買入れ居る電氣力は一馬力百八十圓のよし)なれば必ず窘迫かる可く大坂の方も九十圓位なれば殆ん

を蒸汽力を應ず可く而して双方とも三四割位の利益あることは最も確實なり、余は早く我國人が此等の起業を爲し大に工業製造業を發達せんことを望む」云々

記者一日往いて農商務省技師工學士大久保忠敬氏を農商務省に訪ふ氏は執務中なるにも拘はらず記者を高等官應接所に延き數十分の間談話せられたり、記者は豫ねて氏に本誌第二號の紙上に有益の論文を寄せられんことを希望せり、氏は去月中愛知、三重の諸縣へ出張を命ぜられ歸京の間もなく公務多端なれども出張中聊か見聞せし事實を寄草すべしと約したるも、身愈々繁忙を加ふ如何ともする能はざれば今回丈けは寄草を斷り申すべしその代り次號には間違なく寄草すべしと語る、記者は然らば何か有益の御話を伺ひたしと云へば、氏は然るか

余が去月中三重、愛知等の諸縣へ出張を命ぜられたるは彼の工業上必要缺くべからざる蒸汽機關の實況視察の爲めなり、蒸汽機關たる工業と唇齒相離るべからざることは敢て贅辨を要せず、然るに各府縣に在る工業家の使用する蒸汽機關は實に危險甚だしく若し破裂等の事あらんか、人の生命財産に關する大なり現に長野縣下に於ては一兩年前より屢々破裂して(繪圖を出して示したるも之れを略す)家を破り人を害せし例尠からず、若し斯かる危險をして數々ならしむるときは我國工業の發達を阻害するに至るべし、是れ大に我々當局者の注意を要すべきとならん、抑もこの機關破裂の原因は三あり曰く、粗製機關なること、古機關なること、常に機關扱人の適否に依ること、粗製機關たる最も破裂の多因にて前に述ぶる所の長野縣下に於ける破裂機關の如きは其原因必ずしも粗製の致す所と見るの外あらし、古機關は多年使用して局部に多少の損所を生ぜしにも拘はらず一向無頓着にて使用するより知らず識らず破裂の不幸を見るに至るなり、而して機關扱人の適否如何は機關破裂に大なる關係を有す何となれば機關扱人は常に其機關を左右するものにして一朝その術を過なんか、機關破裂して人命と財産を失ふに至るべし、機關扱人の適不適は機關破裂に關するや亦大なり、工業家たる者是に注意せざるべからず、而して諸縣下に於て從來工業家が使用する蒸汽機關の如きは概ねうの縣下に於て製造するものにしてその材料宜しきを得ず加之粗雜極まれり元來この器械を製造するに當りては最も良き材料を用ゐざるべからず、然るにも拘はらず斯くの如き惡材料を用ひて安全を期するも到底望むべからざる事なり、然らば如何にせば機關破裂の危險を防ぐべきかと云ふに、其方法二あり曰く、經驗ある技術家に設計を依頼すること、一定の檢査法を設けて終始之れが監督を嚴行することこれなり、從來諸縣下にありて機關製造を業とする人々にして其實經驗ある者とては實に稀なり、俗に云ふ、デモ鍛冶屋多く到底是等製造家が製し能ざるものを製せしむるに完全を望むこと恰かも木に依りて魚を求むると一般のみ、蒸汽機關の破裂は實に微細の缺點より生ずるものなり、例へば十分の材料を用ふるに於て九分九厘は良材料を用ひたるも殘る一厘の惡材料を用ゐたるが爲め破裂するものあり、斯かる緩慢入念の考慮はデモ鍛冶屋に對し到底望むべからざる事なり、工業者たるもの宜しく茲に注意し機關を注文するに當りては經驗ある技術家に依頼して設計を立てしむべし、尤も工業者は徒らに代價の廉なるに留意し機關の完全不完全には毫も關心せざるものゝ如しと雖もうの大缺點は即ち此處に存するなり、如何に廉價なればとて機關破裂して自他の生命と財産とを失ふに於ては何の益する所かこれあらん、而して檢査法は三府其他二三縣に實行しつゝありといへどもその外の諸縣に至りては未だ之れあらず、檢査の制を設くるときは多少監督官廳の煩を生ずと云へども事苟くも人の生命財産に關する以上は監督官廳の義務として監視すべきなり、然れども名ありて其實あきが如き檢査の制は寧ろ之れなきに若かず要するに名實相副ふ所の檢査法を設け以て之れが監督を嚴重ならしめば多少機關破裂の危險を防ぐに足らん歟云々と物語れり

傳記

東京彫工會幹事　岩谷瀧次郎氏の傳

氏は嘉永三年下谷區池ノ端仲町に生る幼名を與三郎と稱す、氏の父は瀧次郎とて家代々工藝美術を業となせり、氏はその次男にして明治十一年五月家督を相續し父隱居して瀧翁と改名せり、故に氏は商業取引上の都合を以て父名を繼ぎ六代目瀧次郎と改稱す、氏の家祖瀧次郎氏は享和年間袋物及び携帶品類販賣の目的を以て店舗(家號梅屋)を開業し原資質の堅緻、製造法の精良、顧客に對する誠實とを以て家規となしたりと、而して子々孫々同業に從事すると茲に九十餘年にして代は六世に及べり、明治八年四世瀧次郎氏は從來の商品に人身粧飾品を加へ五世(氏の亡父)に至り主として實用の商品を考定し本邦の新古繪畫を應用し製品は總て美術の區域に進め日夜刻苦勉勵して泰西樣男女服飾に本邦美術思想を適用したるは實に同氏を以て之れが嚆矢なりとす、故に内外博覽會、共進會等の開くるに從ひ出品せざることなく出陳したる品として好評を博せざるなかりしと云ふ、その受賞は大約左に列記するが如く賞位に等差あり褒詞に異同ありと雖も概言すれば品質良好輕妙にして且つ經濟に着意し美術を應用する

に至りては最も適切と云ふの外なし、蓋し氏が平素考案に苦心焦慮し加之數多の名工を撰擇して製作せしむるの致す所にして氏の精神亦一に茲に存するあらん乎、依て氏の亡父在世中は博覽會にありては審査官の命を拜し、日本美術協會にありては委員兼審査員を、東京彫工會にありては幹事を囑托せられし等工藝美術の業に取りて新面目を加へしこと尠なからず、殊に珠琳の班紋を活用して粧飾品に應用したるは又同氏の創始に係れるものなりと云ふ、宜なる哉氏の考案に成れる美術品は博覽會、美術展覽會、共進會或は彫工競技會等に出品中、宮内省御用品の多數を占め同業にありては常にうの上位に坐するのみならず、花御殿よりは直接御用を忝ふし皇族、大臣及び諸華族紳士にして苟くも品位を擇ばるゝ限りは概ね同氏に命せらるゝの氣運に達せりと云ふ、氏は是れより益々勵精砕心してその聲揚を期する所ありとのことなれば遠からずしてその功績を見るを得ん乎、而して此類の製品は一も外國式等の機械作用を假らず凡て手工に依り成形するを以て本邦人の特技とする所ありと、知るべし本邦人の工藝美術の質に富めるを、記者は氏の傳記を掲げ以て巧妙なる技術を世人に紹介すると共に氏に對して一の希望あり、曰く、一層海外への輸出を盛んにし以て本邦美術の光輝を放たれんこと是れなり、而して氏が工藝美術上に於ける履歴の重なるものを擧ぐれば左の如し

明治十三年九月宮城縣博覽會へ出品二等賞を授與せらる、同十四年六月第二回内國勸業博覽會へ出品有功二等賞を賜ふ、同十七年英國倫敦府万國衛生大博覽會へ出品し其賞として英國政府より金牌一個を賜與せらる、同二十年三月東京府廳より工藝品共進會審査員を依囑せらる、同五月東京府工藝品共進會出品褒賞授與式に於て銀牌一個を下賜せらる、同六月工藝品共進會審査に從事し勉勵に付慰勞の爲め金七圓を東京府より賜與せらる、同十一月東京彫工會競技會出品協贊銀賞票を附與せらる、同廿一年一月大日本美術協會第五部委員依囑せらる、同四月美術展覽會第五部審査員依囑せらる、同五月日本美術協會列品館建築費として金十五圓を寄附す、同月美術展覽會出品褒賞授與式に於て銅牌幷褒狀を賜はる、同十一月第三回競技會應務掛長兼會計掛長を依囑せらる、同東京彫工競技會協贊銀賞票贈與せらる、廿二年三月東京彫工會特選議員囑托せらる、同三月佛國巴里万國博覽會へ出品銀牌贈與せらる、同三月美術展覽會出品科理事依囑せらる、同月同會第五部審査員依囑せらる、同五月同會褒賞授與式銀牌二個、銅牌一個褒狀四個を下賜せらる、同六月美術展覽會費の内へ金拾圓寄附す、同十月東京彫工會第四回競技會諸掛主任依囑せらる、同十二月繪畫幷繪展覽會委員依囑せらる、同廿三年一月東京彫工會幹事に被選、同四月第三回内國勸業博覽會審査官拜命、同七月同會褒賞授與式に於て、一等進歩賞、三等妙

技賞、褒狀を拜受す、右は明治廿三年までの氏が美術上に於ける經歴にして爾後本年に至るの間亦幾多の經歴ありといへども之れを略しぬ

正誤

前號の紙上阿部孝助氏の傳記欄第十八頁下段廿四行目「非上省三氏」云々は「非上氏が製絨術研究の爲め明治五六年頃留學せしこと」云々の誤りなり

左の立志傳は愛知縣知多背混史中より寄せられたり、記者は始めて故堀越安平氏の人と爲りを知るを得、近世商家の龜鑑ともなり且つその行ふ所往々國利に關するあるを以て之れを傳記欄に掲げ讀者諸君の瀏覽に供することゝなしぬ、尤もうの文章は背混史より寄せられたる儘にして記者は一字半句だも更改せざりしなり、讀者之を諒せよ

記者識るす

故堀越安平氏の立志傳

愛知　知多　背混史

堀越安平初の名は角二郎晩年に安平と改む文化三年丙寅の歳正月元日上野國群馬郡藤塚村に生る父を田嶋安兵衛と云ふ兄弟二男一女あり安平は其末弟あり幼少より豪放不羈人に依つて生をなすことを欲せず年十四躍

市に出で丶商の仲買をなす後屢々數奇にして商利あらず遂に博徒に交はり任俠を事とし鄉曲に横行す家兄之れを憂ひ屢々戒むれど聽かず終に其家を逐はれ江戸に來り知人を訪ひて奉公口を求めんとするに顧るものあし頗る辛酸を嘗む偶々公事の代人となりて町奉行所に出つれば役人に叱咤せらる安平獨言して曰吾縱かに三四百文の日當を以て日に此辱を蒙るに忍びずと因りて代書人たらんとを翼へども素筆札を習はざるを以て亦成らず乃ち礪然として途を改めて商業に志し僅かの資金を以て古着端切を買ひて行々之れを賣り俗に之れを竹馬と云ふこは丸竹を肩にし其前後に四脚を設けこれに古着端切を吊下す其狀馬に似たるを以てなり一日上州吉井の堀越文右衛門と云へる者に江戸橋の上に邂逅す文右衛門曰く足下今如何に暮すや安平答へて曰く家を逐はれてより何一つ爲し出したるとなく斯の通りとて竹馬を示しければ文右衛門曰く然らば予と共に一家を持ち予が出都の節の旅宿に充ては如何曰く漂萍寄るあらの身固より辭せざる處なりとて遂に堀越角二郎と稱し伊勢町に聊かの反物店を開く時に年三十八爾來勤儉怠らず家道漸く盛にして弘化元年通旅籠町の今の處に移り呉服太物の問屋を業とす安政六年神奈川開港の初めに當り年已に五十四若し常人あらんには最早老懶世務に堪へずとて碌々として空しく日を消せんのみ何ぞ外人に接して新商業を開くの氣力あらんや安平は然らず益〻勇奮氣を勵し機敏能く時に應し衆に先だち儕

濱に支店を設け舶來織物取引の業を始む然るに此時に當りて攘夷鎖港の論盛んにして諸藩の浪士等横濱商人を悪み喚び出して之れを斬り號して天誅と云ふ既に重立ちたる商人二名許り無惨の刃に罹りしものあり商人等大に怖れて浪士に近くものなし安平獨り之を避けず進んで山田一郎、岩城詑摩、木村久之丞等に面して曰く今日天誅を加へらるゝ旨を以て召喚せらるゝに付き取り敢へず罷り出でたり抑々我等何の罪ありて天誅を加へらるゝや浪士曰く汝等外夷と取引をなせばなり安平曰く商人の利を重んじて義を知らざるは常なり利のある處は内國外國の人と雖ひなし況んや幕府令して交易をなさしむるに於ておや無智の商人固より之れをなすを當然とす然るに其理非を糺さずして妄りに無罪の者を誅せらるゝは實に無道の至りなり無智の商人を幾人誅せらるればとて攘夷の足しにはなるまじく寧ろ外夷をして益跋扈せしむるのみ諸君若し我々の取引を非とせらるゝに於ては斷然此取引を廢すれば可ならん浪士曰く汝は分かる奴なり果して横濱の店を引き拂ふや曰く承知せり然れども商人の取引を始むるには資金を御し注文をおし越くものあれば今日俄かに横濱の店を閉つるときは外人に前金を奪はれ我々も忽ち路頭に迷はん願くは來る六月を期して必ず引拂ふべし其時に至り若し偽りたらんには甘んじて天誅を受くべしと意氣慨然として堅く約束をおしければ浪士等其義氣に感じ敢て害を加へざるのみならず遂に親しく交り同業者も皆これがために害を免れたり之れ偏に安平の豪膽智略に由れり幾干もなくして右の浪士等幕府に捕はれ刑に就けり然れども安平前日の約束に背くに忍びずとて文久三年に至り斷然横濱の支店を閉ぢ其家屋を賣却するに價を論せざりしと云ふ當時外國貿易を營むものを悪みしは内國一般の風潮にして獨り浪士輩のみ然るにあらず家々毎朝宅前を掃除するにも態と安平の店前にのみ塵芥を積み置くなどの惡戯をなす者往々之れあり家人之れを訴ふれども安平少しも意とせず人に語りて言ふ様時勢を知らざる古風の商家は氣の毒なるものなり後ち看よ商賣の勝利は何れに傾くか數年の後には店前に塵芥の溜る代りに我家の庫中には金の溜るあるに至るべしと此先見に違はず外國貿易次第に繁昌するに隨ひ二子安平を助け協力して唐反物取引業を營みければ商業日に廣まり家道月に豊かにして京濱の間敢て其鋒に當るものなく皆商人出世の龜鑑と仰ぎたり明治十二年隠居して名を安平と改め家政を其息角二郎氏に讓る然るに尚ほ商事を捨てず日に帳場に坐して内外の繁務に應接して細大立どころに辨せざるあし其氣力の活潑なること壯者に異ならず明治十八年八月胃病に罹り曇然として致す行年八十安平曾て二子に語りて曰く予少壯の時放蕩無頼世間のあらゆる悪行も殆んど試みざるとなし然れども一旦行を改め商業に志すに及びては唯人を欺かざるを以て我商業の本尊と定めたり此故に往々危險に遭ひしも一に皆な欺かざるの精神を以て之れを免れたりきと又曰く商業は勝敗浮沈多し然るに他人の資金に依頼するが如きは最も危險を累ぬるものなり獨立の商業ころ吾が子孫に望む所なれど安平幼より諸書習字を嫌ひ當て店の子弟を戒めて曰く吾にして若し文章筆札を善くしたらんには代書人にて終るべきを昔し代書人に擧られざりしは吾をして商業に發起せしめ遂に今日ある所以なり然りと雖とも是れ人と時とに由るものなり汝等吾が無學を憐み商賣するの餘暇には務めて書を讀み字を習ふべしと云へり安平病んで褥にあるに當り或人ろの病を訪ふ安平曰く予が齢已に八十に達したれば年に於て不足あし唯殘念なるは今の壯者は人に逢ふ毎に不景氣を嘆き商法の失敗を訴ふるを聞くにあり天若し予に五年の壽を假さば予復た率先して業を務め壯者の笑顔を見るべきに返すべくも殘念なりと嗚呼安平の如きは其勇其才實に近代の商人に恥ぢずと云ふべし、記者曰く、氏の先見に富める、商機に通せる、義膽に饒かなる亦是れ商界の一偉人なる哉

雜報

正誤　商號は、本社校合員不慣れの爲め誤植、脫字等勘なからず、寄書欄第六頁第十行「見よ」の下へ「明治十五年以來（米穀凶作の餘波を受けたる明治廿三年を除くの外は）」の三十字を脫したり、本社謹んで愛讀諸君に謝す

◎横濱貿易商紛議顚末錄

明治廿四年十一月以來昨年に至るの間紛々擾々として少時も止むなかりし横濱貿易商の紛議は、昨年の夏季川田日本銀行總裁が仲裁する所となり改革、維持兩派の雙間に立ち一大斷案を下して之が處分をなしたり、其結果其有財産を悉く横濱全市に引渡すとゝなり、今や將さに同市會の承諾を得その交渉委員諸氏は目下財産引繼ぎの準備に着手せりと云ふ、然るにこの紛議の起因たる世人の知らんと欲する者多しと雖ども未だ詳細の顚末を記したるものなきは甚だ遺憾に堪えざる所なり、茲に於て乎、記者は改革派諸氏に請ひ總代會議員片木八重吉氏外十四名より提出せし横濱貿易商共有財産性質及び仲裁者川田小一郎氏に依頼せし當時の目錄異同辨明書幷に改革派諸氏がその一派を組織したる當時の狀況を掲げ以て横濱貿易商紛議顚末錄と題し之を左に記載せん

五月十一日　記者記す

去る明治廿四年十一月五日横濱市常盤町常盤倶樂部に集會したる横濱貿易商組合員諸氏は左の如くにして同貿易商改革派ある一派の起りたるは則ち此集會の結果なりとす

木村利右衛門　片木八重吉
藤井嘉太郎　菅沼茂一郎

徳田正藏　八木新兵衛
吉田外二郎　鵜野政吉
藤井彦兵衛　山城勝之助
丹羽金次郎　麻生彦三郎
北川大造　高縁喜平
三田勘吉　宮本佐市
内山義三郎　佐藤丹次

以上十八名の諸氏は同廿四年十一月より引續き始終同盟運動せり、然るに森併作、松下與三郎の二氏も最初同盟運動者なりしも同廿五年一月より變説して維持派に加盟とし故同盟員を除けり、而して右同盟員諸氏が始めて常盤倶樂部に集會したる原因は左の如し

横濱貿易商改革派起因其主旨

一　横濱貿易商共有財産ヲ安固ニシ之カ全部ヲ法人ヘ讓與スル事
二　貿易市場ノ機關ヲ完備シ商品取引所共同倉庫商業會議所ヲ設立シ内外商業ノ權衡ノ實行ヲ期スル事
三　横濱市ノ商政ト市行政トノ區別ヲ正シ之カ弊害ヲ矯正スル事

前三ケ條ノ實行ヲ期スルニハ如何ナル事情ニ遭遇スルモ毫厘モ變更セズ一致盡力スルヲ期ス其第一着手トシテ左ノ諸項ヲ矯正改革スル事

一　歩合積立金ヲ明瞭ニスル爲メ帳簿調査ヲ爲ス事
一　歩合積立金ヲ廢止スル事
一　理事者專斷ヨリ組合カ損害セシ損害ヲ辨償セシメ不正ノ支出金額ヲ明瞭ニメ之カ賠償ヲナサシムル事
一　貿易新聞ニ對スル支出金額ヲ明瞭ナラシムル事
一　町費免除金ヲ制戻サシムル事

去る明治廿四年十一月より本年四月に至るの間改革派の諸氏が運動したる項目及び其回數は左の如し

一　同盟員集會度數四百三回
一　訴訟を提出する事度數十九回
一　貿易商組合へ議案提出せし事度數廿二回
一　大會を開きし度數は五回
一　演説會を開きたる度數六回
一　廣く文書を以て意見書を發せしこと六十二回
一　同盟者調印せしこと百〇七回

改革派總代會議員片木八重吉氏外十四名より提出したる横濱貿易商共有財産性質及び仲裁者川田小一郎氏に依頼せし當時の目錄異同辨明書は左の如し

安政年間我が横濱港ノ開カルヽヤ先ツ來リテ此地ニ居ヲトシタル者ハ多ク貿易商人ニシテ此等商人ハ幕府ノ允許ヲ得幕府ヨリ土地ヲ借用シテ以テ業ヲ營ム之レヲ稱シテ御地所拜借人ト云フ故ニ今日ノ如ク貿易商若クハ地主ト云フカ如ク甚ダ區劃セス居民ノ利害モ亦衝突スルコトナク交際至テ和親ナリシ而シテ土地公費ノ如キモ貿易商人ノ資込引取金高ニ應シテ歩合金ヲ課シ重モナル收入トシ此外橋稅市場歩合金藝娼妓鑑札料荷車冥加金古着鑑札料芝居稅馬車稅借馬稅寄席稅相撲稅等ヲ合セテ町會所積立金トシ此金員ヲ以テ町役人給料斷獄費道路修繕費架橋費其他町入用一切ニ支拂ヒ尚ホ且ツ餘剩ヲ生シタルヲ以テ地所ヲ買入レ町會所（今ノ貿易商組合會館）ヲ建築シ爾斯局ヲ買收シ大ニ横濱市公共ノ便益ヲ振興セリ以上ハ幕府ノ遺法ニ則リ來リタルノ成績ナルガ明治八年ニ至リ代議會ノ制ヲ布カレ同十年ニハ之レヲ實行シ尋テ十二年府縣會町村會ノ法律ヲ頒布セラレ尚モ府縣町村ノ出納ハ必ス之カ會議ヲ經ルヲ要スルニ至リタリ是ニ於テ從前町會所ニテ徵收シ來リタル歩合金ノ如キ町會ノ議事ニ關ラサルモノハ之レヲ公費ト云フコヲ得ス單ニ貿易商ノ仲間ニ於ケル私ノ積立金ト性質ヲ變スルニ至レリ然レトモ其因襲ノ久シキ貿易商人ニ在リテハ賣込引取歩合ヲ納附スルコト極メテ便宜ナリト信シタレバ以后モ此法ヲ廢セス從前ノ如ク年々歩合金ヲ積立テ而シテ町會マテ議決セル町費ヲ此中ヨリ代納シ併セテ仲間ノ諸費ヲモ支拂ヒ餘剩ハ悉ク納附高ニ應シテ之レヲ割戻スコトセリ是レ明治二十二年貿易商組合創立ニ至ルマテノ經歷ナリ斯クノ如ク一二ノ變遷アリシト雖トモ曾テ歩合金其他諸稅ノ剩餘ヨリ成立タル横濱區民ノ基本財産ハ後々ハ百有餘萬圓ノ時價ヲ計ラル程ニ達シタルヲ以テ此財産ヲ得タル當時與ツテ大功アリタリトスル貿易商人ノ多クハ明治廿年此財産ヲ悉ク貿易商人ノ所有トナサンコトヲ企テ本町外十三ケ町ノ行政更タル戸長ニ向ツテ之レガ引渡シノ訴訟ヲ提起シタルモ固ヨリ此ヲ以テ町役人給料斷獄費道路修繕費架橋費其他町入用一切ニ支拂ヒ尚ホ且ツ餘剩ヲ生シタルヲ以テ地所ヲ買入レ町會所（今ノ貿易商組合會館）ヲ建築シ爾斯局ヲ買收シ大ニ横濱市公共ノ便益ヲ振興セリ以上ハ幕府ノ遺法ニ則リ來リタルノ成績ナルガ明治八年ニ至リ代議會ノ制ヲ布カレ同十年ニハ之レヲ實行シ尋テ十二年府縣會町村會ノ法律ヲ頒布セラレ尚モ府縣町村ノ出納ハ必ス之カ會議ヲ經ルヲ要スルニ至リタリ是ニ於テ從前町會所ニテ徵收シ來リタル歩合金ノ如キ町會ノ議事ニ關ラサルモノハ之レヲ公費ト云フコヲ得ス單ニ貿易商ノ仲間ニ於ケル私ノ積立金ト性質ヲ變スルニ至レリ然レトモ其因襲ノ久シキ貿易商人ニ在リテハ賣込引取歩合ヲ納附スルコト極メテ便宜ナリト信シタレバ以后モ此法ヲ廢セス從前ノ如ク年々歩合金ヲ積立テ而シテ町會マテ議決セル町費ヲ此中ヨリ代納シ併セテ仲間ノ諸費ヲモ支拂ヒ餘剩ハ悉ク納附高ニ應シテ之レヲ割戻スコトセリ是レ明治二十二年貿易商組合創立ニ至ルマテノ經歷ナリ斯クノ如ク一二ノ變遷アリシト雖トモ曾テ歩合金其他諸稅ノ剩餘ヨリ成立タル横濱區民ノ基本財産ハ後々ハ百有餘萬圓ノ時價ヲ計ラル程ニ達シタルヲ以テ此財産ヲ得タル當時與ツテ大功アリタリトスル貿易商人ノ多クハ明治廿年此財産ヲ悉ク貿易商人ノ所有トナサンコトヲ企テ本町外十三ケ町ノ行政更タル戸長ニ向ツテ之レガ引渡シノ訴訟ヲ提起シタルモ固ヨリ此財産ノ成立タルヤ前ニモ述ヘタル如ク獨リ貿易商ノ積立タル歩合金ノミナラス其外各種ノ租稅ヲ混淆シテ成立チタルモノナレ貿易商ハ遂ニ敗訴シタリ然レモ之レニ服セスシテ扣訴シ此裁判未タ決セサルニ方リテ貿易商ト其他ノ人民トノ間ニ仲裁スル人アリテ結局財産ヲ分有シテ和解スルヨトヽナレリ此時貿易商ハ現今所有ノ地所建物等ヲ分有シタルモ之レカ所有者トナルベキ名義主ナク止ムヲ得ス貿易商組合ヲ設立シテ財産ヲ共有スルコトナレリ是レ貿易商カ開港以來横濱區民ト別離シテ團体ヲ造リタルノ始メナリ此外ニ同シク貿易商組合員ニシテ同業組合準則鑑糸業組合準則等ニ據リテ造リタル團体ナリト雖トモ之レハ法律ノ結果ニシテ貿易商組合トハ全ク別物ナレハ玆ニ陳ヘス今明治廿二年十一月縣參事會ニ於テ決議シタル分有案ナルモノニ由リテ貿易商組合カ分有シタル財産ヲ見ルニ其目畧等左ノ如シ

一　本町一丁目町會所敷地及ヒ建家同町六番地町會所附屬地

右ハ本町外十三ケ町貿易商組合ノ共有財産トシ之レヲ保存シ本町外十三ケ町ヲ代表スル祝典接待饗應等ノ公共使用ニ差支ナカラシムル

一　境町一丁目町會所附屬地

右ハ共同倉庫建築用ノ爲メニ本町外十三ノ町貿易商組合ニ於テ必要ノ土地ナルヲ以テ之レヲ貿易商組合ノ共有ト爲スベキヲ

一　港町五丁目廿三番地及建家
右ハ商荷改所ナルヲ以テ本町外十三ケ町貿易商組合ノ共有ト爲スベキ事
一　瓦斯局起業資本金トシテ歩合積立金ノ内ヨリ借リ入レタル金九万百五十圓ニ明治八年七月ヨリ明治廿二年十一月マテ四朱ノ利子ヲ附シタル總額金十四万二千百三十六圓五十銭ハ本町外十三ケ町ニ於テ町會所ヲ保存スルニ付貿易商組合ノ兵有金ト爲スベキコト（其他ハ之レヲ畧ス）
組合ヲ創立シ財産ヲ分有シタリト雖トモ荷クモ一ノ組合タルモノ何ノ爲メニ團体ヲ形成レルカ其目的ナクンハアラス是ニ於テ組合ノ規約ヲ制定シ其第三條ヲ以テ本組合ノ目的ハ營業上ノ弊害ヲ矯正シテ内外貿易ノ權衡ヲ維持シ以テ貿易上一般ノ公益ヲ計ルニアリト掲ケタリ
組合ノ目的已ニ定マリ組合ハ分有ノ財産ヲ保チ規約ノ「第廿五條ニ本組合ノ財産ハ永久組合ノ共有ト定メ組合員各自ニ私有分配スルヲ得サルモノトス」ト規定シテ一見共有財産ハ分割若クハ私有スルヲ得ス永ク組合ノ重寶トナシタルガ如クナリシ然レモ規約第卅條ニ本規約ハ總代會議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得レバ改正スルコヲ得ト定メタルカ故ニ安政年度横濱開港ヨリ積立タル財産モ總代會ノ意向如何ニ由リテハ之ヲ左右スルコヲ得ルニ至リタリ此時貿易商中最モ有力ナル某氏ハ此規約ヲ不當トシ大ニ意見ヲ逃ベテ途ニ組合ヲ脱セリ蓋シ某氏ハ開港以來當港ノ基本トナスベキ財産ヲ現時ノ貿易商ノ自由ニ一任スルコヲ憂ヘテナリ之レヲ今日ニシテ思ヘハ實ニ先見ニ服セザルヲ得ス其後組合ニハ紛議百出偶々多數ヲ占メタル總代會ハ勝手ニ自己ノ權力ヲ擴張シ一昨明治廿五年十一月中規約ヲ改正シ尚ホ一層明ラカニ共有財産ハ總代會ノ議決ニ由ツテ處分スルコヲ得ル樣但シ書ヲ追加シ而シテ其總代會モ從前ハ三分ノ二以上ノ同志ヲ得サレバ規約ヲ改正スルコヲ得サリシガ同二十五年十一月之レヲ過半數ニテ爲シ得ル如ク輕便ニセリ此改正ハ組合員ノ故障スル所トナリ訴訟ノ結果其改正ヲ取消スコトニ判決サレタリト雖トモ實ニ不安心ノ限リト謂ハサルヘカラス嗚呼横濱貿易商ニ取リテハ祖先傳來ノ重寶トモ言フヘク否ナ一代ノ貿易商ノ私有スベカラスシテ横濱ニ來リテ貿易商ニ從事スルモノハ何人ニテモ之レカ恩澤ヲ受クベキ卽チ換言セハ貿易商人ヨリモ寧ロ横濱ナル貿易商業地ニ附着シテ永ク土地ト消長ヲ共ニスベキ財産ハ現代ノ貿易商人ノ掌中ニ歸スルコトハナレリ是レヲ以テ心アル人ハ大ニ之レヲ嘆キ横濱貿易市場地ノ基本財産ノ消失センコヲ憂慮セリ如此共有財産カ永代安固ナルノ基礎定マラサルコトハ獨リ規約ノ上ニ於テ總代會ノ權利ヲ擴張セルガ爲メノミナラス法律上ヨリシテモ亦然リ規約第二十五條本組合ノ財産ハ永ク本組合ノ共有トスト云フ如キ無期限ノ共有契約ハ其効力確實ナリト云フコヲ得ス否ナ現ニ民法ニハ無期限ノ共有契約ヲ認メサル所ナレハ若シ實施ノ曉ニハ立ドコロニ抵觸スルヲ免レサルベシ斯ク契約ニ於テモ法律ニ於テモ財産ヲ永遠ニ共有スルコト不確實ナリトセハ今ニ於テ之レカ方法ヲ改革シ開港以來ノ遺産ヲ保全スルノ策ヲ講セサルベカラス我々改革派ナルモノハ大ニ之レヲ憂ヒ組合改良ノ傍ラ此レニ對スル良法ヲ盡セントシテ日夜奔走シタルモ時機熟セサリシカ將タ力足ラサリシカ遂ニ其目的ヲ貫徹スルニ至ラズシテ爰ニ川田小一郎君ノ仲裁處分ヲ煩ハスニ至レリ川田君ノ卓見ニシテ公平ナル必スヤ改革維持両派ノ滿足ナル處分ヲ爲サン、ヤ又疑ヲ容レサル所ナレハ此ニ喋々ヲ要セサルモ從來組合創立以來ノ經過ニ就テハ一言セサルヘカラサルモノアリ明治二十二年組合ヲ創立シ共有財産ヲ分有シテ以來今日マテ繼續シタルモ當局理事者ノ施設時勢ニ適セサリシモノカ不幸ニシテ其結果昔タ又慷タラサルモノアリ今悉ク之レヲ陳列スベキニアラサレドモ組合ノ沿革ヲ知ルカ爲メ之レヲ略叙スルハ甚タ無益ノ業ニアラサルヲ信ス現ニ彼ノ共同倉庫ハ金七万圓ノ巨費ヲ捐テ、建築シタルモノニシテ而カモ其敷地ハ横濱市第一等ノ好地位ヲ占メ時價二十有餘万圓ニ値スト云フ故ニ建築費ト共ニ之レヲ計フレハ實ニ三十餘万金ノ資金ヲ投シタルノ倉庫ナリ加之毎年地稅及ヒ公費等二千餘圓ヲ組合ノ歩合金ヨリ支出シタルニモ拘ハラズ此倉庫

ヲ貸貸シタル收入如何ト問フニ明治二十五年ハ僅カニ金二百圓餘ニ過キス故ニ若シ地稅等ヲ差引ケハ殆ンド二千圓ノ損失ニ歸ス三十万圓ノ資本ヲ投シテ二千圓ノ損失ヲ招クノ事若シモ之ヲ商業トスレハ强チ咎ムベキニ非レトモ最モ確實ナル貸家料ノ收入ニシテ如斯事ハアリ得ヘカラサルノ事トス之レヲ以テ組合員ノ一派ハ理事者ニ向ヒ其管理ノ當ヲ得サルヲ詰責シテ止マス途ニ理事者ヲシテ經費ヲ節減シテ大ニ之レヲ改良スルコヲ約セシメタリ而シテ本年ハ如何ト注目スルニ總理ノ調書ニ依レハ其收入金二千餘圓ト報告セリ是又漸クニシテ地稅ト公費ヲ辨スルニ足ルノミ毫モ實益ナキナリ三十万圓餘ノ巨費ヲ投シテ年々歲々得ル所如斯思フニ其利用ノ道ヲ失シタルト詰ラル、モ亦之レヲ辨スルニ辭ナカルベシ歩合積立金ヲ廢シテ以來組合唯一ノ財源タルベキ倉庫ノ計算如斯之レヲ如何ゾ改良セサルヘケンヤ
又貿易商組合カ横濱區民ニ對シテ公共使用ニ支障ナカラシムルノ約アル蔵町會所即チ貿易商組合會館建物ハ屋壁ヲ剥ケ今ニ於テ大修理ヲ加フルニ非スンハ久シカラスシテ將サニ大破シテ用ユベカラサルニ至ラントス然ルニ之レカ修繕ノ義務ヲ怠リ有害ニシテ無益トモ云フヘキ機關新聞ニハ巨万ノ資金ヲ拋ツ悟トシテ恥ツルコヲ知ルモノナシ嗚呼之レヲ如何ゾ猛省シテ其道ニ向ハシメザルベケンヤ
又組合ノ理事者ハ出納ヲ曖昧ニシ組合員ハ之レヲ爭

ヒ益々之ヲ爭フテ益々之レヲ曖昧ニシ其極最モ嫌忌スベキ訴訟沙汰トナリ多年ノ紛議ハ殆ンド底止スル所ヲ知ラス空シク兄弟墻ニ鬩クヲ是レ事トシ其結果世人ノ嘲笑スル所トナリ延イテ外商ノ輕侮ヲ招クノ憫ナル有様トナリ了セリ此ニ至リテハ復タ曾テ聲言セル規約第三條ノ目的ハ雲消霧散遂ニ尋ヌベカラズ遺憾ニモ組合ハ不正曖昧ノ源泉トナリ紛々擾々ノ爭闘場ト化シ去レリ、之ヲ如何ゾ改良セサルヘケンヤ如此組合何ノ爲ス所ナク約シテ其履踐シ來リタル成蹟ヲ考フルニ曾テ分有シタル財産ノ維持ニ苦シミ否ナ冷評スレバ之ヲ滅却スルノ方法ニ困シ圍墻徒過シテ以テ今日ニ至リタルナリ斯ク紛爭アリタルモ其正邪何レニアルヤハ世間具眼ノ士ノ知悉スル所ナレハ敢テ此ニ辨セサルナリ然リヨシ我々ノ從來執リテ以テ組合ニ盡シタル所正理動カスベカラサルニモセヨ今ヤ五洲比隣ノ時我々貿易商タルモノ眼ヲ大局ニ放ツテ操縱セサルベカラサルノ世區々タル爭議ニ貴重ノ光陰ヲ消シタルハ今ニシテ之レヲ思ヘハ内心窃カニ忸怩ダルモノナクンバアラス然リト雖ドモ一片ノ赤誠驅テ之ヲシテ然ラシメシナリ而シテ未タ其目的ヲ達スルコヲ得ス大ニ遺憾トナスノ時幸ナル哉善良ナル仲裁者ヲ得法律ニ反セス德義ニ背カス天下觀テ以テ至公トナスノ處分ヲ得テ此ニ局ヲ結ハントス我々ノ欣慰實ニ措ク所ヲ知ラス庶幾ハ一時モ早ク其處分ヲ得ンコト蹺足渇望ノ至リニ堪ヘサルナリ（未完）

◎昨明治十六年中海外へ輸出せし茶の數量及び價額（價額は別表にあれども）は左の如くなりしと云ふ

茶名	數量		價額	百斤平均
鍋格茶	二六、〇九七、八四二	斤	六、三五〇、四三一、三九〇	二四、三三
籃綠茶	四、三四八、二二四		一、〇六九、九三九、八二〇	二四、六七六
紅茶	一八、九六三		四、二六五、八一〇	二二、四九八
小合計	三〇、四六五、〇〇三		七、四三七、六三七、〇三〇	二四、三八一
番茶	九二四、六一四		四〇、六五〇、二五〇	四、三九六
碑茶	一七、四九〇		八七四、五〇〇	五、〇〇〇
粉茶	四、五一四、八二五		一九五、五九六、〇八〇	四、三三二
玉茶	五二、五九七		四〇、三三〇、八〇	七、七三二
小合計	五、九七八、五〇四		二七七、四五一、〇一〇	四、六四〇
總合計	三六、四四三、五〇七		七、七〇二、〇八〇、〇三〇	二二、一四三

◎國立銀行滿期後の處分策

國立銀行滿期後の處分に就ては私立銀行にするとの說と現在の儘延期せんとの說とに分れ居る由にて中國、四國、九州同盟銀行の如きは延期說を執り本月十五日全國同業者大會を東京に於て開會することゝなりたり元來延期と云ひ繼續と云ふも其方法こそ異なれ要は自己の負擔を輕減せんとするに歸着するものゝ如し（去る十二日夕記す）うの次第は目下全國に現存する百三十有餘の國立銀行に於て發行せし紙幣三千百八十一万二千八百八十圓の内既に消却せし高は九百五十二万七千百四十一圓五十錢あるを以て其殘額は二千二百二十八万五千七百三十八圓五十錢あり而して尚彼合同消却法に依て滿期迄に消却する高二百五十有餘万圓あるを以て營業滿期後未消却の高は凡七百有餘万圓ならん從來銀行者の最も苦慮せし點は即ち此未消却處分にして其口實とする所は去十六年合同消却法を設けし當時政府より内示せられたる豫算に依れば營業滿期迄には大抵消却し得る計算なりしが政府は十九年以來五朱の整理公債を發行して漸次高利公債償還の方針を取りたるより遂に滿期後の未消却高七百有餘万圓を存するに至れり是政府方針の變更より生せし結果に外ならざれば滿期後適當の方法を設くるは政府の義務なりと云ふに在り去れど他の一面より觀察するときは現行條例に依れば各國立銀行は滿期の際右未消却高を一時に消却せざるべからざるに之を延期若くは繼續せんとするは恰も負債主が債主に向て返濟期限の到着せし借財を無利息年賦に改めんとするに異ならず殊に全國多數の銀行中には信用厚薄の差あるのみならず彼合同消却法なるものは去十六年半途に施行せしもの故滿期到着の遲速に依て自ら利害を異にし滿期の最も早く來るものは割合に多く未消却高を負擔する譯あるも滿期の遲く來るものは其負擔額至て僅少なるを以て從て滿期後の處分に就ても格別重きを置かざる有樣あり此他内部不整理の銀行は滿期解散を最も苦慮するものゝ如し是近頃延期繼續問題の起りし所以なるが銀行者に取て最も都合能きは延期說にして繼續說は之に一歩を讓りたるものあり延期派は說を爲して曰く立法者に法律制定の權能あるは無論なるも株主多數決を以て國立銀行を私立銀行に變更せしむるが如きは到底爲し能はざるところなるべし若し爲し得るとせんか現行條例を目當に株主となりたる者をして條例以外の檢束を蒙らしむるに至る加之ならず日本銀行より借入を欲せざる銀行あるに際し毀傷其他燒失に屬したる紙幣は如何ある方法を以て之を區分せんとするか此の如き紛擾を釀し易き繼續法を取んよりは寧ろ單純に延期するに如かず況や全國三十有餘の國立銀行が滿期に至り一時に解散するは經濟社會を亂すの恐れあるをや云々尤も國立銀行の滿期は來る廿九年より始まり三十三年に終るものにて一時に其時期に遂せざるのみならず全國には私立銀行本支店四百有餘社あり國立銀行も亦内部の整理せるは直に私立銀行に改むるとを得るが故に此點は實際延期派の云ふが如き經濟社會を亂す樣の事之なかるべしと尤も右同盟行の主張する延期の年限は未だ確定せざれども十年と云へる說と一期間即ち二十年と云へる二說ありと云ふ

◎關東及大坂同盟銀行加盟せず

中國、四國及び九州同盟銀行の發起に係る全國々立銀行大會に關東、同盟三十七銀行及び大坂同盟二十二銀行の加盟せざる理由なりと云ふを聞くに昨年十月及び本年四月の關東銀行總會の決議に對し渡邊大藏大臣は

第六議會に政府案として國立銀行營業滿期後株主多數の決議に據り私立銀行として繼續し得るの法律案を提出すと明言せしを以て先づ第六議會の成行きを待つことに一致したるが故なり又大坂同盟銀行は總て東京銀行に嗣托し居るを以て去就を東京諸銀行と共にせしなりと云ふ

◎東海銀行役員改撰

同銀行は去る八日日本倶樂部に於て臨時總會を開らき定款變更及び役員撰擧を行たるに其結果は左の如し

事務取締役　吉田耕作　同　堀江半兵衛
取締役　菊池長四郎　監査役　吉田丹次郎
同　早川松之助　同　浜村又右衛門
同　菊池普二　同　瀧澤喜平次

◎熊谷銀行の創業總會

去月廿六日發起認可を得たる埼玉縣熊谷銀行は去る六日創業總會を開き創立費の承認を經、定款を議定し役員を撰擧したるに左の諸氏當撰せり

取締役　稻村貫一郎　根岸武香　齋藤周一郎
長谷川敬助　松木平藏
監査役　根岸常次郎　笠岡靖　竹井懸貞
齋藤藏之助　中村房五郎

◎大和田銀行の拂込金

福井縣敦賀町大和田銀行の資本金は元より十萬圓なるも同行は是れまで此半額即ち五万圓丈け拂込ましめ以て營業し來りし處同地の商業漸次頻繁を加へたると共に金融亦頻繁を加へたるより未拂込資本金五万圓の募集に着手し去る一日結了したるを以て從來の拂込金に加へて十萬圓となしたる旨去る四日大藏大臣に届け出でたる由

◎政府紙幣及び銀行紙幣流通高

大藏省の調査に係る明治二十七年三月三十一日より同年四月一日へ越す政府紙幣及銀行紙幣流通高は三千七百九十九万五百十一圓七十五錢にして前月に比し政府紙幣廿七万三千九十一圓、銀行紙幣千八百四十九圓を減せり今前月との比較明細表を掲ぐれば左の如し

種類	流通額	前月流通額	比較減額
政府紙幣 一圓以上	二、九九九、四六一、五〇〇	二、二五三、五二三、五〇〇	二五三、〇九一、〇〇〇
同半圓五十錢以下	三、七〇五、三二一、七五〇	三、七三五、三二一、七五〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
小計	一五、七〇四、七八三、二五〇	一五、九七七、八六四、二五〇	二七三、〇九一、〇〇〇
銀行紙幣	三二、一八〇、三〇〇、〇〇〇	三二、一八〇、三〇〇、〇〇〇	
鎖居銀行紙幣	一〇五、四三八、五〇〇	一〇七、二八七、五〇〇	一、八四九、〇〇〇
小計	三二、二八五、七三八、五〇〇	三二、二八七、五八七、五〇〇	一、八四九、〇〇〇
總計	三七、九九〇、五二一、七五〇	三八、二六五、四五一、七五〇	二七四、九四〇、〇〇〇

◎國立銀行紙幣引換期限の延期

第百二十六、第百八、第二十六、第三十三等各國立銀行發行紙幣期限の改定に付き去る七日大藏大臣より左の如く告示されたり

大藏省令第九號

大坂第百二十六國立銀行須賀川第百八國立銀行大坂第二十六國立銀行東京第三十三國立銀行發行紙幣引換期限の儀今般更に明治三十二年十二月三十一日と改定す右期限後は政府に於て一切引換の義務を負はす

明治二十七年五月七日　大藏大臣　渡邊國武

◎貨幣制度調査特別委員會

同委員會は去月廿五日大藏省會議室に於て開會せり、その出席者は坂谷、添田、金井、田口、堀田、田尻等の諸氏なり、當日の問題は本邦經濟上に及ぼす金銀價格變動の影響を審査し近年農工商の就業發達し生産力大に增進したる爲めに是等事業に從事する社會に非常の購買力を增加せしめたるは本邦經濟上の進歩に依るもの固より多しと雖ども金銀比價變動の爲め銀貨國たる本邦の如きは著るしくその影響を受けたるものにあらざるや否や等の諸點に就き審議し尚ほその次會を去る十日開會し右問題を調査結了したるに付今一回再調査會を開らきたる上同會の總會を開設することに決定したりと云ふ

◎萬國貨幣會議開會の勸誘と銀價騰貴策

倫敦商業會議所が英國政府に建議したる白耳義國ブラッセル府万國貨幣會議再會請求のことは前號の紙上に掲載したるが今墨西哥よりの近報に依れば同國に於て開設さるゝに至るべき模樣あり、各國駐在の同國公使は既れもその方針を以て駐在國の政府を勸誘したる由にて就中華府駐在の同國公使ロメロー氏は此事に關し米國政府へ向つて充分の助力あらんとを請求したりと大統領ク氏は詮議の上何分の挨拶に及ぶべき旨返答したる由右に付き米國の銀論者は假令ひ歐洲列國が容易に同意を表せざるにもせよ南北亞米利加の諸國殘らず一致して一種の騰貴策を用ふるに於ては其債主たる歐洲諸國も終には之れに服せざるべからざるに至るべしとて速かにその計畫の成就せんことを希望すると云ふ

◎獨逸銀貨調査委員會取調の要項

獨逸國に於ける銀貨問題調査委員會に於て調査すべき問題の要項は左の如くありと云ふ

第一　金の産出高は現今及將來に於て貨幣用金の需要を充すに足るものと認むるを得べきや如何

此問題よ就きては(一)金産出の現況及其將來の成行(二)工業に使用する金の消費高(三)殊に印度及北米合衆國に於ける晩近施設の結果を考察して現今及將來に於ける貨幣用金の需用に注目するを要す

第二　金本位諸國に於ては實際果して金の缺乏に基因して金價騰貴し而して此騰貴は一般の物價下落を惹起したるや否や

此問題を研究するには一方に於ては物價殊に農産物の市價、地價及貸銀の變動、他の一方に於ては獨逸に於ける割引歩合の變動を調査して其原因を探究するを要す

第三　銀價下落若くは其動搖は獨逸に於て金融上及經濟上從來如何なる結果を呈せしや又將來如何なる影響を及ぼすべきや

此問題に就きては(一)銀價下落の結果として充分價格ある銀貨を容易ュ製造するを得るに至りたるがため獨逸の金融上に妨害を來す事(二)獨逸の銀鑛業及鎔鑛業が銀價動搖のために影響を被むる事(三)銀價下落に關聯する金銀差格が獨逸國内に於ける農産物の相場に及したる影響并に此金銀差格が競爭の度增進せるに因り又は本位貨の下落したる諸國の購買力減退せるに因り獨逸輸出貿易の發達上に及したる影響に特に注意するを要す

第四　現今獨逸の幣制上に現出する弊害若くは危險は如何にして之を擔除し又は輕減すべきや

此問題に就きては(一)銀價の動搖を防ぎ且價格を騰貴せしむるにはデッヘント、モーリツツ、レッサー及ゲエトセールの意見に從ひ貨幣に供する銀の使用を增大して其目的を遂すべきや否や又は銀の產出制限は此目的を遂するの見込あるや否や(二)手形及爲替交通の發達を謀り割引所及手形交換所等を設けて流通貨幣の需要を減するの手段を施すは得策なるべきや果して之を得策なりとせば其施設の方法如何を研究するを要す

◎米國々會に於ける銀問題

同問題に就てカリフオルニヤ選出議員カミネツチ氏は四月四日大統領クリーヴランド氏に向つて合衆國は四半球列國銀貨會議を開會するの決議案を提出せし由なるが其の要旨は銀の下落に就てはグアテマラ、メキシコ及び中央、南亞米利加と連合して協議をなすの必要あれば我大統領は宜しく各共和國の代表をワシントンに招集すべしと云ふにありと

◎倫敦商業會議所又々建議す

同會議所は銀價の下落及び動搖の原因并に之が爲めに英國商人が銀貨國との貿易上に於て受くる所の損失を免るゝ方法に就き列國審査會議を開かれんことを政府に建議せりと云ふ然るに同國大藏大臣は該る人の質問に答へて再び萬國會議を開くことに付ては外國より誘引を受けたることなきだなし而して今の內閣は英國より率先して之れを催ほすの意存なき旨を陳べたる由

◎獨逸の銀貨鑄造策

同國に於て今度五マーク銀貨千百万マーク、二マーク銀貨七百万マーク一マーク銀貨四百万マーク都合二千二百万マークの銀貨新鑄案を帝國宰相より聯邦參議院會に提出せり而して其の理由は近時全國の補助貨幣は一般に缺乏を告げ殊にサキソン及びウエストハリヤ等の工業地に於て缺乏を感じたるが爲めなりと云ふ

◎全國取引所役員一覽(所謂新設の分)

株式會社長崎米穀取引所

理事長　松尾巳代治
理　事　野口卯治
理　事　吉岡卯八
監査役　古賀祐一

同若津米穀取引所

理事長　小川守二
理　事　田村治三郎
監査役　酒見恒藏
理　事　島取益次郎
同　土屋新三郎
同　木村市次

同熊本米穀取引所

理事長　財津志滿記
理　事　藤井安後
監査役　上羽勝衛
理　事　松尾鶴尾
監査役　河野政二郎

同中津米穀取引所

理事長　宮村三多
理　事　太田長一
同　長野半造
監査役　森久喜榮
理　事　田村繁次郎
同　殷田彦三郎
監査役　股野依曆三

同高松米、糖取引所

理事長　灘波清平
理　事　村川友七
監査役　北村定助
理　事　牧野嘉平
同　松本千太郎
同　正木久芬

同大坂綿花綿絲木綿取引所

理事長　中村忍兵衛
理　事　和田保次郎
同　齋藤善德
監査役　佐野常樹
理　事　山本治兵衛
同　芦田芳造
監査役　今西林三郎
監査役　伊藤又兵衛

同大坂砂糖取引所

理事長　岩崎利兵衛
理　事　山本藤左衛門
監査役　前田嘉助
理　事　石田庄七
同　水谷蔦兵衛
同　谷崎新五郎

同大坂油取引所

理事長　池田半兵衛
理　事　赤井仁兵衛
監査役　田中興助
同　大油彌三郎
理　事　藤田貞三
同　藤田伊兵衛
監査役　磯野小右衛門
同　井上淺次郎

同大坂銅鐵取引所

理事長　淨田德道
理　事　藤井卯兵衛
同　瀨尾嘉兵衛
監査役　野田吉兵衛
理　事　竹谷伊太郎
同　森本佐兵衛
同　服部新助
理　事　山中直七
同　米澤長兵衛
監査役　阿部市兵衛
同　坂兒武兵衛

同岡山米穀取引所

理事長　岩堂保平
理　事　岡崎銀五郎
監査役　村上長毅
理　事　岡田太郎
同　岡彌五郎
同　中山寬

同廣島米綿取引所

理事長　保田八十吉
理　事　山科幹三
同　桐原恒三郎
監査役　瀨川岩藏
理　事　河野馥一
同　海塚新八
監査役　瀨良嘉助
同　長沼藏藏

同尾ノ道米穀取引所

理事長　橋本吉兵衛
理　事　天野嘉四郎
同　高垣眞助
監査役　倉田新助
理　事　豊田維綠
同　島居儀右衛門
監査役　小西助七

同松江米穀取引所

理事長　野田吉兵衛
理　事　宮津賢二郎
同　山本大助
監査役　井上勝彦
理事長　岡崎運兵衛
理　事　清原宗太郎
監査役　三島佐治右衛門
理　事　佐々木善右衛門
監査役　松本親次郎

◎全國取引所役員一覽(所謂新設の分)

株式會社長崎米穀取引所

理事長　松尾巳代治
理　事　野口卯治
理　事　吉岡卯八
監査役　古賀祐一

同若津米穀取引所

理事長　小川守二
理　事　田村治三郎
監査役　酒見恒藏
理　事　島取益次郎
同　土屋新三郎
同　木村市次

同熊本米穀取引所

理事長　財津志滿記
理　事　藤井安後
監査役　上羽勝衛
理　事　松尾鶴尾
監査役　河野政二郎

同中津米穀取引所

理事長　宮村三多
理　事　太田長一
同　長野半造
監査役　森久喜榮
理　事　田村繁次郎
同　殷田彦三郎
監査役　股野依曆三

同高松米、糖取引所

理事長　灘波清平
理　事　村川友七
監査役　北村定助
理　事　牧野嘉平
同　松本千太郎
同　正木久芬

同大坂綿花綿絲木綿取引所

理事長　中村忍兵衛
理　事　和田保次郎
同　齋藤善德
監査役　佐野常樹
理　事　山本治兵衛
同　芦田芳造
監査役　今西林三郎
監査役　伊藤又兵衛

同大坂砂糖取引所

理事長　岩崎利兵衛
理　事　山本藤左衛門
監査役　前田嘉助
理　事　石田庄七
同　水谷蔦兵衛
同　谷崎新五郎

同大坂油取引所

理事長　池田半兵衛
理　事　赤井仁兵衛
監査役　田中興助
同　大油彌三郎
理　事　藤田貞三
同　藤田伊兵衛
監査役　磯野小右衛門
同　井上淺次郎

同大坂銅鐵取引所

理事長　淨田德道
理　事　藤井卯兵衛
同　瀨尾嘉兵衛
監査役　野田吉兵衛
理　事　竹谷伊太郎
同　森本佐兵衛
同　服部新助
理　事　山中直七
同　米澤長兵衛
監査役　阿部市兵衛
同　坂兒武兵衛

同岡山米穀取引所

理事長　岩堂保平
理　事　岡崎銀五郎
監査役　村上長毅
理　事　岡田太郎
同　岡彌五郎
同　中山寬

同廣島米綿取引所

理事長　保田八十吉
理　事　山科幹三
同　桐原恒三郎
監査役　瀨川岩藏
理　事　河野馥一
同　海塚新八
監査役　瀨良嘉助
同　長沼藏藏

同尾ノ道米穀取引所

理事長　橋本吉兵衛
理　事　天野嘉四郎
同　高垣眞助
監査役　倉田新助
理　事　豊田維綠
同　島居儀右衛門
監査役　小西助七

同松江米穀取引所

理事長　家永芳彦
同　淺田重三郎

理事長　岡崎運兵衛
理　事　清原宗太郎
監査役　三島佐治右衛門
理　事　佐々木善右衛門
監査役　松本親次郎

◎横濱四品取引所の開業期

橫濱絲外三品取引所は去る七日理事會を開らき是迄で貿易商會館內に設けある假事務所を本月十四日新築取引所內に移すこと并に來る六月十四日より開業することを決議したりと尚ほ右仲買人の免狀は農商務大臣より神奈川縣廳を經て去る七日下附せられしが其數は六十三名にて過額の分は未だ下附の運びに至らずと云ふ

◎大坂繭取引所の開業

同取引所は去る八日開業の式を擧げたる由にて當日は同地の貴顯紳士株主等二百五十餘名を招待し來會者の祝詞、理事宮津賢次郎氏の祝詞及びの理事長野田吉兵衛氏の答辭などありて中々盛んなりしと云ふ

◎大坂砂糖取引所の開業式

同取引所は去る一日より賣買立會を始め去る六日同地堺卯樓に於て朝野の紳士紳商百六十名許を招待して開業式を行ひ理事石田庄七氏は同取引所設立の趣旨を述べ續ひて神戸百三番商館ハカレー氏の演說、大坂三品取引所の城山靜一氏の祝辭、大坂市立商業學校長成瀨隆藏氏の祝文、同取引所支配人新井旭氏の演說あり終りて理事長岩崎利兵衛氏の答辭などありて中々盛會にてありしと云ふ

◎前橋米穀、繭絲取引所の開業式

同取引所は去月廿二日開業式を擧行せり、當日は岩崎理事の開業式辭、中村群馬縣知事の祝辭、來賓の祝辭演說數番ありて中々盛會にてありしと云ふ

◎富山米穀取引所開業式

同取引所は去月二十日開業式を擧行せり、當日は同地の紳士紳商等凡そ數十名を招待したる由にて來賓の演說、理事長園野善次郎氏の開業式辭等ありて中々盛會にてありしと

◎大坂商業會議所の役員改撰

同會議所にては昨年以來舞鶴鐵道問題種となり正副會頭を始めとし部長に至るまで辭任し爾來其補缺撰擧に付き隨分困難を極めし模樣ありしが去月十七日夜の部員會を以て理財部長の撰擧を了へ是にて全く舊役員は去り新役員定まりたり即ち左の如し

新	會頭	浮田桂造	留 田中市兵衛
	副會頭	近藤喜錄	浮田桂造
	同	龜岡德太郎	金澤仁兵衛
	商業部長	進藤喜一郎	松村九兵衛
	工業部長	小泉清左衛門	龜岡德太郎
	運輸部長	田中太七郎	田中太七郎
	理財部長	岡崎榮次郎	今西林三郎

◎橫濱貿易商共有財產引繼ぎの準備

別項記載する如く多年紛議を極めたる橫濱貿易商組合共有財產は愈々橫濱市に引渡すことゝなり橫濱市會は已に之を承諾し直ちに其旨を仲裁保證人に答へたるより同保證人七名の交涉委員は去る七日委員會を開き引繼ぎの準備に着手したる由なるが先づ同組合總理飯島勇造氏に對し財產引渡しの請求をなし同氏の調印を求め登記書換をなすと云ふ

◎五品大會

織物、陶器、漆器、銅器、製紙の五品大會は前號の紙上にて報道したる如く去月中旬京都に於て開會せり、吾人はこの五品大會の趣旨を未だ詳知せずと雖ども要するに五品業の衰頹を恢復せんが爲めならんと信ず、果して然らば吾人も亦喜んで同意を表する者の一人なり而して吾人は本件に付ては大に意見を有するを以て已に一材料の調査を農商務省に依賴せり、時恰かも同省にては各府縣廳に向つての材料を報告すべしと達せりとのことにて遲くも來月下旬までには着するあらんと云ふ左れば本材料の到着を待つて吾人は大ゐに論ずる所あるべし、依つて本誌には全國五二會に關する二三の報道をのみ掲げることゝなしたり即ち左の如し

全國五二會本則

第一　本會は全國の織物、陶磁器、漆器、銅器、製紙、彫刻、敷物業者を以て組織する事

第二　本會は日本製造家と外國需用者間に在る弊害を一洗する事

第三　外國需業者は未だ日本美術工藝の眞味を知らざるもの多きを以て本會は之を知らしめ且つ其嗜好に適せしむる事

第四　本會は新に販覽の道を得たるときは製造荷造は勿論約束日限等非常の注意を加へ毫も不信用のことなからしむる事

第五　本會は需用地に向て會員を派出する事

第六　會員に應分の金額を醵出するものとす

第七　本會は各業各府縣の團體より成立し各業各府縣團體の組織法は地方適宜に任す事

但府縣團體には幹事長一名幹事若干名を置く事

第八　本會事務所を京都市に置く事

第九　本會は毎年四月十五日京都に於て開會する事

第十　前條會員は各府縣の幹事長及幹事を以て之に充つる事

第十一　本會は會頭一名監督一名顧問若干名常詰幹事一名幹事若干名書記一名を置く事

但幹事は各府縣の幹事を以て之を充つ

第十二　本會萬般の事務は會頭に一任し會員は專心鋭意本會の目的を達するの精神を以て各自其責任を盡し本會の利害得失に就ては本會に建議す可き事

第十三　本會の經費は第六條の義捐金を以て之に充るものとす

第十四　義捐金は確實ある銀行に預け置き且つ每年四月開會の節前年中の成績及決算を報告する事

全國五二會中合細則

第一　本則第三條の働きを爲す場合に於ては各府縣に於て製造したる物品の見本を引受け其需用地を深く試置し及其注文を引受くる事

第二　本則第五條の派遣員は會頭の特選を以てする事

第三　本則第六條の義捐金は各府縣團體に於て取調め每年六月中本會事務所へ送付する事

第四　本則第九條の會期は會頭の意見に依り之を伸縮し又臨時會を開設する事を得

第五　本會の會頭は會員に於て推選し顧問非監督は會頭に於て嘱托し常詰幹事及書記は會頭の特選とす

第六　本會々頭及監督顧問は名譽職とし常詰幹事及書記は手當を支給するものとす其給額は別に之を定む

第七　本則第十、第十一兩條の幹事長及幹事の旅費手當は其府縣の適宜に任す

第八　本會常詰幹事は會頭の指揮を受け會計及諸般の事務を處理するものとす

第九　本會書記は常詰幹事の監督を受け金錢の出納及諸般の事務を取扱ふものとす

全國五二會德義を以て申合の事

第一　七業家は相互に信義を重し會員中不都合の所爲あるときは公けに之を譴しめ又會員外同業者にして同樣の事あるときは會員申合せ其取引を謝絕する事

第二　七業の利益は凡そ左項の如し

第一　信用を得る事

第二　無益の手段を省く事

第三　商況に依り製品の販賣を維持する事

第四　各地の製品は成る可く同一にする事

第五　其土地の記名を正くして發送する事

第六　荷造を堅固にし毫も疑似の印を用ゐず且つ模樣恰好を變せざる事

第七　豐賣定約に遲ばざる事

第八　見本と現品と毫も違ばざる事

第三　新に販覽の道を得たる時は本會の目的を達するの端緒を開く機會なるに依り非常の注意を加へざる可からざる事

第四　義捐金の多少に拘はらず自己の權利を爭ふ可からざる事

第五　各府縣の幹事長并に幹事撰舉に關しては決して競爭の弊ある可からざる事

第六　本會の目的を達するまでは徒らに業務の擴張を謀るは不利益なるを以て專ら從來の品に改良を加へ非擧價を發揚する事

第七　每年四月十五日京都に於て開會する時は各府縣の幹事長及幹事は萬障繰り出席するは勿論會員たるものは可成參會する事

第八　製品の注文を受たる時は裝飾荷造等共當めに愼重する事

右申合は各業の利益を增進せんが爲め一に德義を以て取定めたるものなれば苟も字句文章に拘泥して實地の働きを欠き若しくは徒に人撓ひを爲し此申合を爲したる神精に悖るが如きことあるべからざる事

◎又

同會中央本部、同京都本部及び同京都各種部の役員は左の如し

五二會中央本部

會頭（未定）監督兼會計監督田中源太郎、監督濱岡光哲、竹村藤兵衛、評議員西村治兵衛、川島甚兵衛、中安信三郎、錦光山宗兵衛、垂河靖之、直木榮助、伊東勝夫、人見勘助、圭室中村榮助、熊川登、書記山中弘、西川太次郎、會計書野久和

同京都本部

部長內貴甚三郎、監督兼會計監督田中源太郎、監督濱岡光哲、竹村藤兵衛、評議員西村治兵衛、川島甚兵衛、中安信三郎、錦光山宗兵衛、垂河靖之、直木榮助、伊東勝夫、人見勘助、圭室中村榮助、熊川登、書記山中弘、西川太次郎（他未定）會計（未定）

同京都各織部
織物業部長今四平兵衛、織物商部長飯田新七、染物部長石田茂兵衛、刺繍部長西村總左衛門、陶磁器部長清水六兵衛、金屬部長納奥榮祐、漆器部長西村彦兵衛、製紙部長中井三郎兵衛、雜貨部長池田清助其他

◎日本商業銀行

去月中旬大坂に於て開らきたる全國取引所大會の結果日本商業銀行を設立することゝなりその資本額も愈〻五百万圓と定まりたる由にて右發起人諸氏は目下奔走計畫中なりと云ふ今その設立趣意書、創立手續假定款等を左に揭げん

株式會社日本商業銀行設立主意書

夫れ銀行の用は資金の融通を滑にして産業の經營を助くるにあり而て産業固と一にして足らず農業あり工業あり商業あり皆其性質を異にするを以て之に應するの銀行も亦各其の趣を異にせざるを得ず察せずんはあるべけんや本邦産業漸く進み銀行の設立年に多きを加へ國立に私立に合せて三百有餘行而かも日本銀行中央に在て金融の本源とある本邦の銀行制度も亦間然するところなきに似たり然れとも百三十有餘の國立銀行は其顧客の農たると商たるとを問はず千篇一律概く國立銀行の條例に據りて組織せらるゝ而て國立銀行條例は制限干渉至らさるなく到底商業社會に向て能く圓滑の融通を與ふること能はさるは人の既に知る所あり夫の私立銀行の如きは其の資力微にして素より廣く頼むに足らす中央の日本銀行は所謂銀行の銀行にして容すく商賈各個に直接の融通を許さす夫れ然り然らは乃ち本邦の銀行は未た純然たる商業社會の機關となり特種の性質を帶ひて適切の融通を爲すものあしと云はさるを得す

嗚呼是れ商界の一大欠點ならすや
銀行の設け少なしとせさる今日に在てすら商業社會の不便尚且つ此の如し若しされ幾多の銀行一時に解散するか若しくは動搖するとあらは豈に唯不便のみにして止まんや商業社會の困難實に測るべからざるものあり抑も國立銀行條例に據れは現在百三十有餘の國立銀行は明治二十九年より五ヶ年にして全然滿期解散せさるへからす此の時に及んで悉く私立銀行となりて業務を繼續するや否や素より豫期すること能はす然らは乃ち儼然として豫め之に備へ商業社會の困難を未發に防くものあくんはあるへからす今にして之か計畫を爲すも誰か早しとなさんや是に由て之を觀れは今や一大商業銀行の設立は時勢の必要に迫らるゝものと云ふべし
然りと雖とも銀行も亦營利の業なるを以て漫に時勢を唱へて確乎たる前途營業の見込あく實地に臨て不測の損失を蒙るか如きは素より採らさる所あり又夫れ前途の見込確乎たりとも當局の役員にして複雜なる商業社會の實情を熟知し微妙なる信用機關の作用に通曉するにあらすんば或は徒らに杞憂と懷き安全堅固を唯一念として圓滑ある融通をなさす或は濫に信用を賭み顧客の虛勢に誑かされて常に損失を致さん彼は不通此は不熟共に正鵠を得さるあり此の故に確乎たる前途營業の見込と適當なる役員との二者を具備するなくんば未た遽に時勢を唱へて輕率ある計畫をなすべからさるなり然るに今や此二者を具備して而かも資金の綽々たるものあり何ぞや曰く國取引所及取引所關係の商人是なり抑も取引所の資本は畢竟取引所の擔保にして必しも取引所其者か營業上平素使用するを要せす是に於てか其三分の一を政府に收めて保證金となすの外會所の建築什器の備附等に充るに過きさるを以て若干の資本は常に空く横はりて運轉の用なし況んや又身元保證金賣買

證據金を保管するに於てをや是れ皆世間有用の資金にして徒らに滯積するもの之を融解する途なくんは經濟の策に於て得たりと云ふべからず而て之を融解するの途は則ち取引所關係の商人相謀て一大商業銀行を發起し以て取引所資本の幾分を其株金に投入せしめ漸次須要の地に支店（又は同盟店）を分設して取引所か偶收する一切の金員を預り受け取引所關係の商人は勿論廣く商業社會に取引して融通の便を開くにあり此の如くにして銀行の利益大に擧れは取引所の利益隨て增加し銀行の業務益々隆盛を致せは取引所の基礎愈々鞏固となる之に加ふるに關係の商人は一旦取引所に收めたる保證金證據金を間接に利用するを得るを以て其の益も亦尠しとせず是れ豈に一擧兩全の策にあらずや然り而して此の銀行の株主は取引所及び取引所關係の商人を主とするを以て預金、割引、貸附等の營業は單に株主に對するのみにして尚ほ餘りあり況んや商界一般に適切ある銀行を渴望するに於てをや是れ所謂確乎たる前途營業の見込あるものにあらずや又夫れ株主の種類此の如くあるか故に選擧に係る役員は皆商業の經驗を有するを以て徒らに疑懼の念を懷かすまた濫りに危險の信用を置かすよく商業社會の實情を洞察して圓滑なる融通を與ふるや知るへきあり是れ所謂適當の役員を得るものにあらすや既に此二者を具備して時勢の必要に投ずる此の銀行の設立何そ危懼躊躇するを須ひんや吾人今にして此の計畫を等閑に附さは恐くは終に他に後れたるを悔ゆることあらん茲に設立の主意を陳て幸に諸君の贊成を希ふと云爾

株式會社日本商業銀行創立手續

第一條　當銀行創立に關する事項を處理する爲め創立委員を設く其委員は各取引所毎に一名乃至二名とするものとす

第二條　創立委員は各取引所の關係者及び首唱者に限るものとす

第三條　創立委員の中便宜の爲め東京在住者を以て專務創立委員とす

專務創立委員は目論見書、假定款其他必要の書類を調製し發起認可出願の手續を爲し各地に書信の往復を爲す等創立に關する一切の事務を掌るものとす

第四條　創立員委は當分無報酬とす（但し創業總會に於て決議の上相當の報酬を爲すへし）

第五條　創立事務所は之を假に東京……に置くものとす

第六條　發起人の名義は創立委員の中各取引所の關係者一名乃至二名つゝ一個人の資格を以てするものとす

第七條　發起の認可を得たるときは專務創立委員に於て發起人の名義を以て株式配當募集の割合を定めて各地の委員に報道すへし各地の委員は募集の結果を專務創立委員に報告すへし

第八條　株式募集の申込滿ちたるときは專務創立委員は發起人の名義を以て豫め時日を定め各申込人に招集狀を送附して創業總會を東京市に開くへし

第九條　創業總會に於て左の事項を決議すへし

一　定款を確定すること
但し總申込人の半數以上にして總株金の半額以上に當る申込人の同意を以て決議すへし
二　發起人の爲したる契約及び出費を認否すること
（創立委員の報酬を定むること）
但し總申込人の半數にして總株金の半額以上に當る申込人出席し其議決權の過半數に依りて決議すへし

第十條　創業總會に於て定款の規定に從ひ取締役七名監査役七名を撰擧すへし

第十一條　創業總會終りたる後專務創立委員は發起人の名義を以て東京府知事を經由して大藏省に會社設立の免許を請ふへし

第十二條　設立免許を得たるときは創立委員は其事務を取締役に引渡すへし

第十三條　支店創立に關する事項は本店設立の後直ちに取締役之を定むへし

第十四條　定款に定めたる第一回株金拂込期日後十四日內に本店支店とも登記を受くへし

株式會社日本商業銀行假定款

第一章　總則

第一條　當銀行は銀行條例を遵守して專ら商業社會に資金の融通を爲すを目的とす

第二條　當銀行は資本を株式に分ち其の義務に對しては銀行の財産のみ責任を負ふものとす

第三條　當銀行の名稱は株式會社日本商業銀行とす

第四條　當銀行は本店を東京市に支店を大坂市に設置す

但し株主總會の決議を以て支店を增設することあるへし

第五條　當銀行は漸次各取引所々在地の銀行を同店と爲し時に盟約して資金の融通を爲すものとす

同盟店となるへき銀行の株式は當銀行其半額を所有し同銀行の義務に對して當銀行は其所有の株式のみ責任を負ふものとす

第六條　當銀行の資本は金一千万圓となし之を二十万株に分ち一株を金五十圓とす但し株主總會の決議を以て此の資本額を增加することを得へし

第七條　當銀行の營業期限は設立免許の日より三十箇年とす但し滿期に至り株主總會の決議を以て更に繼續することを得へし

第二章　株式

第八條　當銀行の株式は取引所に於て其幾部を引受けたるときは創立委員は其事務他の幾部を取引所關係者より募集するものとす

前項株式は各地取引所の資本額に應じて配當募集するものとす

第九條　株金拂込の割合及び期節は左の如し

第一回　金十五圓（一株に付き）設立免許後三日間

第二回　金十圓（同上）明治廿七年月日より同年月日まで

第三回　以後は所要に從ひ取締役會に於て金額を定め少くとも拂込期日三十日前各株主に通知すべし

第十條　株金拂込を延滯したる株主は延滯日數に應じ日歩金三錢の割合を以て利子を支拂ひ且其延滯の爲に生したる要用を負擔すべし

第十一條　株主株金の拂込を怠りたる日數二十日に達するときは更に十四日間に拂込を爲すべき旨の催告を爲し尙拂込まざるときは其株主に通知して株式を公賣に附し其代金より拂込金額、利子、費等用を差引き餘剩あらば之を返附し不足あらば之を追徵すべし

第十二條　當銀行の株式に對して株券を作るものとす

其の券面は一株、五十株、百株、五百株の四種とす

（株券の雛形及び賣買紛失に關する各項は茲に略す）

第三章　營業

第十三條　當銀行の營業は左の如し

一　預金

二　割引

三　貸附及當座貸越

四　代金取立

五　爲替及荷爲替

六　金銀貨貴金屬諸證券の保護預兩替

七　古金銀地金銀買入

八　第十四條　當銀行は前條の外特に取引所と契約して左の事業を爲すものとす

一　取引所の金錢出納事務を取扱ふこと

二　倉庫を設け取引所の取引に係る物件を預り之に對して倉荷證書を發し之を擔保として割引貸附を爲すこと

第十五條　當銀行は左に記載するもの、外動產不動產を所有することを得す

一　營業上必要ある地所家屋及び什器

二　同盟店となりたる銀行の株式及び國債地方證券

三　古金銀、地金銀

四　債務辨償の爲め引渡されたる物件

五　質又は抵當流れとなりたる物件

第十六條　前條第四第五に記載したる物件は一箇年以內に賣拂ふへし

第十七條　當銀行は當銀行の株式を所有し又は質抵當に取るへからず但し債務辨償其の他違法ならざる事由に因り引取りたる場合には三箇月以內に之を公賣すへし

第十八條　當銀行は第四十五條の場合の外何人に對しても無抵當の貸附を爲すことを得す

第十九條　貸附期限は六箇月以內割引手形の期限は九十日以內たるへし

第二十條　一人又は一會社に對し當銀行拂込資本額の一割を超過したる金額の貸附割引を爲さんとするときは豫め監査役過半數の同意を受くへし但し支店に在ては監査役一名の同意を以て足れりとす

第二十一條　當銀行の支店又は同盟店なき地には業務の必要に隨ひ取締役會の決議を以て他の銀行とコルレスポンデンスを締約することを得へし

第二十二條　當銀行の營業時間は每日午前九時より午後四時迄とす但し日曜日大祭日大祝日は休業とす

第四章　役員

第二十三條　當銀行は頭取一名、副頭取一名、取締役五名、監査役七名を以て業務を總理監督するものとす但し監査役は支店を增設するごとに一名を增すへし

第二十四條　取締役は株主總會に於て百株以上を所有する株主中より之を撰擧す其中より專務取締役二名を互撰して之を頭取、副頭取とす

第二十五條　監査役は株主總會に於て五十株以上所有する株主より之を撰擧す但定員過半數は取引所役員を撰擧することを得す

第二十六條　頭取、副頭取、取締役、監役査の任期は各二ケ年とす但任期滿ちて之を再撰することを得へし

第二十七條　任期中と雖も頭取、副頭取は取締役會の決議に據り取締役監査役は株主總會の決議に據り之を退職せしむることを得へし

第二十八條　取締役は取締役會を組織し定款及び株主總會の決議を遵守して出席取締役過半數の決議を以て諸般の事件を處決すへし其可否相半するときは議長之を決すへし

取締役會は少くとも每週一回之を開くものとす

第二十九條　頭取は取締役會の議長となり定款及び株主總會取締役會の決議を遵守して諸般の事件を施行するものとす

第三十條　副頭取は頭取を補助し頭取欠勤したるときは其代理を爲すものとす

第三十一條　監査役は頭取、取締役の業務執行が法律命令、定款、株主總會、取締役の會議に適合するや否やを監視し半期決算報告書、配當金分配案等を檢査し株主總會に於て其意見を報告すべし但し其の意見分れたるときは別々に報告することを得べし

第三十二條　監査役は必要と認むるときは何時にても取締役に對して業務の實況を尋問し金錢其他有價物及び諸帳簿を臨閲し財産の現狀を檢査することを得べし

監査役は必要と認むるときは株主總會を招集することを得べし

第三十三條　頭取、副頭取、取締役は其在任中自己の所有に係る株式百株監査役は其在任中自己の所有に係る株式五十株を當銀行に預入るべし之に對する預り證書には融通を禁ずる旨を明記すべし

第三十四條　頭取、副頭取、取締役、監査役は自己の責任を欠きたるに因り生じたる損害に付き當銀行に對して責任を負ふものとす

第三十五條　頭取、副頭取、取締役、監査役は株主總會に於て定むる所の給料賞與諸費を受くるものとす

第三十六條　取締役會の決議を以て業務施行上必要と認めたる諸役員を任命するものとす此の役員の進退、定員、分課、職掌、給料、賞與等は取締役會の定むる所に據るべし

第五章　支店

第三十七條　支店に支店長一名副支店長一名監事一名を置きて業務を處理監督するものとす

第三十八條　支店長は百株以上を所有する株主副支店長は五十株以上を所有する株主中より取締役會に於て之を撰任するものとす

第三十九條　支店長は本店の指揮に準據して業務を經營するものとす

第四十條　支店の資本額は株主總會に於て之を定むるものとす

第四十一條　支店長は支店に於ける業務を施行するに必要と認めたる諸役員を任命するものとす此の役員の進退、定員、分課、職掌、給料、賞與等は支店長の定むる所に據るべし

第四十二條　支店は少くとも毎週一回貸借對照表を本店に送附すべし

第六章　同盟店

第四十三條　同盟店は各地取引所關係者銀行を設立したる上取締役會の決議を以て之れを設置するものとす

第四十四條　盟店となるべき銀行の名稱は其所在地の名を冠し同株式何々商業銀行とす

第四十五條　同盟店には特に盟約して若干額の資金を貸附くることあるべし

此の資金額は監査役過半數の同意を得べし

第四十六條　同盟店に對する盟約書は取締役會に於て之を定むるものとす

第四十七條　監査役は少くとも毎半期一回同盟店に出張して檢査を爲すべし

第四十八條　同盟店は少くとも毎月二回貸借對照表を當銀行本店に送附すべし

第七章　計算

第四十九條　當銀行の營業年度は毎年一月一日より六月三十日迄を上半期、七月一日より十二月三十一日迄を下半期と定め毎半期諸勘定の決算を爲し計算書財産目錄、貸借對照表、事業報告書、配當金分配案を作り監査役の檢査を受けて之を定式總會に提出するものとす

第五十條　諸勘定の決算を爲すには貸附、割引其他債權中不確實となりたるものあるときは其幾分又は全額を損失に算入すべし

第五十一條　當銀行の損益計算は毎半期總益金の中より總損金を引去りたるものを純益金となし此の中より積立金及び役員賞與金を引去り其殘額を各株式に對し平常に配當するものとす但し配當の都合により別段積立金又は後期繰越金を設くることを得べし

第五十二條　積立金は其總額資本金の二割五分に達する迄は毎半期純益金の二割以上とし役員賞與金は毎半期純益金の一割以下とす

第五十三條　財産目錄及び貸借對照表は三種以上の新聞紙を以て三日以上廣告すべし

第五十四條　當銀行の株主及び債權者は營業時間中株主名簿、目論見書、定款、設立免許書、株主總會の決議書毎半期計算書、財産目錄、貸借對照表、事業報告書、配當金分配案を展閲することを得べし但し半期決算の際は十五日以内此の展閲を停止することあるべし

第八章　株主總會

第五十五條　株主總會を分ちて定式總會及び臨時總會の二種とす定式總會は前半期の諸計算報告書及び配當金分配案を議決し且つ必要あるときは役員撰舉をなし臨時總會は臨時の事件を議決し又は臨時役員撰舉をなすものとす

第五十六條　定式總會は毎年一月及び七月東京市に於て之を開くものとす其時日は取締役會に於て之を定め事件の要旨を記載して少くとも開會十五日前各株主に招集狀を送附すべし

第五十七條　臨時總會は取締役會若くは監査役に於て必要と認むるとき又は總株金の五分の一に當る株主より會議の目的を示して申立つるとき東京市に於て之を開くものとす其時日は取締役會又は監査役に於て之を定め事件の要旨を記載し少くとも開會三十日前各株主に招集狀を送附すべし

第五十八條　株主總會に於ては招集狀に記載したる事件の外處分することを得ず

第五十九條　株主總會の議事は第六十條の場合を除くの外は出席株主議決權過半數を以て決すべし若し可否相半するときは議長之を決すべし

第六十條　株主總會の議事にして資本金增加、營業期限繼續、定款變更、當銀行解散に關するものは總株主の半數以上にして總株金の半額以上に當る株主出席し其議決權の過半數を以て決すべし

第六十一條　株主の議決權は其の所有の株式一株に付き一箇とし十一株以上は五條ごとに一箇百一株以上は十株ごとに一箇を增すものとす

第六十二條　株主總會に於ける役員撰舉は出席株主議決權一箇に付一票の割合を以て投票し多數の投票を得たる者を當撰者と定む若し同數の者あるときは抽籤を以て之を定むべし

第六十三條　株主總會の議長は頭取とす但し臨時總會の議長は出席株主中より之を撰舉することを得べし

第六十四條　株主總會の出席株主中より當銀行の役員を除き所有の株數最も多きもの一名を撰舉して幹事とし役員撰舉の檢査紛議の仲裁等をなすものとす

◎一昨廿年中全國繭產額

繭の產額は製絲業の發達と共に近來著るしく增加し昨廿六年の統計は未だ判然せざるも二十五年より前十ヶ年の間にては二十四年の產額最も多く實に百五十八万餘石に達し之れを去る十六年に比すれば殆んど五十万石の增加なり左の十ヶ年間の累年比較表を見れば如何に近年產額增進の傾向あるかを知るべし

繭產額累年比較

	繭	玉繭	屑繭	出殼繭	計
	石	石	石	石	石
十六年	九六、〇八一〇	七、二七五六	三、五一七八	三、七二六四	一一〇、六〇八
十七年	九五、七四〇五	一一、二六三六	五、六一九五	三、七一二八	一一六、三六四
十八年	六六、八九二九	一〇、九四三四	五、二〇二二	二、三九八七	八五、四三七二
十九年	八七、三八一〇	一三、八〇四〇	七、一九五一	二、八六一八	一一、二四一九
二十年	九六、三九一八	一四、一八四八	七、七五二八	三、五七六六	一二、九〇六〇
廿一年	九三、三八一六	一三、五六三二	七、九二三〇	三、五六八九	一二八、四三五七
廿二年	九二、二〇五二	一三、八八五五	九、〇二五三	三、三五四一	一二八、四六八一
廿三年	九一、六七八六	一三、四三三三	八、六四五三	三、四八〇一	一二七、二七二
廿四年	一二四、九九二二	一七、九五二五	一〇、八一四六	四、二六五七	一五八、〇二四〇
廿五年	一二三、八四六〇	一七、八二三四	一三、三七四三	四、〇三六八	一四八、〇七〇五

今來繭及繭秋繭の三種に就きて之を見れば明治二十五年に於て來繭は百分の七六、夏繭は一七、秋繭は七を占む又夏繭來繭の二者に就きて之を見れば夏繭は來繭に對し百分の最多三十四より最少二十二にして連年減少の傾あり

來繭及秋繭の二者に就きては秋繭は春繭の最多百分の九最少百分の五にして次第に增進の傾あり故に秋繭の增加は夏繭春繭の增加より急にして大なり

此に又繭卵紙の製造高を見るに二十五年に於ては二百八十三万餘枚にして是れ亦最近の一兩年間に非常の增加を來せり即ち本業の日に盛大と爲るの徵候なるへく大に悅ふへきなり

春夏秋繭別累年比較

	春繭	夏繭	秋繭	計	繭卵紙
	石	石	石	石	石
十九年	七九、二〇〇七	二六、八四一〇	三、九三六六	一〇九、九七三	一六二、九九八九
二十年	九二、二八三	三五、二〇八	四、二八〇	一二〇、五六七一	一三四、五七三一
廿一年	八八、九二一四	三三、九一六六	四、七七二八	一二六、六〇八	一三二、五三六〇
廿二年	八九、九八四〇	二二、三四二一	五、九一三四	一二七、二二五	一二九、八三〇〇
廿三年	八六、〇五五七	二四、四八七六	六、六八三九	一一七、二二三	一二九、五〇〇四
廿四年	一二二、二三三	二八、二一八九	八、六七三八	一五八、〇二四〇	一二九、二五四二
廿五年	一二二、四二三三	二五、二〇七九	一〇、四四〇四	一四八、〇七〇五	一八三、一二五九

備考　明治十九年より同二十二年までの計數前表同年の計數に吻合せざるは前表中には掛合の數を除きたるに因る

今亦茲に廿五年中各府縣に於ける生糸、屑物、繭、蠶種、眞綿の產額を左に示さん

府縣	生絲	捻造。（器械。座繰）。提。	夏秋合計。繭。	眞綿
	屑物	生皮繭	玉繭。屑繭。出殼繭	蠶種
	其他屑物	包合計		

若し幹事の資格を有する者二名以上あるときは抽籤を以て之を定むべし

第六十五條　株主總會に於ける決議、報告、撰舉は簿冊に記入し議長及び幹事幷に立會人として當銀行の役員を除き三名より少からざる株主之に署名捺印すべし

第六十六條　株主は委任狀を附したる代理人を以て株主總會に出席せしむることを得べし但し此の代理人は當銀行の役員にあらざる株主に限るものとす

第九章　解散

第六十七條　當銀行は資本金半額より多く損失に歸したるとき及び株主總會の決議を以て解散するものとす解散に關する諸般の條件は株主總會に於て臨時に之を定むべし

第十章　定款變更

第六十八條　此の定款は株主總會の決議を以て更正加除することを得べし

第六十九條　此の定款に定めあさ事項は其輕重に從ひ取締役會又は株主總會に於て之を定むべし取締役會に於て定めたるものは次回の株主總會に於て之を報告し其の承認を受くべし

◎印度棉花運搬追加約定（日本郵船會社と紡績會社）

孟買より輸入する棉花の金額を擧げて日本郵船會社の滊船に托することゝなしたる紡績聯合會は今度又〻左の約定書を取交はしコロンボ及びチユチコリンより輸入する棉花をも合せて郵船會社に托することになれり

第二追加約定書

孟買棉花運送の事に關し明治二十六年十月二十八日日本郵船會社と聯合會社との間に訂結したる約定（本書には之を本約定と稱す）及明治二十七年三月六日而記雙方間に訂結したる追加約定（本書には之を第一追加約定と稱す）に向て今般雙方協議の上更に左の追加をなす

第一條　聯合會社に於てコロムボ及チユチコリンより輸入する棉花も第一追加約定第一條に揭ぐる孟買棉花同樣其運送は總て之を日本郵船株式會社に托すべし

第二條　コロムボへは日本郵船株式會社に於て其定期船を航寄港せしむべしと雖ども チユチコリンへは荷物の多少と季節天候の都合により寄港せしめざることあるべし

第三條　本約定第六條末段に從ひコロムボ及チユチコリンより日本諸港への運賃標準は之を左の如く定め此內より二割五分の減金をなすべし

一コロムボより棉花一噸（四十立方尺）に付　十五留
一チユチコリンより同上　二十留

第四條　季節天候の都合により船舶のチユチコリンに寄港する能はざる時及其出荷後數少なくして特に寄港せしむるに及ばずと認めたる時は日本郵船株式會社に於て該地輸出の棉花を地方帆船に托しコロムボに送り同港にて其船舶に積移すべし但此場合に於ても第三條に揭ぐる運賃は別に增加することなかるべし

右之通り追加契約したる證據として正本二通を作り各一通宛分ち有するもの也

明治二十七年五月四日

日本郵船株式會社々長　吉川泰二郎（印）

大日本棉絲紡績同業聯合會會務委員
大坂紡績株式會社取締役
聯合會社總代　佐伯勢一郎（印）

尼崎紡績株式會社取締役
同　鉅岡德太郎（印）

府縣	戸數	人口	石數	府縣	戸數	人口	石數
東京	一、二三六	六二九	一、九四二	秋田	七、四〇五	二、三五〇	九、八三七
京都	三、〇一二	八、八六五	三六、五二七	福井	一六、三一三	七、四六四	二六、三二〇
大坂	一、七五四	五五四	二、三三〇	石川	二、五九七	三、五二〇	二、五三一
神奈川	六七、〇五一	一七、三三六	七一、〇九六	富山	一一、一四〇	五、三五三	一三、三〇〇
兵庫	三、七二	七、六三五	七、九七五	鳥取	一一、六二四	六、三三八	一三、七六六
長崎	一、七六一	四一七	二、一五八	島根	七、一三三	二、四四一	九、二九七
新潟	三二、八九六	九、三〇四	三六、九二一	岡山	一〇、八二四	三、三九八	七、七一〇
埼玉	四八、九七	二一、四九四	九二、八九〇	廣島	四、七九一	五三四	四、六五二
群馬	一四五、四七二	一九七、六四六	一五八、五五二	山口	二、七三五	一、〇八九	三、三五五
千葉	六、一四二	二、七六六	一四、一六七	和歌山	二、六七六	四〇九	三、三三三
茨城	一三、六〇七	三、六七一	二九、九二一	德島	二、九〇七	一、二〇一	三、一一三
栃木	一〇、七七四	四、八五一	一六、六四三	香川	五一七	三三	一、三四三
奈良	二、一〇三	一八八	三、五三五	愛媛	四、八六一	一、五七八	五、五八八
三重	八、九九一	二、七五三	一二、二四三	高知	四一四三	一、三三二	五、三五一
愛知	二七、九九三	七、三一五	四一、二五二	福岡	六、四五六	一、八五三	七、四三二
静岡	八、五四六	五、五三三	一五、四一〇	大分	六、四九八	二、四七七	一〇、〇三五
山梨	六三、二一〇	二〇、八五二	九七、三四一	佐賀	二、一九八	四二三	二、三〇〇
滋賀	五五、六九四	一〇、七四二	五九、四三三	熊本	四、七四五	八三〇	九、四四二
岐阜	五五、八八九	二〇、六三三	八二、八三一	宮崎	三、六一七	六四七	三、一〇一
長野	二四八、一三四	八四、〇五〇	三一六、五九七	鹿兒島	二、三一〇	七九九	三、四四〇
宮城	二三、六四三	一、一五〇	三三、〇七九	北海道	七五九	二九七	一、三九二
福島	八〇、三五九	三三、一五〇	一二四、三〇二	合計	一、二一〇、七三七	五二三、五四四	一、四八一、四八一

二、八三二、一五九　五七、一二一

◎横濱茶業組合の注意書

同組合は米國に於ける日本茶不評判の報に接したるを以て去月下旬同事務所より全國各地の茶業者に向ひ左の如き注意書を發せり

各地當業者諸君今や新茶製造に從事せらるゝ際に望み特に緊急注意書を發して深く留意を乞はざるを得ざる者あり何ぞや米國に於ける日本茶不評判の警報頻々として到れる事是れなり

現に茶況視察の爲め渡來中の當港外商諸氏は此程歸朝するや皆我が賣込商に告げて曰く近來危製濫出の爲め日本茶の評判甚だ好しからず仍て本年は諸君に一層注意に注意を乞はざる可からずと殊に二百十番館主ヘリヤ氏は親しく本組合員一同に面晤を求めて彼の地の實況を說き且つ曰く輓年印度及支那茶は日本茶に對し競爭を試る事益々甚しく又年々改良に向へり就中錫蘭茶の如きは其進歩驚くに堪へたり然るに日本茶は依然たるのみならず却て粗製に流れし爲め今や我荷主先を彼れ等の爲めに失はんとするの傾向あり日本茶興廢の危機將に目前に迫れり即ち此事を諸君に告げ且つ嘗く當業者に知らしめて此新茶製造上特に注意を乞はんとすと因之本年は最良茶を輸出し以て本邦茶の面目を一新せざる可からず依て不取敢左に新茶製造注意すべき要點を擧げ諸君に急報す希くは失敗の悔を招く勿れ

第一、釜煎製及餓焙爐を廢する事

第二、蒸し方に充分注意を加ふる事

第三、畑臭を拒く事

第四、捻り込を好くする事

第五、殊に新色味ハ等に注意する事

◎一大製糖會社設立の計畫

先頃全國紡績聯合會を大坂に開會したる際東京より澁澤榮一、中上川彦次郎の諸氏出席したるを幸ひ兼て大坂賣藥家中にて計畫せし一大製糖會社設立の議を松本重太郎氏より諸氏に相談し東西の實業家協力して其希望を達せんとしたるが調査不完全なるを以て結局雙方の手にて能く取調べたる上之を確定することに決し其後大坂にては規約書等の文書類を調製し之を東京の發起人中へ廻送し來りたるよしされども東京にては斯る事の調製よりも糖業に關する事柄を精査せんものと製造の方法は其道の專門家に取調を依囑し機械の直段等は目下英國に問合せ中の由なるが今某氏の調査したる概略を聞くに昨年度の砂糖輸入額を一手にて製造せんとせば一日に百六十俵噸を精製せざるを得ず先づ今度の計畫は此四分の一位に止め一日平均四十噸を製造せんとするには運轉資金は少なくとも三四十萬圓を要するに付之に固定資本を加ふれば餘程の額に達するならんと云ふ

◎炭鑛鐵道會社臨時總會の議案

本月十五日築地の築地館に於て開會したる同會社の臨時總會へ同社より提出したる議案は左の如し

臨時總會議案

一本會社炭礦部にて炭山擴張船舶購入及室蘭港貯炭場新設の爲め社債八十万圓を募集す

一右社債の償券發行は明治二十七年度を初期とし明治三十三年度を最終期とす

一右社債は債券發行の期日より滿五年据置き其翌年度より向ふ十五年間に抽籤を以て之を償還するものと定む

一右社債の利子は本會社年々の收入を以て之を支拂ひ別に船舶原資償却と年々採掘石炭の噸數に割合はせたる積立を爲し之を債券の償還に充つるものとす

一右社債百八十万圓を各年度に分割し其募集金高及利子の割合は更に株主臨時總會の議を經て之を定む

◎電氣及び光力本位取調委員

去月十四日理科大學教授山川健次郎、同田中舘愛橘、工科大學教授中野初子、同助教授山川義太郎、遞信技師大井才太郎、電話交換局技師澤井廉の七氏に電氣力及光力本位取調べ委員を命じ、藤岡市助、渕田傳五郎の二氏に同取調べ委員を囑托せられしが元來電氣力及び光力の本位なるものは歐洲に於ても未だ一定するに至らざりしが夫の經緯度若しくは度量(學術用)に於けるが如く之を一致せしむることは學術の統一上必要なりとて此程佛國の發意に依り本邦に向つて意見を照會し來れるを以て今回之れが取調委員を設けたるなりと云ふ

◎人身粧飾品の進歩

晩今美術論の盛んあると共に應用美術の進歩甚だしく殊に人身粧飾品に於て著しとす、而して襲頃下谷區池の端仲町老舗梅屋事吝谷瀧二郎氏の發明に係る珠琲天然の班紋を活用して男子用には手釦、襟針、卷煙草入、象牙、婦人用にては帶留、簪、指環、頸飾、懐象牙等にして內外人に非常の賞賛を博し海外行人ある毎に必らず携帶して各國貴紳に贈るのみあらず、手釦、襟針、帶留等は內地に於て最も賞行よくその活用の方法は主人自から苦慮考案して之れを彫工に囑するとに云ふ、例へば帶留に梅の花を作らんするには珠琲の黄色の方を心とし白のかたを縁にしておのづから花辨と色を現はし襟針に蝶或は蟬などを彫刻するには黑きかたを頭より腹となし白或は瑠璃色なる方を羽とし手釦、頸飾に鯉などを刻せんとするには鯉を黄白のかたとし水或は藻のかたを濃黑にするなど珠琲貝の天然なる色澤形狀に依つて變化活用せし等は實に高尚優雅の極に達したるものにて其進歩の一班を見るに足る猶ほ同舖の袋物に至りては從來獨歩のものにて其顧客の數は實に五千餘有家に及ぶと云ふ、玆に於て乎記者は主人に望む所なかるべからず、ソハ他事にあらず、益々氏の巧妙なる獨得の長技を發つて一層海外人の喝采を博し、以て我が美術國たるの光輝を海外諸國美術家の眼中に注射せんことを

◎美術界の現況

本邦美術の進歩は近年著しき有樣を呈し殊に海外美術家は本邦を異名して美術より成れる國なりと稱せりとぞ左れば本邦美術家たる者は益々奮勵して美術國たるの名稱に背かさらんことを務めざるべからず、吾人も亦美術上に對する報道を怠らざるべし卽ち是れより遂號報道論議するの第一着手として玆に美術界の現況と題し吾人の耳朶に觸れたるものを揭載せんとす、扨て東京彫工會幹事金田兼次郎氏は有名の牙彫家にして同會の會計主務を司れる由あるが氏は固より數十名の門生を有し時に或は考案を授けて彼等に彫刻せしむると云ふ其門生中には中々技量に長ずる者あり又氏が內外博覽會、競技會、展覽會に出品して銀銅等一二の賞牌を受けざることなく、氏は一昨年も米國博覽會へ出品の目的を以て幅八尺もある牙彫の大鷲を製し其羽は牙を用ゐずをもて悉く附合せたるものにて是れは運搬の便を謀り容易に取崩しの出來得る樣に製せりと其猛鳥の威氣組みは眞に生けるか如く其意匠考案の良巧なる製造の精美なる一見人をして喫驚せしむ左ればこそ當時本邦を漫遊せんとて來りたる愛蘭鐵道會社長某は之れを一見して四千金を投じ購入せんと云ひしも是れは米國開龍博覽會へ出品の爲め製造せしものなれば賣渡し難しと謝絶せしを當時宮內省より土方宮內大臣等美術會へ來場して是非共宮內省の御用品に買上げたしとて遂に三千圓內外にて御用品となりしと氏は帝室へ納まる上は毫も價格を論せずとて應諾したる由にて牙彫を以て斯る巨大の品を製造せしは氏か嚆矢なりと云ふ、是れより氏は俄かに美術社會の好評を博し大に氏の技量の鋭きを賞賛せられ氏も亦一層美術の事に熱心し右の內より數百圓を彫工會へ寄附してその事業を助ける抔美術上の發達に盡力せり又氏は能く會員等に慕はれ亦會員の爲めにも盡力することと一方ならずと云ふ氏は今回の春季美術展覽會へ彫刻品を出陳して協賛銀賞牌を得たるが尙ほ又秋季の競技會へは最も精巧なる彫刻品數點を出品せんと目下考案中なりとのことなれば定めし尤物の顯はれ出でんことと豫じめ知るを得ん、

次に

島村俊明氏

は木、牙の彫刻術に長せる有名の人にして目下日本美術協會、東京彫工會等の會員とあり各其會の部長たり而して氏が彫刻に妙技を有することは能く人の知る所なるが是れまで內外博覽會、展覽會及び競技會等へ出品して何時も金銀銅の賞牌數個を得ざる事なしと云ふ、殊に彫刻術の妙は自然繪畫を助けるより氏も亦繪畫を能くし昨年の秋季繪畫展覽會にて銀牌を得たり、夫より氏は繪畫社會の仲間入りをなし筆を惜しまず依頼に應じて畫くより其技術も非常に上達せり目下開設中の春季美術展覽會へも木彫、牙彫等を出品し已に三等賞銅牌三個を得たりと、ゐの多藝なる聞く人をして喫驚せしむ又來る十月の秋季繪畫展覽會へも繪畫を出品し同第八回彫刻競技會へも數點の彫刻物を出品せんと既に考案に着手せる由あれば是亦絶妙の製品を見るを得ん、而して氏の手に成る製品は彫刻物は勿論繪畫に至るまで賞れ殘りたる事なく重もに宮內省の御用品とある、其他は何時も賞約濟みとなるの有樣なるより氏の製品にして既成品何一ッ自宅に存せし事なしと云ふ、氏よや勵精一番、美術社會に一新機軸を考有せよ、

◎燐寸輸出ノ增進

本邦燐寸ノ始メテ海外ヘ輸出セラレタルハ去ル明治十一年ニシテ爾來八九年ノ間ハ一向發達セサリシカ二十年ニ至リテ九十万個餘ノ輸出アリ二十一年ニモ七十餘万個ノ輸出アリ廿二年ニ至リテ百十三万個餘ニ達シタルト以來ハ年一年增進シ昨廿六年ノ如キハ安全製三百四十万個餘、黄燐製十三万餘個合計三百五十餘万個ノ多キニ達シタリ而シテ其輸出先タル支那、朝鮮、印度、濠洲、比律賓群島等何レモ將來有望ノ地ニ非サルハ無シ常業者互ヒニ相戒シメ粗製濫造ノ弊ニ陷ルヿ無ク益々販路ノ擴張ニ熱心セバ其需用ハ尚ホ大イニ增加スヘシ玆ニ昨年及ヒ既往輸出高ノ年々ヲ表示シテ參考ニ供セン即チ左ノ如シ

燐寸輸出高運年比較一覽表

年月別	數量	元價
廿六年一月	五六八、八二六	一四〇、四八〇・六七
二月	八二九、三一四	二〇二、四一八・二〇
三月	一、三三一、一八一	三一五、二九六・一〇
四月	一、二一七、一六〇	三二一、五三六・八五
五月	一、三三四、四六九	三四六、九八・四〇
六月	一、二九一、四九五	三一四、五三四・七六
七月	一、二一四、四七六	二八九、一二一・八五
八月	一、一六四、四〇四	三〇五、〇五一・六五
九月	一、二九五、七一六	三四〇、六一九・五五
十月	一、二五四、三六六	三三六、七三四・五〇
十一月	一、三六〇、七九六	三五六、四九八・〇五
十二月	九八九、〇七六	二六九、〇〇三・六〇

◎新刊書

第六監絲貿易要覽は去月横濱辨天通り二丁目蠶絲貿込問屋茂木商店より發行せり、その載する所の項目は十數餘あり、要するに本書は昨年四月より本年三月に至る蠶絲貿易に關する實況を記したるものにして右一ヶ年間に於ける蠶絲貿易の消長は一見して瞭然たるを得るの眞書なり、但し本書は非賣品なり

明治二十七年六月二十五日發兌（毎月一回發行）

工藝雜誌

第三號

東京濱商工雜誌社

本邦燐寸ノ始メテ海外ヘ輸出セラレタルハ去ル明治十一年ニシテ爾來八九年ノ間ハ一向發達セサリシカ二十年ニ至リテ九十万個餘ノ輸出アリ二十一年ニモ七十餘万個ノ輸出アリ廿二年ニ至リテ百十三万個餘ニ達シタルヲ以來ハ年一年增進シ昨廿六年ノ如キハ安全製三百四十万個餘、黄燐製十三万餘個合計三百五十餘万個ノ多キニ達シタリ而シテ其輸出先タル支那、朝鮮、印度、濠洲、比律賓群島等何レモ將來有望ノ地ニ非サルハ無シ當業者互ヒニ相戒シメ粗製濫造ノ弊ニ陷ルヿ無ク益々販路ノ擴張ニ熱心セハ更需用ハ尚ホ大イニ增加スヘシ故ニ昨年及ヒ既往輸出高ノ年々ヲ表示シテ參考ニ供セン即チ左ノ如シ

燐寸輸出高連年比較一覽表

年月別	數量	元價
廿六年 一月	五六八、八三五	一三〇、四八〇・六七
二月	八二九、三一四	三〇二、四一八・二〇
三月	一、二三一、二八一	三一五、二九五・一〇
四月	一、二二七、一五〇	三一一、五三八・八五
五月	一、三三四、四六九	三四六、九八一・〇〇
六月	一、二九二、四九五	三三四、五三四・七六
七月	一、一二四、四七六	二八九、一一二・八五
八月	一、二五四、四〇四	三〇五、〇五一・六九
九月	一、二五五、七一六	三四〇、六一九・五五
十月	一、二五四、三六六	三三六、七三四・五〇
十一月	一、三六〇、七九六	三五六、四九八・〇九
十二月	九九九、〇五六	二七九、八三八・六〇

◎新刊書

第六號絲貿易要覽は去月橫濱辨天通り二丁目蠶絲貿易問屋萬木商店より發行せり、その載する所の項目は十數條あり、要するに本書は昨年四月より本年三月に至る蠶絲貿易に關する實況を記したるものにして右一ヶ年間に於ける蠶絲貿易の消長は一見して瞭然たるを得るの良書なり、但し本書は非賣品なり

明治二十七年六月二十五日發兌（毎月一回發行）

京濱商工雜誌

第三號

京濱商工雜誌社

京濱商工雜誌　第三號
明治二十七年六月廿三日

論說

內地雜居の準備如何　（承前）

孤鶴生

條約改正いよ〳〵成り外人に與ふるに內地雜居の自由を以てするも其商業を營み工業を起すの自由に就ては必ずや多少の制限を施すあらん居住の上に於て之を言はんか北海道沖繩縣の如き一種特別の地方には雜居すると能はざる可し所有權に就て之を言はんか土地、船渠、鐵道等は之を所有すると能はざる可し其他直接に間接に營業上の不利不便と爲る可き種々の條件を附せらる可きは余輩が各國の例に考へて深く信する處なり然れども普通の商業一般の工業に就ては外人と邦人との間思ふに甚しき懸隔なきに至らん蓋し普通一般の營業に對しても特に幾分の牽制を加へんと欲せば現條約を改めて對等同權の條約たらしめんと到底望む可らざればなり左れば條約愈よ改正せられ雜居いよ〳〵許さるゝの日は我邦の商工業者が外來の商工業者より斷然決闘を申込まるゝの日なり公然戰を挑まるゝの秋たり天賞堂の南隣に更に一大天賞堂起り風月堂の北側に別に一大風月堂現はれ以て顧客奪合の活劇を演ずるに至らん秀英舍の印刷事業も岩谷商會の天狗烟草も忽ちにして強敵の侵襲に遭遇せん條約改正の事豈に對岸の火災あらんや內地雜居に對する商工業者の準備豈に一日も怠る可けんや

外來決死の商工業者は概して資本に富める者あり概して活潑機敏なり小仕掛の事業を潔しとせず眼前の小利に眩惑せず遠く前途の巨利を考へ大仕掛の事業を營む者なり小賣商人の根性に乏しく問屋根性に富める者なり俗に聞ふ金で面を張りて以て敵商をはり倒す者なり我邦の商工業者は先づ同業組合を設け規約を定め信用を固め一致結合して粗製濫造の弊を防ぎ兄弟喧嘩を豫防せずんは必ずや外人の爲めに金ではり倒さるゝに至らん永遠の目的を立て小事に拘泥すると無く勇を鼓して外軍に當らずんは戰はずして敗るゝに至らん詳かに之を言へは現時の弊風を改め將來の趨勢を察し苟くも改良すへきは速かに之を改良して以て我軍の規律を立てされは彼れ外軍と戰はんと蓋し甚た難からん余輩現

今の商工業者を見るに多くは心術的不具者にして缺點甚だ多きか如し請ふ其の重もある件々を列舉せん

一時勢を知るの明なく動もすれば他に先せらるゝ事

一臆病小膽にして乘すべきの好機に乘せざる事

一海外の事情に暗く大方針を定むる能はざる事

一猜疑の念深く合資の大業を起す能はざる事

一眼前の小利に汲々として遠大の利益を謀らざる事

一小成に安して大利を收むるの念に乏しき事

一信用は無形の資本たるを知らず不正の利を貪る事

一時は是れ金あるを知らず空しく時間を浪費する事

一退いて顧客の來るを待ち進で貰るを爲さゞる事

一耐忍の力乏しく中途にして業を轉ずる事

右は只重もなる條件のみを列擧したる者なり若し煩しきを厭はずして逐一算し來らんか其缺點は實に枚擧に遑らざるなり勿論我邦の商工業者は悉く不具なりとは言ふ可らず中には卓識非凡の人物あり率先して工業を起せるあり夙に海外貿易を開けるあり一概には論ず可らずと雖も此等有爲の人物は千万人中稀れに一二を見るに過ぎず多くは心術的不具の人物にして十九世紀末の商工業者としては老朽用に堪へざるの連中なり而かも此の老朽用に堪へざるの人物は我邦の商工社會に在ては現に第一流に位する者あり先見あり活氣あり共に談ずるに足る者は大抵第二流以下に位せり左れば内地雜居の事いよ〳〵行はれ彼我商戰の開くるに當りて第一陣頭に立つ者は此の老人連中なり外來決死の銳兵をして此老朽用に堪へざるの儕輩と交戰せしむる余輩が我軍利あらずとの警報に接すると屢々なる可きは今より思ひ遣らるゝなり十九世紀末の商工業は天保老人の手に委して果して悔を遺すこと無かる可きか余輩は内地雜居の事を思ふ毎に未た曾て浩歎太息せずんばあらず蓋し天保時代の老人をして外來決死の商工業者に當らしむるは恰も朝鮮の弱卒をして露國の强兵と戰はしむるが如く勝敗の數豫め知るを得べければなり現今第二流以下に位せる我邦の商工中には有爲活潑なる人物多し此輩出て戰ふに至らば我軍必ず勝利を得ん遠來決死の外軍も此輩との接戰には恐らくは敗北せん故に余輩は第二戰以下の交戰に就ては深く氣遣ふことを爲さゞるも最初の交戰に關しては大に心を苦しむる者あり若し夫れ爲すを得べくんば余輩は第二流以下の商工業者をして直ちに第一陣頭に立たしめ以て最初より直ちに外軍に當らしめんことを欲する者なり第一流の人物は之をして邪家たらしむ可らず 故に外軍との交戰に於て苦戰奮闘よく奇功を奏すべきは壯年後進の輩にして決して老人に非ざるあり然れども此の老人連中は後進壯年の徒を視ること小兒の如くし無謀にも自ら外軍に當らんとする者の如し是れ他なし老人の多くは外國の事情に暗く偖り外人にも接せずして未た外人の腕前を知らざればなり彼を知らざれば事情既に斯の如くなるを以て兎にも角にも一旦は天保時代の老人をして外軍と接戰せしむるの外あからん而して此の老人連をして外軍に當らしむる間は余輩國民たる者は上下一致して之に聲援を與へざる可らず其運動を助けざる可らず上下油斷して之を助くることを怠らば我軍は立處に鏖殺せられん折角發達せる紡績事業も或は廢滅に歸すると有らん嬋す、陶磁器等の製造も或は衰退するに至らん然らば則ち之を輓くるの道如何他なし同業組合を設け其各組合をして事業の前途を講究せしめ事業保險の方法を立てしめ同業一體の心を以て心とし同業一體の利害を以て利害とし以て其業の安全を謀るに在り以て其業の發達を促すに在り現今各府縣の狀態を見るに同業組合絶て之なきに非ずと雖も紡績聯合會の如きもの二三を除くの外は殆んど有れども無きが如きの組合のみ東京大阪の如き都會に在ては各業大抵組合ありて頭取其他の役員をも設け居れども其組合なるものは何か爲らに起りたるか常に如何なる事を爲すかと言へば十中の八九迄は其目的も判然せず其仕事も定まらざるか如し特に其組合は大抵一市區内の組合にして一府縣を通しての組合に非ず全國一致の組合に非ざるが故に殆んど何事をも爲し能はざる者の如し譬られたる蚯蚓の如く彼處にもあり此處にもありて甲乙丙丁皆な共にピンピン刎ねまはるとは刎ねまはれども一定の方向を立て一致の運動を爲すとは全く望む可らざるに似たり

余輩は一市區の同業組合を根據として更に組合を設け又更に全國聯合の組合を設けんことを欲する者なり完全ある組合は同業者の安宅なり又其の城廓なり試みに之を思へ生絲は我邦第一の輸出品たり然れども生絲業者にして全國生絲の産額如何を知り其消費國は何れなるかを辨へ居る者今果して幾人かある其の能く之を知れる者も多くは貿易年表により若くは農商務統計表、帝國統計年鑑等に據りて僅かに之を知り得たるのみ此等の報告書にして未た發表せられざる間は營業者自ら其業の盛衰を知らざるあり豈に不便の至りあらずや然るに完全なる組合ありて一市區の分を纏めて一府縣の報

告とし一府縣の分を纏めて全國の報告書を作らんか當業者は官府の報告を待たずして迅速に其業の盛衰を知るを得ん又其海外に於ける商況の如きも全國一串の組合あらば之を調査し之を報告するの便ありと雖も一市區の組合の小機關にては到底之を爲す能はず即ち全國聯合の組合は同業保護の上に於て缺く可らざるの機關にして天保老人をして外軍に接せしむるの場合に在ては實に我軍の根據たる可き者なり三人寄れば文珠の智惠とは此處の事なり當業者幸ひに考一考せよ同業組合の働きは其利莫大ある者なり心術的不具の商人と依て以て完具人たらしむるを得べく既損の商權も依て以て之を恢復するを得べし他國他人との喧嘩に打勝ち日本男兒の腕前を示さんと欲する者は速かに內地雜居の準備を爲せ內地雜居の準備を爲して踏み前途の蹉跌を免れんと欲する者は進んで全國一體の同業組合を組織せよ是れ內地雜居に對する準備中最も急にすべきの施設なり

（完）

寄書

の二篇は米國文學博士小手川豐次郎氏が去月中旬神田一ッ橋大學講義室に開きたる東京專修學校の理財學會に於て爲したる演說の大意を筆記したるものなりとて同氏より之を本社に寄せられたり依て本社は之を寄書欄に揭げ以て大方の劉覽に供す、諸者識るす

日本貨幣問題

總論　米國文學博士　小手川豐次郎

滿場御來會の貴顯紳士諸君よ私は今回諸君の御招待に依り是非貨幣問題に就き一場の演說をなし呉れよとの御命令により此壇場に上りた譯です私は諸君が見る通りの「チイサイ」野郎で別に學識もあく久しく歐米の間にありて近來の日本の狀況をも委しく存しません隨て皆さんに隨分「トッチンカン」なる無經驗のお話を申し上るかも知れませんが夫は皆さんの重々御寬大を以て皆さんと共に此の問題に就き利害得失を研究することゝして御聞取を願ひ度ものです

抑貨幣問題が國家經濟上重大ある問題であると云ふは其國貨幣政略の如何によりては重大なる種々異樣の影響を其國の產業社會即ち農工商業社會に及ぼすものでありますから苟も身を國家經濟の研究に委する士は此の問題の研究を忽諸に附することは出來ません務て此問題の詳細緻密なる研究調查に從事せあけれはなりません

貨幣問題の研究をなすに當り第一諸君の注意を喚起せなければならない要點は此の問題の研究方法でありますす即ち通例今日貨幣問題と稱するものは銀貨問題に外あらず此の銀貨問題が落着せば十九世紀今日の貨幣問題は先づ落着したと見て差支は御座りません依て銀貨問題の研究は實に世界各國の研究問題でありますから廣世界の貨幣上の位地及び其政略上の原因結果過去現在未來尙ほ金銀塊の成產需用消費供給及び各國貨物の市上に變遷現出する所の物價の高低等に注意を要さねばあらない理由です今日歐洲大陸の諸國は勿論英米の各國が頻りに研究せらるゝ所の貨幣問題は即ち此の銀貨の問題です

最近歐洲大陸の各新聞紙の報ずる所によれば獨乙帝國の如き皇帝自ら貨幣問題の研究に從事し其の政府に向て今後銀貨の下落を必ず呈せざる可からざる方法を考求す可しと命令し同時に高等官ポサドウスキー氏をして獨乙貨幣調查會あるものを設立せしめ氏自ら議長とあり彼の有名なる財政家アレントバンバーガーカリドリッフハムマッヘルアルストショレムミルバッハ等の諸氏を其議員に撰定し頻りに此問題に就き研究調查中なりと聞く又佛國の如きは彼の有名なる前大藏大臣たりしチラード氏及びデーホービルの諸氏發起となり此問題の研究に從事し其他和蘭白耳義西班牙埃士利等の諸國悉く貨幣調查會を設置し此問題の研究に就き仲々熱心です又英國を見るさい最近有力なる銀貨黜即ち萬國複本位ある論者簇々輩出し前英蘭銀行の總裁たりしギッブス及びグレンフエルの二氏の如き又保守黨の首領たるバルホール氏クラスゴー大學の經濟學敎授ニコルソン氏ケンブリッヂ大學の敎授ホックスエル氏愛蘭有名の大僧正モンシニヤーワルシユ龍倫商法會議所頭取スミス其他經濟學者フレーウエンバルバーモンターギユルズウヲース前農務大臣たりしチヤプリン鐵道家メイセソタムソン商業家サイドボットン等の英國財政會の論客名士擧りにマンチエスターメウンホールに於て會議を開き政府に向て銀貨使用の範圍を擴張すべきを說き之を實行するには萬國貨幣會議の成功を盡力し以て萬國複本位制度を完全に實行すべしと勸告し又た英國第一流の財政家にして一千八百七十八年佛國に開會せし萬國貨幣會議に於て熱心と雄辯とを以て萬國複本位案に反對せしゴッセン氏の如きも今日は全く前說を變し現政府に向て萬國と共に銀貨の使用を擴張すべしと勸誘し最近英國が銀貨問題に向て其運動の益盛であります又眼を轉じて太平洋の海岸を見よ彼の一大强國たる米國の如きは世界第一の銀貨產出國でありまして上下兩院共に悉く萬國複本位論者です殊に下院のブランド氏及び上院のスチワード氏の如きは常に非常の研究調查をなしつゝあるあり斯の如く實に銀貨問題の研究は歐米共に十九世紀今日に於ける錯雜重要なる經濟哲學上の一大問題にして此問題の結論を見ざる中は到底產業社會即商工業社會の完全なる發達を見ること

は到底出來ません
斯の如く銀貨問題は天下の問題でありますから我國の商業家外國貿易家銀行家政治家經濟學者及び各種の實業家諸君の最も十分に研究熟知を要する所以です就中商業家の如きは此の問題の如何によりては自己の營業上に直ちに其影響を蒙ることは非常のことであります如何とあれは銀貨は通例米麥味噌醤油等の如き一種の商品たる物件に過ぎずと雖も此れが貨幣たる金屬であるから他の物品の取引上に悉く影響を及ぼす譯です彼の米國の如き世界第一の銀塊生産國たりと雖ども其生産の額僅かに毎年六千万弗内外です然るに製鐵や石炭の如き其産額毎年各數億万以上に達せり然れども此等の物品は他の物品取引上に差したる影響を及ぼすことなし然れども銀塊の生産は僅々數千萬圓に下らずと雖ども此れが貨幣たる一種の職任を有する奇妙の金屬ですから悉く百般の貨物の市價に影響を及ぼす譯です依て如何に細小なる内地商業及び外國貿易に從事せらるゝ人と雖ども自己の商業上に直接間接に影響を蒙りやすから十分の注意を常に其念頭に貯へなければならない譯です
日本は東洋の一小島國にして金銀共に其成産額少小たるものでありまして英獨佛米の如く日本の貨幣政畧が世界の貨幣上の位地を動搖せしむる程の勢力はない彼等の爲めに動搖せらるゝ受動的の國ですから世界萬國の其政畧如何によりて我國の貨幣制度を臨機應變せねばならない理由です扨以上天下の形勢を見るありて日本に於ても現今は徐徃貨幣上の研究調査は盛あ樣に見受まして已に我が政府に於ても貨幣調査會あるものを設けられ朝野の學者名士を召集網羅して此の問題の研究を致されますが此の貨幣問題が斯の如く我日本人民の注意を喚起したる所以のものは何ですか最近銀貨が古今未曾有の下落をなし隨て我國の貨幣市場に莫大なる影響を及ぼすであろう今後銀貨の下落は如何なる變動を我商業に工業に農業に外國貿易等即ち我が一般產業社會に及ぼすであらうかと云ふの觀念より斯の如く皆さんの注意を喚起したる譯でしよう
固より私の喋々を要するに及ばず銀貨の下落は實に直接間接我經濟社會に重大なる關係を有する者でありますす第一銀貨の下落を政府の財政上の點より觀察する時は銀貨下落の爲め我政府より海外即ち金貨本位國に向て仕拂ふ所の我國國債の現金及び利子の償却金に増加を生じ又海外に於ける日本公使館領事館の經費を増加し又我政府が需用する所の外國品の購求即ち軍艦軍用器械其他諸物品の購求に向て支拂ふ所の金額に非常の増加を見るであらう隨て政府は夫丈けの租稅を増加せざる可らず即ち人民の負擔を夫れ丈け増加せざる可らず近年益銀貨の下落するに隨ひ此等の現象已に我政府の財政檢査上に顯はれ已に政府は以上支拂金の増加を國會に向て促す樣に至りた譯です此等の現象は東洋及南米に於ける銀貨國の政府財政上に現出せし著しき現象にして就中中央阿米利加、ブラシル、アルゼンチン共和國、メキシコ、ペルー、ガテマラ等の諸國皆已に此の損失を被むれり就中此銀貨下落の爲め非常の影響を政府の財政上に及したるは印度國なり私は簡單に烏渡印度の貨幣上に就き一言せんに日本人中には印度は古來より銀貨單本位國の如く信するの諸君もあらんが印度は決して古來より銀貨國にあらす印度は一千八百十八年實際上一千八百三十五年迄は純然たる金貨本位國でありました而して同年迄に銀貨の爲めに金貨悉く海外に驅逐せられ爾後漸々銀貨國となりた譯で其一千八百三十五年以來慣用し來りたる銀貨單本位を放棄し變則的金貨本位即ちホースドメタリック、キアレンシ、システムを採用した譯で實に亂暴極まる貨幣政畧と私は考ます如何となれば印度の變則的金貨本位は金貨幣なく又金貨の豫備金なき金貨本位にして全く人爲の力を以て其の本位貨幣たるルーピー銀貨の價格を高めんとするに過きず其價格を高かむる方法は銀貨無制限自由鑄造を停止し其流通貨幣の增加を全く防止し然して其價格即ち購買力を增加し如何に商業上が活潑にして貨幣を需用することあるも金貨の輸入なくんば決して其貨幣增加を見ること能はざるに至れり隨て商業の事情と共に是れに貨幣を供給するの道を全く防塞するに至れり一千八百九十二年ブラッセル萬國貨幣會議印度政府撰出の代議士モレスオース氏は本年一月米國ラデルヒヤー府刊行の米國學藝雜誌に印度貨幣制改革の失敗と題する長篇の論文を寄贈し印度貨幣制の到底維持すへからさるを論して曰く印度は九千銀貨本位と云ふ失望の本位を捨て又金貨本位たる失望本位を採用したるものにして銀貨本位は政府の財政上に損失あるも其國商工業上に莫大の利益を與へ印度に於ける紡績事業製茶業の如き「ジェト」の生産等の如き銀貨本位の下にありて非常の進歩發達をなし十數年間印度は銀貨本位の結果により其海外輸出貿易を奬勵せしは實に爭ふ可からざる事實にして印度商業の發達は英國が東洋に於ける其商業上の市場を侵畧し益印度の商業を擴張しつゝありしものが昨年六月廿六日印度政府が從來慣用せし所の銀貨本位を捨て變則的金貨本位を採用せし以來以上商業上の現象全く反對し生產は順に委靡し商業は衰弱しボンベー、カルカッタ、マドラスに於ける製造所銀行倒產し勞働者は職を失ひ從來印度貿易上輸出が常に輸入に超過せしものが幣制改革後輸入は順に輸出に超過するに至れり爲めに印度政府は銀貨自由鑄造を停止せは必ず金貨の輸入あへしと豫期せしものなるも都て金貨の輸入なきのみならす貨物の輸入が其輸出に超過せし爲め隨て其差額の決算の結果は正金の流出を促し益流通貨幣の增加の道を制限し全く產業社會の衰弱滅亡を招くに至れるは爭ふ可からざることなり云々と斯の如く印度幣制の改革は決して產業上に利益あきものと思ひます然れども印度は諸君の御承知の如く殘酷ある英國人の爲めに侵畧せられ英政府及び其人民は印度に

向て莫大ある貸金を有し印度政府は毎年其利子支拂をなさんが爲め莫大ある金額を送付し其他印度在留の英國の軍兵及び印度政府の非職官吏養老受金者等に印度政府より毎年一億五千万圓を支拂はざる可からず然るに銀貨下落するに隨ひ政府は益其租税を增加せざる可からず然るに印度政府は其銀貨の下落する毎に其租税の增加し其歲入を益々追加するが如きも印度の現狀に照し到底なし能はざるを以て終に其方法を幣制の改革に求めたる所以にして卽ち銀貨の無制限自由鑄造を停止し其の貨幣流通額の增加を制限し其「ルーピー」地金價格には變動なきも其流通額を制限して其「ルーピー」銀貨の購買力を增加せしめんとせし所以なり然るに人爲の力を以て一「ルーピー」を十六片と規定せしも十六片に止まることなく常に下落の傾向を有し最近は輸入輸出に超過するが故海外より受取る可き金額益減少し英國にて買却する所の印度政府手形の價格は益下向の一方にして決して騰貴することなくして印度政府の豫期に反せるもの、如し左れば印度の幣制改革は利益なきのみならず全く失敗と云はざる可からず金貨幣なく又た金の豫備金なき金貨本位が十分の成功を奏せんと豫想するが如きは到底僻見の思考たるに過ぎず吾人は印度貨幣改革後印度が經歷せし經濟上の變動に就き十分の意見を吐露せんと欲すれども非常の長時間を要するを以て之を後日の研究に讓り吾人が今日諸君の注意を喚起するの點は銀貨の下落は印度政府の財政上に莫大の影響を及ぼせし如く多少我政府の財政上にも影響を及ぼし海外に在留する所の我日本政府の官吏俸給公使及び領事館費軍艦の購求鐵道諸器械諸物品の買收に銀貨下落の爲め金貨國に向て其輸入品の支拂に從前より幾層の金額を增加せざるべからず隨て租税の增加を招き遂に人民租税の負擔額に亦幾層の增加を見るは明々赫々の事實にして敢て疑ふ可からざる是なり

又國家の產業上卽ち農商工業上の點より銀貨の下落は如何なる影響を及ぼすやと云ふに卽ち歐米に於ける銀貨下落の爲め是等の各國より滔々として我國に銀塊の流入を促し內地貨幣の流通額を膨脹せしめ貨幣の價格卽ち其購買力を減少せしめ勢ひ反對に物價を騰貴せしめ遂には投機商業を奬勵し金利を高め其結果遂に商業社會に容易ならざる變動を喚起し市場を紊亂し遂に危險ある貨幣上の恐慌を呈出し恰も西南戰爭以後に於ける不換紙幣增發の時代の如き有樣を再出するであろうと云ふの說でありましょう其他隨分銀貨下落の影響は澤山ありましょうが先づ是等が諸君が常に新聞に見、雜誌に讀まるゝ所の通例なる觀念である樣に見受けます以上銀貨の下落は第一我政府財政上第二百般の商業上に影響を及ぼす譯ですから此理由によりて諸君が主張するでありましょう

我國今日の貨幣制度は銀貨本位なり日本は一千八百七十一年卽明治四年金貨單本位を採用し銀貨の流通額十圓迄を以て合法貨幣たらしめ全く銀貨をして補助貨幣

となせり斯くの如く法律上純然たる金貨單本位を採用し此法律今日迄依然として存在し依て法律上より見るときは日本は金貨本位國の如く見へます米國造幣局長エドワード、オー、リーチ氏の調査に關する報告書を見るに日本は名義上金貨本位國とある又獨乙造幣局の報告書を見ても同樣てす然し又一千八百七十八年此の銀貨の補助貨幣たる法令を解き銀貨を全く無制限合法貨幣たらしめし點より見れば日本は又複本位國の如くもある最近佛人ボアンナード氏の一千八百九十二年白耳義國ブラッセル萬國貨幣會議に寄稿したる日本新民法に於ける複本位制度と題する佛文の一小冊子によれば法律上又複本位國の如くも見へます依て私は諸君の注意を要する點は日本の貨幣制度は法律上に於ては金貨本位國の如く又た複本位國の如く見ゆると雖とも事實上純粹單一なる銀貨國と見て差支ない又日本銀行紙幣の如き全く銀貨を以て兌換するの點より見れば法律上はいざ知らず全く日本は銀貨單本位國に相違ないと私は斷言致します

依て諸君及び日本の財政家經濟學者諸君は必す主張するでありましょう我國現今の幣制は銀貨單本位なり依て已に說明せし如く下落銀貨本位は財政上及產業上に過大不測の損害を及ぼすべきを以て更に他の貨幣本位を採用すべしと主張するでありましょう又た下落貨幣を以て價格の本位となすは實に產業社會の害毒なりと主張するでありましょう依て諸君の內には金貨單本位を採用すへし複本位制度を採るへし又た金銀折衷本位を實行すへしと主張し現今日本の實際貨幣位制たる銀貨本位を變更すへしとの意見を有するの諸君がありましょう然れとも余が管見により又貨幣學の理論により以上の諸本位は悉く不完全なる貨幣本位にして今日日本經濟上の狀勢に適中す可きものでないと云ふ理由を述べましょう

次に私は日本現今產業上の位地より觀察せば日本は當分の間銀貨單本位國たらざる可からず日本が採用維持すべき貨幣本位は銀貨本位の外他に良策なきを陳述するの考ですが尤も私は銀貨本位を以て完全無缺の貨幣制度と見るのではない金貨本位が不完全なりとせば其病毒の少なき利益の比較的大なるものを撰擇せよと云ふので私の管見によれば銀貨本位は現今日本の產業上の位置に於て最も適當せるもの、如く考へられます

然し銀貨本位の日本の商農工業社會に影響する種々異樣の變動を陳述する前に當り私は先づ貨幣本位たる諸本位を學理上實際上歷史的に研究をなすことが最も必要と考へます此れを口演するに當り少しく簡單に諸君の注意を要する點は歐洲大陸及び英米に於ける貨幣上の位地及び其政策に關する原因結果過去現在未來に就て論述せざるべからず依て私は左に今講演綱繹する所の演說の範圍を示し以て諸君の了解をして明瞭たらしめんことを望む

第一　歐洲大陸及び英米に於ける貨幣政略の過去現在未來
第二　日本政府金貨本位採用の可否
第三　日本政府複本位採用の可否
第四　日本政府金銀折衷本位採用の可否
第五　日本現今貨幣上の位地を論ず
第六　日本は銀貨單本位國たらざる可からざる理由を論ず
第七　銀貨本位反對說を辯難す
第八　萬國複本位制度の眞正的貨幣問題の決論たること
（未完）

左の一編は多年横濱にありて蠶絲の鑑定家として有名なる橋本重兵衛氏の寄送に係るものなりとて農商務省技師岡毅氏より本社に下附せられたり依て本社は之を寄書欄に掲げ愛讀諸君の瀏覽に供せん

記者識るす

日本の蠶絲工業

蠶絲鑑定師　橫濱　橋本重兵衛

本編は橫濱駐在瑞西國總領事ボール、リッチエル君が日本に於ける蠶絲工業に剴切の意見を下したる所論なり而して文中我風俗を寫せし所の如きは稍や謬察誤觀の廉もあれども旨意の大體に於て徵すべきもの多し讀者之れを諒せよ

耶蘇紀元前二千六百九十八年（即ち今より四千五百九十二年前）來既に支那に普行せる所の蠶絲工業の日本に行はれたるは西曆四世紀（一世紀は百年を云ふ）の初めにして（今より千五百年前）夫れより六世紀に至り當局者も之れが勸誘に力を致し遂に國內に普及するを得たりしが千八百六十年までは唯日本國內に限られたり其時より以來互市通商を開きてより之を海外に輸出し遂に今日の如く國內に至大の擴張を見るに至りたり現時は九州、四國、中國、蝦夷は勿論之れに環布せる諸島嶼と雖も斯業に從事せざるものなきに至れり、該工業は北部（蝦夷幷に靑森縣）及び九州南部の如きは未だ見るべきものなしと雖も中國の中部は產出の最も盛んなる所とす、帝國內閣官報記事（千八百八十九年より九十一年間平均產額）に據れば日本の產出額は實に下記の如しと云ふ（其數量は蠶絲の製產或は其輸出額のみを揭げたるものなるへし何となれば日本全土を擧げて四百五十萬基に過ぎざる微少の計算を示すものにして實際に副はざるものなり）又產額に準して縣別すれば左の如し

十萬貫（三十七萬五千六百五十六基）以上の產蠶地
福島　群馬　長野の諸縣

五萬乃至十萬貫（十八萬七千八百廿五基以上三十七萬五千六百五十六匁）以下の產蠶地
山形　埼玉　神奈川　山梨　岐阜の諸縣

二萬乃至五萬貫（七萬五千百三十基乃至十八萬七千八百二十五基）の產蠶地
岩手　宮城　新潟　富山　兵庫　大分の諸縣及京都府

一萬乃至二萬貫（三萬七千五百六十五基乃至七萬五千百三十基）の產蠶地
茨城　栃木　石川　福井　愛知の諸縣

五千乃至一萬貫（一萬八千七百八十基乃三萬七千五百六十五基）の產蠶地
秋田　靜岡　三重　鳥取　岡山　德島の諸縣

其他十九縣の一年間の產出高は一千乃至五千貫宛なり（三千七百五十六基乃至一萬八千七百八十二基）なり

日本產蠶業は其發達と擴張をなすへき事は炳乎として明かなり殊に外國と通商せしより以來其較著なるを徵知す、然りと雖も其調查は未だ精確の起點を缺如す之が統計に就ては甲乙其言を異にし未だ孰れか實なるやを知ること能はず且つ明確にして正實なる結果を求むることを得ざるもの、如し

千八百七十四年エルチスト、ド、バビエー君が日本帝國政府の公報に據て記する所を見るに其前三ケ年間の產出合計額は概略蠶絲二百廿五萬基、千八百七十二年の蠶卵收獲は百八十萬枚なりしと云ふ、此百八十萬枚は常式に從ひば二百四十五萬三千基の蠶絲に模製するとを得べし（蠶卵一枚は大略三萬五千個の卵數にして廿瓦ラムの量なり）概して云へば蠶種一枚は極良作なれば三十五基、中作なれば二十基、劣作なれば十基の蠶繭を收獲す、蠶絲一基を製出するに白蠶繭を以てせば平均十一基乃至十二基、黃繭を以てせば十三乃至十四基を要す

ロンド君の報に日本蠶絲の千八百八十年に於ける產出高は二百十萬基なりと云ふ、ラランッ、ピエッヤッチイ氏が世界蠶絲產出高と題せる著述に據れば二百六十萬乃至二百八十萬基と記載あり且つ同國に向ひたる探訪者の算する所にては六百萬基餘あるべしとの一項を附記したり、支那稅關局長エフ、クレインワクテル君が千八百八十五年に於ける日本蠶絲の飼育及び產出上に關する完全なる調查に徵すれば同國の蠶絲產出額の數量は實に左の如し

年次	蠶卵の枚數	基	年次	基
千八百七十六年	一、二〇〇、〇〇〇	七十七年	一、二〇〇、〇〇〇	
七十八年	一、三〇〇、〇〇〇	七十九年	一、七〇〇、〇〇〇	
八十年	二、〇〇〇、〇〇〇	八十一年	一、八〇〇、〇〇〇	
八十二年	一、八〇〇、〇〇〇			

以上の數量中に奧斗、玉、生皮苧、眞綿、綵及び其他の名稱を以て賣買したる所の屑物をも合著せりとすれば甚だ僅少ある數に過ぎざるべし、此屑物の產出額の大部分は輸出に供するものなれば悉く之を合算すれば猶は多額を得べき譯なりクレイン、ワクテル君が猶は其他千八百八十八年まで日本蠶絲產出上の統計を示したれば左に揭げて其他の數量表と之を對照するに最も公表統計と吻合するもの、如し

統計表に據るクレインワクテル氏に據る

年次	蠶絲	屑物	合計	蠶絲の輸出額（基）
千八百八十三年	一、二四四、八〇九	一、七一四、六五〇	三、一八一、二〇三	一、一五一、六〇四
八十四年	九三〇、三一二	二、一九五、四二〇	三、一二六、七四〇	一、四二六、〇八二
五年	一、一二九、九五〇	二、一二九、九五〇	二、八六六、七〇四	一、一四〇、六二二

八十五年	一、二一三、〇一四	二、一〇七、四四〇	一、八八三、〇〇〇
八十六年	一、六二九、九八九	二、七六〇、二七〇	二、七九六、〇〇〇
八十七年	二、三四五、七三一	三、〇八〇、二六〇	三、〇二〇、〇〇〇
八十八年	二、三一四、六一七	二、七八八、五八三	二、七九八、二七〇
八十九年	二、一九八、三〇〇	三、三一一、九八〇	〃
九十年	二、二九五、〇〇四	三、一八六、六七〇	〃
九十一年	〃	〃	〃
九十二年	〃	〃	〃
九十三年	〃	〃	〃

千八百九十二年より九十三年の季節間に於ける日本の産出額の確量を得んと欲すれば蚕絲二百八十四万九千九百九十二基、屑物三百十四万八千〇九十九基、合計五百九十九万八千〇廿一基の外に國内に消費せし所の左の諸項を算へざる可らず、

第一輸出用裝飾品幷に製作品第二日本人服用の製作品絹布類羽二重（ハンカチーフ用）および ハンカチーフ等の如き日本に於て整製せる諸品の輸出額は晩近至大の増加を來せり

千八百八十八年	一、六八〇、四二六㎏	八十九年	二、九〇八、六〇七㎏
九十年	三、八四三、五七九	九十一年	四、七八二、四五九
九十二年	八、二五一、〇九五		

千八百九十二年の此數額を以て蚕絲輸出の價格（百斤即ち六十基四百七十グラムの平均價格六百七十圓と見做し）より算出すれば絹布類幷にハンカチーフ輸出高は百万（〇基三七、五六五）に付四圓五拾錢に相當するものとして此商品の輸出高を算すれば六十八万八千七百八十基となるべし而して粗製品即ち蠶絲の價格に殆んど一割を加へたるものを以て輸出用の絹布を製出することゝ知るべし（蠶絲一基十一弗十五錢あれば輸出用絹布類は十二圓廿七錢を價す）國内に於て絹布類を着用するものは賤民は此限りにあらずと雖ども婦人の如きは漸く一歳の乳童より老嫗に至るまで一着の絹袍を備へ置かざるものなし且つ新年に際し少女の爲めには新裁の絹衣を贈受して交際上普通の例とするあり又中等以上の婦人は常に絹衣のみを纏ふの慣習あり而して下着二枚として上着（比較的麗澤なるものを着用し猶は其外に華麗なる帶を着用するものなり（帶は巾廣く殆んど三メートルの長さにして絹中に金銀を交織せるもの）又六月中元と稱する地方祭の時抔は夏季用として輕き織物を着用す中等以上の男子も亦如此巾狹き絹布の帶を着用す日本國には男子二千〇五十万、女子ハ二千万の人口ありて上中社會の男子も常に大概純絹或は絹綿交織の服を着用せざるものなき程にて日本蠶絲は衣服として國内用のものと雖ども中々尠少にあらざるあり今玆に確量は知り難しと雖ども蠶絲産出高の三分の一以上は織物として日本人自家の用に供し其三分の二は蠶絲として輸出するものなり此計算に從へば日本蠶絲の産出高は晩近百年間に左の數量を現すものならん

千八百八十八年より八十九年	概約	三、七二三、〇〇〇基	
八十九年より九十年	同	三、二七五、〇〇〇同	
九十年より九十一年	同	三、一二八、〇〇〇同	
九十一年より九十二年	同	四、五一九、〇〇〇同	
九十二年より九十三年	同	四、二七五、〇〇〇同	

又輸出すべき屑物は其産出高の過半なりと雖ども亦其輸出額の百分の二十は國内用に供するものなり、而して日本に於ける蠶絲、屑物等を總括しての晩近五年間の産出高を算出せば左の如し

千八百八十八年より八十九年	大略	五、九九一、〇〇〇基
八十九年より九十年	同	五、五二〇、〇〇〇同
九十年より九十一年	同	五、五八四、〇〇〇同
九十一年より九十二年	同	七、四三四、〇〇〇同
九十二年より九十三年	同	八、〇五二、六〇〇同

五年間を通じて一年の平均産額は六百五十一万六千四百四十基となるべし、下記の計算は吾人の過謬ならざる推測と信ず

日本に於て男女平均して一着の衣服は長さ十一ヤール、巾一ヤール、セナ巾一尺（英十一インナ九三）を要す而して昨年度に之を推算すれば

輸出せし蠶絲		二、八四九、九一五基
同 絹物		六八八、七八〇同
計		三、五三八、六九五同
蠶絲産出高の總數基は		四、二七四、八七〇同
發		七三六、一七五同

右は即ち衣服として大約二百〇一万六千九百反を製出して日本費消に供せる蠶絲なり、襞斗、玉、眞綿、屑繭其他屑物等は大略六十二万九千基を國内用に供せり此は皆な製作を加へ又製作より生ずる損耗の量尚ほ木綿を以て之を補足し之を悉く衣服用として百七十二万五千反の絹綿交織物を出すべし、然れば日に盛あらんとする所の此の好絹國民が晩近一ヶ年に消費する純絹及び絹綿交織物の總額は三百七十四万一千反となるべし（未了）

附曰く尚ほ銀貨の下落及び日本の蠶絲、製絲補助金、其結果及び之が救濟策、千八百九十一年度英國の人口及人口表に從て蠶工業の織工の數と云へる君が完全緻密なる統計的立論せる數項あれば逐號掲載すべし

懐古叢談

東印度産茶の沿革

本邦茶貿易家の最も要慮しつゝあるは將來印度、錫蘭

茶の爲めに從來の顧客を奪はるゝの一事是なり、方今印度物産中最も貴重の地歩を占めたるものは産茶なりとす、而してこの成果の起因を考ふるに本業の創起以來幾多の盛衰變革を經過して終に今日の成果を現はしたるは抑も之れが産業家の勉力に因ると雖ども亦該地政府の勸奬その宜しきを得るに非ずんば焉んぞ能く此に至るを得んや、初め該政府は試驗園を設けて其利害如何を考定し往苒日を經て漸く其確實を證するに及んでや全く之れを人民に委ねて培養栽植に從事せしめ其次第に開進するに從ひ荒地貸與規則を定めて廣く栽茶の道を開らき又園夫傭入條例を設けて普ねく使役の方法を整へ且つ製茶の入るものには稅を課し出づるものには無稅を許し加ふるにその當時「ガバノル、ゼヌヲル」印度全權は親しく下問を發して各地方産業家の意見を質し其利害得失を討議して以て益々本業の後進を補翼する等うの勸奬の主義たる寔に盡せりと云ふべし今去る明治十年頃までに於ける該地産茶沿革の一端を擧げん、而して吾人は印度産茶史を讀み潛然として涙流る、千八百六十三四年の頃設計者流の姦曲に成れる會社の傾倒するに當てや遠く英國より傭はれ來りたる青年盟は故郷に歸らんとするも聾中一錢の貯えなく空しく孤絶の山谷に潛居して曠天に號泣し或は自盡し或は路傍に斃れ或は病床に在りて藥石あきに苦む等實に言語の形容し能はざる慘狀を極めたり其後傭夫を需むるの急なるに當てや各地より聲者、盲者、跛者、狂痴等自動獨行する能はざる癈人を募集するに至れり此徒を運送する途中悪病を發し又は異鄉に上陸して雨露を凌ぐに宿舍なく爲めに殪斃として死地に陷ゐる者無慮幾千人あるを知るべからざるなり是れ印度産茶史に特筆すべき一事ならん乎

但し左篇は明治十年頃の起稿に係れるものあれば讀者幸に之れを諒せよ

抑も東印度産茶事業の淵源に遡れば今を距ること四十二年即ち西暦一千八百三十四年二月廿四日ウ非リヤムベンチックなる人初めて政府に茶木栽培を試驗すべきことを建議せり、其文に曰く若し此擧をして幸に其正鵠を誤らざらしめば第一貿易上に關して印度國に大利を流し、第二英國をして支那國産を仰がざらしむるに至らんと於是乎政府此建議を可聽し英人十一名土人二名を擇んで特に之れが委員に命じ當時英領滯麗內其栽培に適恰もべき風土を選み其培養を施すべきの法案を考定せしめたり、然れども先是アザム州中に天然生の茶木（培養を加ゑず生育を天然に取るの茶木なり以下之を天然木と云ふ）あるは普ねく世人の識認する所なり、即ち此に兄弟あり姓をブリウスと稱す未だ該州の英の版國に入らざるの前永く彼府の通商を營みしが千八百廿四年緬甸國の役に際し其弟シイ、エ、ブリウス氏は上部アザムの砲船分隊長官に擧られ居ること二年にして初めて現今の貿易茶を製産すべき茶木と種子とを發見し之れを「コウルト、オン、ダイレクトル」（今をアザム、ゴルモクトシュル等の諸州に運搬し尋でキヨマオン及びゴルワル等の地方に分殖せり爾後再びフオルチュン氏を選んで支那國に發遣し綠茶木を寧波の近傍なるチ非ンタン、ホワイチヤウ、チウサン等の地方より取り紅茶木をウ非ーサンテ非ンサン及びチンガン等の地方より齎歸して以て印度西北州中コピステ非ン及びパンシャップ州の各茶園に傳植せしめたり（當時世人は紅綠茶を茶木種類の相異なるに由るものと誤認し絶て其製法の異なるに由つて色味に別あるを知る者なし故に政府は、其實否を認めんが爲めフオルチュン氏を支那國に發遣せしに其齎歸せし茶木は悉く同種にして毫も差異あることなし是に於て世人は始めて前日の宿夢を破り得たりと云ふ）是れ之れを印度ヒマラヤ山中に支那茶木の蕃殖せし濫觴と云ふべきなり、然れども元來支那茶木は其性硬強枝葉矮小にして伸張せざるが故に其收穫に至つては遙かに天然木に讓る所あり故に方今各地の製茶家此茶木の印度地方に蕃殖せしを憂ひざる者殆んど稀れあり、曩きに政府の如斯勸奬に出でたるものも今日に至つて製茶家をして却て不幸を訴へしむるとは豈に慨歎の至りならずや、千八百三十七八兩年間アザムに於て製産せる二三の紅茶を取り始めて之れを事務局に送致せしに品質秀佳にして非常の高價を糶賣場頭に占めしより爾來廣く英人の心頭を此に勾引し來り上部アザムに於て俄然アザム、コンパニイと稱する一大産茶會社を設立するに及んで之を

距ること四十年前に至るまで東印度社と稱する英國女王陛下の特許を得たる商社ありて印度全國の事務を掌握せり是れ即ち其事務局なり）に齎らし來りて其事跡を申告せしと雖も奈何にせん當時此に注念するものなかりしより此事徒らに蛇足に屬し人の之を顧みる者なかりしが而後千八百三十四年に至り前記政府より茶木試植の委員撰定の時に際しアザム州の全權カプテン、ゼンキンス氏は擾きにブリウス氏が天然木を發見せし證跡を引き該州內スードヤーより支那界隘ヨウナン州に至るの地方中普ねく天然木あるの事實を前書事務局へ申告せり、於是乎右地方搜索の爲め更にドクトル、ウオリッチ、マックレランド及びグリフ非ックスの三氏を選んで上部アザムに派出せしめ數ケ所に茶苗園を開らき又一小製茶場を設け以て彼のシイ、エー、ブリウス氏を選み之れが監督の任に充てたり、如此政府の此に注意するや頗ふる遺算なかりしと雖ども當時に在つては人未だ茶木の耕藝を知らず且つ製法の術に暗らく殊に該地方とカルカッタとの來往不便にして交通の疏遠ありしより委員の事業上更らに著るしき功驗を見ざりしが千八百三十七年に至り支那國より茶師及び職夫を傭聘し且つ栽培及び製法に關する一切の方法調查の爲めドクトル、ゴルドン氏を該國より發遣せり、此時に當り同氏はドクトル、ガスラッフ氏の助力を得て厦門地方の山中より若干の種を得之れをカルカッタ本草園に齎らし來り筐中に播種し其萠芽するに及んで之を

して茶木の栽植如斯成功を得たらんには專ら之れを人民の私業に委ね政府は只適宜の方法を設けて此產を保護するにありとの方策は素より事務局の意見に在りて存するが故に同社創立の後日ならずして官設茶園及び製茶場を四分し其三を以て之れを同社へ讓與せり、而して同會社より製產して以て英國市場に輸送せし製茶の品質たる頗ぶる人民の嗜好に適し需用漸く多きを加へしと雖ども慨むべし創業の際費途多端其得る時失ふ所を償ふに足らざるより僅々三四の星霜を出でずして頗ぶる傾產の色を呈し千八百四十六年に至つては既に二十磅入金せる株式も人の之れを需むるなく甚だしきに至つては半「クロチン」（凡そ我六十錢餘）にて授與せし者ありしと云ふ

却說同會社の次第に傾衰して終に數個の製茶場を閉戸するに至りし所以のもの他ならず初め同會社は天然木の有る地を覩れば之れを重んずること鬼神の如く或は廣漠原野に跋涉し或は深山幽谷に開墾し苟くも其地あるを聞けば取て之れを遺すことあし甚だしきに至りては敢て近づく可らざる危險（健康上）の地を占め之れを耕耘し之れを維持せんことを勉めたれども限りあるの力を以て限りなきの地を索むる到底其費用の多きは擧て論述すべからず又小量の製茶をカルカッタに輸送するに万金を費して汽船を備ふる等之れを要言するに其力を盡らずして其企畫の廣大なるより終に資產を傾倒せしものと云ふべし

該政府試驗園を分割して其四分の三を「アザム、コムパニイ」に讓與したるは業既に前文に記するが如し、而して殘地四分の一は千八百四十九年に至り九百「ルーピー」（一ルーピーは大凡そ我四十五錢餘に當る）の小額を以て悉皆雇入支那製茶師に賣與し全く此事業と分離するに決定せり是れ敢て損失を來せし故にあらず十五年前起業せる製茶の試驗も今は十分に其目的を達し爾後全く此業を人民に委ねて愈々振起するの實功を奏せしに由ればなり

「アザム、コムパニイ」の事業たる一たび勢色を失ひしより外人の絕て此產業を談慕して會社を結立せんと謀る者なかりしが千八百五十二年に至り始めて二三の商社協同して之れに拮抗すべき一大會社を設立せり然れども不幸にして其地位シングポウと唱ふる野蠻の村落に接近せしより偶々之れが支配人は蠻民と葛藤を生じ夜半其住家に放火せられ辛ふじて危厄を免れし等の事一にして足らざ爭論常に休期無きを以て遂に此事業を果すこと能はず又土崩瓦解するに至りしは徇に遺憾と云ふべし

アザム地方に於て自園の嚆矢と云ふべきものは千八百五十一年コロチルハンチイなる人デブルーガル近傍に起業せしもの是れなり、其後幾ばくならずして嚮きに政府の支那人に讓與したる試驗園も一變して倫敦一大豪社の所有物に歸せしより爾來此產業に從事する者歲月に增加し既に千八百五十三年審判官ミルス氏アザム地方巡回の時に當りてや自園と稱するシイブサウゴル中三ヶ所且つデブルーガルに近づきラッキンボール地方には其數六ヶ所の多きに及べり又同氏の該地巡回の日に至るまで荒蕪地貸與の規則は州內各地一に定まらず即ちラッキンボールに於ては拜借出願の時に際し地面荒蕪の摸樣を点檢して十年若くは二十年間無稅を許し此年限を過ぐるの後は州內一般の定稅を賦課するの規則あり、然るにシーブサウガルに於て「アザム、コムパニイ」に貸與したる地所の如きは期するに四十五ヶ年を以てし其內前二十ヶ年間は無稅地と見做し其後三ヶ年間は他の課稅地より稍や低廉なる稅額を納めしめ殘る二十二ヶ年間は同等の地位課稅より凡そ五割の過稅を賦すべき規則あり其他外內未だ茶木を栽植せずと雖ども往々貸與の上地稅に關涉すべき見込ある地方に於ては一層嚴密の規則を設けて之れを審理する等各地其方法を異にせしが前書ミルス氏アザム巡回の後に至りては更らに一定の規定を頒布せり、是れ所謂千八百五十四年の荒蕪地貸與規則あるものにして總て九十九年を以て荒蕪地貸與の年限となし而して拜借地面四分の一は滿期まで無稅地と定め餘の四分の三は十五ヶ年間無稅を許し此後は些少の稅額を課し年々漸次に之れを重くするの主意あり又之れに加添したる開墾規則の如きは地面貸與後五ヶ年間に全坪八分の一、十ヶ年間に其四分の一、二十ヶ年間に二分の一、三十ヶ年間に四分の三の割合を以て其開墾事業を遂げしめ若し之れに犯觸する者あらば前段貸與の地面を官設すべしと

の規則なりしが此規則頒布の後五ヶ年間は栽茶の事業次第に進歩しアザム金州所として自園の設置あらざるなきに至れり如此自園の員數は漸く增加したりと雖も產茶會社と稱すべきものに至つては獨り「アザム、コムパニイ」あるのみ而して該會社は往年艱苦を極めたる痩瘠も今は次第に快愈の色を表し昨て閉鎖せる茶場も再び天日を仰き見るに至れり

千八百五十九年より千八百六十三年に至るの間は產茶の事業愈々隆盛に赴むき或は自園を購求して併資會社を設くるあり或は之れを有する者更らに會社に讓與して巨大の金額を得る者あり是等の事情　陸續として其痕跡を絕つこと能はず且つ其會社の愈々繁盛に赴くより世人の心思は忽ち此二點に湊まり千八百六十三年より千八百六十五年の歲末に至るまで各人競ふて荒蕪地を需め其一部分を以て開墾の名義を假り之れを新設の會社に讓與して以て頗に非常の贏利を射んことを計る者無慮百を以て數ふるに至れり如此衆人の荒地を開墾するに急なるより俯矢の賃銀逐日騰貴し爲めに資力に乏しき者は中途にして其業を廢する者太だ多く（此輩は前きの開墾規則に犯觸する者にして其地面を官沒すべきものの）殊に產茶地方の近傍に於ては漸次薪材の減乏を告ぐるに至りしより將來右の開墾規則を遵奉して其開拓に從事するに於ては勢ひ以て製茶場を維持する能はざる者あり、於是乎此規則の後途に害あるを訴ふる

者許多あるを鑑察しロルド、カンニング氏は始めて千八百六十一年第十月十七日に於て地所私有條例を頒布し併せて荒蕪拂下方處分の規則を發せり

抑も此條例たるや豫じめ地面測量の標界を定めたる後に非ざるよりは決して拂下げの許可を得難しとの主意にして永く之を施行する時は果して設計者流の姦策を防ぐに足るべきこと疑を容る可らずと雖ども惜しむべし此條例の將さに功績を奏せんとするの日に際し一朝租稅寮の布達を以て之れを廢止せり即ち其布達に曰地面測量標界の義は自今取消し地方官に於ては地所拂下願主より差出したる繪圖に因つて拂下方處分に及ぶも苦しからずと於是　設計者流は愈々各自の奸曲を逞ふし徒らに荒蕪地を需めて止まず若し之を得るときは非常の佛銀を出して土民を使役し以て方さに地面に來粧を加へば既に之れを茶園と稱して他人に會社を結ばんことを促し非常の高價を唱へて之れを術責せんと謀る者無慮數百人其甚だしきに至つては無形の茶園を賣買に附する者あり乃ち其一例を云はんに當時ナウゴン地方に住する某あり所有の荒蕪地を伴つて開墾茶園と稱し之れを倫敦の一商社に賣與せしが其將さに之れを授受せんとするに當り暗夜に乘じて其一部分を伐木し縱かに其責を塞かんとせりと云ふ

如此設計者流の姦策に憑りし會社の一たび顛倒するに當てや慨歎百種祟て言ふべからずと雖も就中憫むべきは右等會社の創立に就き遠く英國より佛はれアサム地方に來りたる青年輩なり此輩一たび會社の傾倒に遇ふや故園に歸らんと欲して襄中一錢の貯なく知音に寄らんと欲して異鄉一面識を求むるに由なければ空しく孤絕の山谷に潛居して晏天に號叫するの外あきのみ或は悲歎の餘自盡し或はアサムを去りて路傍に斃れ或は病床に在つて藥石なきに苦しむ等實に言語の形容し能はざる慘狀なりき

却說各地開園の業日一日より多く隨つて佛夫を需むるの急なるに當てや又玆に一弊害を釀生せり即ち之が媒介を業とする者其機に乘じて各地より誘者、聾者、狂痴等自動獨行すること能はざる所謂佛夫の糟粕とも云ふべき廢人を募集するに至れり、而して此徒をアサムに運漕するの船路は僅かに三週日に過ぎずと雖ども船中飲食の不良と密室雜居空氣の不潔なるとに依り劇症の傳染病を發起し死する者每回百中二十人以上に及べり、幸にして此患に罹らざる者と雖も全く異鄉に上陸して雨露を凌ぐに宿舍なく病魔に苦しむも藥石を需むるに由なく爲めに殿觸として死地に陷ゐる者無慮幾千人なるを知るべからず就中甚だしきは一茶園の支配人にして我職夫の死亡する者多きに恐怖し死者を埋めず患者を助けず夜半竊かに園內を脫せし者ありしと云ふ如此人命を毀傷するの最も甚だしきを以て政府は須らく此に干與し適宜の保護を加ねざるべからず然るに說を爲す者あり、曰く政府妄りに嚴法を設けて民事に與かるの甚だしきより製茶家の利益をして減損せしめ之れが後進を誤るに至れりと然れども熟ら其說の當否を考ふれば決して然るにあらざるなり即ち政府保護を加ふるや舟路運搬の間は勿論役夫の茶園に動着する時は勉めて人情を以て之れを待し苛くも苛酷殘暴の處分を加ふべからずと云ふに過ぎず尤も製茶家が佛夫の運送賃其他宿舍を設くる等の費用に至つては（政府の此に干與するの前は園中佛夫の住する宿舍なかりし）前日に比して較々多きを加へりと雖ども斯く政府の保護を受くるや佛夫の死亡大に減寡し殊に監吏は嚴く佛夫を檢査するより前日の如く不具廢人を募送するの弊害なきを以て製茶家に利益を與ふるや前日の比に非ざるなり然るに製茶家の口實とする處を聞くに曰く余輩の得失は佛夫の健否と否とに關す、故に余輩が衆等の健否を祈るは政府の心思を用ふるより切なり政府此に干與せんより寧ろ余輩が自己の得失に委ぬるの切なるに若かずと其理說に至つては稍や聞く處あるが如しと雖も細心其私を考ふれば現に佛夫の募集を業とする者曾、盤、跋、狂等其他全く茶園の事業に就く能はざるの不具廢人を募集して前顯憐むべきの慘狀を傍觀し百般人情の忍ふべからざるを忍びしは是れ佛夫の健全を祈ると云ふべき乎豈に政府の干與を仰がざるを得んや

政府の此事に干涉して佛夫使役の法則を定むるや勉めて製茶家の不便を洗除するに注意せしは復た喋々を須ゐずして知るべし故に政府の保護を加えしより以降渠等の費用を增加せしに非ずして却て之れを減却せしの理は業既に前論を以て明晰なるが如し然れども其處置首尾完全にして一缺點なしと云ふべからず即ち實地測量を俟たず渠等坐上の想像より作爲せる一片の白紙に二三の黑線を畫したるものにして敢て賴むに足らざる所の界圖に依て地面を讓與し設計者をして妄りに姦策を逞ふせしめたるが如きは乃ち其一なり然れども右等の弊害漸く治まり世人の園地を需むるに汲々たらざりしより此徒が奸曲姦策の爲めに占得せる地所も終に永遠に保續するの力なく徃々之れを官沒するに至りしは前に政府の措策を補ふの一大助となりしものと云ふべし

回顧すれば今を距ること三十年前即ち千八百四十六年頃「アサム、コムパニイ」衰頹せし淵源は上にも擧ぶるが如く天然木の地方に需むるに切にして漫りに社金を浪費せしに起りしと雖ども世人或は誤りて此產業の利なきに歸し又爾後再び千八百六十六年より八年に至るまで三年の間此產業の一般相傾きし時に於ても世人は徒らに之れに雷同するに至れり故に千八百六十七年政府も衰頹の淵源を探偵せんが爲め特に之れが委員を命せり然り而して翌八年、其然る所以の証左數件を公告するに當り始めて世人の宿夢を破り再び該業の機運を開くに至れり即ち千八百六十九年に至つては前年の痍癒に困瘁したる各地の茶園も漸く幾分の勢力を恢復し餘益は尙は小なりと雖ども再び之れを株主に配賦するに至れり又徃年困弊の時に際し大に廉價を失墜した

る製茶の如きも北品所漸く改進し隨つて高評をカルカッタ及び倫敦の市場に占むるを得たりき抑も此産業の創起以來幾分の盛衰變革を經歷せしは既に前論の如しと雖ども終に今日の實況を胚胎せしは國家殷富を致すの一大幸福と云ふべし實に此産業の如きは商業上一大利金を占むるものにして遂に生茶木の一「エークル」より平均生葉四百封度を産し之れを製ろに精製せば英國市場に於て生價大約十磅得べし固より茶園開墾栽培製法等の費途に至つても亦大なりと雖ども其騰旋宜しきを得ば非常の餘贏を望むも敢て誤らざるなり云々

統計

十六年間の金貨騰貴

今を距ること十七年前即ち明治十一年には金貨百圓の相場銀貨百十五圓八十錢にして五年後の十六年に在ては百三十九圓四十錢、十年後の廿一年には百三十二圓九十六錢八厘なりしに十六年後の昨廿六年中は平均百六十圓六十錢七厘なりしと左の如し

金貨相場比較表

月別	十一年	十六年	廿一年	廿六年
	圓	圓	圓	圓
一月	一〇八、一〇〇	一四七、一〇〇	一三一、五三七	一四九、〇三一
二月	一一〇、四〇〇	一五五、八〇〇	一三二、一三五	一四八、九八一
三月	一一三、〇〇〇	一五五、四〇〇	一三二、八〇一	一四九、九六二
四月	一一〇、〇〇〇	一五〇、七〇〇	一三四、六九三	一五〇、七三五
五月	一〇八、九〇〇	一四七、六〇〇	一三五、一一九	一四九、七四四
六月	一〇九、七〇〇	一四六、三〇〇	一三四、三一七	一五一、一四三
七月	一一二、一〇〇	一三八、七〇〇	一三四、二〇八	一五五、〇五一
八月	一一五、〇〇〇	一三四、四〇〇	一三四、〇四八	一六五、四七〇
九月	一一八、五〇〇	一三一、七〇〇	一三一、三七一	一六八、五八二
十月	一二六、二〇〇	一二六、三〇〇	一三一、一二八	一七一、六〇四
十一月	一二五、五〇〇	一一八、五〇〇	一三一、一七六	一七七、三七九
十二月	一三一、六〇〇	一二〇、〇〇〇	一三三、〇七一	一七九、五〇四
平均	一一五、八〇〇	一三九、四〇〇	一三二、九六八	一六〇、六〇七

外國鐵類輸入價額連年比較表

年次	原價	諸掛	合計
	圓	圓	圓
元年	一一九、八三〇	五五、一三三	一七四、九五三
二年	四二九、三五三	一九七、五〇三	六二六、八五四
三年	三四五、一四七	一五七、三八八	四九九、五三五
四年	六一三、七〇八	二八二、二〇六	八九六、〇一四
五年	四九五、二七八	二三七、八二八	七二三、一〇六
六年	八一四、五六七	三七四、六〇二	一、一八九、二六八
七年	一、〇七七、〇〇八	四九五、四二四	一、五七二、四三二
八年	一、二一六、三二五	五五九、五一〇	一、七七五、八三五
九年	九八六、二五二	四五三、六七六	一、四三九、九二八
十年	一、二一三、六七四	五五八、二九〇	一、七七一、九六四
十一年	一、六三五、一二七	七五二、一五八	二、三八七、二八五

十二年	一、三九〇、五三五	九四〇、一〇六	二、三三一、六四一
十三年	二、〇六四、八九三	九四九、八五一	三、〇一四、七四四
十四年	一、六九〇、三七二	七七七、五七一	二、四六七、九四三
十五年	一、五一九、五四五	六九八、九九一	二、二一八、五三六
十六年	一、五七七、三三六	七二五、五七五	二、三〇二、九一一
十七年	一、五五一、二九一	七一三、五九四	二、二六四、八八五
十八年	二、一二八、三七三	九七九、〇五二	三、一〇七、四二五
十九年	二、六一六、五一五	一、二〇三、五九七	三、八二〇、一二二
二十年	三、四八八、八一三	一、六〇四、八五四	五、〇九三、六六七
廿一年	六、一八九、一六六	二、八四七、〇一六	九、〇三六、一八二
廿二年	五、一二三、六六二	二、三七五、二八五	七、五三八、九四七
廿三年	五、四九〇、三三八	二、五二五、五五五	八、〇一五、八九三
廿四年	四、〇八九、四二七	一、八八一、一三六	五、九七〇、五六三
廿五年	三、七一五、六八九	一、七〇九、二一七	五、四二四、九〇六
廿六年	五、三六七、一二六	二、四六八、八七八	七、八三六、〇〇四
通計	五六、九八七、三四九	二六、二四、一八二	八三、二〇一、五三〇
平均	二、一九二、八二二	一、〇〇八、二三八	三、二〇〇、〇五九

備考

本表の鐵類とは外國より輸入せし塊鐵、故鐵條鐵、竿鉄、繩鐵、帶鐵、釘鐵、道鐵、屋鐵、杉鐵、其他の熟鐵、鐵釘、筒鐵、管鐵、鉄線、鐵線索、葉鐵、鐵錨錨鏈、槍鐵、貨幣匝、置爐、壁爐、茶鍋、其他鐵器類鋼、鋼線、鋼線索、鋼器類、傘骨等凡貿易年表輸入部に掲記せる金屬及金屬器類中第一類の總稱なり

第一段の原價とは貿易年表に記せる輸入原價、第二段の諸掛とは運賃、保險料等にして原價の四割六分に當る金額なり、第三段の實價とは原價と諸掛とを合計したる金額にして即ち年々外國に支拂ひたる鐵類一切の代價なり

鐵類の輸入に要する諸掛は平均原價の四割六分二厘に當ると云ふ本表は四割六分として低く積り算出せし者なり

英獨兩國の生鐵産額

獨逸の生鐵製出高は年一年增進し英國の生鐵製出高は漸々減退の傾きあり昨千八百九十三年に於ける兩國生鐵の産額と前十五ケ年間の産額とを對照して其盛衰を示めさん即ち左の如し

英獨兩國生鐵産額比較表

年別	獨逸	英吉利
	噸	噸
一八七八年	二、一四七、六四一	六、三八一、〇五一
一八七九年	二、二二六、五八七	六、〇〇九、四三四
一八八〇年	二、七二九、〇三八	七、七四九、二三三
一八八一年	二、九一四、〇〇九	八、一四四、四四九
一八八二年	三、三八〇、八〇六	八、五八六、六八〇
一八八三年	三、四六九、七一九	八、五二九、三〇〇
一八八四年	三、六〇〇、六一二	七、八一一、七二七
一八八五年	三、六八七、四三三	七、四一五、四六九
一八八六年	三、五二八、六五八	七、〇〇九、七五四
一八八七年	四、〇二三、九五三	七、五五九、五一八
一八八八年	四、二二九、四四	七、九九八、九六九
一八八九年	四、三八七、五〇四	八、二四五、三三〇
一八九〇年	四、五六三、〇二五	七、八七五、一三〇

一八九一年	四、四五二、〇一九	七、二二八、四九六
一八九二年	四、九三七、四六一	六、六一六、八九〇
一八九三年	四、九八六、〇〇三	六、七五〇、〇〇〇

廿二年間の輸出入金銀

明治五年以來昨年まで前後廿二ヶ年の間に本邦より海外へ輸出せし金銀は合計一億八千七百九十八万餘圓なりしに海外より本邦へ輸入せし金銀は都合一億四千四百廿八万餘に過ぎず差引本邦金銀の流失は廿二年間の通計四千三百七十万圓餘にして毎年平均百九十八万餘圓なりしよし其の詳細は左の甲表の如く又其内の金貨及金地金の輸出入は乙表の如く銀貨銀地金の輸出入は丙表の如し

（甲）輸出入金銀廿二年間比較表

年別	輸出	輸入	差引超過額
	四	四	四
五年	四、四八〇、八九五、六〇	七八九、三八五、六〇	
六年	五、一三三、九二七、四九	三、〇八〇、五四一、九四	出 二、〇四二、三八五、五五
七年	一三、九九五、一〇二、二四	一、〇七一、七三一、二三	出 一二、九二三、四七一、〇二
八年	一四、六六三、九七一、三三	二九八、三二一、八六	出 一四、三六五、六四九、四七
九年	一〇、六七五、七〇〇、九〇	八、二六七、二四〇、八四	出 二、四〇八、四六〇、〇六
十年	九、四四一、二七〇、七三	二、一七三、四九八、五二	出 七、二六七、七二二、二一
十一年	八、三三八、六五二、五二	二、八九、一〇一、二五	出 六、一三九、五五一、二七
十二年	一二、七七八、八六三、六四	三、一三四、八〇三、七四	出 九、六四四、〇五九、九〇
十三年	一三、二二二、九九三、四五	三、六三八、二三〇、〇八	出 九、五八四、七六三、三七
十四年	七、四九〇、五四七、二〇	一、八五六、一四六、六四	出 五、六三四、四〇〇、五六
十五年	四、九四〇、一九七、五五	六、一六〇、七二四、四二	入 一、七三〇、五二六、八六
十六年	三、一五六、五六五、一七	五、四五一、五〇〇、五一	入 二、二九四、九三五、三四
十七年	五、〇〇五、〇七二、二五	五、六一一、七五九、〇四	入 六〇六、六八六、七九
十八年	四、二五六、四四五、五〇	七、五四六、八四一、三三	入 三、二九〇、三九五、八三
十九年	九、六二六、四四七、七四	九、一七一、八七三、七七	出 四五四、五七三、九七
二十年	二、〇三五、四八八、三〇	八、八七二、二六六、四一	出 二、一六四、二二一、八九
廿一年	七、八三三、四四四、〇六	八、七三二、四九一、五七	入 八九九、〇四七、五一
廿二年	五、一八八、五二九、四七	一四、一七三、二四五、五五	入 八、九八四、七一六、〇八
廿三年	一三、七七八、五三一、三九	一、二〇〇、六〇七、三七	出 二、五七七、九二四、〇二
廿四年	一、四五二、九三三、九二	一三、八八八、五二六、二五	入 二、四三五、五六二、三三
廿五年	九、七二九、七五三、〇七	二二、八八三、七五六、九四	入 一三、一五四、〇〇三、八七
廿六年	一二、二八九、一八八、一五	一一、一八六、四八六、七一	入 一、一〇二、七〇一、四四
通計	一八七、九八三、六五一、六七	一四四、二八〇、二〇五、九五	出 四三、七〇三、四四五、七二
平均	八、五四四、七二一、四四	六、五五八、一九一、一八	出 一、九八六、五二〇、二六

（乙）金貨金地金輸出入高廿二年間比較表

年別	輸出	輸入	差引超過額
	四	四	四
五年	二、六八四、七八六、四六	二、六八四、七八六、四六	
六年	二、〇一三、九〇七、一四	六〇〇、一四八、一四	
七年	八、一三六、二九〇、二〇	二、七〇〇、〇〇	出 八、一三三、五九〇、二〇
八年	一〇、六〇三、三四五、一六	二六、五一五、三三	出 一〇、五七六、八二九、八三
九年	五、八七二、三五六、〇三	七二一、四六四、六六	出 五、一五〇、八九一、三七
十年	六、二二一、七七六、六三	一六二、二九〇、七五	出 六、〇五九、四九五、八八
十一年	四、六〇一、〇八二、六〇	二四二、九五	出 四、六〇〇、八三九、六五
十二年	四、七四九、六三四、六二	七三二、六六六、二〇	出 四、〇七、九六八、四二
十三年	五、八八八、一七四、四一	二〇、六一八、一九	出 五、八六七、五五六、二二
十四年	二、二四六、八八九、〇二	一五〇、〇〇	出 二、二四六、七三九、〇二
十五年	一、二五一、〇三五、四三	五〇〇、〇〇	出 一、二五〇、五三五、四三
十六年	一、〇〇九、五七〇、三四	五五八、六八	出 一、〇〇〇、〇一一、六八
十七年	一、四二三、六五四、一六	二九九、二〇一、五六	出 一、一二四、四五二、六〇
十八年	四九二、六三六、二五	六〇八、八一二、九七	入 一二六、一七六、七二
十九年	三〇二、五四二、二五	一、一五九、四六八、三三	入 八五六、九二六、一八
二十年	八六、一三六、四五	一、一五九、五二七、三九	入 一、一七三、二九〇、九四
廿一年	四五〇、二八四、二七	二、二〇三、二五二、四一	入 七五二、九六八、二四
廿二年	二六八、〇〇九、七九	七四九、九二三、五一	入 四八一、三一七、二
廿三年	一、六八七、六〇五、六二	三六〇、二四二、三七	出 一、三一七、三六三、二五
廿四年	二三〇、四四六、二八	二八三、一四四、三七	入 五二、六九八、〇九
廿五年	八、五四四、五三三、〇七	三九五、四九三、四四	出 八、一四九、〇二九、六三
廿六年	二、三〇二、六七八、一四	四九六、七二九、九四	出 一、八〇五、九四八、二〇
通計	七二、六五七、六二二、四六	一〇、四九六、四〇〇、二九	出 六二、一六二、二二二、一七
平均	三、二五七、一六四、二〇	四七七、一〇九、一〇	出 二、七八〇、〇五五、〇九

（丙）銀貨銀地金輸出入高廿二年間比較表

年別	輸出	輸入	差引超過額
	四	四	四
五年	一、七九六、一〇九、一四	三、六九一、五一〇、〇〇	入 一、八九五、四〇〇、八六
六年	二、五〇八、八七二、二二	一、〇六六、六三四、八〇	出 一、四四二、二三七、四一
七年	五、八六八、九一二、〇四	一、〇六九、〇三二、二二	出 四、七九、八八〇、八二
八年	四、〇六〇、九二六、一七	二七二、八〇六、五三	出 三、七八八、八一九、六四
九年	四、八〇三、三四四、八七	七、五四五、七七六、一八	入 二、七四二、四三一、三一
十年	三、二一九、四九四、一〇	二、〇二一、二一七、七七	出 一、二〇八、二七六、三三
十一年	三、七二七、五六九、九二	二、一八八、二六三、八四	出 一、五三八、七二一、六二
十二年	二、一八八、八五八、三〇	一〇、六八九、七五六、七七	入 七〇三、二四六、七六
十三年	二、四〇三、一三七、五四	二、七八三、八一五、六六	入 一七、四五七、七六六、四五
十四年	六、八一七、六二一、八九	六、〇八一、〇八二、〇七	入 七九三、五二四、八三
十五年	一、二五一、〇三五、四三	五〇〇、〇〇	出 一、二五〇、五三五、四三
十六年	一、〇〇九、五七〇、三四	五五八、六八	出 一、〇〇〇、〇一一、六八
十七年	一、四二三、六五四、一六	二九九、二〇一、五六	出 一、一二四、四五二、六〇
十八年	四九二、六三六、二五	六〇八、八一二、九七	入 一二六、一七六、七二
十九年	三〇二、五四二、二五	一、一五九、四六八、三三	入 八五六、九二六、一八
二十年	八六、一三六、四五	一、一五九、五二七、三九	入 一、一七三、二九〇、九四
廿一年	四五〇、二八四、二七	二、二〇三、二五二、四一	入 七五二、九六八、二四
廿二年	二六八、〇〇九、七九	七四九、九二三、五一	入 四八一、三一七、二
廿三年	一、六八七、六〇五、六二	三六〇、二四二、三七	出 一、三一七、三六三、二五
廿四年	二三〇、四四六、二八	二八三、一四四、三七	入 五二、六九八、〇九
廿五年	八、五四四、五三三、〇七	三九五、四九三、四四	出 八、一四九、〇二九、六三
廿六年	二、三〇二、六七八、一四	四九六、七二九、九四	出 一、八〇五、九四八、二〇
通計	七二、六五七、六二二、四六	一〇、四九六、四〇〇、二九	出 六二、一六二、二二二、一七
平均	三、二五七、一六四、二〇	四七七、一〇九、一〇	出 二、七八〇、〇五五、〇九
十四年	五、二四三、六五八、一八	五〇〇、〇〇	出 四、三八七、六六一、五四
十五年	三、一七九、一六二、一二	五五八、六八	出 三、一四二、九九六、六四
十六年	二、一四九、九四四、八三	二九九、二〇一、五六	出 一、八四〇、七四一、二七
十七年	三、五八一、四一八、〇九	六〇八、八一二、九七	入 二、九七三、四二九、一二
十八年	三、七六三、八〇九、二五	一、一五九、四六八、三三	入 七九四、五四四、二八
十九年	九、三三三、九〇五、四九	一、一五九、五二七、三九	入 七、三七四、三八九、〇四
二十年	一〇、九四九、二五一、八五	二、二〇三、二五二、四一	入 七、六二一、七三九、〇二
廿一年	七、三八三、一五九、七九	七四九、九二三、五一	入 七、五二九、二三九、一六
廿二年	四、九二〇、五一九、六八	三六〇、二四二、三七	出 一、三一七、三六三、二五
廿三年	二、〇九〇、九二五、七七	八四〇、三六五、〇〇	出 一、二五〇、五六〇、七七
廿四年	一、三二二、五一七、六四	二三、六〇五、三八一、八八	入 一二、三八二、八六四、二四
廿五年	一、八五、二三〇、〇〇	二二、四八八、二六三、九〇	入 二一、三〇三、八六四、二四
廿六年	九、九八六、五一〇、〇二	一〇、六八九、七五六、七七	入 七〇三、二四六、七六
通計	一二六、三二六、〇三九、二一	一三三、七八三、八一五、六六	入 一七、四五七、七六六、四五
平均	五、二八七、五四七、二三	六、〇八一、〇八二、〇七	入 七九三、五二四、八三

演說及談話

●藤田農務局長の糖業に關する演說

我國に於ける糖業は年一年に盛んにして北海道に鹿兒島縣下大島に沖繩縣其他の諸縣に於ては專ら斯業の改良に從事しつゝある程なるが過般九州、沖繩八縣聯合共進會へ臨場の途次藤田農務局長が大島に於て爲した

る演說は同業に關する有益の意見なり、其大要なりと云ふを聞くに

（前略）惟ふに封建鎖港の時代にありては貨物の生產消費分配は一に內國形勢の如何に由て定まり常時砂糖の需用は甚だ僅少に過ぎずして其供給は悉く內國を以て多くこれを外國に仰がざりしが故に消費生產相伴ふて能く其權衡を得たり而して砂糖は元と風土一支配を受くる最も大なるものにして到處普くこれを產出し得べきものにあらず即ち內國の糖業地よ中國、四國、九州、大島、沖繩等にして就中大島　沖繩の如き南島は其主位を占め利甚だ豐に事業亦た安固の地位に存せり然るに明治維新國を開らき市を通じ通商貿易の自由となりし以來需用供給の途は實に世界各國の市場を以て其區域となすに至り本邦產業の形勢は茲に一變し爲めに劣敗の地位に陷りたるもの蓋し尠しとせず中に就き糖業の如きは其最たるもの、一なり則ち砂糖の需用は生計の進步人口の增殖と共に年一年に增進すと雖ども國內產出の力は之に伴ふ能はざるのみならず却つて退縮するの傾向を顯はし需用漸く權衡を失し外糖の輸入年を逐ふて增加し其の勢の猛烈にして且つ迅速ある誠に驚くに堪へたり今既往に遡りて之を觀るに明治五年の如きは輸入糖額僅に四千二百万斤にして其價百七十六万圓に過ぎざるも十五年に至りては其額八千万斤とあり其價四百九十三万圓に昇り廿五年の如きは實に數量に於て一億九千万斤價格に於て九百六十万圓の巨額に達したり之を該年度に於ける消費總額二億六千万斤に對すれば其三分の二を占め內國產に係るものは僅かに三分の一を充すに過ぎざるなり抑も本邦輸入品の總額は現時大凡七千萬圓にして其內綿類を以て第一とし糖類之に次ぐ然れども綿類は近來工業の原料として輸入するもの多く之を外國に仰がざりしが故に消費生產相伴ふて能く其權衡を得たり而して砂糖は元と風土一支配を受くる最も大なるものにして到處普く之を

に向ふを忘るへからす要するに都下各糖業者は宜しく一致團結して漸次衰頽せんとする本業を挽回し從來地に陷りたる信用を恢復し以て大島糖業の隆盛を謀るは實に有志諸子の責任なり砂糖の品質を齊一に樽の斤量を一定するが如きは大島砂糖の信用を保つに最も必要の件にして之を實行するには必ず糖業者一般の一致團結に依らさるへからす而して從來大島は地理及歷史上の關係により遙に社會の進歩に後れ內外各地の商況の如きは殆んど熟知するものの如きの有樣あれば砂糖の販賣を初めとし一般貨物の賣買上に莫大の損失を來し其間に又種々の弊害を釀したるとあるやに聞けり當地は內地に比すれば交通不便なるを以て或は止を得さるものあるへしと雖も今日は昔日封建の時代に比すれば殆んど同日の談にあらさるを以て宜しく出來得る限り現在の情勢を利用し常に商況を察知するに怠らさるを要す且つ近頃海底電線架設の企あるを以て一朝成効の曉に至れば一般南島方面の形勢は頓に面目を一新し全國各地の商況は坐なからにして之を探知し得へく隨て農商共に此等の機關を利用し各業務の宜しきを計るに至るや期して待つべきなり是を以て當地に於て商業に從事する諸子も亦能く社會漸進の信用を保ち販路を圓滑にするの道を計るべし糖業者中或は品質を粗雜にし商業者も亦或は其公平の心を失して以て一時の利を私せんとするものあるが如きは大島糖業の爲め及各自の利益の爲め實に甚だ執らさる所なり實業正當の途を踏み

農商共利を共にせんこと本官の切望に堪へざる所なり以上陳ぶる所は本邦糖業上の概見に過ぎず其他米麥作を始めとし煙草山藍の如き工藝作物並に紬織漁業養豚等に至るまで改良繁殖若しくは新施行を要すべきもの尠しとせず米麥の如きは普通作物にして敢て當地の特産にあらざるも其收穫は內地普通の作に比し甚だ僅少なるが如し是れ一般田畑の使用は極めて粗畧なるが故なり內地に於て本國九州は勿論降霜氷雪の多き關東地方と雖ども尙二毛作に耕し年々二作をなせり然るに當地の如きは寒夏秋冬四季を通じて野菜に差支なき土地たるに拘はらず唯だ一作に止るが如きは農家經濟の不得策是より大なるはなし洵に本郡の如きは元と天利優勝の所なるが故に若し之に一定の勞力を加ふるに於ては內地に比し報酬多き收得を舉け得るや疑なかるへし且つ大島の人口は現時殆んど十四萬人に達せりと云へは農作に適し得へき土地の面積に比較し其數尠しと謂ふへからず故に概觀上已に粗大の農法に據ると雖ども之を得して可成的巧に土地を使用し一定地積の生產力を增進せさるへからさるなり之を要するに現今の如き疎放的農業をして漸次集約的農業の組織に改さるへからさるを信ず而して煙草の如き又山藍の如き何れも工藝作物として最も勞力を要し狹少の耕地よりして多額の總收利を擧け得へき性質を有し且つ暖國の特產なるが故に最も本郡に適當したるものと認めて疑はざるものあり然るに山藍の如き已に當地に現存する所ありと雖ども僅に山林に野生するものを採收して自用の泥藍を製するに過きず未だ以て農作物として之を栽植するに至らざるは實に遺憾の至りなり方今內地に於ける藝藍業は將に外國輸入藍の爲に壓倒されんとし每年輸入するインヂゴの夥多なるは諸子の已に熟知する所なり而して山藍はインヂゴの原料として最も適當の者にして其生育は又本邦中當大島及沖繩を以て適當の地となすが故に將來盛に之を栽培し進んでインヂゴ製造の業を始むるに至らば新に本郡の特有產物となるべきが故に宜しく諸子の注意を要す烟草に於けるも亦た然り將來一特有物產として望みある作物なれば務めて栽培の普及を謀るべし又紬は大島の名產として天下に知られたる織物なれば一時の小利に迷ひ粗製濫造を行ひて從來の信用を失はざる樣深く注意する所なかるべからず而して右原料たる眞綿は悉く內地の產を仰き自然不廉高價なるものを使用すと云へるは甚だ不得策なれば養蠶業を興して原料を生產するも亦目下の一急務として諸子に望む所なり右の外新施行に屬すべき事業にして特に諸子に向て嘱望するものは海產の收利是なり實に當大島は四面海を以て圍繞するの島嶼にして海中魚介豐富なるにも拘らず漁業の如きは殆んど之あるしと云ふも過言にあらず近來熊本縣人にして茲に見る所あり百難を排して漁業の先鞭を揚げ已に端緒を開くに至りたりと云へは諸子も亦之に倣ひ勇敢の氣象と百折撓まざるの堪忍を以て大に海產の業を興されんことを望む

傳記

奧三郎兵衛氏の傳

氏の祖先は慶長の初年、和泉國日根郡嘉祥寺村に興り名を奧右近と云ひ二代奧治郎右衛門の三男を三郎兵衛と稱し貞享の初年、始めて江戶本材木町に商店を開らき生魚及干鰯問屋業を營み箕裘相承き家道連綿として二百五十餘年を經て氏に至る氏は天保七年十二月三日を以て和泉國日根郡中之庄湊村に生る父を平松九左衛門と云ふ氏はその四男なり、初めの名を久吉と稱し同年奧氏の養兒となり廣太郎と改む七歲にして村校に入り十二歲にして同國堺の區校河邊徹三郎先生に就き漢學を修む、十七歲にして同校を退き奧氏の戶主となり三十郎と改む氏性寡、外寬內明にして措置皆な法度あり人と約すれば風雨虎狼も避くるあく之れを果さゞれば己まず名を玄寶、字は素養、號を園田と云ふ又別に獨飛と號せり、安政五年、氏廿三歲にして江戶の商店に來り更に三郎兵衛と稱し本家奧氏の相續を兼ね舊幕府御本丸活鯛御用を勤めしも時世の變遷に隨ひ維新の後に至り生魚問屋の業を廢して深川堀川町に移り干鰯業と米穀及び糠業とを營めり、而して氏か維新以來の經歷を摘記すれば明治元年十一月東京府に於て商法會議所元締を仰付られ同年商法集議所議員に徵され同

年會計官爲換方御用を仰付られ同年有栖川宮御用達を勤め同二年正月會計官爲換方頭並に命せられ同年正月和宮樣御還興の節、會計官出納司附屬を仰付られ爲換方御用を帶び後供奉を勤務す同年五月東京府廳爲換會社及び御貸附方頭取並に同年九月開拓使御用掛頭取に同年十月東京府廳より通商司商社大元方年番役に同年通商司より北海道物産掛頭取に同年開拓局御用掛等に歷任し又同年開拓使より御用達產物取扱を仰付らる同八年陸軍省石ノ巻に支店を開き大に業を張れり、その後明治十三年に於て東京府會議員及深川區會議員に撰はる又同十七年澁澤喜作氏等と相謀り東京廻米問屋組合を組織し正米市場を設く後、同二十年清國に漫遊して海產物其他貿易に關する實際の商況を視察せり、而して廿一年には日本水產會社理事長に撰はれ同年又東京廻米問屋組合第一玄米品評會に於てその審査委員長に撰はる同二二年大日本水產會々頭小松宮殿下より水產傳習所參事員を囑托せられ又品川忠道氏と與に日本製鉄會社及び日本組紳會社を興し又海外貿易の國家に裨益あるを覺り製絲場を陸前國本吉郡橫山村に設け專ら製絲改良に力を盡し同年渡島國函館港に支店を設置す同二十三年に再び深川區會議員に撰はれ同年第三回內國勸業博覽會に於て內閣より審査官を命せられ奏任官の待遇を受く會終りその勤勉の賞として銀牌及び銀盃を下賜せられたり同廿四年重ねて東京廻米問屋組合第二玄米品評會の審査委員長に推され同年大日本水產會議員に撰ばれたり或は商法講習所うの他學校及び區役所建築費等を寄附し或は惡疫豫防費、火災消防費等を義捐一罹災者又貧窶者へ金米を施興したるにより賞牌賞盃等を下賜せられたるもの數々にして實に枚擧に遑あらず、明治廿四年五月東京商業會議所會員選擧に際し氏は之れを避くるが如く當時行旅に京地を遠ざかると雖ども實業家の衆望虛しからず途に會員に當撰し尋で副會頭に擧げらる、十日の覩る所豈に徒爾ならんや、而して氏は昨年の春、歐米漫遊の途に上り各遊歷地の實況を見聞し居る折柄、衆議院解散せられ今春の總選擧に深川、本所の撰擧區より推されて衆議院議員に撰ばる、海外萬里に在るの孤客にして衆議院議員に撰ばるゝ亦榮と云ふべし、氏亦商戰場裡に在りて雖ども純然として餘裕あり暇あれば詩を賦し書を讀み又老筆圖錄二冊蘐溪紀勝四冊の著あり之れを世を公にす、その文章簡潔能く蘐溪の奇を盡し之れに加ふるに居民生活の狀、生產の事を以てせし等尋常紀行の比にあらざるなり又明清名家の書畫を收藏すること多く頗ぶる鑑識に富み傍ら能く古人の書畫を學ぶ、聞く先年氏が野州鹽原温泉に遊ぶの時 今上皇帝生母中山二位局の嘱に依り不老瀑を命名しその眞景を寫し之を奉るその賞として花瓶二個を賜はるの榮を蒙れりと、想ふに氏は何れの境遇にあるもその棟梁の才幹に富めるを以て首座の權は自然に其手中に歸するを覩る、氏の如きは商家より出でゝその才能其事業ろの文學を兼有する眞に青年商人の模範となすに足る又氏の吟咏に成れる詩歌頗ぶる多く篇々百璧玉の什にして傳ふべきもの尠なからず嘗てその壯年の頃の扇の歌に

白雪の色なるあふぎ手にとれば
おとろかれぬる風のすゞしさ

命意の靈妙、措字の敏活又才華の一斑を窺ふに足るべし殊に松翁木戸公を挽する二律の如き眞醇原眞摯、筆力精錬の妙、專門家と雖ども恐らくは之れに過ぐること難かるべし商業家中翰墨を以て會するあらば是れ亦氏を第一坐に推さゞるを得ず即ちろの二律を左に錄す

挽松翁木戸公二首

海內興誰論章猷。平生忠義死而休。莫疑積慮結爲病。始信至誠凝屬憂。羊楊香殘新翰墨。名園夢斷舊春秋。斯公逝矣今何在。飛鶴雲雷不可求。

忍歌薤露向靈前。捧讀遺書思悄然。仙鶴失群哀曠野。神龍斂跡入重淵。鼎鼐品賞玉家瘝。松菊風流陶令賢。憶昔屬陪琴酒宴。同頭高閣銷寒烟。

又先年東京商工會の閉會あるや氏ろの會頭澁澤榮一氏副會頭益田孝氏と親しみ善きを以て特に二大幅を製し二氏に贈りてろの功績を頌せらる其詩に曰く

贈東京商工會々頭澁澤榮一君以其姓名揷句中
鷲兒聲澁嘯烟勻。蔓蔭風流薇澤春。陶富季榮何足道。古今第一理財人。

贈東京商工會副會頭益田孝君以其姓名揷句中

謙而受益智兼仁。樂地福田堪寘親。孝養如君天助在。覺爲百世素封人。

京濱商工雜誌第三號

雜錄

橫濱貿易商紛議顚末錄

（永前）

共有財產目錄（不動產の部）

橫橫本町一丁目一番地倉庫數棟一ヶ所二千四百八十坪一勺四才
同市境町一丁目一番地（甲號）同同一百四十六坪六合三勺

予は商業上に於て錙利と雖ども之を拾ふに躊躇せず、予は先づ最初粗製品を賣りて利を之に取り次に染料を賣りて利を之に取り終りに精製品を低價に賣込み高値に賣り出し斯くして一種の商品に就き三種の利益を得たり「ロスチイルド」

利のある所以之れ如し歟、名の彫はるゝ所士之れに死す「韓非子」

一粟は粟の種、粟は苦の種と知るべし「薩澤藩山」

二主と親とは無告なるものと思へ、下人は知らぬ者と思へ、子なき者は身に近づけて近き手本にすべし

四捷に現れよ、火よりおぢよ、分別なき者におぢよ

五正直は一生の寶、慈悲は一生の衣裳、堪忍は一生の相續と知るべし

六恩を忘るゝ勿れ、怨を色と酒とは敵と知るべし

七朝暮すべからず、長坐すべからず

八小事に分別せよ、大事に驚くべからず

九九つは足らず、十分は溢るゝと知るべし「以上四山公遺訓」

負債は人を奴隸にす

一圓の儲を思はんより一の費を思へ

商賣の取引よは組成なく　朋友なし

同市同町一番地(乙號)同同一百三十七坪六合四勺
同市本町一丁目一番地會舘敷地同三百七坪七合五勺
同市同町六番地同同四十一坪二合
同市南仲通一丁目十一番地同同三百七坪五合二勺
同市同町十二番地同同三十九坪二勺
同市港町五丁目廿三番地改所敷地同三十六坪六合一勺
同市本町一丁目五番地南仲通一丁目十一地地ヨ跨る會舘石造家屋一棟二百八坪二合五勺
同市本町一丁目一番地(C號)煉瓦二階倉庫同一百三十五坪
同市本町一丁目一番地、境町ヨ跨る(D號)同倉庫同一百三十五坪
同市同町A號)同倉庫同二百廿五坪
同市同町(B號)同倉庫同　二十五坪
同市本町一丁目一番地内煉瓦平家々屋同瓦葺三十一坪二合、鐵板吹貳五十八坪八合
同市同町同文庫同十二坪
同市同町木造平家同八坪
同市南仲通一丁目十二番地同瓦葺、板葺建家同二階七坪五合、平家八坪七合五勺
同市港町五丁目廿三番地同平家同十九坪六合二勺
同市境町一丁目一番地倉庫裏門一ヶ所
同市本町一丁目一番地、境町一丁目一番地に跨る木柵同同市同所留
同市同所　同市同所防火水道栓具同
同市本町一丁目一番地巡査派出所一ヶ所、便所一ヶ所
同市本町二丁目五番地會舘防火戸坪二ヶ所
同市同町門柵三ヶ所
國産波止場、外六ヶ所改所建物七ヶ所同

(動産の部)

一組合會舘備附器具　一式
一共同倉庫備附器具　一式
一荷揚改所備附器具　一式

一貿易新聞資金　金四千五百圓
一貿易新聞貸附　金五千九百七十八圓六十四錢九厘
一安土町八番貸附以上　金三百五十九圓七十四錢
一管理事務貸附　金六千五百六圓廿一錢
一總勘定剰餘　金七千六百廿七圓七十錢五厘

一歩合徴集所諸帳簿　一式
一貿易商組合諸帳簿　一式
一貿易新聞社諸帳簿　一式

前表共有財産中には役務を負へるものあるを以て參考の爲め左に前參事會の議決の全文を錄す

(參考)明治廿二年十一月前參事會に於て議決す

共有財産處分議案(寫)

本町外十三ヶ町貿易商より東京控訴院へ引渡請求の控訴を爲したる共有財産に對する訴件は左の方法を以て原被兩造和解を遂け願下の協議を爲さんとす

一本町外十三ヶ町貿易商は本町外十三ヶ町組合を設け縣廳の公認を受くべき事

一本町一丁目町會所敷地及建家同町六番地町會所附屬地

右は本町、外十三ヶ町貿易商組合の共有財産と爲し之を保存し本町外十三ヶ町を代表する祝典接待饗應等の使用に差支なからしむる事

一境町一丁目町會所附屬地

右は共同倉庫建築用の爲めに本町外十三ヶ町貿易商組合に於て必要の土地なるを以て之を貿易商組合の共有と爲すべき事

一港町五丁目廿三番地建家

右商荷改所なるを以て本町外十三ヶ町貿易商組合の共有と爲すべき事

一瓦斯局起業資本金として歩合積立の内より借り入れたる金九万百五十圓に明治八年七月より明治廿二年十一月年四朱の利子を付したる總金額十四万二千百三十六圓五十錢(金九万百五十圓元金)(金五万千九百八十六圓五十錢利子)本町外十三ヶ町貿易商組合に於て町會所を保存するに付貿易商組合の共有金と爲すべき事

一共同倉庫敷地代金として瓦斯局より貿易總代人に貸渡したる金五万五千五十三圓八十三錢五　の内金二万七千〇十九圓三錢二厘は明治十六年六月より金六百五十五圓四十四錢九厘は同年十一月より金二万七千三百七十九圓三十五錢四厘は同十七年一月より明治二十二年十一月迄年四朱の利子を付し總金額六万八千七百十八圓五錢四厘(金五万五千五十三圓八十三錢五厘元金金一万三千六百六十四圓廿一錢九厘利子)本町外十三ヶ町貿易商組合より瓦斯局へ返濟を爲すべき事

一北仲通六丁目七十五番地女學校敷地

一同六丁目七十六番地横濱商業學校敷地

右は本町外十三ヶ町共有財産と爲すべき事

一弁天通一丁目十三番地住吉町六丁目八十四番地相生町六丁目九十五番地ヨ田町五丁目八十五番地及び進家花咲町五丁目六十九番地等の土地進家

右は本町外十三ヶ町共有横濱商業學校の基本財産と爲し迫て區會開設の上其決議處分に任すべき事

一花咲町五丁目七十一番地瓦斯局敷地進家及び附屬器械非ヨ其事業共

一宮崎町廿一番地假時所敷地及進家

右は本町外十三ヶ町の共有と爲し置き迫て區會を開設し其決議の上金市の共有に移すべき見込の事

一野毛老ヨ町十金病院敷地及附屬地

一老松町師範學校及敷地と同性質の建物

右取調の上迫て處分すべき事

收支決算總勘定表

明治廿二年十二月より同廿六年七月に至る

收入部

一金六万二千六百二十二圓七十五錢　引繼金

內譯

金三万九千六百五十八圓七錢四厘

是は歩合徴收所より引繼きたるものにして貿易商組合の共有金と爲すべき事

一金八千百七十二圓六錢三厘　借入金

是れは明治廿五年十一月より二十六年七月迄に組合總理が勝手に借入れたるものにて總代會を經ざるのみならず曾て一度も報告を爲さゞるものなれば組合員は勿論總代會議員の毫も與知せざる借財にして隨ヨ如何なる費途に支出したるやも判然せす故に固より確定のものと見るを得ざれやも今暫らく總理の調製したる財産引繼目錄に據て之を錄す

一金百六十七圓四十一錢七厘　積立　金脫漏の分
是れは明治廿四年一月より同三月まで組合員上野棚助より納入れたる歩合積立金にして總理は之を收入したるも是迄の決算報告中收入の部に脫漏したるものあるを以て今更に之れを此に錄す

一金一千三百五十四圓三十三錢三厘　新聞引機金
本項に就ては曾て紛議ありたる所にして明治廿三年八月貿易新聞を買入れたる當時同社現在の內容省保證金家屋敷金貸金及び現有金等にして悉く之れを組合に引繼きたるものなり依て之を收入項目中に加ふ委細は別冊貿易新聞に關する異同辯及び其收支決算調査表に依て明なり

一金二万千〇〇二圓七十六錢五厘
明治廿三年度積立金及び雜收入
是れが內譯を示すと左の如し

金二万四百十六圓六十九錢二厘	積立金
金八一一圓八厘	預金利子
金五百五圓六錢五厘	貸家料

一金一万三千五百九十二圓八十四錢二厘
同二十四年度積立金及び雜收入
是れが內譯を示すと左の如し

金一万三千百十一圓九十七錢七厘	積立金
金五十四圓八十六錢五厘	預金利子
金四百二十六圓	貸家料

一金六千六百五十五圓三錢二厘
同廿五年一月より十月まで積立金

金五千五百七圓六十五錢六厘	積立金

是れは飯島總理の調製したる目錄代言人顧問手當金六百八十圓とありたるも其實手當は明治廿四年同廿五年二ヶ年分にして金四百四十圓なるを以て差引金二百圓は卽ち本項の支出にして未だ總代會の認定を經ざるもの故果して支拂を爲したるものなるや否や知るべからずと雖も仮に之を錄す

一金千七圓
是又明治廿五年十一月以降總理の專斷を以て支出したる所にして總代會の議決を經ず又組合員に報告をも爲さゝるものなれども暫らく總理の調書に依りて茲に揭く

一金千六百八十六圓五十七錢九厘　借入利子
是れは明治廿五年十一月總代會の認定を經たるものなり

一金千七百三十八圓六ヶ四錢　借入金利子
是れは明治廿五年十一月より廿六年七月迄に支出したりと云ふ所にして曾て總代會の議決を經ず又組合に一片の報告をも爲さゝるものなれば其眞僞は之を知るを得ず雖とども今暫らく總理の調書に據て茲に揭ぐ

一金三百五十九圓七十四錢　貸金
是れは曾て事務員安土甲八郎が組合に奉職中金千圓余を費消したる償却殘金あり止むを得ず貸金として茲に揭く

一金千百四圓三錢五厘　新聞社に對する貸金
是れは異論ある一項目にして總理の調書に依れば貸付金の部に貿易新聞社に對する貸金として金五百八十九圓八十九錢九厘と記しあり然れども新聞に關する計算は其總体に就て異議あるを以て別紙異同辯に於て詳述せり

一金五千百二十三圓　印刷器械代貸
是れは明治廿四年中組合理事者が專斷を以て組合の金を支出して印刷器械を買入れたる代價にして理事者より組合に辨償すべきものとす委しきは別紙異同辯に讓る

一金千三百八十三圓廿一錢　前項利子
其詳細は今計算し難しと雖とも明治廿四年一月より本年七月迄、利子あり總理の調書とは其金額を異にすと雖とも之れ原金高及起算の日限同じからざるに依る

一金千三百五十四圓三十三錢三厘　新聞社へ貸
本項に就ては貿易新聞に關する辨明中に詳記せり

一金二万千二百七十六錢五厘　明治廿三年度諸費
其內譯を示せば左の如し

金二千〇十六圓廿二錢四厘	共有物保存費
金百七圓四十錢三厘	集會費
金五千二百四十五圓六十七錢一厘	事務所費
金六千五百三十六圓〇九錢九厘	代納營業稅
金四千八百四十六圓八十九錢	新聞社へ貸し
金二千二百五十圓四十七錢六厘	利足金
金一万三千三百十四圓十九錢二厘	廿四年度諸費及貸付金

一金千八百五十七圓八十三錢七厘　共有物保存費

金三十四圓九十九錢　集會費
金五千〇十七圓十六錢一厘　事務所費
金三千圓　新聞社へ貸
金二百四十圓　代言人手當
金三百四十四圓四十九錢一厘　會計檢查費
金二千八百十九圓七十一錢三厘　代納營業稅
一金八千百十四圓八十五錢一厘
廿五年一月より十月に至る諸費及貸付金
內譯を示せば左の如し
金千七百廿四圓八十二錢三厘　共有物保存費
金千八百四十一圓七十八錢五厘　事務所費
金千二百七十八圓廿四錢三厘　役員費
金三千圓　新聞社へ貸
金二百四十圓　代言人手當
一金三千百十一圓廿三錢七厘
廿五年十一月より廿六年七月迄諸費
是れは明治廿五年十一月より廿六年七月迄でに支拂ひたりと云ふ所にして總代會の認定を經す又報告をも爲さゝるに因り確定のものと見る能はすと雖とも暫く總理の調書に據りて茲に掲ぐ前項を內譯すれば左の如し
金千五百五十四圓八十二錢二厘　事務所費
金千九百五十六圓四十一錢五厘　共有物保存費
合計金十三万六千四百五十　圓五十五錢一厘　收支差引
金七千六百三十七圓七十錢五厘　剩餘金
貸借勘定表（貸の部）
一金五千九百七十八圓六十四錢九厘　新聞社へ貸

本項は曾て異議ありたる新聞社に對する貸金なれば別紙新聞社收支決算表及び異同辨參照
一金三百五十九圓七十四錢　安土射入郎へ貸
是は總勘定項目に明記したるが故に再錄せず　代言人手當
一金五千百二十三圓　會計檢查費
是れは紛議の一項目にして印刷器械代金に關する別紙相添へ辨明せり　代理事者へ貸しある印刷代金
一金千三百八十三圓廿一錢　前項利子
是れは前項の利子なるを以て別紙辨明書及び收支決算總勘定表と參照
一金七千六百三十七圓七十錢五厘　總勘定剩餘金
是れは紛議の一項目なれば別紙を以て其異同を辨明せり
合計金二万〇四百八十二圓三十錢四厘
（備考）
金八千七百五十圓廿五錢九厘　商業學校費
是れは飯島總理に於て調製したる財產目錄中には引繼金の部へ組入れ貸金項目に錄せられたりと雖とも別紙に辨明したる如く全く自己の設立とする學校へ支拂ひ渡したる金圓なれば本表には之を刪除す
同（借の部）
一金一万六千九百六十三圓五十五錢
組合創立より明治廿五年十一月迄に借入れたる總額
一金八千百七十二圓六錢三厘
廿五年十一月より廿六年七月に至るまて借り入れたる總額
一金二万千二百七十九圓四十九錢四厘
町費免除金山田駒吉外二百餘名へ割戻すべき分
一金千六百八十五圓四十八錢二厘　前項の利子
合計金四万八千百四〇〇廿八錢九厘
貸借差引
金二万七千六百廿七圓九十八錢五厘　借越

財產目錄異同辨

一金六万二千六百十二圓七十五錢　組合引繼金
本項目の引繼金は明治廿二年當歩合徵收所を廢しても拘はらす此時より溯つて四ケ年即ち明治十八年より組合創立に至るまての間收支決算は特に曖昧を極め組合員に對して精算報告を爲さす久しく組合員の移讀する所となり組合長の物議を招き之か爲め組合理事者の處置を詰責するもの續々輩出し遂に洋絲織物引取商の一團體は率先　擧て組合の收支決算を明瞭あらしめんとを期し時の理事者と往復數回遂に其要領を得す止むを得す法衙に訴へて其救濟を請ふ以て貿易商組合の帳簿を閱覽し收支を調査するとゝなれり是れ再昨年來引續き紛々擾々として寧日なき貿易商組合の大紛議を惹き起したる源因とす別紙訴訟事項にも錄する如く此收支決算を明かにする爲め起したる訴訟は第一審二審共總理の敗訴に歸し組合員は帳簿を閱覽し收支決算を明かにするとを得べしと判決せられたるにも拘はらす如何ある譯なるか總理は此裁判に服せすして其都度上訴を爲し今尙ほ訴訟中なり故に組合の收支決算に就て其微細なるとは知るを得すと雖とも明治十年より同廿二年に至る迄貿易商組合の前身ある漸歩合徵收所の出納に就き又組合員に報告したる處に據り精算するに其結果本表に錄するか如く貿易商組合は差引金六万二千六百十二圓七十五錢を引繼きたるものとす然るに今回飯島勇造總理の調製したる財產目錄には引繼金五万二千四百四十四錢六厘とありて玆に一万〇二百十二圓六十錢四厘の差金を出したり
我々の見る處と總理の計算と斯る大差を生じたるを今更始めて知りたるにあらす明治廿五年に於て此金額の異同に付早く已に衝突したりし前にも陳述したる如く組合創立より先一數年前は計算極めて曖昧なりしか爲め明治廿五年一月之を明瞭にする一目的を以て訴訟を提起せらるゝに至り總理は周章狼狽して同月十六日通常總代會を開き組合の計算に就て認定を求めたり此內引繼金は單に五万二千四百四十四錢六厘と記して其由て來る所の根源を示さす總理一味の議員のみにて表面より漠然と之を可認し始めて組合よ報告せり組合は廿二年に設立せられたるに四年の長日月を經過せる廿五年に至り決算を報告するが如きは其怠慢論する迄もなきとなるが若し之をして精確ある報告ならしめば尙ほ或は恕すべしとするも如此不當の計算は何人と雖とも首肯すると能はざる

所あり如何に多數決の議事とは云へ算數と不正に認むるに至りては實に亂暴も亦極まれりと謂はざるべからず然れども總代會の認定は其儘に過ぎ去れり其後同年十月に至り步合金を全廢し組合の大改革を行はんとするに當り組合の現有財產高を明かにするの必要に遭遇し調査の際又候引繼金一万〇二百十二圓六十錢の異同に就て互に衝突を來し總代會は二派に分れ一は曰く引繼金は今春の總代會に於て認定したるものなれば又其前を調査するに及ばずと一は曰く然らず苟くも現有財產を明かにせんと欲せば事已往の計算に屬するものと雖ども其當否を判然せしめざるべからず然らざれば調査の基点定まらずして決して精確なる結果を得べからず依て單に引繼金のみならず其他の決算に就ても一應之れを審査し以つて現有財產を明確にすべしと然れども衆寡の數は遂に利非を轉倒し已往の收支の如何に曖昧にても毫も立ち入るべからずと議決するに至れり爾后屢々論爭するも詮なく遂に今日に至りたるものなれば飯島總理が今回提出したる引繼金額は決して組合全体の是認する所にあらず茲に其謬妄なることを辨す（未完）

第六議會の實業問題

吾人は帝國議會の開けると共に經撰擧の結果、新撰の榮を得たる諸員諸君が如何に實業問題に傾意せるかを傍觀したり、吾人は今春の總撰擧に依りて擧げられたる議員中には前回に比して實業家多しと聞き思はず「快哉」と呼び、徐ろに議會の經過を熟視せるに、實業家議員は前回に比較的多しと雖ども、全議員に對する算數的割合の上に於ては。未だ少數たるを免れず、最少數の實業家議員を以て多數の盲動議員を抑制する能はざるや知るべきのみ、當議會の經過も、亦盲動連の喧擾を以て終はんぬらん、と豫測したる盲動連の騒篇や強かりけん、青天霹靂一聲高く、議會は去る二日を以て解散の命に接せり、噫々、左りながら前件は去りぬ、逝きぬ、敢て究論するを要せず、唯將來の爲め茲に一言し置かん、幷は徐事にあらず、臨時總撰擧の日また近く再び來らんとす、此時に際し各撰擧區民は議員を撰擧するに當り、能く注意に注意を重ね輕々しく動くべからず、而して輕擧盲動の議員を擧げ以て徒らに國費を損せざる樣、一に此に留意すべし要するに吾人は篤行着實の士特に實業家を擧げ、以て國民の代表者たらしめ、以て國家富强の基を大成せんことを欲するものなり、而して第六回議會に於ける事業中實業問題に關する件々は左の如し（㊟政府提出）

（○貴族院提出）（△衆議院提出）

兩院の議決を經て成立したるもの

○綿絲輸出稅免除法律案

○膽振國室蘭港を特別輸出港に追加法律案

○越中國伏木後志國小樽兩港に於て露領沿海州薩哈連島及朝鮮國貿易に關する船舶出入及貨物積卸許可法律案

○琉球國那覇港より於て清國貿易に關する船舶出入及貨物積卸許可法律案

○（甲）鐵道比較線路決定に關する法律案

○（乙）鐵道比較線路決定に關する法律案

○（丙）鐵道比較線路決定に關する法律案

○（丁）鐵道比較線路決定に關する法律案

○（戊）鐵道比較線路決定に關する法律案

○（己）鐵道比較線路決定に關する法律案

○鐵道敷設法中改正法律案

○（甲）豫定線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案

○（乙）豫定線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案

○（丙）豫定線路中私設鐵道會社に敷設許可の件に關する法律案

○實業教育費國庫補助法案

○國庫金出納上一時貸借に關する法律案

一院の議決を經て成立したるもの

○北海道に鐵道を敷設し及港灣を修築するの建議案

○貨屋條例改正　請願

○復製及荷造改良の請願

○千島國擇捉島電線架設の請願

○製鐵所設立に關する建議案

一院の議決を經て未だ院の一院の議決を經ざるもの

○營業滿期國立銀行處分法案（下院議決）

○國立銀行紙幣の通用及引換期に關する法律案（下院議決）

○銀行條例改正法律案（下院議定）

而して右の中營業に滿期國立銀行處分法及び其理由書は左の如し

營業滿期國立銀行處分法

第一條　國立銀行にして營業滿期後國立銀行條例第十二條に依り私立銀行の資格を以て營業を繼續せんとするものは營業滿期の日より六箇月以前に營業繼續及定款改正の決議を爲し其の改正定款を添へ大藏大臣に營業繼續の許可を請ふべし

第二條　前條の國立銀行にして資本金額を減少して營業を繼續せんとするものは國立銀行條例第四十二條第四十三條及第四十四條の手續を了したる上前條に依り營業繼續の許可を請ふべし但同條例第十七條の制限を適用する限にあらず

第三條　營業繼續及定款改正の決議は國立銀行條例第六十九條格段決議の方法に依る

第四條　營業滿期に至り營業を繼續せざる國立銀行の解散手續に關しては商法株式會社解散及精算の條項を適用す

營業滿期國立銀行處分法案理由書

國立銀行の終期漸く迫り營業者は方さに將來の畫策に汲々たり此の時に當り國立銀行をして其の設立の目的を達し且つ其の終を全うせしめ經濟社會にも亦劇烈なる變動なからしめんと欲せば當業者が執る所の針路を一定ならしめざるべからず國立銀行條例第十二條及第九條に依れば紙幣を發行し竝に何々國立銀行と公稱する特權を除くの外は滿期後も尙國立銀行として取得し又は貸擔したる一切の債權債務を承繼し私立一行の資格を以て營業繼續を爲し得ることは勿論にして既に登記を受けたる事項の異動に關しては商法第二百十條の登記變更の手續を爲すに止まるべしと雖も營業繼續議決の方法及滿期解散の場合に於ける精算の手續に付ては法文上明瞭を缺けり仍て此の際該條例補足の規定を設くるは極めて緊要の事に屬す是れ本案を提出する所以なり

清國通商事情

左の一編は現今職を農商務省商工局に奉じ商事課長たる江口駒之助氏が去る明治十八年の頃、著述したるものにして今之を掲載するは事甚だ陳腐に屬するが如き感ありと雖ども、清國通商事項中航通濠船の一項を除く外は今日と大差なきのみか、商風習慣の如きは細毫だもその差違なきを以て玆に掲載することゝなしたり、殊に氏は數年間の永き間國に滯留して詳しく該地の商況を探り以て本編を草したるものなれば、普通人の漫遊的商見錄とは違ひ、觀察該博且つ

注意周到にして讀者をして一見瞭然たらしむ「著者自から卷首に題して曰く」（前略）清國の全般を述べんとするも境域浩漠事情錯雜却て適切を缺くの恐ありて寧ろ最要の一地に就き著々實跡を掲げ以て全般を推測せしむるの勝るに如かず今清國十九港中最要の地を撰むに蓋し漢口に過ぐるものなし云々」と即ち本編は專ら漢口の事實を擧げたるも其の風慣習等は各地を通じて大差なく以て全般の精神を推知するに足れりとす然れども尚ほ此他諸港の細情は更らに編を續て本誌に掲載することを諸せられたり讀者諒焉

漢口は湖北省漢陽府漢陽縣に隷屬し長江即ち楊子江左岸に沿ふたる一大通商碼頭にして海口を距る二千二百四十四清里（我四百〇七里許）即ち北緯三十度三十二分五十一秒東經百十四度二十四分に在り漢水西北より來り街西を流れ江に會す因て漢口の名あり一に漢鎭又漢泉と云ふ地勢平垣近傍僅かに丘岡の隆起するを見るのみ氣候夏季華氏九十六七度に昇り冬天降て三十四五度にあり我東京に比すれば寒暑共に酷烈にして上海と略同じ唯地味菅腰草木繁茂窒氣自から清爽且つ夏天は時々雷雨の至るあり冬間は積雪五六寸を得るも海風肌を刺すことなき故上海に比すれば寒暑共に凌ぎ易きを覺ふ風向は夏より秋まで東南多く冬春西北多し是を江岸一帶の定向と爲す周郎の阿瞞を破る冬間に東南風を得たるは僥倖と謂べし民性頗直風俗野樸にして自から慄悍の風を帶ぶ日湖東（湖南、湖北を云ふ）一般の習氣とす漢江の如きは五方雜處殷富旺盛の區と雖も市間の民俗舊慣を改めず衣食百般のこと決して奢靡に流るゝ者なし衣服の如きは即ち良好の綢緞を用ふるも成衣の體裁素簡短を尚ぶ故に江南人は自から文雅を以て之を見て其窄袖短衣を嗤笑すれども余を以て之を觀れば此風當初滿洲尚武の制に基づきたるに似て遠く江南文弱の衣裝に膺れるを覺ふ概ね外人を悦ばず居留地を離るゝ遠き街市に至れば或は喇罵し或は瓦礫を抛つ等の事あり其頑如此然れども是れ亦慄悍より生じ來るものにして江浙地方の偷薄奸黠に比すれば其氣骨の剛直實すべきものあり市街長延人烟稠密他の邑鎭と同視す可きに非ず咸豐二年（我嘉永四年）髮賊の焚掠に遇へる時焰光三晝夜滅せざりしと云ふ地これ會流の叉頭に介まるを以て影三稜を成し一角の長さ各約十五清里其界內に塡蓋せる市屋十万に下らず之を省城武昌に比するも反て二万餘の多きを加ふ總て清國の都邑は地の廣袤の割合には戸數分外に多し是れ他なし家屋狹少檐面の密接なる宛かも厂齒の如く街路の窄隘なる襟帶に髣髴たるが故なり家屋の構造皆な層樓を架す江岸一帶の地は時々漲水泛溢の虞れある故戸々樓房を設けて逃水の地となすなり其外面は磚を用て疊砌し內部及び樓面は概ね木材を用ひたり抑も本口は咸豐十年（我萬延元年）英佛同盟軍の燕京を侵せし後ち外國通商の約成り十一年英國軍艦江を遡り實地を査愼し翌同治元年より外商初めて來り貿易を開けり乃ち沿江一帶各港（鎭江蕪湖

九江宜昌）と同時の開口に係る而して他の諸港の現況を察すれば每年收むる所の海關稅一百万兩に上るものなく厘金（長髮賊の亂清廷軍餉の繼かざるより水路各所に局を設け貨物原價百分の一を抽きたるもの今尙ほ裁撤せず）各四五十萬に過ぎざるに猥り漢口は海關稅二百万內外厘金一百万兩の巨額に上り清國十九港中上海の次に位するに至れり如此此口の特に旺盛に趣くもの蓋し其故あり本口は全國中の腹部に在りて水路四通の便を得長江を溯れば遠く漢水を溯れば河南陝西、甘肅に達し湖南、江西、諸省皆な舟行の便あり且他山西、安徽の貨物も概ね此地に淮集す所謂九省の通衢たり又商貨船と稱する雲巴、蜀の土產を裝して長江を下るの船隻は此地を限りとし更に下流に赴くことなし故に該地方に囘漕すべき物貨も下流各地より運致し來りて歸艙の便を待てり又清國第一の物產たる茶葉は此口より「ロンドン」「オデッサ」等へ直航の滊船ありし他港より持ち越すもの少なからず且つ本地は長江を隔てゝ武昌省城に對し漢水を阻てゝ漢陽府城を望み二府一鎭鼎足をなし戶數合せて五十万に亞れ人口無慮二百万を有す古來清人は此地及び阿南の朱仙、江西の景德、廣東の佛山と併せて天下の四大鎭と稱せしも今日に於ては他は概ね衰頽の狀あるも漢口一鎭は益々殷富の勢ひを呈するは決して偶然に非さるあり要するに此口は外國貿易よりは清商間の貿買こそ實に驚くべきものにて直接の貿易には殊に利便あるを信ず一目して其繁盛を卜知すべきものは民船の數は迚も確算を得ざるも、約二万餘艘と云ふ長江漢の二治岸凡そ二十清里許の間舳艫相銜ひ檣檣林の如く寸波だも見る能はず船を家とし水を鄉とし生涯陸地を蹈まざる者其幾十万なるを知らず街上物貨を負擔搬送する者肩摩踵接呼叫相聞し熱鬧如沸初めて至る者殆んど一驚一目眩し趦趄逡巡歩を進むる能はざるに苦しむ此實況を目擊すれば誰か心中暗に貿易の殷富を感嘆せざるものあらんや

（未完）

●東京商業會議所の臨時總會

同總會は去る五月開會より定刻より會議に取掛り濕澤氏議長席に就き「第一號議案離隔地取引に關する件に付討議したるが兼てより議論ある問題なれば種々議論の末結局注文者即ち提供者の側に就ては原案に「提供者はその申込が被提供者に到達せざる前は勿論到達したる後と雖も被提供者が之に對して未だ承諾の報を發せざる間は何時にても之れを取消し得ることゝし」とあるを其申込の被提供者に達せざる前に取消すは妨げなしと雖も到着後に至つては提供者が明示したる承諾の期間若くは習慣上相當の期間內に承諾の報を發するときは之れを取消すことを得ざる意味に修正することに決し被注文者即ち被提供者の側に就ては原案に「被提供者は一旦その承諾の報を發したる後は如何なる事由を問はず之を取消し得ず」とあるを被提供者は一旦

承諾の書面を發したる後と雖も此書面の提供者に到達せざる前には電報を以て承諾の取消を爲し得ることに改めんとの説もありたれども被提者側が一旦承諾の回答を發したる以上は既に合意契約の成立したるものなれば如何なる情あるも之れを取消し得ざるものなりとて原案を可決し次に農商務省の諮問に係る「第二號議案糖業調査の件」は原案通り調査委員を設くることに決し議長より左の諸氏を指名せり

高波見　平兵衛　藤田武次郎　大住　喜右衛門
鳥海　德左衛門　加藤　德三

次に「第三號議案酒造稅則附則改正の件」は兼て商業部に於て調査せしに同部は改正の趣意を是認して報告せしより之に就き討議を開きしに第一讀會を一可決し二讀會は次會まで延ばすことに決し次に「第四號議案會員鈴木源造氏辭任の件」は異議なく承諾に決し「第五號議案」本邦人所有の外國通航船出入港手數料免除の件」は原案通り可決し同會議所より大藏、遞信兩大臣へ建議するとゝなれり次に「第六號議案日孟航路競爭の實況及び之に對する方策調査の件」は調査委員會の決議報告即ち此の競爭に就て國家は相當の補助を與ふるを適當なりとするの意見を是認し尚ほ同委員の意見として之れに附帶して提出せし一般に關する海運振張方法調査委員を設くるに決し議長より左の九名を委員に指名せり

益田　孝　　荘田平五郎　　奥　三郎兵衛
大江　卓　　中野武營　　佐久間貞一
今村清之助　　野中萬吉　　岩谷松平

㊙國立銀行大會の決議

中國、四國及び九州同盟銀行の發起に係る國立銀行大會開會の事幷に關東同盟銀行の大會に參同せざる理由は揭げて前號にあり讀者定めて之れを知らん、而るに中國、四國及び九州同盟銀行は豫期の如く去月十五日江東中村樓に於て開會せり、其結果二十ヶ年の營業延期を請願することに決し即ち國立銀行條例の二十ヶ年とあるを四十ヶ年に延期し之れが條例の改正を請願するとゝなり、尚ほ之に對で此請願運動方法の緩急問題起れり、多數の議論は緩說に可決す即ち大藏大臣より議會に提出すべき議案を調査し該案にして滿足すべき議案ならんにはうの運動を要せずし徐にうの成行を待たん、若し否らざるに於ては大に運動を試みて滿足を計るに努めんと云ふにあり、同大會發起委員諸氏之れが調査の任に當り、其調査の末「該法案には滿足すべからざるものなりと認めたり」故に委員の意見は種々に起れり、然れども結局多數の意見は左の如くに決定せり

一國立銀行條例第十二條營業年期を延期するの要求な要すべき運動に着手するに先ち國東銀行會に交渉して速に同會の臨時會を開き今回政府の提出したる營業滿期後國立銀行處分法案として第六議會に於て決議に至ざる時は銀行大會決議の趣旨と整同し共に相提携して營業年限延期の動運を爲すや否や至急決議回答あらとを要求すべし

一關東銀行會若し銀行大會決議の趣旨に贊同する能はざる旨を回答するときは直に營業年限延期の目的を遂すべき運動に着手すべし

一關東銀行會に交涉す可委員は松田源五郎（第十八國立銀行頭取）上羽勝衛（第百三十五國立銀行頭取）の兩氏を撰定せり

關東銀行會にては右の交涉に接したるにより　臨時總會を開らき交涉問題に就て協議したるに同銀行は前回決議の意志に依るも勿論滿期處分案の通過を望むこと切なれども萬一當議會にて議決に至らざる時は尚ほ次期の開會まで待つべきや此邊の事に就て今日豫じめ運動方法を議決し置くの必要あり即ち第二の方法としては營業延期を請願するの外、途あく且つ大會よりも延期の主旨を以て交涉ありたるにより處分案の成行如何によりては全國國立銀行一致の運動を爲すことに決したり、而して各同盟銀行の代表者は左の如し

關東銀行會代表者
澁澤榮一　安田善四郎　三輪信次郎
池田謙三　山中隣之助
東北銀行會代表者
遠藤敬止　增田繁幸　長谷川直則
名古屋同盟銀行代表者
渡邊甚吉　山內正義
大坂同盟銀行代表者
金澤仁兵衛　辻　直義
中國四國同盟銀行代表者
永田伴正　森　一馬
鍬田房次郎　安田幸正
九州同盟銀行代表者
上羽勝衛　松田源五郎　澁田大八
堀部直臣　小河久四郎

而して滿期後の處分案は議會解散の爲め終に關東銀行會の希望を達せしむる能はずして止みぬ、扨て又右代表者は數回會合して協議の末營業年限を十ヶ年間延期する事に決したり、就ては其目的を達する運動の順序方法を協議し結局關東同盟團体より二名、他の各同盟團体より二名、他の三同盟團体より一名づゝ都合七名の陳情委員を撰擧し大藏大臣幷二日本銀行總裁に親しく希望を陳情する事に決し其委員には左の諸氏當撰せり

澁澤榮一　山本直成（關東）上羽勝衛（九州）遠藤敬止（奥羽北海）安田幸衛（中國）金澤仁兵衛（關西）山內正義（名古屋）

㊙東京商業銀行

同銀行は去る三日、日本橋倶樂部に於て創業總會を開らき定款中取締役三名とあるは二名を增加して五名と改め役員の撰擧を行ひしに左の諸氏當撰せり

服部綾雄　竹內半左衛門　島海清左衛門
江口直造　藏野善助　（以上取締）
江川金右衛門　松村金兵衛　（以上監査役）

夫れより專務取締役の互撰を行ひしに服部綾雄氏當撰又支配人には杉本清清胤氏を任用する筈、而してその營業所は日本橋區伊勢崎町十六番地、出張所を深川區小松町七番地に置く、資本金二十万圓の內金十万圓を以て運轉資付金に充て爲替及び荷爲替資金として四万六千圓、營業用地家屋諸費として金三千圓、創立費に金一千圓と定め營業を開始する由

㊙久次米銀行

同行は去る三日臨時總會を開き業務擴張の事に付協議せり、而して今度曹動宗に近藤廣平氏が新顏の大株主となり大ゝ行內の面目を一新した

れば是れより商品抵當の如き手形割引の如き其他總て商業家の便益を謀りて取引をなすと云ふ

● 秩父銀行

埼玉縣秩父郡大宮町に設立計畫中なる同銀行は去る五日創業總會を開き定款を審議して重役を選擧したるに左の諸氏當選せり

大森喜右衛門　頭取、柿原萬藏、福島源之助、前田德平、柿原定吉（以上取締役）新井佐市（支配人）笹間崎、伊古田豐三郎、山田惣太郎（以上監査役）

● 名古屋銀行

愛知縣名古屋に在る私立名古屋銀行にては去月中旬臨時株主總會を開き資本金三十万圓を增加することゝ決す

● 第四十三國立銀行

和歌山第四十三國立銀行は當時資本金二十万圓を增加することを決議したるが元來該行條例に依れば六ヶ月間に拂込を結了せざるを得ず依て差當り十万圓を增し殘り十万圓は運轉の必要に應じて追て募集すること、なしたりと

● 政府紙幣及び銀行紙幣流通高

大藏省の調査に係る本年四月卅日より同年五月一日へ越す政府紙幣及銀行紙幣流通高は三千七百七十七万八千三百七十六圓七十五錢にして前月に比し政府紙幣廿万九千圓、銀行紙幣三千百三十五圓を減ぜり今前月との比較明細表を掲ぐれば左の如し

種類	四月末流通額	三月末流通額
政府紙幣壹圓以上	二、七九、〇四六、五〇〇	二、七九、九九四六、五〇〇
同上半圓以下五十錢以上	三、七〇五、三一一、七五〇	三、七〇五、三一一、七五〇
小計	一五、四九五、七七三、二五〇	一五、七〇四、七七三、二五〇
銀行紙幣	二、二八〇、三〇〇、〇〇〇	二、二八〇、三〇〇、〇〇〇
鎖店銀行紙幣	一〇二、三三五、五〇〇	一〇五、四三八、五〇〇
小計	二、二八二、六三五、五〇〇	二、二八五、七三八、五〇〇

總計　三七、七八、三七六、七五〇　三七、九〇五、二一、七五〇

● 金銀貨の比較表

本年七月一日より九月三十日まで輸入品元價の換算に適用すべき外國貨幣日本銀貨比較は去る一日の大藏省告示にて左の通り定められたり

外國貨幣日本銀貨比較表

國名	金貨	日本銀貨
英吉利	一ポンド	九圓十九錢一
獨逸	一マーク	四八〇
北米合衆國	一ドルヲル	二圓〇一五
佛蘭西	一フランク	三八九
瑞西	同	三八九
白耳義	同	三八九
伊太利	一リラ	三八九
丁抹	一クローン	五四〇
瑞典	同	五四〇
諸威	同	五四〇
和蘭	一ギルドル	八一〇
西班牙	一リール	一〇一
葡萄牙	一ミルリー	二圓一七五
土耳其	一ピアストル	〇八八
澳地利匈牙利	一クローネ	四〇八

● 銀行支店支配人の訴訟提起能力の有無

銀行支店支配人の訴訟提起能力の有無に就ては經濟社會の一問題となれる由にて銀行家も亦之れが方針を一定し置かざるべからざると論ずる者ありしが京濱同盟銀行にては右に關し岡村輝彥、梅鉢次郎、菊池武夫三博士に鑑定を請ひ其結果に付去月下旬定式總會に於て審議せり而して右三博士鑑定の要旨は

一梅博士の鑑定は支店支配人は訴訟提起の能力なし依て本店頭取より常に委任狀を交付し置くべしと云ふにあり

一岡村博士の鑑定は其大體に於ては梅博士と同樣なれども委任狀を事の起るに際し其都度交附すべしと云ふにあり

一菊池博士は支店支配人よも訴訟提起の能力ありと云ふにあり

右三鑑定書に付種々審議の末遂に多數に依て梅鉢次郎氏の鑑定書に依ることに決定せしが右に付其委任狀其他の書式に付ても成るべく一定し置きたしとてこの起草委員を佐々木慎四郎、佐々木勇之助、池田謙三、三村君平、三輪信次郎、山川勇木、上柳清助の七氏に托せり

● 羅典貨幣同盟會議の決議

佛國官報は昨年巴里に於て開きたる羅典貨幣同盟會議の決議事項を公にせり右は佛蘭西、白耳義、瑞西及希臘等に通用せる伊國の補助貨幣即ち二法、一法、五十參及二十參貨幣を回收し伊國に交付するの目的にして同盟國は此等伊國貨幣の輸入を禁じ又伊國は之が輸出を禁ずるを得る等のことを合議決定せしあり而して交換の手續は佛蘭西銀行に於て伊國の交換申込額に對し同盟國より逆致する該貨幣額を交付するのもとす但し瑞西には自國鑄造貨の寡少なるを以て最初四箇月間の交換額を千五百万法に限定せり此決議は羅典貨幣同盟の存續する限り實行の効力あるものにして今後若し伊國政府より自國の補助貨幣を更に同盟國に通用せんことを申込みたる場合には其拒否は各國の自由あり又佛國、白耳義、希臘及瑞西等の補助貨幣にして伊國に通用せるものを回收せんとするときは各々其發行國より交換を申込むことを得べしと云ふ

● 獨逸に於ける銀貨問題の成行

獨逸政府が近頃二千二百万マークの補助銀貨を鑄造せんと計畫せりとのことは前號の紙上に掲げたるが右に付四月六日の閣會に於て兩本位論者より質問せし時帝國大藏大臣ポサードスキー氏は之に答へて此計畫は獨逸の貨幣制度に毫も關係を及ぼすものにあらず只だ內國の需用に應せんが爲めなり獨逸政府は決して幣制關する法律の變更を求めずと陳べ且銀を銀行の準備金とするは其價格を維持する一方便なりと陳べたるを以て同國の兩本位論者は大に望みを屬し氏が金貨本位を變ぜずして銀價を騰貴せしむるの方便ありと云ひしは取も直さず先頃同國の銀價問題委員會へアレント博士が提出せし考案を贊成し其實行さるべきことを示すものなりと信ずるに至れりアレント博士の考案と云ふは歐米諸國聯合して條約を結び國々相應に銀塊を買入れ之に對して同盟國共通の銀券を發行し各國此銀券賣買の爲めに一局を設け銀の價格は每年十月一日同盟國聯合の會議を催ふし人口百万に付き一票の割合を以て各國が投票したる結果の多數に從ひ最初一箇年間の價格は條約批准の日より實施に至るまで三箇月間倫敦に於ける平均相場を以てし而して價格の下落せざらんが爲め右相場を條約有功期限中の最低價とし條約期限は五箇

年とし若し此期に至る一年前に脫會を申込むものなきに於ては尙は五箇年間其儘に繼續すべく條約を廢する時は買入銀塊は同盟國の間に分配し發行の銀券は最後に取極めたる代價を以て悉く償却し銀券は何所より發するものも同樣の形とし英獨佛三國語を以て文字を顯はし之に對しては更に粗稅を課するを許さゞ等の趣意なり

● 列國複本位會議

去月二日倫敦に於て會合したる列國複本位會議に關し同月五日及ひ七日の香港「デイリー、プレッス」に左の二電報を掲げたり

列國複本位會議は倫敦府知事の官邸に於て開會せられ、獨逸佛蘭西及和蘭の委員參列したり先も此等の委員は政府より派遣せられたる者にあらずして非職分は單に評議を盡すに止る決議案は一も可決の運に至らず又政府に於ては同會議を公認せず唯バルフオール、カルトニーの二人が今の金融界の紛亂を治定せんと欲せば國際條約を以て複本位制を施行する外他に策なしとの旨意を演說したるのみ複本位會議は其議事を終れり閉會に先ち次回の撰擧に於ては候補者をして複本位主義を執持せしめんため百方盡力すべき旨を議決せり

● 銀貨問題と墨國內閣

墨西哥國は米、英其他の非銀貨國に對する運動の方針に關し已に屢々開議を開きて講究中なるが先づ第一の策として輸入稅を二割五分ヲ增加することに決し進んで中央米洲諸共和國に向つて大同盟を組織する 談實を聞くべきを 議決したり

● 四月中の外國貿易

大藏省に於て調査せる去る四月中外國貿易の大要は左の如し

而して右原價を各港へ區別すれば左の如し

港名	輸出	輸入
橫濱	四、〇五九、七〇二●七九〇	三、六九五、六八七●二一〇
神戶	二、五四八、四〇七●二四〇	四、七八八、〇五一●六〇〇
大坂	一〇二、七三二、九三〇	八五五、二五五●七九〇
長崎	三〇三、〇一九●一九〇	五二八、二三九●四一〇
函館	四八、九四五●五三〇	二三〇●六六〇
其他諸港	六六三、四九九●三四〇	三八、四二五●六五〇

輸出金銀 二、七〇八、八三五●四三〇　輸入銀貨 二、四五六、三一四●九六〇

● 銀價下落の清國貿易に及したる影響

上海駐在領事大越成德氏よりの報告に依れば清國と英國との貿易は昨年と去千八百八十八年との比較に於て近時大に縮少し清國と日本の如き銀貨國との貿易は同時に大に膨張したるを認む即ち左の如し

國名	千八百八十八年 兩	千八百九十三年 兩
英國（輸入）	三〇、三九二、六五五	二八、一五六、〇七七
（輸出）	一六、七〇〇、九六一	二、六六七、九一〇
小計	四七、〇九三、六一六	三九、八二三、九八七
日本（輸入）	五、七七四、八一二	七、八五二、九八八
（輸出）	三、五六二、一五八	九、三三七、九七五
小計	九、三三六、九七〇	一七、一九〇、〇四三

蓋し此事實は宜しく世人の注意を要する所のものならん思ふに去千八百八十四年頃迄は清國の銀一兩は英六志より五志七片位の相場なりしに昨年に至ては三志四片に下落したる事は即ち清英貿易の萎縮せし主因ならん而て之と反對にて日清兩國の間は各銀なるが故に爲替相場の變動極めて少なく爲に貿易を增進したる事なるべし、貿易に從事する者は宜しく深く此邊に注意すべきなり

● 全國取引所一覽（所謂新設の分）

株式會社米子米穀取引所

理事長 門脇重雄
理事 野坂茂三郎
監査役 豊城節藏
同 敦賀米穀取引所
理事長 大和田莊七
理事 星 清
監査役 那須吉兵衛
同 三國米穀取引所
理事長 森田三郎右衛門
理事 佐々木治太夫
同 富山米穀、肥料取引所
理事長 岡野善次郎
理事 森正太郎
監査役 宇津善吉
同 長濱生絲、米穀取引所
理事長 下郷傳平
理事 河路重平
理事 坂口仁兵衛
同 稻田藤三郎
同 志田伊兵衛
理事 大音新九郎
監査役 山本傳兵衛
理事 坂根正夫
監査役 中川治郎八
理事 密田兵造
監査役 田中清次郎
理事 杉本吉士
同 日比久太郎

監査役 中村嘉平
同 沓水清次郎
同 近江油取引所
理事長 六之助
理事 西村卯兵衛
監査役 池田仙右衛門
同 彥根米穀取引所
理事長 林好
理事 阿知波勘造
監査役 西川庄五郎
同 奈良米穀取引所
理事長 大森敏寬
理事 中野爲一
同 高天善成
監査役 田中平兵衛
同 松塚猶事
同 姬路米穀取引所
理事長 神戶米藏
理事 五百旗頭喜八
同 矢內治三郎
監査役 野中善三郎
同 和歌山米穀取引所
理事長 津村重兵衛
理事 北島七兵衛
監査役 南丁孫兵衛
同 垂井清右衛門
同 上野米穀取引所
理事長 福田爲吉
理事 松生安兵衛
同 宇野文平
理事 戸田勘兵衛
監査役 西村勘七
同 辻卯兵衛
理事 長崎卯八
監査役 竹村伊平
同 阿知波勘次郎
理事 畑野吉次郎
同 鉾田忠次郎
同 松村儀三
同 中喜多勇次郎
理事 西澤秀藏
同 神戶松之助
監査役 永井彥藏
理事 小澤卓一
監査役 前嶋十次郎
同 津村藤藏
理事 菊輪蓊十郎
監査役 菅野庭吉

監査役　藤島万次郎
同　山田米穀取引所
理事　北川知一　理事　山本伊兵衛
理事　野村四郎兵衛　監査役　四川安
監査役　吉田徹五郎
同　松坂米穀取引所
理事長　森川友藏　理事　川北新兵衛
理事　北村齋助　同　逢三
監査役　松田庄之助　同　西山文次郎
同　津米穀取引所
理事長　後藤仁兵衛　理事　佐伯惟毅
理事　小嶋惣右衛門　同　村上勘七
監査役　川喜田四郎兵衛　同　芝原小右衛門
同　四日市米穀取引所
理事長　三輪猶作　理事　九鬼紋七
理事　安藤新兵衛　監査役　吉村亥之助
監査役　久川孫治郎

●取引所彙報

九品派と三品派との合併　久しく對峙せる九品派と三品派とは四中直道氏等仲裁の勞を取り愈々合併して九品派從來の資本金三十三万圓に三品派の爲め更に十万圓を增加し總資本金額を四十三万圓と爲したり右の如く愈々合併したるに付去る五日淺草鷗遊館に於て創業總會を開き當日の議案を可決し夫れより役員の撰舉を行ひしに左の諸氏當撰せり

棉花の部　印村利七　肥料の部　奥三郎兵衛
糸綿の部　濱口吉右衛門　油の部　吉村安之助
木綿の部　中村徹八　雜穀の部　西川宗兵衛

諸金屬の部　水崎保佑　綿絲の部　柿沼谷藏
砂糖の部　鳥海清左衛門　部外　小池佐一郎
部外　銀林綱雄（以上理事）
澁澤喜作　虎瀬新平　立川健藏（以上監査役）

右の諸氏はうの翌日同事務所に會合の上理事長及び專務理事を撰定したるに其結果左の如し

理事長　銀林綱男　專務理事　小池佐一郎

因に記す同營業所は假りに蛎殼町茶風館に設置し愈々より來月一日開業すると云ふ

小樽取引開業式　同取引所は去月十二日を以て開業式を擧行したり
長野米穀取引所開業式　同取引所は去月十二日を以て開業の式を擧行したり
松坂米穀取引所開業式　同取引所は去月十日を以て開業式を執行したり
三國米穀取引所開業式　同取引所は去る十日を以て開業式を擧行したり
福島蠶絲米穀取引所開業式　は去る三日を以て開業式を擧行せり
明石米穀取引所開業式　同取引所は去月十九日開業式を執行したり
清酒取引所設立の計畫　大坂の天滿及び幸町等の酒造家は資本金十万圓にて清酒取引所を設立せんと計畫中なり
酒取引所設立の計畫　京都酒造家鈴鹿辨三郎氏外同業者の重なる人々の首唱にて資本金三万圓を以て同市に酒取引所を設立せんと計畫中なり

●北海道炭礦鐵道會社の臨時總會

前號に記載したる如く北海道炭礦鐵道會社にては去月廿五日築地館に於て開會せり、西村社長議長席に就き理事井上角五郎氏說明委員となり、第一號　社債百八十万圓を募集の件、第二號社債募集の方法の議事に移り何れも大多數を以て原案に可決し次に號外議案重役月給の改正案即ち社長の月給二百五十圓とある原案に對し五十圓を增加し三百圓となすべしとの動議起り二三反對者もありたれど結局大多數を以て三百圓となすの說に決したりと云ふ

諸金屬の部　水崎保佑　綿絲の部　柿沼谷藏
砂糖の部　鳥海清左衛門　部外　小池佐一郎
部外　銀林綱雄（以上理事）
澁澤喜作　虎瀬新平　立川健藏（以上監査役）

右の諸氏はうの翌日同事務所に會合の上理事長及び專務理事を撰定したるに其結果左の如し

理事長　銀林綱男　專務理事　小池佐一郎

因に記す同營業所は假りに蛎殼町茶風館に設置し愈々より來月一日開業すると云ふ

小樽取引開業式　同取引所は去月十二日を以て開業式を擧行したり
長野米穀取引所開業式　同取引所は去月十二日を以て開業の式を擧行したり
松坂米穀取引所開業式　同取引所は去月十日を以て開業式を執行したり
三國米穀取引所開業式　同取引所は去る十日を以て開業式を擧行したり
福島蠶絲米穀取引所開業式　は去る三日を以て開業式を擧行せり
明石米穀取引所開業式　同取引所は去月十九日開業式を執行したり
清酒取引所設立の計畫　大坂の天滿及び幸町等の酒造家は資本金十万圓にて清酒取引所を設立せんと計畫中なり
酒取引所設立の計畫　京都酒造家鈴鹿辨三郎氏外同業者の重なる人々の首唱にて資本金三万圓を以て同市に酒取引所を設立せんと計畫中なり

●北海道炭礦鐵道會社の臨時總會

前號に記載したる如く北海道炭礦鐵道會社にては去月廿五日築地館に於て開會せり、西村社長議長席に就き理事井上角五郎氏說明委員となり、第一號　社債百八十万圓を募集の件、第二號社債募集の方法の議事に移り何れも大多數を以て原案に可決し次に號外議案重役月給の改正案即ち社長の月給二百五十圓とある原案に對し五十圓を增加し三百圓となすべしとの動議起り二三反對者もありたれど結局大多數を以て三百圓となすの說に決したりと云ふ

●北越鐵道會社創立發起人會

同鐵道の發起人山口縣三郎、澁澤榮一、大橋佐平、梅浦精一、大倉喜八郎、前島密等の諸氏は本月上旬帝國ホテルに集會して種々協議の末同會社の事業を擴張し一方は新發田より黑川まで本線を延長し一方は長岡小千谷間に支線を設くることに決し隨つて資本金は更らに八十万圓を增加して四百五十万圓と爲すことに決定したり

●筑豐聯合炭礦會社の期望

同會社が將來に期する所の經營は頗ぶる大なるものありと云ふ、本邦中最も炭脈の富饒なるは佐賀、福岡、長崎の三縣にして坑區分れて四百さありその坑域五千三百八十万坪の廣きに亘るもその採掘に着手せるものは僅かに之が半に過ぎず故に同會社は此等炭坑の統一を計り大に採炭の業を盛んならしめんことを期し既に二千万坪の炭坑の聯合に同盟せりと云ふ

●鯨獵株式會社の臨時總會

同臨時總會は去る七日本社樓上に開けり先づ專務取締役平松與一郎氏會長席に着き說明して曰く本社は先きに創業總會の時に於て幸にも株券募集の好結果を得たるを以て其際更らに增資の事を決議し置きたる處其後續々株券の申込あるも望人の求めに應ずる事能はざる殊に各地水產事業の勃興するに伴ふて我社に希望する者ありて各地方より漁場を開かれ度旨の請求あり勢ひ增資せざるを得ざる場合に逢せり又其筋よりも本社事業に對して補助の內意もあり九州有名の捕鯨場を所有せる某社長も本社大株主となりて盡力する事となりし等非常の勢力を有し來りしに付右增資と共に取締役一名を增員致し度き旨を述べたる處多少反對者もありたれども結局多數を以て更に　十五万圓增資の件を議定したり次に取締役には大株主杉山弘憲氏を定まれりと云ふ

●三箇月間全國の金利

大藏省の調査に係る本年一月より三月に至る三箇月間全國金利の景況は左の如し而して金利は抵當の有無金額の大小期限の長短等に關し自から利率を異にする者あり從前の調査は此等の區別に拘らず總て最高最低を採りたる故に調査上統一を欠き金融の眞相を現すに遺憾なき能はざりしが本年は貸金利息は百圓以上千圓以下の抵當貸、預金利息は百圓以上千圓以下の定期預割引歩合は特に當座手形に付調査したるものなりと云

貸金利息　全國中貸金利息の最も高き地方は福井、大分、宮崎、島根、福岡の諸縣にして福井は二箇月間一割九歩五厘を示し之に次で佐伯、延岡、宮崎は三箇月間一割八歩を示し其他は最高一割七分より最低三歩の間にあり而して三箇月間全國貸金の平均利息は最高は一月より於て一割二歩七厘二月は增して一割二分七厘八毛となり三月は減じて一割一歩三厘となり最低は一月に於て八歩八厘五毛二月は昇りて九歩三毛となり三月は少しく降りて八歩九厘四毛となる今之を前年同月の利息に比すれば左の如し

	平均最高			平均最低		
	二十七年	二十六年	比較差	二十七年	二十六年	比較差
一月	一●二七〇	一●三一二	減●〇四二	一●八八五	一●八二九	增●〇五六
二月	一●二一八	一●三〇一	同●〇二六	一●九〇三	一●八一九	同●〇八四
三月	一●一三〇	一●二七九	同●一四九	一●八九四	一●八一〇	同●〇八四

預金利息　は三春、小倉最高を占め鳥取之に次き三箇月間六歩六厘を保てり其他は最高六歩五厘より最低一歩四厘の間にあり三箇月間全國の平均は最高一月に於て五歩六毛なりしが二月は昇りて五歩一厘二毛となり三月は更らに五歩一厘三毛と進む最低は一月より於て三歩三厘八毛なりしが二月は三歩四厘三毛となり三月は更らに三歩四厘六毛と進めりこを前年同月と比較すれば左の如し

	平均最高			平均最低		
	二十七年	二十六年	比較差	二十七年	二十六年	比較差
一月	一●五〇六	一●五三五	減●〇二九	一●三三八	一●三一四	增●〇二四

二月　●五一二　同●五三一　同●〇二〇　●三四三　●二一二　同●〇三一
三月　●五一三　●五二五　同●〇一二　●三四六　●三〇四　同●〇四二

●割引日歩　は最高は延岡にして一箇月五錢六厘、川ノ石、熊本、宮崎、佐伯之れに次ぎ孰れも三箇月間五錢を保てり其他は最高四錢五厘より最低一錢五厘の間にあり三箇月間金圓の平均は最高一月二月共に三錢五厘五毛三月に至ては三錢五厘三毛に降り最低は一月より於て二錢七厘なりしが二月は昇りて二錢七厘四毛となり三月は二錢六厘九毛に降れりとを前年度同月に比すれば左の如し

	平均最高 二十七年	二十六年	比較差	平均最低 二十七年	二十六年	比較差
	錢	錢	錢	錢	錢	錢
一月	三五五	三六六	減〇一一	二七〇	二六二	增〇〇八
二月	三五五	三六一	同〇〇六	二七四	二五〇	同〇二四
三月	三五三	三五八	同〇〇五	二六九	二五二	同〇一七

●羽二重改良委員派遣の決議　横濱より海外に輸出する羽二重にして粗製濫造の弊あるを察したるや横濱絹物商組合は先き頃の總會に於て夫の檢査法の第一着として改良委員派遣の事を決議し歐米に於ける本邦羽二重の景況より居留外商の意見をも聞き右諸要件に注意すべき筈なりと云ふ

●馬關紡績會社　立の計畫　山口縣の堅田少輔氏外數名の發起にて馬關に紡績會社を設立せんと計畫し大坂の田中市兵衛、難波二郎三郎等の諸氏及京都の荒川新一郎氏に向つて贊成を求めつゝある由なり同會社は資本金五十万圓にして鍾數二万の限定なれども先づ最初は三十万圓までを拂込ましめ一万錘の器械を据付くる筈なりと云ふ

●堺段通組合　吾人は商工業家團結の必要を知ると共にうの團結をして益々鞏固ならしめ、以て精神的實行の域に進まんことを希望せり、今や商工業家大小の團結各所に起り皆々實行の域に達しつゝあり、吾人は一の團結組合を增加するを共に頗る愉快の感を生ずるなり、而して堺段通組合員七百二十餘名は去月十六日堺商業會議所に於て總會を開らき、職工敎育施設の件、職工募集及び紹介人取締の件、海外商況及び營業利害の關係に係る件等を議したり

●第四回勸業博覽會に對する醬油業者　去月中旬大坂商業會議所内に於て開會したる全國醬油釀造業大會の議案即ち第四回勸業博覽會に對し醬油業者聯合して出品せんとする事は異議なく可決ーたり

●蕃麥種の輸出　米國に於ては本邦産の蕃麥は世界中第一等に位すとの好評あり屢頃米國ヒラデルヒヤー府の某商に本邦蕃麥を播種せんとてミッキス氏より本邦駐在の米公使の許へ良種の購入方を注文ありしに付同館にては赤坂溜池の東京興農園に注文せしに同園にては東京近傍にて最も良好の評ある北多摩郡の新根ヶ崎と稱する蕃麥種四石を取り寄せ同國へ送附したりと云ふ

●全國酒造組合聯合會役員　去月十九日開會せる同大會に於て役員撰擧を行ひたるに渡邊徹(正會長)鈴鹿辨三郎、小堀貞吉(副二名)の三氏當撰せり

●日本製茶會社初輸出せんとす　本社を横濱に置き其工場を靜岡に設け既に第二回の拂込迄で濟ませし事なれば愈々本年の當季より初輸出を米國に向つて試むると云ふ

●製茶改良に關する注意　茶業組合中央會議所神戸出張所は今度各府縣の茶業組合聯合會議所其他へ宛左の注意書を發したり

拜啓陳れば製茶品質改善の事は去る明治十七年茶業組合設置以降今日に至る迄殆んど十年一日の如く當業者諸賢の孜々として御唱導御盡力は申迄も無之政府も亦常に本會の前途を深く御憂慮相成種々御奬勵御注意等殆んど至ちざる處無之候得共何分其結果の顯著ならざることは蓋し其原因一にして足ちざる次第には候得共就中彼の需要國人士の好嗜上時に大に理由を來し頻りに下等品流行の奇狀を呈せし等深き源因なりと思料仕候近くは去る明治二十四年の如き市場の有樣始終下等品の賣行頻繁にして價格も亦比較的高直を保持しつゝ押行きたるの實例も有之斯る際には組合設置の本旨を專心遵守し飽迄精良品を以て押通さんとする愚實の徒は却て他の嘲笑を招き一時の浮利に迷ふて其成行に泳ぐもの利勝の人たりと云ふ有樣往々市場に現はるゝより會々製法改善熱中の人も遂に失望落膽復立たざるに至る所謂十日之を曝め一日之を寒かすの慨みなきにあらず候尤も是等は全く一時の出來事にして決して永遠持續すべきことにあらざるは何人も認め疑はざる處に有之現に一昨廿五年新茶季節前に至り米國製茶市場の狀勢より推して開知する處によれば前年一時の奇觀に驚かされ目前の小利に惑ふて妄りに輸出せし粗製茶凡そ三百萬斤以上堆積殆んど販路梗塞其處置方に苦みたる事は明瞭なる事實として當業者各位の夙に御承知ある處に有之爲めに廿五年に於ける市場の擾亂は前廿四年に比し局面一變し來りて新茶製造以前より只管上等品の呼聲高く其價格も亦立派に維持したれば其品製造者にありては大に慰るを得たるに相違無之尚昨廿六年は不幸にして製茶賣込の中途より米國經濟界に異狀の兆を顯出し一時商業界の組織至難ありしさまで悲境に沈みたるの影響我製茶市場に波及し爲めに昨年に於ける製茶貿易の結果面白からざりしは相違無之候得共兎に角上物の賣行比較上多かりし事は事實にして特更本年は在りては去る四月廿六日新茶市　開始以來日々上等品の賣行頻繁にして今日の入荷は今日之れを賣却し去つて殆ど滯荷を唧するもの一如く其活勢訊に驚くの外無之之れに反し中物以下粗物にありては每日市場の冷過甚しく賣行遲滯價格低落の如きは素より珍しからず品質によりては隨分賣行杜絶のものさへ有之候都合、是亦一驚を喫するの外無之、非ざる至りしは決して本年唐突の出來事とは非らずして其源因とする處畢竟數年以前より輸出せし本邦粗製茶漸々外人の嗜服を醸したる所謂自然の結果と見て大差なかるべしと思料仕候當製圓既と精良品たらざれば賣行なしさの大勢前述の如く定まりたる以上は當業者にとり之より强き制裁無之只此上は益々進んで製法改善に熱度を加へ只管上物ならざらんを恐るゝの考慮を以つて進行したらんには蓋し歡樂の時代に到達すること斷じて疑はざる處なりと思料仕候時に目下各産地一番茶摘採に切迫せしを機とし此際各位に於て深く前述の次第を御賢察相成精々當業者諸氏へ御勸告の上出來得る限り製法改善の事、御注意御誘導被下候はゝ共に本業前途の爲め幸福之れより過ぐるもの無之義と思考仕候謹言

◎我國に於ける釀造業(葡萄酒)

本邦釀造業は晩近著しき進歩をよし數年前にありては藥用其他普通飲料に供する葡萄酒の如きも全く外品を仰ぐの有樣なりしが近年に至りては本邦に於て極めて良好の葡萄酒を製造しうの需用に充つるに及べり加之近藤利兵衛氏の販賣に係る

蜂印香竄葡■酒

の如きは目下支那地方へ輸出し滿州、天津其他の地方人士の好評を博し盛んに賣行けりと又同葡萄酒は內地到る處の人々之れを用ざるなく殊に衛生を重んずるの今日身体滋養品の一として衛生家の居常用に供する由而して該葡萄酒は近來賣行き愈々增加すると共にその商標を僞造又は模造するの奸商輩あるを以て同店は之に對し相當の手續を加へ彼等をビシ〳〵取り挫ぎつゝありと云ふ、吾人は同店に對し一の希望あり、并は餘事にあらず、益々品質の精を撰び粹を擢ぃ以て人身上强壯■のキングたらんことを、次に近來嶄然頭角を釀造界に顯はしたる

甲斐産葡萄酒

はうの釀造所を山梨縣東八代郡祝村に設置し宮崎光太郎氏之を主管せり、其種類は赤白の二種にして赤酒は佛國より移植せし「ジンファンデル」「ボルドノワール」

62
254

「バルデノワール」の搾汁を醸し白酒よ本邦固有の葡萄の搾汁を醸したるものにして白葡萄酒の如きは改正日本薬局方撰定に適し帝國醫科大學其他諸病院の元質に供する由、吾人は人生必需の良飲料を増すを喜ぶものなり、同葡萄酒果して良飲料なるや吾人之れを知らずと雖も醫學博士先輩の賛評に據れば無害佳良の品質たるや疑を容るべくもあらず、同商店よ勵精一番船來品をして將さに後へに僵れたらしめば如何ばかりか愉快あるぞ、勉旃、勉旃

燐寸業者の注意

今度瓜哇、安南、新嘉坡、呂宋及び印度地方に於て本邦製の燐寸に苛重の輸入稅を賦課又は増加せしとの風説ありしを以て外務省より取調方を香港領事へ照會したるに其回報左の如し

本年四月二十日付送第四四號を以て本邦製燐寸に重稅賦課の件に付御問合の旨了承候英領印度に於ては本年三月中旬綿布糸を除くの外一切の輸入品に課稅するに相成大抵の品は從價五分稅を課せらるゝ由に承り候得共香港竝各地に於て新に重稅を課する模樣相成たるとは未だ承り及ばず瓜哇呂宋等に於ても近來直稅を課する模樣なり新嘉坡にも右樣の事可有之哉なり佛領印度は佛國普通稅法千八百九十三年一月九日を以て多少の變更を加へ之れを採用なし居り其後稅法を變じたる事無之候

右の次第に付本邦製燐寸の輸出近來減少に至りたりとするも（主稅局編纂の貿易日報に據れば本年一月より三月中までの輸出高は昨年同期間の高より比し三十三万函の増加なる模見ゆ）其原因は印度に於ける外は他よ基くところ可有之歟と存候尤も本件に付猶て取調居候へ共其土地柄何分確實なることと相分らず候へば猶ほ取調の上更に報告可致候此段は不取敢右回答申進候也

明治廿七年六月廿三日印刷
明治廿七年六月廿五日發行
東京市京橋區元數寄屋町二丁目七番地
發行者 高橋開作
東京市芝區金杉町二丁目十九番地
編輯者 安島龜太郎
東京市京橋區三十間堀町三丁目三番地
印刷者 豊田稽吉
東京市日本橋區小網町四丁目二番地
發行所 京濱商工雜誌社

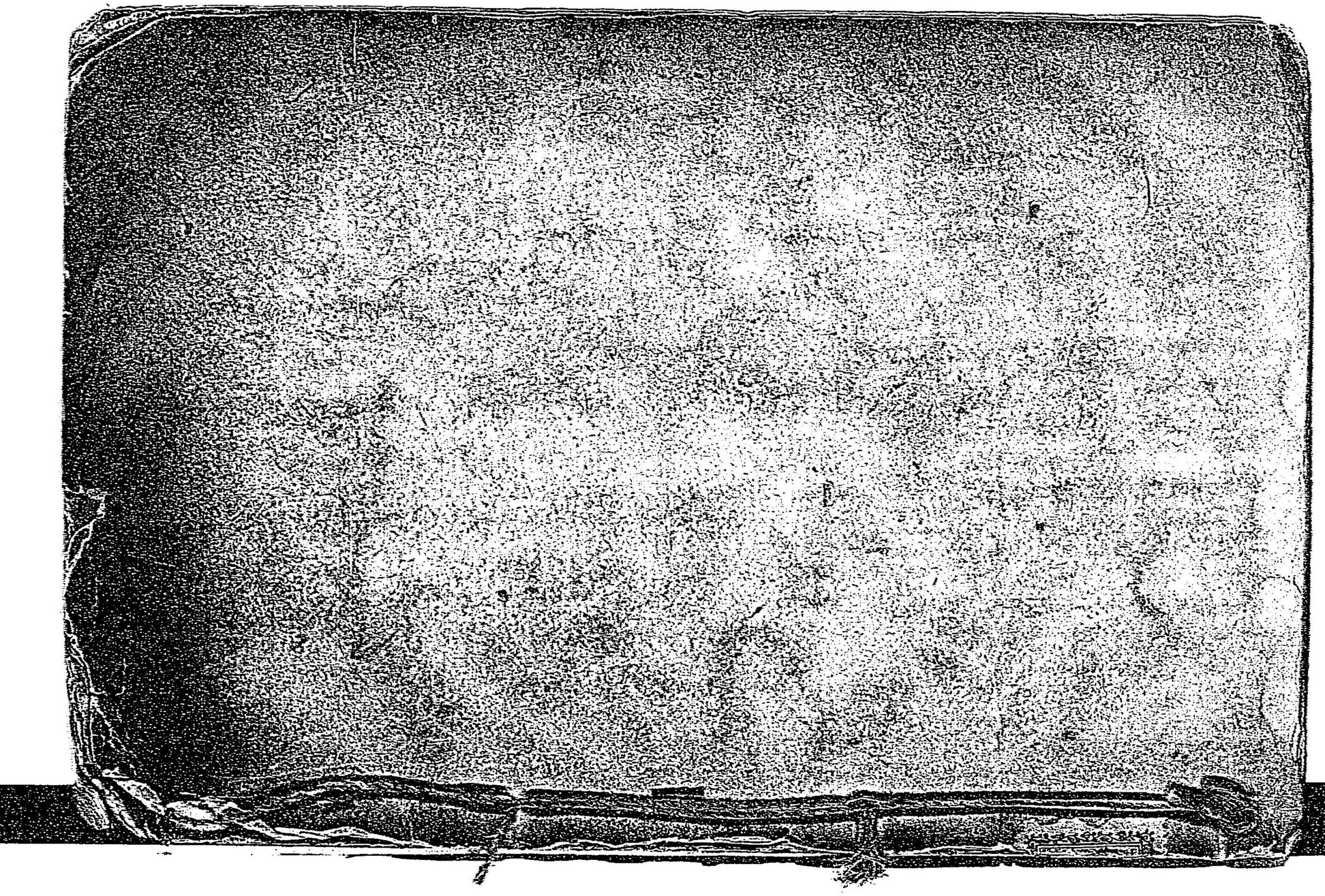

３１０４０２－０００－０

６２－２５４

京浜商工雑誌

第１－３号

京浜商工雑誌社　編

一回即ち明治五年のみにして全年を除くの外は十九年の九万三千餘圓が最多額なりしに其翌二十年以來は年一年增進して昨廿六年は終に四十七万餘圓の多きに達したり勿論廿六ヶ年の分を通計すれは內產の輸出は四百零四万餘圓にして每年平均十五万餘圓なりしに外國產の輸入は二百九十四万餘圓にして每年平均十一万餘圓に過ざさりし勘定なるか故に差引輸出の超過は百十万餘圓にして每年平均四万餘圓ありし勘あるも幷は畢竟輸出多く輸入少なかりし間をも通算せしが爲めあるのみ試みに最近五年間の出入を吟味するに輸出は合計六十六万餘圓にして每年平均十三万餘圓に過ざさりしに輸入は合計百四十八万餘圓にして每年平均廿九万餘圓を下らさりし割合なり此くの如く內產の輸出は近年次第に減少し外產の輸入は年一年增進するに至りたるもの蓋し內產の品質粗惡にして外產に及はさる證據ならんか既往廿六ヶ年間の輸出入元價左の如し

烟草輸出入廿六年間比較表

年別	內產輸出	外產輸入
元年	一〇、九一四、五五	四七、三四一、七三
二年	二八、一七九、一五	三七、〇六五、〇一
三年	四九、四九九、七三	四〇、六〇九、〇六
四年	九六、八〇三、七一	五三、六六七、七八
五年	二五〇、〇七五、五四	一二九、五五八、三四
六年	二七九、四七二、六七	六二、六四一、三四
七年	二七四、〇六九、四七	七二、二八八、七五
八年	一八四、三〇九、七三	六〇、一三二、一九
九年	七九、四九四、四一	五三、八二六、九八
十年	二八九、二九三、七三	五〇、八七二、四六
十一年	一〇六、五三七、五八	五一、〇二四、八五
十二年	一四一、七〇〇、二一	五八、一九四、四六
十三年	二〇四、三四七、八一	五四、六九〇、七三
十四年	二三七、六一六、七三	四九、九五三、一〇
十五年	七六、九三〇、七二	四九、七四七、四八
十六年	一二四、七六四、六九	六五、八八二、九四
十七年	二四六、九八九、五一	五八、二二七、七七
十八年	三九九、一三八、一三	六八、九六二、九六
十九年	一三五、六七二、五一	九三、〇八八、七五
二十年	七八、七一一、〇四	一四九、八〇八、七二
廿一年	九〇、八三三、七九	一五三、三二〇、七五
廿二年	一九七、〇二〇、一九	二一〇、〇八五、二四
廿三年	一三四、五八七、二八	二一四、七五三、八三
廿四年	一〇七、一九九、五四	二七三、一四九、三六
廿五年	一二二、三四七、四五	三一三、三九〇、七二
廿六年	一〇四、八九五、九三	四七三、六三八、六四
合計	四、〇四八、四〇一、八〇	二、九四五、九四一、二三
平均	一五五、七〇七、七六	一一三、三〇九、四三

法律ニ關スル諸事件ノ依頼ニ應ス

汎ク民刑商事訴訟代理辯護

證書立案紛議仲裁法律上ノ

質義等ノ依頼ニ應ス

辯護士 法學士 靑木八重八

法學士 得業士 理財學士 得業士

辯護士 堀之內松十郎

事務所 神田區今川小路二丁目十四番地

電話千百六十七番

事務所 京橋區元數寄屋町四丁目五番地

辯護士　高木益太郎
辯護士　小嶋忠里
事務所　東京市日本橋區上槇町八番地
電話　百十八番

（電話）五百十七番
（事務所）日本橋區本銀町四丁目九番地
（本宅）日本橋區大傳馬町二番地

特別調査の依頼に應ず

本社特に調査主任を置き有志の諸君に應じ商業に關する萬般の事を調査せしむ農工商業貿易等凡て經濟上の沿革現狀將來の見込統計等に付調査を要する事あらば何時にても申越さるべし本社は極めて僅少の手數料を以て懇切其依頼に應ずべし京濱商工雜誌社

大藏省御編纂

外國貿易月表

代金十八錢市外郵稅四錢
六ケ月前金一圓廿五錢
東京々橋區木挽町二丁目十一番地

發行所　鳳陽堂

謹告　東京米穀取引所

附屬電報を以て知方は各米穀及商品取引所の電報發信用連絡新聞社商況原稿通信印刷物配達受負諸新聞廣告取扱電話名簿書換謄寫受賃渡紹介諸商品委托買次米俵並諸物價景況電信暗號通信送來寵賃に關する御座候間何卒陸續御委托被成下度奉願候
事務所電話番號百七十一番
東京急報社米店

通信　鼻祖

出張所代話番號千七百十一番
本店電話番號千七百十七番
東京米穀取引所構內

公商人　公商政太郎

京濱商工雜誌　第貳號

明治二十七年五月十八日

論說

内地雜居の準備如何

孤鶴生

二十年來我々國民の熱望せる條約改正の大事業も最早遠からずして成功すべく又成功せしめざる可らず近來余輩の耳にする處を以てすれば從來最も困難ありし英國との談判も今回は餘程好都合に運びたる由なれば改正事業の大成を見る蓋し必ず近きに在らん我邦の實業家就中商工業者たる者は豫め方向を定め内地雜居の準備を爲さずんば時に臨で周章狼狽すると有らん世間一種の論者あり外人をして内地に雜居せしむるを非なりとし或は絶對的非雜居論を唱ふる者あり或は雜居尚早説を主張する者ありと雖も斯る議論の行はるゝを頼みにして己れ自ら後進國たり劣等國たるを白狀する者なればなり語を換て之を言へば歐米の人民は智あり勇あり資力あるも我邦の人民は智なく勇なく資力なしと稱し又彼は强者あるも我は弱者なりと吹聽し先づ自ら其歩を譲り先づ自ら其腰を折る者なればなり然らば則ち現行不利の條約を改め對等同權の新條約を締結すると云ふ事は取りも直さず外人に與ふるに内地雜居の自由を以てすると云ふ事の別語のみ苟くも改正を欲せざれば止む對等條約を望まざれば止む若し夫れ之を欲し之を望まば内地雜居の自由豈に之を與へざるを得んや我邦の商工業者は臆病風に吹立てられたる非雜居の俗論に迷ふと無く條約改正の事成ると同時に外人内地に入り來る可しと覺悟して急ぎ其準備を爲す可きあり條約改正愈よ成り外人の雜居愈よ始まらば其影響する處果して如何我邦の商工業は仍ほ依然として今日の狀態を保つを得べきか我邦の商工業者は尚ほ現在の地位を保つを得べきか其入來る外人は主として如何なる事業に着手すべきか如何ある手段方法を以て我邦の商工業者に當る可きか凡そ此等の問題を考究して豫め雜居論に備ふるは蓋し今日の最大急務ならん余深く熟ら考ふるに内地を開放して外人の雜居を許すは彼我の商工業